

星槎道都大学研究紀要

The Bulletin of Seisa Dohto University

第4号



2023年3月

星槎道都大学

Seisa Dohto University Hokkaido, Japan

星槎道都大学研究紀要

第 4 号

星槎道都大学

2023 年 3 月

目 次

〈査読論文〉

「資格の効果」に関する一考察	高 見 啓 一	1
進化 (Evolution) と革命 (Revolution) の社会主義		
—ドイツと英国における社会主義的進化思想と J. A. シュンペーターのヴィジョン—	小 林 大州介	13
学習者の制御適合が非同期型 e-Learning の学習意欲に及ぼす影響		
.....	近 澤 潤・野 村 拓 也・由 水 伸	29
実習前評価システムに関する一つの考察Ⅶ	杉 本 大 輔・櫻 井 美帆子・畠 山 明 子	37
北海道における精神保健福祉士の継続教育にかかる一考察	西 野 克 俊	55
農福連携事業のアンケート調査結果からみる障害者の就労支援の課題		
.....	畠 山 明 子・大 原 昌 明・杉 岡 直 人	61

〈研究ノート〉

欧州連合 (EU) の多年度財政枠組み	小早川 俊 哉	77
ケアラー支援の動向と支援の在り方に関する一考察	大 島 康 雄	83
ソーシャルワーク演習 (専門) における事例研究の授業展開について	櫻 井 美帆子	91
家族システムに関する一つの考察	杉 本 大 輔	97
保育実習指導の教育的効果に関する研究	吉 江 幸 子	101
スピーチ場面の否定的感情に対する話者の社交不安の影響		
—原因の認知を媒介とした検討—	吉 澤 英 里	109
防災教育プログラムとしての「地域共生プログラムⅢ」における実践成果についての考察	安 藤 淳 一	117
映像制作に於ける演出		
演出と描写	北 嶋 洋 一	125

〈実践報告〉

大学女子バレーボール選手への VBT デバイスを活用したトレーニング効果の検討	天 野 雅 斗	143
保育者養成における保育実践力育成に関する研究—Ⅴ		
—運動遊びを通じた交流実践報告—	吉 江 幸 子	151

〈作品〉

.....	林 春 生	159
.....	西 田 陽 二	161
.....	梅 田 力	165
.....	北 嶋 洋 一	167
.....	三 上 いずみ	171
.....	浩 而 魅 論	173

Contents

〈Peer-reviewed paper〉

Considering the Effects of Qualifications	TAKAMI Keiichi	1
Socialisms of “Evolution” and “Revolution” at the early 20th century. —Socialist Evolutionism and Schumpeter’s vision.	KOBAYASHI Daisuke	13
The Effect of Students’ Regulatory Fit on Motivation to Learn e-Learning	CHIKAZAWA Jun NOMURA Takuya YOSHIMIZU Shin	29
One Study Considered with the Estimational System for Social Work Practice VII	SUGIMOTO Daisuke SAKURAI Mihoko HATAKEYAMA Akiko	37
A Study on Continuing Education for Psychiatric Social Workers in Hokkaido	NISHINO Katsutoshi	55
The Theme of Employment Support of the Handicapped based on the Mail Survey for Welfare Corporations Working Agriculture	HATAKEYAMA Akiko OHARA Masaaki SUGIOKA Naoto	61

〈Research note〉

Der mehrjährige Finanzrahmen (MFR).....	KOBAYAKAWA Toshiya	77
One consideration about the way of a trend and the support of the carer support	OSHIMA Yasuo	83
Social work I can put it for the practice class of the case study	SAKURAI Mihoko	91
One Argument Considered with Family System Theory for Social Work	SUGIMOTO Daisuke	97
Research on the Educational Effects of Childcare Practical Training Guidance	YOSHIE Sachiko	101
Influence of Speakers’ Social Anxiety on Their Negative Affect during Speech Situations: Recognizing Causes as a Mediator	YOSHIZAWA Eri	109
Consideration of practical results on Disaster prevention education program in “Community symbiosis program III”.....	ANDO Junichi	117
Directing in movie production Direction and Depiction	KITAJIMA Youichi	125

〈Practical report〉

Verification of Training Effect Using VBT Devices for Collegiate Female Volleyball Players	AMANO Masato	143
Study on training practice ability of nursery care for nurturing teachers-V —practical report on exchange through athletic play—.....	YOSHIE Sachiko	151

〈A Work of Art〉

.....	HAYASHI Haruo	159
.....	NISHIDA Youji	161
.....	UMEDA Isao	165
.....	KITAJIMA Youichi	167
.....	MIKAMI Izumi	171
.....	HIROJI Miyu	173

査読論文

査読論文

「資格の効果」に関する一考察

高見啓一

要約

本研究では、日本における「資格（検定）」の効果について、「誰」にとっての「何」をもって「効果」と見なせばよいか明らかにするため、先行研究の視座や測定項目を整理・分析した。資格の効果に関しては、研究対象とする「資格の範囲」や対象者の属性・業種・業態等の「所与の条件」によって大きく結論は異なるものの、「労働者側」、「組織側」「職業集団」、「認定側」そして「学生」といった視点から見ることができる。先行研究にはない新たな視点として、資格取得による労働者の「就職活動における効果」や「定量的な給与上昇効果」、組織の「業務や戦略にどう役立ったか」という点を詳細に見ていく必要性が明らかとなった。学生にとっての資格の効果について先行研究では「業務への効果」が具体化されていないことや、高い資格志向の背景に「学歴や大学の学びへの不満足」があること、「高校生にとっての効果」を詳細に分析した研究がないことなどが課題として浮かび上がった。

1 研究背景と目的

近年、我が国の労働市場では流動化の動きが著しい。経団連の中西宏明会長も「終身雇用は制度疲労」と述べた上で、「内部転換や外での活躍」を労働者に求めている（朝日新聞、2019年5月7日号）。このような雇用流動化に対応できるスキルについて、厚生労働省では、「ポータブルスキル」と定義した、業種や職種が変わっても通用する、持ち出し可能な能力を推奨している（厚生労働省WEBサイト）。

このような持ち出し可能な能力として、本研究では中小企業診断士や日商簿記検定などのビジネス系資格に着目したい。厚生労働省が定義するポータブルスキルには、「現状の把握」、「課題の設定」、「計画の立案」といった、ビジネス場面で必要となる能力要素が列挙されており、「ポータブルスキル診断」ではポータブルスキルを活かせる職務一覧として、「経営戦略」、「人事・労務管理」、「営業・マーケティング」などのホワイトカラー職務が診断結果として出力される。このことから、ポータブルスキルは主にホワイトカラーのビジネス場面を想定したものであり、その要素はビジネス系資格で学習する内容との親和性が高いことが分かる。

資格の中でも特に、国や公的団体が付与する「公的資格」は、特定の知識や技能が一定水準に到達していることを公的に証明し、客観的評価や社会的信用に寄与するもの（宮下、2013）であり、我が国の労働市場においても資格がもてはやされて久しい（山本・岡島、2021）。しかしながら、実際問題として公的資格の推進を図る上では、

ビジネス資格取得によって得られる能力や、それに伴う評価や社会的信用、そのアウトプットとしての就職や収入といった「効果」について測定していくことが求められる。

その一方で、資格の効果について統一した指標はないのが現状であり、今後の研究調査に向けては、「誰」にとっての「何」をもって「効果」と見なすのかを明らかにしていく必要がある。そこで、本研究では先行研究サーベイにより資格の効果に関する分析視座を固め、今後調査すべき項目を確認するとともに、明らかにされていない観点を検討したい。

流動化する日本の労働市場において、ポータブルスキルとして期待できる公的資格の評価指標を定めることは、今後、教育効果の測定などビジネス系資格の研究を進めていく上で、理論的な拠りどころとすることができる。また、実践的にも、労働者や企業にとっては取得・推奨の目安に、国家や資格主催団体にとっては資格制度の改善に寄与できる。そして、大学教員などの教育関係者にとっては「資格は取った方がよいのか?」、「どの資格を取ればよいのか?」という学生の素朴な質問に対して、明確に答えるための基盤形成につながるものと期待できる。すなわち、全ての関係者にとって重要となる「資格の意義は何か?」という根源的な問いの出発点として、本研究を位置付けたい。

論文の構成としては、まず日本の資格の効果について検討を行っている先行研究や先行調査のアプローチを確認し、資格の効果に関する研究視点や主張・結論を確認する（第2章）。次に、上記の先行研究で測定や主張が行

われている効果項目（評価指標）について整理・分析するとともに、今後求められる研究・調査の方向性について検討する（第3章）。最後に、分析結果をまとめるとともに、先行研究が着眼していない新たな視点を提言したい（第4章）。

なお、本研究が対象とする「ビジネス系資格」については、厳密な定義はなく、後述する先行研究により研究対象範囲は様々である。本研究では、今野・下田（1995）が対象としている「ホワイトカラー関連資格（簿記や中小企業診断士など）」をビジネス系資格として想定していくことにする。

2 先行研究サーベイ

(1) 労働者と資格

ホワイトカラー関連資格を検討したものとして、資格を取ることが取得者にとってどのような意味があるのか検討した今野・下田（1995）は、資格の経済的な意味として、「労働者の能力を証明する役割」と「買い手が財やサービスの提供者の能力を知ることができる」という2点を挙げており、ここからホワイトカラーにとっては「所得向上効果」と「キャリア向上効果（就職・転職しやすい、独立できる、企業内昇進に役立つ）」が出るとしている。この視点に基づき、中小企業診断士や公認会計士など8つの資格取得者のデータを分析した結果、「年収1000万円以上が全体の45.6%を占める」、「資格取得後のキャリアの満足度が高い」といった肯定的な効果を明らかにしている。

宮下（2013）は、日米英の企業勤務者（ホワイトカラー）の資格に対する評価を比較するため、各国400名への調査票調査を実施している。調査の結果、「米英では資格取得を用いた人材育成が日本よりも重視されている」、「米英では昇給が資格の効用として評価される」、「日本での資格取得は米英におけるほど、評価や給与に有利ではない」といったように、米英に比べて我が国では資格取得の重要性や、直接的効用への評価が低いことを明らかにしている。その一方で、日本での資格は「担当業務に必要」、「知識技能の社会的評価」といった長期的なメリットへの評価が高く、ビジネス学位・MBAについては「転職に有利」と評価されていることも明らかにしている。

資格が社会的地位の達成に与える影響を調査した阿形（1998）による1995年の「社会階層と社会移動（SSM）調査」のデータ分析では、性別の差に着眼している。男子に関しては資格による現職威信と収入への影響はほとんど認められなかった。その一方で、女子に関しては40歳代以上の世代で平均収入の差が確認され、ほとんどの

世代で職業威信の差が確認されている。この差の理由として、男子が取得することの多い工業関係資格では、職業威信や収入の増大効果が少ないものと推察され、職業機会が男子に比べると限定的な女子では、資格が希少価値としての意味を持ち、資格保持者が有利になると分析されている。

阿形（2010）による2005年のSSMデータ分析では、資格の効果に関して「収入にはプラスの効用をほとんどもたらさない」、「特定の学歴集団においては常雇いになりにくい確率を示す」、「ある種の資格は大企業に勤める確率を低める効果を持つ」といった、否定的な結論を導き出している。今野・下田（1995）の結論と真逆になった理由として、SSM調査では、中小企業診断士などの大卒層をターゲットにした取得困難資格は、調査の1.3%しか出現していない（すなわち多くの人がアクセス可能な一般的な資格ではない）という点が指摘されている。

阿部・黒澤・戸田（2004）は、資格取得に活用される「教育訓練給付制度」の利用実態から受給者と非受給者の所得を比較したほか、民間人材紹介会社のデータから転職における資格の有効性を検証している。その結果、阿形（2010）と同様、「所得面への影響をとらえることはできなかった」としている。一方、転職への効果については、「内定に対しては効果を持たないが、書類通過には通過確率を高めるといった効果がある」ということが確認された。また、「IT関連業種においては有意に転職内定を高める効果があった」としている。

今野・下田（1995）や宮下（2013）は「ホワイトカラー」のみを分析対象としている一方で、工業関係資格や保育士などの専門職も対象としている阿形（1998, 2010）や、教育訓練給付制度を分析した阿部・黒澤・戸田（2004）は、ともにホワイトカラーのみならず幅広い資格を分析対象としている。本研究の対象である「ビジネス系資格」は、ホワイトカラーに近いものではあるものの、今後の研究に当たっては調査対象を明確にした上で、阿形（2010）の主張する資格のアクセス可能性や難易度といった面（たとえば日商簿記であれば、級ごとの調査分析）や、資格と結びつく職業との関連性（阿部ほか（2004）であればIT資格とIT関連業種など）を、考慮する必要性が浮かび上がる。

ターゲットや職業を明確にしたものとして池田（2015）は、2005年のSSM調査データの分析対象を「女性の再就職」に絞り、職業資格の効果を分析している。その結果、「入職後に取得した職業資格は再就職を促進する効果をもつ（一方で入職前の取得資格は効果がない）」という点を明らかにしている。職業資格としては看護師や保育士といった「専門職」だけでなく、「事務職」での再就職に対しても効果を持つ可能性を明らかにしており、事

務系（その他）資格として「簿記」の取得割合が高かったという。

(2) 組織と資格

ここまでは労働者側にとっての資格の効果であったが、雇用側すなわち「組織側」にとっての期待効果について分析を行った代表的な調査として、日本労働研究機構（1999）（以下、「機構（1999）」と略す）がある。この調査では、全国・全業種の企業における人事・教育担当者に対し、企業側から見た資格・検定の役割（評価）や、取得奨励・取得援助の現状を尋ねており、1,194件の質問紙を回収している。

評価項目としては、「従業員が、専門性に対する意欲を高める」、「従業員が、自分の能力を冷静に見直せる」という職業能力開発促進機能の側面と、「社内の職業能力評価を補完する」、「対外的に自社の従業員の職業能力をアピールできる」という職業能力評価機能の側面に分けて分析している。これらの効果については業種によって大きな差があるほか、社内における義務・奨励資格の有無によっても差が生じている。

また、この調査では、設問である「社内での資格の位置づけ」、「取得までの支援」、「取得後の褒賞」、「昇格・昇進との関係」、「取得を指示・奨励する理由」の観点から、その回答傾向の共通性により資格を類型分けしている。ここでは「有資格者採用型（薬剤師・看護師等）」、「褒賞なし／業務必要型（危険物取扱者・衛生管理者等）」、「褒賞あり／業務必要型（電気工事士・税理士等）」、「褒賞あり／業務必要／対外アピール型（建築士・宅地建物取引主任者等）」、「褒賞あり／対外アピール型（中小企業診断士・情報処理技術者等）」、「知識・技能習得／勉強会実施型（社内検定・技能士等）」、「知識・技能習得／自己啓発奨励型（日商簿記・販売士等）」の7類型を見出している。資格の種類によって、期待効果や処遇が大きく異なることがここからも見えてくる。

新しい調査としては、労働政策研究・研修機構（2015）（以下、「機構（2015）」と略す）があり、機構（1999）の調査項目を踏襲しているが、新たな調査項目として「資格・検定を取得した従業員に対する人事管理上の措置」が加わっており、この観点から「昇進・昇格反映型（販売士・簿記等）」、「配置反映型（社会保険労務士・語学検定等）」、「手当支給型（薬剤師・宅地建物取引主任者等）」、「一時金支給型（中小企業診断士・情報処理技術者等）」など具体的な措置に基づいて資格を分類している。加えて、この調査では「採用・登用における資格の活用」についても尋ねており、採用に当たって資格・検定を重視する傾向は、業種により大きく左右され（医療・福祉・建設で重視傾向にある）、従業員規模がより小さい企業

において資格・検定を重視する傾向が見られている。

(3) 学生と資格

ここまでは「ビジネスパーソン」にとっての資格の効用を確認してきたが、次に将来の労働者になっていく「学生」にとっての資格の効果进行分析した先行研究を確認していく。

葛城（2007）は、偏差値50程度の中堅私立大学の社会科学系・人文科学系学部において、1,300名の学生（1年生と3年生）に対し、資格志向に関する調査票調査を実施している。因子分析の結果、「精神的効用」と「実利的効用」および「資格否定」の3因子を導き出している。資格取得によって得られる心理的な満足感を重視する精神的効用は「勉強のやりがい」、「人間的成長」などで構成され、資格取得によって得られる直接的・間接的な利益を重視する実利的効用は「就職活動で有利」、「学歴よりも資格が重視される」などで構成される。これらの因子と、学生の「学習行動」や「就職意識」等との関係を分析したところ、資格に精神的効用を強く求める学生は、職業意識が高く、大学における学習も真面目に取り組みながら、現実に資格も取得しようとしていた。その一方で、資格に実利的効用を強く求める学生は、職業意識が低く、大学における学習に真面目に取り組まないという傾向が出ている。そのため、後者の学生の学習のインセンティブを高めるためには、資格に「就職偏差値」のような意味合いを付与することが重要だとしている。

曾我ほか（2002）・中島ほか（2002）は、中国・九州地方の計4大学の全学部6,956名の学生に対して資格取得意識に関する質問紙調査を行った。この調査では、「必須以外の授業科目を選択する理由」として、「興味深さ」を重視する学生が最も多い半面、「免許・資格との関わり」を重視する学生は少なかったといい、学年が上がるごとにその傾向が強くなることも明らかにしている。「免許・資格を取得したいと思う最も強い動機」については、「就職に有利」と「知識・技能の幅を広げたい」という回答が多くなっており、学科の学習内容に関連した資格への取得志向が多い傾向が見られた。このことから、学生や企業が求める資格を適切に把握することの必要性を主張している。また、この調査対象大学では商業・経済系の学科を有していないため、商業実務系の資格についての嗜好は強くないものの、簿記については10%近くの関心が寄せられたという。

地方私立大学における新入生調査を行った山田（2003）は、新入生の大学選択の理由として「資格が取れるから」が58.6%で4位となっており、AO入試の新入生では70.4%と非常に高くなっていった。これはAO入試で高校時代の取得資格が評価されることが影響しており、取

りたい資格で「簿記」が76.6%と最も高いことから、商業高校の出身者が多いことが予想される。大学に対する期待については「資格取得のための学習・受験指導」が90.8%で2位となっており、このような「資格主義」が浸透した要因として、①学歴社会への対抗策、②学歴社会の崩壊による新たな差別化指標、③地元志向の高まり（同じ大学内の学生との競争になっても差別化できる）、④大学教育に対する不信感（大学での教育内容が職業と結びつかない）が背景にあると提言している。

ここまで、学生と資格取得との関係を先行研究で確認してきたが、調査対象や着眼は異なるものの、総じて大学生の資格取得志向は高いようである。葛城（2007）では78.6%、曾我ほか（2002）・中島ほか（2002）では82.10%、山田（2003）では94.3%の学生が、資格取得志向を持っていた。

(4) その他の視座

ここまで労働者側、雇用側、そして学生にとっての資格の効果や取得の背景を確認してきた。阿形（2010）の分類では、資格の効用を「個人に現れるか、組織に現れるか」、「選抜に利用するか、育成に利用するか」の2軸で分類しており、ここまでは前者の分類と軌を一にするものと考えられる。では、個人（労働者）と組織（雇用者）に加えて、残されたパースペクティブすなわち他に見るべき対象や視点はないか確認していきたい。これに関して参考になるものとして、山本・岡島（2011）が社会学の観点から、「①労働者にとっての職業資格」、「②雇用組織にとっての職業資格」に加えて、「③職業集団にとっての職業資格」、「④国家にとっての職業資格」という4つの視点があると主張している。③④はこれまでに見てきた先行研究にはない着眼である。

職業集団にとっての職業資格には、同業者の共通性・相似性に基づく、資格の地位を確保・向上するための「共闘」が見られるという。すなわち業務独占資格に代表されるような新規参入者の数の制限（試験の難易度維持等）や、国への働きかけ、職業威信の向上といった機能がある。一方の、国家にとっての職業資格は、「（資格を）認定する側」の効用に着眼したものである。これには、有資格者の技術を認定することによる「公共の福祉の実現（サービス利用者に対する品質保証）」という機能に加えて、「経済成長の促進」という効用があるという。実例として、昭和40年代に多数創設された、労働安全衛生法に定める「技能的国家資格（移動式クレーン運転者等）」は、資格保有者に対する効用は見いだせないものの、当時の膨張する第2次産業における労働環境の改善や、労働力の維持・定着という効果があったと分析している。このような視点から見ることで山本・岡島（2011）は、職業威

信の高い上位国家資格と、労働力維持としての技術系資格の存在が、社会的ヒエラルキーの再生産になっている可能性を指摘している。

本章においては、労働者側と雇用側、そして学生における資格の効果に言及してきたが、加えて職業集団側（たとえば有資格者団体）や、認定側（国や商工会議所など）の調査を行う必要性が浮かび上がる。

3 資格の「効果」を示す項目とその分析

本章からは、本研究の目的である「資格の効果」をどうとらえるかについて検証する。第2章で確認した先行研究をもとに、資格の効果として測定や主張をしている項目を表1のとおりまとめた。山本・岡島（2011）のモデルに従い、まず「誰にとっての効果か？」という視点で大きく4つに分類した。それぞれの詳細を確認しながら、今後必要になると考えられる研究・調査の方向性について検討していく。

(1) 労働者にとっての資格の効果

「労働者にとって」の効果については、直接的な「収入・所得の向上効果」がその多くを占める。これについては時間軸に従えば、「就職（転職）」→「業務」→「処遇」→「独立・開業」というプロセスで効果を分類することができる。収入・所得以外の効果としては「社会的評価の向上効果」、「自己啓発の効果」という間接的な効果が見えてくる。加えて、資格取得の「効果」というよりは「先行要因」に該当するが、「受験しやすさ（時間的余裕や取得のしやすさ）」という項目も設定することができる。

それでは、労働者にとっての具体的な効果やメリットについて確認していく。

まず「就職（転職）」に関しては、その「成否（入社）」のみならず、「常雇いの有無」や「企業規模」といった条件面も挙がっていた。これらの項目以外にも、雇用契約の条件面など、志望者が自己の希望に合った就職・転職に成功しているか（たとえば「上位志望の就職先か否か」など）という面も見えていく必要性が浮かび上がる。加えて、阿部ほか（2004）のように「書類通過」→「面接」といった、プロセスごとの効果を追う必要性も浮かび上がる。本稿で取り上げた先行研究には見られなかったが、具体的に就職活動のどのような「場面」で生きるのか（たとえば「面接で資格について聞かれる」、「資格の知識を活かして質問に答えられる」等）も見えていくことが求められよう。

次に「業務」に関して、「担当業務に必要・仕事に役立つ」という直接的な効果は、労使ともに期待の大きいところである。しかし、後述する組織側の「能力開発」に

も関係するが、機構(1999, 2015)の調査のように、資格で得られるノウハウには「基礎的知識」から「幅広い知識」までグラデーションがある。業務に直接関連する知識なのか、やや体系的な知識なのか、「シングルループ学習」と「ダブルループ学習」といった枠組み(Argyris, 1977)で質問を設定し、資格に対する労働者自身の真の「学びのニーズ」を探っていくことも求められるだろう。

「処遇」に関しては、労働者にとって最も期待の大きいところであり、先行研究も多い項目である。「手当」や「昇給昇格」などがこれに含まれるが、まとめると「給与」と「地位」の2つになる。特に給与は定量的な把握も可能な項目であることから、今野・下田(1995)のデータに見られるように、実際の上昇額や上昇率などを調査していくことで、資格の効果に関し、より説得力のある説明ができるだろう。また、処遇面で今後注目したい点としては、労働者側の期待と雇用側の施策とのギャップや課題である。資格を取得した労働者側の期待ほどには組織側から与えられる処遇が向上していないような場合には、課題の分析やギャップ改善のための施策が求められる。

「独立・開業等」に関しては、今野・下田(1995)の分析では、主要国家資格取得者は「成功している」との分析になっていた。近年では終身雇用制度の限界を背景に「副業解禁」など、多様な働き方が広がっていることから、さらに掘り下げていきたいテーマである。

次に、「社会的評価の向上効果」については、「職業威信」といったスコアで代用されるように、直接的な効果は見えにくいものの、阿形(1998)や山本・岡島(2021)が注目するように、とりわけ難関資格取得者にとっては大きな効果(メリット)となっている可能性がある。

「自己啓発」については、「学習や習得の目安」や「自分に自信が持てる」など、自己の能力の把握や確認に一定のニーズがあるようだ。すなわち「自己分析」としての効果があるものと想定される。

労働者の項目分析の最後に、注目すべきポイントとして「取得のしやすさ」がある。これは資格そのものの「効果」ではなく、労働者の「資格志向」を高める先行要因である。本来はこの表とは別建てで分析すべき項目ではあるため、網掛けにしてあるが、いわゆる「期待理論(Vroom, 1964)」を想起すれば、労働者がどれだけ資格に対して効果や価値を感じている、労働者が感じる「合格可能性」が学習モチベーションの一端を担うという面は軽視できない。これと関連して、表1には含めていないが、組織側が実施する各種の「支援策(たとえば受験のための資金援助や時間的配慮など)」などに視点を移す必要性が浮かび上がる。

(2) 組織にとっての資格の効果

「組織にとって」の効果は、いわゆる人的資源管理論のミシガンモデル(Tichy et al., 1982)に従うと「評価システム」「採用・配置システム」「報酬システム」「能力開発システム」の4つのサブシステムを網羅していることから、この視点でまとめた。ここに該当しない広義の能力開発としては、従業員側の「モチベーション向上」や「キャリア形成」を期待する効果も見えてくる。加えて、組織側の「戦略上の必要性」から資格を学習・取得させていくという観点も先行研究に共通して見られた。

それでは、組織側にとっての具体的な効果や施策について確認していく。

「評価」に関しては、従業員の能力を見る「客観的な水準」として資格を活用するという視点が期待される。一般にイメージされる資格の持つ本質的な効果であり、これが後述の様々な施策につながる。

「採用・配置」に関しては「採用」や「労働力調達」に役立つという視点があり、具体的な施策として、「有資格者を採用する(採用条件とする)」ほか、労働者の「昇進・昇格」や「配置や異動」にあたって資格を考慮するという取り組みなどが考えられる。

「報酬」に関しても、労働者の「処遇管理」と関連するところであるが、「昇給の額や率」、「資格手当」、「賞与への上乘せ」、「表彰」など、具体的な施策には幅広いものがある。労働者側の分析で述べた実際の上昇額や上昇率に加えて、「どのような報酬に関連づけているか」、「(報酬の方法によって)資格取得率や取得モチベーションに差が出るか」といった点も、今後の調査視点として期待できる。

「能力開発」に関しては、従業員の資格取得に対して、一定の能力向上効果を期待していることが前提となっている。これについては労働者側の分析で述べたとおり、その知識にはグラデーションがあり、業務との関連性も様々であることが予想される。また、資格の取らせ方に関しても、機構(1999)で類型分けされていたように「業務命令」から「奨励」までグラデーションがあることが分かる。今後の研究においては、検定の種類を絞った上で、「どのような能力の向上を期待しているか」、「業績等との関連は出ているか」といった詳細なデータを取っていくことが求められる。

能力開発とは分けて分類したが、「従業員のモチベーション向上」や「従業員のキャリア形成」も従業員育成では重要な項目である。前者に関しては、「専門性に対する意欲」、「自分の能力の見つめなおし」、「プロフェッショナル意識」といった様々な効果が期待できる。後者に関しては、従業員の「個人財産」としてのキャリア向上やステータス向上といった効果が期待できるが、終身

雇用制度が転換期を迎えていく今後においては「従業員の再就職に有利」という効果に組織側の注目が集まることも予想される。

最後に、「戦略上の必要性」と分類したが、授業員に資格を取得させることは、「社外にアピール」できることや、「法規対応上」や「業界での取引上」必要であること、「国際展開上」求められるといった、組織側に戦略上のメリットがあることが分かる。これに関しては企業ごとに無数のメリットが考えられるため、様々な事例を集めていくことが実態把握に有効であろう。

(3) 職業集団、認定側にとっての資格の効果

「職業集団にとって」の効果は、山本・岡島(2011)のいう職業集団にとっての「界(同業カテゴリーの人々により構成された独自の社会的領域)」の保護にある。すなわち、難関国家資格や独占業務資格に代表されるように、「参入者の数を制限」することなどによって、当該資格保有者の「職業威信の向上やヒエラルキーの構築」を図ることができる。今後は、職業資格団体を対象にした先行研究を見ていくことで、職業集団にとっての資格の持つ様々な期待効果を挙げていくことが可能となろう。

「国にとって」の効果は、国家資格以外の資格も考慮し「国(認定側)にとって」とした。これに関しては山本・岡島(2011)が言うように「サービス提供者の品質保証」や「(資格保有者の)組織統制」を図るといった「統制面」の効果に加えて、技能的な国家資格のように「(特定産業等への)労働力の確保・定着・維持」を図るといった効果が考えられる。これは、IT分野における情報処理技術者試験のように、現在もお強い期待が集まっている効果と考えられる。国のみならず、資格・検定の実施機関(たとえば商工会議所など)も対象にした調査研究が求められる。

(4) 学生にとっての資格の効果

山本・岡島(2011)が言及していない「学生にとって」の効果については、その多くが労働者の効用に該当することから、「学生にとっての効果(労働者目線)」として、「労働者にとって」の効果と対応づけた。労働者目線の効果に該当しないもの(主に在学中の学業における効果)は、「学生にとっての効果(学生目線)」として別建てにした。

前者に関しては、「就職」と「待遇」と「社会的評価」に集中していた。「業務」への言及は、曾我ほか(2002)・中島ほか(2002)が「就きたい職業に必要」という項目を設けている程度であり、学生側も大学側(大学教員)も、ともに資格と業務イメージが具体的に結びついていない可能性が見えてくる。学生や大学が期待する就職可能性

や待遇の向上は、業務パフォーマンスへの期待が前提となっていることを、いま一度伝えていく必要があろう。また、近年は終身雇用制度の崩壊に伴い、副業や起業にも注目が集まっており、起業家教育・アントレプレナーシップ教育という観点からも、将来の「独立・開業(起業も含む)」にも資格が効果を持つことを伝えていくことは有効であろう。また「社会的評価」については、「学生自身の学歴」および「学歴社会」への薄い期待感を背景とした項目が挙がっている。就職活動や待遇に比べると漠然とした項目ではあるが、学生の資格取得ニーズとして非常に重要であることが分かる。

後者の「学生目線」に関しては、葛城(2007)の言及する「精神的効用」と「実利的効用」に分類できる。このうち「実利的効用」については多くが「労働者目線」に振り分けられるため、学生目線で見た実利的効果としては「大学の成績」や「大学自体の評価」の向上がニーズとして浮かび上がる。一方の「精神的効用」については、労働者目線でいうところの「自己啓発の効果」に近く、山田(2003)が指摘したような「大学の学び(教育内容・能力指標・達成感)への不満」が背景にあることも軽視できない。葛城(2007)のように、大学の成績や就職意識などの相関関係を見るような、教育分野における資格研究が広がることが期待される。

4 まとめと今後の課題

(1) まとめ

本研究では、資格・検定について何をもって「効果」ととらえ、今後どのような要素を検証していくべきか明らかにするため、資格の効果について検討を行っている国内の先行研究や先行調査のアプローチを確認した。

資格の効果に関しては、研究対象とする「資格の範囲」や、対象者の属性・業種・業態等の「所与の条件」によって、大きく結論が異なることが分かった。効果の対象としては労働者側や組織側の視点を中心となるものの、これに加えて、職業集団や認定側の視点から見る効果があることが分かった。さらに、学生の資格志向を調査分析する研究も出てきており、総じて学生の資格志向は高いことが分かった。

効果を示す項目に関しては、労働者側については「就職(転職)」→「業務」→「処遇」→「独立・開業」というプロセスで分類できる直接的な収入・所得の向上効果と、「社会的評価の向上効果」、「自己啓発の効果」といった間接的な効果が、先行研究から確認できた。加えて、資格の「取得のしやすさ」が取得モチベーションにつながる可能性にも着眼する必要がある。先行研究にはない新たな視点として、就職に関しては「自己の希望の達成

具合」や「就職活動のどの場面で資格が生きたか」といった点を、詳細に見ていく必要性が明らかになったほか、給与の「上昇額や上昇率」を定量的に見ていく必要性が明らかとなった。

組織側に関しては人的資源管理の4システム（評価・採用配置・報酬・能力開発）や「従業員のモチベーション向上」、「従業員のキャリア形成」といった効果のほか、社外へのアピールといった「戦略上の必要性」という観点があることが確認できた。今後の研究においては労使ともに、「業務に役立った学び」の具体的な内容や、「戦略上、資格が寄与した内容」や「業績との関連」について様々な事例を集め、理論化の筋道をつけていくことが、資格の適正な評価・発展に向けて求められる。

学生にとっての効果は、「労働者目線（就職活動時や就職後の効果）」と「学生目線（学業における効果）」に分けることができた。前者においては「業務」への効果が具体化されていない点が課題であると考えられ、学生の「学歴」に対する薄い期待感も軽視できない。後者に関しては大学の学びに対する学生の不満足が背景にあることが明らかとなった。ともに、大学教育と資格を考える上では重要な視点であり、教育分野における研究の広がり求められる。

そのほか、「職業集団」や「国（認定側）」にとっての効果も、有資格者団体や資格主催団体を対象とした調査など、今後の広がり期待される分野として注目できる。

(2) 研究の意義と今後の課題

本研究では、資格の効果に関する先行研究のアプローチの違いや、評価指標の分類分けを行ったことにより、今後の研究アプローチのあり方や、追加で見えていくべき項目を考察していくことができた。

国内では資格を対象とした先行研究は限られており、効果項目について横断的に検討したものはなかった。先

行研究のアプローチや対象にはそれぞれ違いはあるものの、本研究はこれらを横断的に見ることにより、「資格の効果」が何を指すのか、その幅広い可能性を確認することができた。今後は、本研究の成果をベースとして、対象資格や対象者を絞り、調査項目の幅を広げ、より具体化した上で、定量研究や事例研究を進めていくことが期待できる。

また、本研究で言及しきれなかった視点として、「高校生にとっての効果」を詳細に分析した研究がほとんどなかった点が挙げられる。本稿の最後に触れておきたい。

高等学校商業科（いわゆる商業高校）では、全国商業高等学校協会（全商協会）が独自の推薦入試制度（全商推薦）を持っており、全商協会の指定する資格・検定を取得した生徒を大学に推薦する仕組みを持っている。また各大学も独自に、資格・検定取得者向けの推薦入試（特別推薦枠）を実施しているほか、総合型選抜における加点要素として資格・検定を評価している例が見られる（全国商業高等学校長協会・全国商業高等学校協会，2012）。

そのため商業科では、簿記や情報などの資格取得が、進学に向けた学習の大きな柱となっており、資格取得に向けた勉強へのコミットメントの調整が行われている（尾場，2019）。その一方で、大学入試を目的としすぎるために「資格を取得するための学習」になってしまうという、本来の商業教育を歪ませる現象も見られる（野崎ほか，2020）。このような問題がある中、高校生にとっての資格の効果やその学習のあり方を明らかにし、本研究で明らかにした大学生や労働者にとっての効果と結び付けていくことは、今後の商業教育の改善にも寄与できるものと期待できる。今後の研究課題としたい。

「資格の意義は何か？」という、根源的な問いに対して、探究と解明を続けることは、資格制度の運営や教学に携わるものの基本的な責務となっていこう。

表1. 資格の効果(カッコ内は参考文献)

誰にとっての効果か	大分類	中分類	小分類(具体的な効果)
労働者にとって	収入・所得の向上効果 (経済資本)	就職に有利	新卒入社(就職)(宮下 2013, 今野・下田 1995) 中途入社(転職)(宮下 2013, 今野・下田 1995, 阿形 2010) 再就職(離職期間の短縮)(池田 2010) 常雇いの確率(阿形 2010) 大企業に勤める確率(阿形 2010)
		業務に役立つ	担当業務に必要・仕事に役立つ(宮下 2013, 今野・下田 1995) これまでの専門分野に近い(今野・下田 1995) 知識等向上(今野・下田 1995)
		処遇に役立つ	会社が指定(今野・下田 1995) 給与で有利(宮下 2013, 山本・岡島 2021) 評価・昇格・昇進にプラス(宮下 2013, 今野・下田 1995, 阿形 2010) 従業上の地位の変化(阿形 2010)
		独立・開業等	副収入確保(今野・下田 1995) 老後の収入確保(今野・下田 1995) 独立開業(今野・下田 1995, 阿形 2010) 従業上の地位の変化(阿形 2010)
		その他キャリア	次へのステップ(今野・下田 1995)
	社会的評価の向上効果 (文化資本)	社会的評価	知識技能の社会的評価(宮下 2013, 今野・下田 1995) 職業威信(阿形 1998)
自己啓発の向上効果	自己啓発	学習や習得の目安(阿形 2010) 自分に自信が持てるようになる(阿形 2010)	
その他(学習の先行要因)	取得のしやすさ(取得可能性)	時間的余裕があった(今野・下田 1995) 取得しやすい(今野・下田 1995)	
組織にとって	人的資源管理の4システム	評価	従業員の仕事上の能力を客観的に評価(評価を補充)できる(機構 1999, 2015) 自社の従業
		報酬(処遇)	従業員の処遇管理がやりやすくなる(機構 2015)
		採用・配置	従業員の採用・中途採用がやりやすくなる(機構 1999, 2015) 労働力調達(阿形 2010)
		能力開発	従業員の教育訓練がやりやすくなる(機構 1999, 2015) 基礎的な知識・技能の習得に役立つ(機構 1999, 2015) 担当業務に必要な知識・技能の習得に役立つ(機構 1999, 2015) 幅広い知識・技能の習得に役立つ(機構 1999, 2015) 能力向上効果(機構 1999) 能力開発の促進(阿形 2010)
	従業員のモチベーション向上	モチベーション・自己認知	専門性に対する従業員の意欲を高めることができる(機構 1999, 2015) 従業員が自分の能力を冷静に見直すのに有効(機構 1999, 2015) プロフェッショナル意識が高まる(機構 1999)
	従業員のキャリア形成	キャリア	従業員の中長期的なキャリア(個人財産)形成に役立つ(機構 1999, 2015) 従業員の社会的ステータスが上がる(機構 1999) 従業員の再就職に有利(機構 1999)
組織の戦略上の必要性	戦略上の必要性	社外(顧客・発注者)に対し従業員の職業能力をアピールできる(機構 1999, 2015) 法規対応上, 必要(機構 1999, 2015) 業界での取引上必要(機構 1999, 2015) 国際展開で従業員の資格の有無を問われる(機構 1999)	
職業集団にとって (山本・岡島 2021)	「界」の保護	参入者の数を制限 職業威信の向上 ヒエラルキーの構築	
国(認定側)にとって (山本・岡島 2021)	サービスや専門職の統制	サービス提供者の品質保証 組織統制	
	産業構造調整・労働力確保	特定産業の労働力の確保・定着・維持	

※筆者作成

施策など	学生にとっての効果(労働者目線)
就職内定(阿部ほか 2004) 書類通過(阿部ほか 2004)	就職活動で有利になる(葛城 2007, 曾我ほか 2002・中島ほか 2002) 地元志向(差別化により同じ大学の学生との競争で優位に)(山田 2003)
	就きたい職業に必要(曾我ほか 2002・中島ほか 2002)
手当(今野・下田 1995) 奨励金(今野・下田 1995) 人事記録に記載(今野・下田 1995) 配置転換(今野・下田 1995) 昇進昇格(今野・下田 1995) 能力開発体系における参考資料(今野・下田 1995)	出世に有利(曾我ほか 2002, 中島ほか 2002) 就職後の給料がよくなる(葛城 2007)
	学歴よりも資格の方が重視される(葛城 2007) 「〇〇士」のような肩書きが得られる(曾我ほか 2002, 中島ほか 2002) 学歴社会への対抗策(山田 2003) 学歴社会の崩壊による新たな差別化指標(山田 2003)
昇給の額・率に差がつく(機構 1999) 月々の資格手当を支給(機構 1999) 支給祝い金(一時金)を支給(機構 1999) 賞与に上乘せする(機構 1999) 表彰・掲示などを行なっている(機構 1999)	
有資格者を採用(機構 1999) 昇進・昇格にあたって考慮する(機構 1999) 配置や異動にあたって考慮する(機構 1999)	
業務命令で取得させる(機構 1999) 一定の職位までに取得を奨励(機構 1999) 自己啓発のために取得を奨励(機構 1999)	
業務独占資格など	
国家資格制度など	
技能系国家資格制度など	

学生にとっての効果(学生目線)	
精神的効用	勉強自体のやりがい(葛城 2007) 勉強による人間的な成長(葛城 2007) 合格による強い達成感(葛城 2007) 自分に対する評価向上(葛城 2007) 費用をかける価値がある(葛城 2007) 趣味の延長(曾我ほか 2002, 中島ほか 2002) 自分の実力を試したい(曾我ほか 2002, 中島ほか 2002) 知識・技能の幅を広げたい(曾我ほか 2002, 中島ほか 2002)
実利的効用	大学の成績も上がる(葛城 2007) 資格の取れる大学の方が優れている(葛城 2007)
大学教育への不満を背景とした期待	(大学の教育よりも良い)教育内容(山田 2003) (大学の教育よりも良い)能力指標(山田 2003) (大学の教育よりも良い)達成感(山田 2003)

参考文献

- 阿部正浩, 黒澤昌子, & 戸田淳仁. (2004). 資格と一般教育訓練の有効性—その転職成功に与える効果. RIETI Discussion Paper Series, 1-25.
- 阿形健司. (1998). 職業資格の効果分析の試み. 教育社会学研究, 63, 177-197.
- 阿形健司. (2010). 職業資格の効用をどう捉えるか. 日本労働研究雑誌, 594, 20-27.
- Argyris, C. (1977). Double loop learning in organizations. Harvard business review, 55(5), 115-125.
- 朝日新聞 WEB サイト 2019年5月7日号「経団連・中西会長『終身雇用は制度疲労』改めて持論展開」<https://www.asahi.com/articles/ASM575TKSM57ULFA02N.html> (2022年7月20日閲覧)
- 池田岳大. (2015). 職業資格の取得が女性の再就職移行にもたらす効果. 社会学年報, 44, 47-57.
- 今野浩一郎, & 下田健人. (1995). 『資格の経済学』中公新書.
- 葛城浩一. (2007). 第3章 大学生の資格意識の規定要因 (現代大学生の学習行動: 第I部: マジメな大学生). Reviews in higher education, 90, 25-40.
- 厚生労働省 WEB サイト「ポータブルスキル見える化ツール (職業能力診断ツール)」https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23112.html (2022年7月20日閲覧)
- 宮下清. (2013). ホワイトカラーの公的資格とビジネス学位: 日米英ホワイトカラー調査の国際比較から. 日本経営学会誌, 32, 118-130.
- 中島弘徳, 曾我雅比兒, 小山悦司, 大盛候穂, 青山祐輔, 宮地豊尚, ... & 井上智恵. (2002). 大学生の資格取得に関する意識調査報告 (その2) 岡山理科大学生の学業, 資格取得への関心と態度. 岡山理科大学紀要. B, 人文・社会科学, 38, 73-91.
- 日本労働研究機構. (1999). 職業能力評価および資格の役割に関する調査報告書. 調査研究報告書, 121.
- 野崎英二, 松永由弥子, & 小澤治夫. (2020). 商業高校における近年の進学指導の実際と課題. スポーツと人間: 静岡産業大学論集, 4(1), 41-48.
- 尾場友和. (2019). 商業科高校の大学進学をめぐる指導体制の現状分析—商業科出身者の学習経験と教育課程に着目して—. 大阪商業大学論集, 15(1), 541-552.
- 労働政策研究・研修機構. (2015). 企業における資格・検定等の活用, 大学院・大学等の受講支援に関する調査. JILPT 調査シリーズ, 142.
- 曾我雅比兒, 中島弘徳, 小山悦司, 大盛候穂, 青山祐輔, 宮地豊尚, ... & 井上智恵. (2002). 大学生の資格取得に関する意識調査報告 (その1) 岡山理科大学生の学業, 資格取得への関心と態度. 岡山理科大学紀要. B, 人文・社会科学, 38, 53-72.
- Tichy N., Fombrun C., Devanna M. (1982). Strategic human resource management. Sloan Management Review, 23(2), pp. 47-61.
- Vroom, V. H. (1964). Work and Motivation. John Wiley & Sons Inc./坂下明宣・柳原清則・小松陽一・城戸康彰訳. (1982). 『仕事とモチベーション』千倉書房.
- 山田浩之. (2003). 地方私立大学における新入生の学習志向. 広島大学大学院教育学研究科教育社会学研究室 教育社会学研究年報, (6), 1-16.
- 山本準, & 岡島典子. (2021). 『資格社会』研究の課題と展望: 公的職業資格に関する社会学的一考察. 鳴門教育大学研究紀要, 36, 157-176.
- 全国商業高等学校長協会・全国商業高等学校協会. (2012). 大学の推薦基準となる商業の資格・検定の資料, 全国商業高等学校長協会・全国商業高等学校協会.

Considering the Effects of Qualifications

TAKAMI Keiichi

Abstract

In this study, we organized and analyzed the viewpoints and measurement items of previous studies to clarify the effect of qualification tests in Japan, and to establish what or who should be considered as an effect. Regarding the effects of qualifications, conclusions differ greatly depending on the scope of qualifications studied and the given conditions of the targets such as the attributes, industry, and the business category. However, qualifications can be viewed generally from the perspectives of workers, organizations, occupational groups, certification sides, and students. As a new perspective was not found in previous studies, it was necessary to consider in detail the effect of acquiring qualifications on job hunting, the quantitative salary increase effect on workers, and how qualifications are useful for the functioning and strategy of organizations. Regarding the effects of qualifications on students, previous studies have not clarified their effects on work. Furthermore, dissatisfaction with academic background and university learning can lead to a high qualification orientation. The lack of studies that analyze the effects of qualifications on high school students in detail has emerged as an issue.

査読論文

進化 (Evolution) と革命 (Revolution) の社会主義

—ドイツと英国における社会主義的進化思想と J. A. シュンペーターのヴィジョン

小林 大州介

要約

本論文では、20世紀の世紀転換期にドイツの社会主義者たちに議論されていた「進化」と「革命」という政党戦術上の対立を調べ、その議論がシュンペーターの後期の著書『資本主義・社会主義・民主主義』において果たした役割を考察する。進化という概念は、古くは啓蒙思想の時代から社会発展の説明に使われてきた。社会の「進化」は、キリスト教的な千年王国思想やユートピアニズムと結びつき、理想を追求するという「目的性」を強く意識する思想となった。そしてダーウィニズムが登場したのちは、社会主義者たちの間において、社会化を目的とする漸進的進歩を表す語として使われるようになる。穏健な社会主義者たちが民主的プロセスによる社会化を目指す一方で、能動主義者たちは自分たちの「合理的・理想的」な計画を実現するために、「革命」という実力行使をもって既存の秩序を打ち破り、現状の打開を図ろうとした。こうした二つの流れを受け継ぎ、20世紀初頭のドイツの社会主義者たちの間では、社会立法によって漸進的社会化を推進する「進化」プロセスを重視するか、それとも現状を打破するため労働者に「革命」を促すか、という「進化思想」と「革命思想」をめぐる対立が生じた。

シュンペーターの著書、『資本主義・社会主義・民主主義』の背景的知識の一つとして、こうしたドイツ社会民主党内の対立の図式が存在したと考えられる。『経済発展の理論』において、企業者の革命的革新を「進化」の一過程として考え、暴力的な革命を拒絶する彼は『資社民』において社会主義への趨勢をもまた、進化の一過程として定式化した。

キーワード：進化 革命 社会民主主義 シュンペーター マルクス

1. はじめに

英語の進化 (Evolution) と革命 (Revolution) という語は、ともに「展開」や「回転」といった“運動”を表す意味を共有している。経済学者が経済現象を「進化」と類推する場合、この語の意味を非常に広く捉えており、論者によってもその定義が様々であることが多い。しかし、ある程度一致を見せるのは、進化主体が内在的に進化する構造を持っており、そこから自然的・自動的に複雑性が発現する、という意味合いである。後者の Revolution は、文頭に Re が付くことで「再帰的に生じる」であるとか「繰り返して生じる」といった意味が付け足され、結果として「元の自然な状態に復帰する循環運動」(Hodgson 1993, 訳, p.62) を表す語になったという。しかし、この「革命」という語は単なる歴史の展開を表すだけでなく、歴史の連続的な流れを遮断するような大きな社会運動や政治的変革を含む、強い意味を含んでいる。

20世紀転換期前後の英国とドイツにおいて、歴史の展開を「進化」的な現象として把握、説明することが流行

し、この語は歴史学者や社会学者だけではなく、社会主義者や共産主義者たちの間にも好んで使用されるようになった。さらにドイツでは、社会民主党の党内で歴史的発展が「進化」的であるべきか、もしくは「革命的」であるべきか、という極端な二項対立にまで発展した。革命の主唱者は、漸進的な「進化」思想では時間がかかり、彼らの目的を達成しえないと考えており、一部の能動主義者は武力を使用した暴力的な運動を是認する傾向もあった。他方で進化論者は基本的に「進歩主義者」であり、民主的な過程を経た改革を重視したが、しかし「社会主義」という大きな目標が達成される時期については、見通しを立てられずにいた。革命論者はこうした漸進的な進歩論者に、日和見主義的な優柔不断を見出し、非難を浴びせた。

本稿では、なぜこうした二項対立が出現したのか、またこの対立はどのように解消されていったのかを論じる。特に20世紀の初頭に英国とドイツという二つの思想圏に身を置き、それぞれの国の社会主義者と面識を持った J. A. シュンペーターが、この「進化」と「革命」という二項対立をどのように評していたかを考察する。

これまでのシュンペーター研究では、彼が「進化」と「革命」という概念装置をどのように自身の理論に組み込み、そしてそれぞれをどのように評価していたかについて論じられているものは少ない。シュンペーターの考えを明確にするためには、まず当時の進化観をよく把握し、どのような議論がどのような文脈の下に行われていたかを明確にしなくてはならない。また進化と革命に対するシュンペーターの評価は、彼の晩期の著作『資本主義・社会主義・民主主義(以下『資社民』)』(Schumpeter 1950)の背後にある彼のヴィジョンを明らかにする際、重要なヒントとなる。よって本稿の議論は、今後のシュンペーター研究にも意味のあるものであると考える。

「進化」と「革命」という概念を知るための先行研究として本稿の目的にかなったものをいくつか挙げると、まず E. ザーリン (1929) の『国民経済学史』がある。若干古いテキストではあるが、19 世紀から 20 世紀初頭の進化思想がどのように社会主義思想とともに展開していったのかを詳しく説明してある。戦後のものとしては、W. F. ウェルトハイムが『進化と革命』(1974)の中で、それぞれの語の定義を広範に扱っている。同書は「進化」と「革命」という語を使用して、現代的な課題を社会的に考察することを目的としているが、同時にこれらの語が使用されるようになった歴史的背景の簡単な議論を行っており、発展用語の整理という点では本稿の目的に資する研究である。制度派研究で知られる G. ホジソンも『進化と経済学』(1993)において様々な進化思想を分類し、その歴史的経緯と分析的な意義を議論している。

包括的に「進化」主義的思想を扱っているのは以上であるが、それ以外に英国とドイツ、それぞれの国内における進化思想を扱っているものは数多い。例えば姫野(1995)の「世紀末イギリスの社会進化論の諸類型」などは 20 世紀初頭の英国の進化主義思想がどのような集団により支持されていたのかを知ることができる。また、江里口(2008)の『福祉国家の効率と制御：ウェップ夫妻の経済思想』は、フェビアン協会の S. ウェップと B. ウェップが英国においてどのような進化思想を支持し、克服していったのかを詳細に論じている。フェビアンの社会主義思想の文献としては、R. ハリソン(2000)の『ウェップ夫妻の生涯と時代』がある。

一方ドイツの社会主義に関する文献として、保住(1992)の『社会民主主義の源流』がある。同書ではベルンシュタインに端を発する修正主義論争を経て、革命主義から徐々に進化的な漸進的進歩主義へと移行していくドイツ社会民主党の詳細が描かれており、また社会民主党と社会ダーウィニズムとの関係も論じられている。また山本(1981)の『ドイツ社会民主党とカウツキー』も、第一次世界大戦終戦までのドイツの革命主義の展開

が論じられている。

本稿では、まず次節にて進化主義思想成立の過程と革命思想との関係を論じ、第三節では 20 世紀転換期の英国とドイツの社会主義と進化思想の関係を論じる。第四節にて英国とドイツの社会主義に対するシュンペーターの評価を論じた後、第五節においてシュンペーターの評価を念頭に置いた「進化」と「革命」についての議論を行い、これを結論としたい。

2. 進化思想の展開

2.1. 進化主義の起源

進化主義 (Evolutionism) という思想自体は、1859 年にダーウィンが『種の起源』を発表するさらに以前の啓蒙主義思想に由来している。拙著 (小林 2015) にて論じているが、この思想は産業や科学技術の発展に基づいた「進歩に対する信仰」を伴っていたが、A. コントが三段階の発展段階を「実証主義的」な手法によって示したことにより、発展段階説という学問的枠組みを獲得して、体系的に発展してきた。この史観では、各民族や社会の発展度合いを比較することにより、一般的な「発展の順序」を確定することが出来ると思われる。すなわち、すべての民族や社会は同じ発展経路を通じて進歩するという素朴な想定がなされた。この枠組みは、各社会の比較研究というかたちで人類学や社会学、歴史学、経済学などに広く共有され、科学的歴史研究におけるフレームワークの一つを形成した。ドイツ歴史学派のひとり E. ザーリンは、当時の進化思想の広がりについて、次のように説明している。

我々のいわゆる『発展』の道標として、サン・シモンやマルクス流の社会主義的図像や、概念の背後に控え、リスト、ヒルデブラント、シュモラーの歴史主義の背後に控え、コント並びにスペンサーの背後に控えていることが示される『進化主義』“Evolutionismus”こそは…この時期の全経済および社会学説の統一的目的である。(Salin 1929 訳 p. 152)

すなわち進化思想は社会科学的研究において広く受け入れられてきた、一般的な思想であった。しかし引用にあるように、それは各論者の議論の「背後」に控えているものであり、論者が積極的にそれを支持・主張したというよりもむしろ、方法論的哲学として自然に受け入れられていたことを示す。

ザーリンは 19 世紀末から 20 世紀初頭にかけての大陸の進化主義思想を①「社会主義的・共産主義的な思想」に

由来するものと、②「英国のマンチェスター主義に批判的であった歴史主義者の進化主義」¹に分けて議論する。本節ではザーリンのこの区分を保持しながら、現代の論者による研究も交えて、進化と革命の概念がこの時期どのように展開してきたかを議論する。

2.2. 進化主義と社会主義

ザーリンによると、社会主義者や共産主義者に支持された進化主義の源流の一つは、キリスト教の千年至福説における千年帝国の再来のような「信仰要素」や、トマス・モアに始まるユートピア思想家による社会批判など (Salin 1929 訳 p. 156-57) であり、最終的に「理想的な世界」に到達するという「目的性」を内在する。こうした見方によると「自然的」に歴史が展開した場合、時代を経るごとに人間の知性はより高い段階に至り、農工業生産力が向上することによって最終的には彼らが夢見るような社会が必然的に到来するとされる。

しかしユートピアンたちの楽天的な夢は、意識的な改革を目指す能動主義者たちが起こした「フランス革命」によって動揺する。この革命は、革命指導者たちが標榜する「自由」と「解放」、「平等主義」といった強い目的意識の上に生じており、それに参加した社会主義者たちは国家や貴族に武力で対立しようとした。彼等は社会発展を自然力には任せず、「意識的強力を行使しないでは事態の変化を期待することはできないという感情」(ibid. 訳 p. 159) を持っており、その態度は論理的な説得性をもって多くの社会主義者を動かした。ところが、こうした「意識的強力」は、参加者の多くが予想しえなかった強権的な政府を出現させるにいたる。

エドモンド・バークは「思慮と熟慮と先見の明をつかって100年かければやっとなら築けるようなものでも、怒りと逆上の力を使えば半時間で引き倒せる」(Burke 1790 訳 p. 359) と表現したが、「国民議会」の参加者が合理的な理性と考えていたものは、理想的な国家を作る現実的な「計画」とはならず、彼らは独善的で近視眼的な「破壊」の力に頼らざるを得なかった。バークが正しく洞察していた通り、現状を合理的な主張の下で「理性的」に捻じ曲げようという試みは現実的な困難に直面し、主導者たちの計画はあっという間に潰れた。彼らは困難に立ち向かい、それを克服する能力を欠いていたのである。

しかしフランス革命は思わぬ副産物を生んだ。共産主義者 G. バブーフ² は革命の混乱に乗じ、政府転覆によって平等な社会を実現しようとしたが、その陰謀は事前に密告され彼は処刑された。このバブーフの平等主義／共産主義的思想は労働者の階級意識を喚起し、その後の長期にわたって強い影響を保ち続けることになる (Salin 1929 訳 p. 160)。以後 19 世紀を通じて階級闘争は激化³

し続け、社会思想家は労働者階級の存在と、労働問題を意識せざるを得なくなった。サン・シモンを始めとする社会思想家は社会主義を発展の極限に置き、古典派経済学の継承者であった J. S. ミルもまた、労働者階級への共感に基づいた分配理論を模索している。⁴

K. マルクスは弁証法的な論法をもって、過去から現在までの社会的変動を「生産関係」の下に理解するという新たな社会進化の解釈を提示した。彼はダーウィンの進化論を高く評価⁵する一方で、その理論に自由競争を承認するようなブルジョワ経済的傾向が存在することも指摘する。個体間の競争による自然選択ではなく、階級という集団間の衝突を描くマルクスの社会進化的図式は、ダーウィンの進化論とは本質的に異なる (Hodgson 1993 訳 p. 114-115)。

マルクスの理論において「革命」という現象は、ヘーゲルから受け継がれた弁証法的な内的矛盾という摩擦の解決を促す社会経済進化の一過程であり、歴史的発展段階を進める力として定式化されている。この「発展段階」という図式は正しく啓蒙主義に由来する進化主義的な歴史研究の枠組みであり、原始共産制から封建制、資本主義といった各段階が法則的に進展することが想定されており、資本主義の後に (必然的に) 生じるのが、より高度な社会形態としての共産主義ということになる。そして最後の段階に至るための原動力となるのが、工場労働者である「プロレタリアート」であった。

マルクスはリカード理論を受け継ぎ、その一部を強調することによって、資本が蓄積してゆくごとに利潤率が低下していく過程 (利潤率低下傾向) や、社会的な不平等が累積してゆく過程 (二大階級論) を定式化した。⁶ 彼は古典派経済学の教義である経済の調和的均衡を否定し、歴史的事実を用いて格差拡大の傾向が存在していることを強調したうえで、それを理論化したのである。

しかしザーリンによると、重要なのはマルクスとその支持者が歴史的発展の過程を自然的過程としてではなく、人為的・意志的な過程としてとらえていたことである。そして、この傾向はフランスや英国よりも、ドイツやロシアで大いに影響を与えた。ザーリンはその理由について、ドイツのような「人格外的な、非ブルジョワ的な献身能力が強く存在していて、人間が自己及びその生活の一つの理念の最後の反映のためにただただ捧げるところでは、ますます強からざるを得なかった」(ibid. p. 174) としている。彼はまた、マルクス主義が最終的に「国家解消」、すなわち革命によって労働者主体の国家を形成するという点がドイツにつよい影響を与えた理由について、フランス革命以前のフランスと比して論じる。つまりフランス革命の以前に存在した「現状に対する不満、新たな形態、様相、および理念に向かっての不安な追求」

(ibid. p. 175) が19世紀中葉のドイツには存在しており、そしてザーリンは「盲目的な徹底的思弁、その執拗な、長い間信じられていたすべての価値が崩壊しても意に介さないその戦いぶり」(ibid., p. 176) について、マルクス主義がドイツ的である証拠とした。つまり、ザーリンはドイツ人の気質の中にマルクス主義への傾向を見出したのである。

2.3. 進化主義と歴史主義

ザーリンの言う「歴史主義者の進化主義」とは、複雑な世界を極端な抽象化によって説明する古典派経済学や、自由市場経済を推し進めることを主張するマンチェスター主義に反対するものである。19世紀初頭のドイツ経済学の先駆者としては、英国の古典派経済学を承認し、ドイツの経済分析の主流であった「官房学」から新しい「国民経済学」への移行をリードしたK.H. ラウト、そして発展段階説を用いて保護関税の重要性を主張したF. リストラがいる。リストはA. スミスに、極端に抽象化された「世界市民」的経済学を見出す一方で、英国の発展段階に後進国が到達するためには「保護関税」が必要であることを説いた(竹林2020 p. 330)。歴史の発展段階を仮設し、古典派経済学に対抗したリストの方法について、ザーリンはその直観的理論における「将来への洞察」を絶賛している(Salin 1929 訳 p. 195) が、ともあれドイツ経済学もA. スミスを始めとする英国の古典派経済学への反応として出発したのである。

後にドイツ歴史学派の創立者といわれるロツシャー及び、ヒルデブラントとクニースといったドイツを代表する経済学者たちは、誰よりもリストの功績を認めた(竹林2020 p. 330)。ロツシャーは国民経済学を「歴史的方法」の導入によって、すなわち「できるだけ多くの、できるだけ多様な国民の発展を比較」(ibid. p. 333) することによって改革しようと試み、これを「解剖学および生理学」と比していた。またクニースは経済法則の絶対性を否定し「国民性の影響」(Salin 1929 p. 210) を強調している。彼らは社会の多様性を認め、各国の異なる発展段階を比較するという啓蒙主義以来の進化的方法を基に、古典派を論駁しようとした。

19世紀末に工業化による社会問題が顕在化してくると、G. シュモラーやA. ヴァーグナーといった社会政策学会の研究者たちが、社会問題をモノグラフ的な細密研究によって分析し、政策提言を行うようになった。彼らもロツシャーと同様に経済の時代差・地域差を重視し、歴史的研究に力を入れたことから、自らを「新歴史学派」⁷と名乗った。新歴史学派は実地調査と統計的分析に優れ、ドイツにありながらもマルクスのように資本主義を否定せず、特にシュモラーは「競争」と「協調」の二項

対立を社会文化的発展の共通の基盤とみなした(Ebner 2003 p. 121)。彼らも理論的に遡って同定が可能な現象を対象として発展段階を想定し、それを政策の指針としようとしたが、それは研究の便宜上の手段であり、唯一の歴史的方法とは考えていなかった。現実的な提言を行うために極端な抽象化や一般化を嫌い、具体的・経験的な方法に重きをおいたからである。

マルクスを含め発展段階を応用した研究はどれも、コンドルセやコントの様に何らかの精神的・知的発達が定向的な発展段階を形成するという、古い啓蒙思想時代の進化主義に端を発している。すなわち一定の進化法則に従って、各社会や民族は同様の進歩を見せるという想定を共有しているのである。しかし、こうした古い進化思想は19世紀末から20世紀初頭にかけて、人類学者や上記の歴史学派の研究者たちによる経験的研究の積み重ねと、そして方法論的な議論の深まりによって徐々に論駁されてゆく(小林2015)。特に、シュンペーターによって最新(youngest)歴史学派の一人とされるM. ヴェーバーは、単線的な発展段階論によって自然法的な推論に導かれた一般化に対し、それが歴史の一回性や複雑性を無視していることを批判している(小林2021 p. 16-17)。

そして同じころ、新たな「科学的方法」としてドイツ新歴史学派にも受け入れられてきたのが、スペンサーやダーウィンを嚆矢とする「自然選択」や「淘汰」、「漸進的・連続的適応」、「非定向性」、「突然変異」等の概念に基づいた、生物学的進化のアナロジーとしての新たな進化主義である。⁸既に論じた通り、マルクスはダーウィンを高く評価してはいたが、そのブルジョワ的結論を嫌い、独自の進化理論を構成した。しかし19世紀末以降に進化理論の検証が進み、その論理的な妥当性が示されるにつれ、自然選択や突然変異といった含意が徐々に社会科学において援用されるようになる。

「自然選択」や「淘汰」というメカニズムによる漸進的な変化を中心に据えた社会分析は、保守層から社会主義者まで幅広い知識人に影響を与えた。例えばダーウィニズムは保守層が強く支持する拡張主義的な植民地主義政策に対し、文化的優位な国家が劣位と見なされる集団を統治することに正当性を与え、⁹他方において社会主義者が支持する漸進的な社会化に疑似科学的な根拠をもたらした。こうした生物進化のアナロジーは20世紀初頭に特に強い影響を示すことになる、いわゆる「社会ダーウィニズム」へと発展する。社会ダーウィニズムの影響は保守と左派進歩主義の両派に広く浸透しており一様なものとは言えないが、生物進化という「科学的」な議論は、それを援用して自分の思想を補強する思想家に一種の説得力を与えたことは確かである。

保住(1992)によると、マルクス以後19世紀後半の多

くの社会主義者は、ヘーゲル史観の論駁としての唯物史観を支持していたのに対し、第二インターナショナル以降の1890年～1940年代の社会主義者は「ダーウィン主義の影響のもとにマルクス主義を解釈するか、または社会ダーウィン主義からの社会主義批判と闘わざるをえなかった」(p.195)。進化の解釈の違いはそのまま彼等の思想や政策的な方針に現れるため、それは論争の対立点を鋭く示すことになる。

3. 英国の漸進的修正思考とドイツの革命主義

3.1. 英国の社会主義の動向

英国では、19世紀後半から20世紀初頭にかけて、H. スペンサーやB. キッドらといった自由主義的な進化主義思想が流行した(保住1992 p.199)。彼らは進化論の中でも「自然選択」や「淘汰」といった過程に着目し、人為的な介入なしに自然選択が生じた結果、能力的に劣位にあるグループに対し優位にあるグループ(階級や職業、時には民族)が優勢になることが自然的秩序であると説く。特に植民地獲得が重要な国策として扱われた時代、この思想は植民地の住人を統治することに対する科学的な「妥当性」を証明するものとして歓迎される。スペンサーは「進化」の啓蒙者として、その語を広めた張本人であり、ダーウィンも「進化」という語の使用においてスペンサーに倣った。しかし、スペンサーの進化主義はダーウィンのそれとは違い、ラマルクからの影響を受けたものであり、更にヴィクトリア朝的な保守的・自由主義的思想を強く反映したものであった。社会ダーウィニズムの根源にはスペンサー流の進化論の影響が見て取れるが、他方で様々な種類の進化論が混入しており、その多様性が広い解釈を可能にする原因となる。

スペンサーの進化思想には社会主義的な傾向を持つグループから、やはり進化論的な科学的論証に基づいた反論がなされることになる。さらに、優生学に伴う生物的進化の選択的な「操作可能性」は、社会ダーウィニズムに社会主義者を呼び込む強い誘因となった(Freeden 1979)。社会主義者が進化思想を取り入れた例として、フェビアン協会のウェップ夫妻がいる。彼らはスペンサー的進化理論に論駁する形でダーウィンの進化を取り入れた。

19世紀末英国の社会主義は混乱の下にあった。1881年、H.M. ハインドマンは「広範な急進主義者の同盟」として社会民主連盟を結成したが、R. ハリスン(2005)によると、「すぐに、硬直的であると同時にユートピア的な、最も狭量なマルクス主義的党派主義に毒されてしまった」(p.40)という。ウェップ夫妻の様な知識人階級の社会改良主義者は、自己の立場に対して科学的論証による

武装を行うために、進化論的な説明を科学的根拠として利用するようになった。彼等はハインドマンの様な革命的な社会主義とは一線を画し、社会環境の変化に経験的に「適応」し、その都度、社会改良的な法整備を行うという漸進主義的な社会進化を目指した。S. ウェップは1898年に公表した「1837年と1897年の英国労働者階級」というドイツ語論文の中で英国の労働者階級の状況を精査し、マルクスが言うような極端な搾取の痕跡を確証出来ないことを示した(保住1992 p.96)。すなわち労働者階級の状況は改善されつつあり、労働者の革命的闘争の必然性は既に後退していたことを示す。多数の労働者が劣悪な生活条件の下で暮らしているという現実には、資本主義の矛盾の結果というよりもむしろ経済発展の結果であり、改革すべきは資本主義それ自体というよりも、むしろ資本家やブルジョワジーの「意識」である。そこでフェビアンはいわゆる「浸透作戦」という戦略によって、安価なパンフレットを売り、もしくは政治家や知識人を自宅に招いて夕食を囲んで議論を行うことによって、社会主義的な考えを浸透させようとした。浸透作成に影響を受けた者の中にはドイツ社会民主党のE. ベルンシュタインも含まれている。

ウェップ夫妻の進化思想の基礎にあったのはスペンサーの進化概念であった。幼いころからスペンサーが家庭教師についていたというB. ウェップ(ピアトリス、ウェップ)は当初、スペンサーの進化論を信奉していたが、徐々にその競争賛美的な主張に反発し、新しい労働環境下における労働者の生産効率向上を目指す「機能的適応」の方を強調し始める。彼女によると社会主義改革者が重きをおくべきは後者の「適応」の問題、すなわち栄養不足や環境の不衛生などである(江里口2008 p.43)。こうした劣悪な環境に適応してしまった下層労働者には、明らかに進化的に「退行」した状態が見られた。それを未然に防ぐためには、労働者階級も産業進歩に適応し「消費水準の向上を含めた、生活様式の変化」(ibid. p.45)が必要となる。しかし、こうした進化はスペンサーが考えるように「自然競争」によって達成されるのではなく「条件の整備」が必要となる。ここに国家介入の根拠が存在する。

夫のS. ウェップ(シドニー、ウェップ)も夫人のピアトリスと同様の視点を共有しており、スペンサーの予定調和的な一般化に対して「スペンサーは歴史的センスが無い」(ibid. p.52)と批判した。進化の過程は本質的に場当たりの動的な現象なのであって、社会を制御するためには「思考習慣としての制度」を意識的に社会変化に適合させる必要がある。江里口によると、ここで「『民主主義』という『制度』進化のフィードバック装置が有効に機能しなければ、『革命』という破壊的な

変化がもたらされ]てしまう。そしてこの点こそが、「フェビアン主義者ウェブの神髄であると同時に、彼等の『漸進主義』が、外在的な到達点としての『社会主義』を目指していなかったことを示している」(ibid. p. 54)と議論する。すなわち、スペンサーの様に自然淘汰を働かせれば自動的に理想的な進歩が達成される、という単純化されたプロセスではなく、果てしなく生じる社会の諸問題を一つ一つ解決しつつ漸進的に社会化を推し進め、そうした努力の積み重ねの行きつく先に社会主義が存在するかもしれないという、より現実主義的な見方である。¹⁰

革命か進化かという議論の萌芽は、このように19世紀後半から20世紀初頭の英国に既に見られえが、英国において主流派であった穏健な社会主義者たちが「革命」に重きをおくことは無かった。それが政党の目的や、もしくは戦術上の対立として顕著になったのは20世紀初頭のドイツにおいてである。

3.2. ドイツ社会民主党における「進化」と「革命」論

1895年のエンゲルス死去の後、マルクス主義者のベルンシュタインは「修正主義」を公に展開しはじめ、1899年にはドイツ社会民主党の方法に根本的に異論を唱えた『社会主義の諸前提と社会民主主義の任務』(以下『諸前提』)を発表する。ベルンシュタインは忠実なマルクス主義者として青年期を迎えたがビスマルクの社会主義弾圧の下ロンドンへと亡命していた。そして、その亡命中にフェビアン主義的たちと交友を結び、徐々に彼らの穏健な進化思想に影響を受けた。¹¹そして、マルクスの弁証法的な階級闘争史観ではなく「有機体的発展観」を提唱して「諸力の協調」による漸次的発展を目指し、民主主義的な法的手続きによって社会改良を重ねる「社会化」を主張するようになる。¹²彼は啓蒙主義的な進化主義やユートピアンの千年王国のような空想には捉われてはならず(保住1992 p. 35)、「社会主義的変革が、国家を自動的な扶養機構に変化するかのような思想は、まったく空想的なものとして拒否」されるべきであると考えていた。そうした思索の成果が1899年の『諸前提』に結実したのであるが、この論文に対し革命論者であった社会主義者、ローザ・ルクセンブルクは「社会改良か革命か」という論文の中で激しく糾弾したという(ibid. p. 64)。

当時、フェビアン協会の「穏健な社会化」に近い目的を共有していた最新ドイツ歴史学派は、①資本主義を認め②プロレタリアートを近代国家共同体の中に組み込み、そして③立法に基づいた社会改革を「有機的变化」としてとらえる、漸進主義的進歩主義の立場をとった(竹林2020 p. 136)。最新歴史学派の一人、W. ゾンバルトは自己の著書の中で、ベルンシュタインの「進化」を擁護

する(ibid. p. 144n)。¹³いわゆる「革命」のイデオロギーを減じた「社会改良」を支持する最新歴史学派の面々は、ベルンシュタインや社会民主主義政党の穏健派と接触を持ち、ベルンシュタインは新歴史学派の機関紙「社会科学」と社会政策における雑誌(新アルヒーフ)に論文を寄稿するようになった。

ドイツの社会民主党はその結成時、党の綱領として時の政権に譲歩した「ゴータ綱領」を掲げていたが、この綱領に対し、マルクスはその日和見的な立場を批判した。その後マルクスの主張を基礎とした、いわゆる「エルフルト綱領」が「革命」を盛り込んだ党の綱領として採択される。しかしこの綱領の解釈をめぐる、修正論者のベルンシュタインとルクセンブルクの間で「党の戦略をめぐる論争」があった。党綱領の第一部は「経済的矛盾の増大と爆発」といった過激な内容を含んでおり、他方で第二部は「資本主義の民主主義化と社会化の増大と、そして国家の社会事業」を論じていた。階級闘争を強調するルクセンブルクは前者を支持し、社会立法を重視するベルンシュタインは後者を支持する形で、綱領から党の戦術を引き出そうとしていたという(保住 p. 100)。こうして「正統派マルクス」と「修正主義者」の間で、革命か進化かという主張の分裂が鮮明になっていったのである。

ベーベルやカウツキーといった正統派マルクス主義の重鎮はマルクスの階級闘争や資本主義崩壊説を支持し、労働者主体の合法的革命を期待した。またマッセンストライキを革命の一形態と見なし、労働者の自発的な意思表示の手段として推奨した。しかし彼等も議会戦略においては、国家を否定することが出来ず、「社会改良主義」的な者たちの主張を認めざるを得ない。こうして徐々に、階級闘争を原則とするカウツキーら社会民主党の中核と、現状の秩序内で改良を目指す帝国議員の党員との間の意見の矛盾が顕著になり始める。

山本(1981)によると、1909年までのカウツキーは「資本主義の崩壊と社会主義運動勝利の不可避性、ブルジョワジーとプロレタリアートの非和解性」をいった特徴を持つエルフルト綱領の強固な保持者であり、左派革命主義者に近かったが、彼の立場はあくまでも原則論・一般論的であり、政策論に活かされることは無く「実践上の修正主義(改良至上主義者)は常に生き残る道を与えられ」た。しかし1910年、今度は「現実を無視した『革命主義先走り』をおさえる」(p. 204)ことに苦心したという。カウツキーの方針では「秩序」を持った社会運動に重点が置かれており、結果として「状況追認的な認識と、現状のSPD(社会民主党:筆者)の運動を正当化する意図が入り混じった非革命的なもの」(ibid., p. 205)になっていったという。いつ訪れるとも分からない資本主義の

崩壊を前にひたすら党の勢力を拡大すること自体が目的化し、結果として帝国議会の議席や党の構成員の増加、自由労働組合といった「合法的組織」の拡大が活動の中心となったのである。

こうした社会民主党上層部の変化の背景には、先進各国の「工業化」による生産量の増大がある。急速な工業化は、ドイツにおいても「進化」に対する関心を呼びおこした。すでに前節にて議論したが、マルクスはダーウィンに、「資本主義社会におけるブルジョワ的競争の闘いを反映するブルジョワ・イデオロギー」を見出す(保住 p.201)。マルクスの歴史観は弁証法的唯物論に立脚したものであり、それ自体に対するダーウィンからの理論的な影響はほとんど見られない。一方、ベルンシュタインはマルクスの弁証法的唯物史観にかわり、社会ダーウィニズム的な有機体進化の図式を取り入れ、資本主義内部の矛盾による崩壊という論理を退けて「資本主義のなかから漸次的に社会主義が成長してくる」と考えていた(保住 p.207)。また彼はダーウィンの自然淘汰説に対して、社会集団にはいわば「群選択」というべきものが働くので、生存競争においては労働者の効率性を高める社会主義的集団が(自然競争を強調するような)他の集団に比べて優位であるという見方を支持していた(保住 p.207)。こうした論理は、社会主義に立脚したダーウィニズムの擁護の一論法として、社会主義者や社会改良主義者に広く共有されていた。例えば既出のフェビアン協会員や最新ドイツ歴史学派の主張には、古い形態の手工業よりも新たな大規模工業への「適応」を重視する傾向がみられる。

カウツキーの進化観については、彼は「進化法則」という自然法則の社会への適応に否定的であった。むしろ社会形態は「歴史的条件に基づいて証明すべき」(保住 210)であり、マルクス主義こそが人類の発展法則を解明したと考えていたのである。

3.3. 計画経済の可能性と「進化」と「革命」のロジック

1914年に勃発した世界大戦は、戦火を交えた各国の社会・経済を巻き込んだ、文字通りの総力戦となった。総力戦に備えるために、各国は自国の経済資源を迅速に戦争需要へと振り向け、計画的な生産を行うための戦時経済体制を整えた。しかし軍需物資の計画的・効率的生産が可能になったことで、社会主義計画経済の可能性が開かれたと考えるものも出現する。特に、フェビアン協会とドイツ社会民主党はどちらも戦時体制に備えた産業の「社会化」を推し進めるのに一役買った。英国においてはウェッブも参加した「石炭産業委員会(サンキー委員会)」(江里口 2008, p.181)が、ドイツにおいてはシュンペーターも参加した「社会化委員会」(小林勝 2008)が組

織され、資源の効率的利用を目的とした産業の国有化が議論された。¹⁴ によって戦時経済体制の構築という理由はあるものの、計画的・社会的生産や、意思決定における労働者参加などの可能性がはじめて本格的に検討され始めたのである。

一方で、1917年に始まったボルシェビズムによるロシア十月革命は、マルクスの想定とも異なる「革命」による独裁的な社会化であった。これは、徐々に暴力的革命から距離を置き始めていたドイツ社会民主党に強い衝撃を与え、カウツキーもこの流れを批判した。このころのカウツキーは「プロレタリアートが国民の多数派を形成し、この多数派が民主主義的に組織化されているところでは、内乱と独裁は必然的過程ではない」と考えており、民主主義のプロセスによるもの以外の「プロレタリア独裁」を認めなかった(山本 1981, p.282-283)。結局ロシアの社会主義革命が他のヨーロッパ諸国に飛び火することはなかったが、「工業労働者による革命」という思想がソビエトのマルクス主義者により放棄されることもなかった(Wertheim 1974 訳 p.194)。革命の火種は第二次世界大戦後、中国やキューバへと広がっていくことになる。

ここで、当時の「進化」と「革命」観を整理してみたい。ドイツ最新歴史学派のゾンバルトは改良主義的な文献と革命的文献についてについてまとめ、「改良文献は原理的に現存の資本主義社会を承認しつつ、この経済体制の上で変化と改善を求め、革命的文献は原理的に資本主義社会の土台を除去して社会を変え、作り直すとする」という形で整理している(竹林 2020 p.144n)。フェビアンやベルンシュタインは資本主義自体の存在価値と持続性を認め、この体制を所与として社会化を目指した。彼らは「漸進的進化」という進化論的な比喩を用いて、環境の変化に「適応」するように社会化を進める方法を支持した。

他方で初期のカウツキーやヒルファディングのようなドイツ社会民主党員は、マルクスの弁証法に端を発する「資本主義の内在的矛盾」を心から信じており、「革命」のような手段によってこれを打倒することが必要だと考えていた。しかし、彼らが基本的に想定していたのは既存の法的手続きに基づく「民主主義革命」であり、ロシア革命のような暴力的革命ではなかった。さらにロシア革命は資本主義の成熟段階に達していない体制の社会主義化であり、よってこの「社会主義」は、彼らの想定とは全く異なるものであった(山本 1981 p.278-288)。彼らによるとプロレタリアートは民主主義国家の下で「より組織され、訓練される」(ibid. p.282)のである。

フェビアンやベルンシュタインとカウツキーの論点の違いは結局、資本主義が内部の経済論理的な矛盾から崩

壊に至るとする前提を中心として生じているのであり、民主的に社会主義への移行を果たす、という合法的・平和的なプロセスへの志向は共有されていたように見える。仮に資本主義が崩壊に至るまでの間の漸進的改良や、議会における議席数の増加が継続的に生じて居れば、最終的に生じるのは革命的变化というよりもむしろ、国民の合意のもとに満を持して生じた漸進的变化であり、そもそも「漸進的・進化的」と「革命的」という語用上の対立は無意味なものになるはずである。しかし、1914年の第一次大戦開戦時の党の分裂¹⁵や1917年のボルシェビズムによるロシア十月革命などは、暴力的革命を目指す社会主義が再び台頭するという悪い予感を呼び起こさせるものであり、さらに1929年の大恐慌は社会主義者の間で、「資本主義内部の矛盾」というマルクスの主張を裏付けるものとされた。社会主義的な思想がアメリカでも広がり、自由競争の制限を目的とする諸法令も施行された。これらの事情がシュンペーターの『資社民』執筆の動機の一部となっているのは間違いないであろう。

4. J. A. シュンペーターによる評価

本節ではまず、シュンペーターが『資社民』を執筆するまでに至った経緯を概観する。彼が上記で議論してきた「進化と革命」の対立をどのように受け取ったのかを理解するためには、まずシュンペーター自身の進化観を知る必要がある。

4.1. 英国とドイツの社会主義との接点

1901年、ウィーン大学に入学したシュンペーターは1905年に開講されたオーストリア学派の経済学者、v. ベーム＝バヴェルクのゼミに参加した。当時マルクスの理論を批判していたベームのゼミには複数のマルクス主義者が参加し、自由市場主義者のベームに対して論戦を張っていた。シュンペーターはゼミにおいて、オーストリア学派とマルクス主義者の対立を目の当たりにすることになる。そこでは、後にマルクス正統派の理論的中核の一人となるヒルファディングやレーデラーなどがいた。

また彼の大学在学中、ドイツ最新歴史学派のヴェーバーやゾンバルトによりに刊行された「社会科学と社会政策における新雑誌（新アルヒーフ）」は、彼に強い影響を与えたものと考えられる。この中でヴェーバーらは、進化的・人種学的な議論を社会科学に取り入れることを強く主張している。

1906年、彼は同大学のリゴローゼンに首尾よく合格し、欧州に遊学する。その途中でシュンペーターは一か

月余りベルリンに滞在して歴史学派の面々と知己となり、さらに一年間ロンドンに滞在、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（以下LSE）の研究生となった。LSEはフェビアン協会を代表するメンバー、ウェッブ夫妻やG. ウォラスらが中心となって設立した社会科学系の大学であったが、S. ウェッブの方針により、基本的に教員の思想については中立的であった。シュンペーターはLSEでは、フェビアン協会のS. ウェッブによる講義「社会調査の諸方法」を受講している。同講義がどれ程シュンペーターに影響を与えたのかは、未だ研究の蓄積が少ないところではある¹⁶が、彼は後年、その講義の印象について、ドイツ社会政策学会の議論と似た性質のものであったことを回顧している（Schumpeter 1954 p. 157）。

しかし少なくともLSE遊学以降、シュンペーターはその生涯を通じてフェビアン協会に関心を持ち続けた様であり、折につけ彼等の著作や政策に言及している。¹⁷特に『資社民』（Schumpeter 1941）では、ドイツ社会民主党との比較においてフェビアンの社会化政策を評価し、成功した社会主義団体として称賛している。このように、ウィーンでマルクス主義者と、そしてドイツと英国で社会改良主義者との接触を持った彼が「進化」と「革命」をどのように解釈し、定式化していたかを考えてみたい。

4.2. 『経済発展論』に見る「進化」と「革命」

オーストリア学派に学び、ドイツ歴史学派に影響を受けたシュンペーターは、かれの主著である『経済発展の理論』（Schumpeter 1912）を執筆する際、①動的な経済発展の理論化と、そして②マルクスによる資本主義終焉論の論駁、という二つの目的を想定していたように思われる。この著書の重要な特徴は、資本主義における経済発展が線形ではなく「革命的・断続的」に生じ、それが景気循環の波を形成するという図式であった。「単線的発展」、すなわち啓蒙主義に由来する進化主義の論駁という図式は当時の流れであり、M. ヴェーバーの「客観性」論文や、LSEの社会人類学者E. ウェスターマークの見解に影響を受けているように思われる（小林2020, p. 16-17）。ヴェーバーは、歴史過程をみても自然法的に線形な発展といった現象は現実には見られず、「理念型」としての発展傾向が存在するだけであると考え、古い進化主義論者が具体的研究を行ったとしても、行き過ぎた一般化への一種の「墮罪」として行われるのみであることを非難している。

シュンペーターに立ち返ってみると、彼は啓蒙主義的な進化主義思想のみならず生物進化的な類推そのものを否定してはいるが、その経済発展の図式は「進化的」な

ものである。『経済発展の理論』によると、実際の社会経済の歴史を観察した際に、戦争などの結果としての多くの「非連続性」が発見される (Schumpeter 1926, 訳 p. 179)。経済学者として経済の体系内部から生じる非連続性を説明するため、シュンペーターは「企業者」という特殊な主体を設定した。この企業者は市場に新規性をもたらして既存の価値体系を破壊するという意味で、経済的領域における「革命」を生じる主体である。経済的な革命は大きなものから小さなものまで存在し、常に市場の攪乱要素となり続ける。1920年代までのシュンペーターの議論では、企業者による個々の革新は経済発展の波を形成して市場における既存の大企業による秩序を転覆し、企業者は自己の革命を達成する。経済発展による継続的な利潤の持続は、資本の有機的構成の高度化による、長期にわたる「利潤率の低下傾向」を論駁するものである。

さらに、企業者は「経済の非連続性を説明」するだけでなく「社会階級の流動性」を説明する主体としても重要な役割を担う。企業者のこの役割により、シュンペーターはマルクスの示す資本主義の矛盾の別の側面、「二大階級への分裂」という議論を論駁する (Schumpeter 1927)。彼によると、企業者は資本家や労働者といった古典的経済学で想定されているような固定された階級ではなく、また特定の階級から出現するものでもない。資本家階級であれ労働者階級であれ、企業者の資質のあるものは銀行による信用創造を通じて革新を達成し、財を得て能動的に階級を移動することが出来る。企業者による革新が既存の体系を破壊し、企業の所有者や経営陣を退場させて新たにブルジョワ階級を形成するのであれば、マルクスのような特定の主体への資本の集中は生じない。また経済発展の結果、財生産の増加により労働者階級の実質賃金は上昇を続け、窮乏化する事もない。よって極端な富を持つ少数の資本家と窮乏化した大多数の労働者という「二大階級への分裂」が生じることもない。富の集中への社会的不満の鬱積は革新による新機軸により取り払われ、労働者による社会主義革命は不要となる。このように、資本主義は不安定性を内在しつつも持続性のあるシステムであり、階級闘争によっては容易に消滅するような体制ではない。ここにマルクス主義における「革命」観に対するシュンペーターの経済学的・社会学的な論駁が完成するのである。

このように、彼の社会進化の図式はマルクス的な階級闘争を論駁する形で展開されたと考えられる。企業者という「変異」が引き起こす新機軸と、旧経営の淘汰、新機軸に対する他の経済主体の「適応」、経済発展の影響による社会経済的環境の変化などの図式は、文字通りダーウィンの進化であり、シュンペーターも1920年代以

降はこれを認めている。この頃のシュンペーターは体系内部から生じる力による社会発展を「進化」と類推しており、この語の使用方法は、G. タルドや W. ジェイムズ、そして A. ベルクソン等、20世紀初頭のダーウィニズムに影響を受けた進化主義者の方法に近いように思われる。

4.3. 『資本主義・社会主義・民主主義』に見る「進化」と「革命」

このように、シュンペーター体系における「革命的要素」とは、①イノベーションによる市場経済の刷新と旧経営の解体、②社会階級における企業者の上昇と旧企業の地位下落といった現象を引き起こす、経済社会的進化の一面に過ぎない。よって、ドイツ社会民主党内における「進化か革命か」といった標語に代表されるような意見の分裂が当初、シュンペーターに対し、あまり強い印象を与えなかった事は確かであろう。1918年、彼はドイツ社会化委員会に参加し、さらにオーストリア初の社会主義内閣、カール・レンナー内閣に蔵相として入閣した。政治的能力の欠如から一年ももたずに失脚したが、その後の1920年に「今日における社会主義の可能性」と題する論文を執筆し、その中でシュンペーターは次のように議論している。

完全に純粹な形で、意識して系統的 (法的) に完成された社会の組織形態として社会主義が実現されるのは、ただそれを志向する政治的、立法的、行政的行為、すなわち「社会化」によってのみである。あらゆる事物が社会主義に対して準備されているような「満期の場合」でさえ、なお社会主義への誘導、つまり社会化が必要であり、それなくして競争経済が「おのずから」消滅することはないであろう。そのことはマルクスも知っていた。その点に、社会主義を実現する世界革命についての彼の見解の価値が存在する——革命はむしろ社会主義への進化を排除するものではなくて、あれほどポピュラーで、あれほど浅薄な革命と進化の対立にもかかわらず、まさにそれを前提とするのである。ただ、われわれがマルクスと見解を異にするのは、かれがあゝの種の進化やまたそれを完成する革命の推進力をたえず激化していき、ついには爆発させざるを得ない階級対立の中に認めたとしている点にある。(Schumpeter 1920 訳書 p. 122)

シュンペーターによると、マルクスは社会主義が啓蒙主義者の信じるような「自動的・自然的」な過程によって達成されるのではなく、何らかの意思による誘導が必

要であると考えているが、シュンペーターはそれこそが「社会化」への漸進的進化であることを説く。そして彼は、マルクスが漸進的進化の末には無く、暴力的革命を導くような階級間の闘争に革命の契機を見出していることを問題視している。ここでは、マルクスの理論における「進化」と「革命」とは、いわゆる唯物史観と急進主義的な暴力性によって分離されてしまっているの

である。前節で議論した通り、同論文の執筆と前後して、世界は戦時経済体制やロシア革命の勃発などにより徐々に左傾化してゆく。シュンペーターも大企業のチームワークによる研究開発や、合理的な計画の有用性を認めざるを得なくなり、企業者を主体とする発展観は勢いを潜めた。¹⁸そして1929年、マンハッタン発の世界大恐慌が始まり、世界経済は長い停滞と政府介入の時代へと突入する。世界恐慌の衝撃も冷めやらぬ1932年にシュンペーターはドイツのボン大学からアメリカのハーバード大学へと移ることになった。彼は若手研究者の教育に力を注いだ。同時に彼独自のプロジェクトである「経済学と統計学と歴史」を統合する試みに没頭し、1939年には『景気循環論』を発表した。

彼はハーバードにおいてマルクスを教えることのできる数少ない研究者の一人であった。彼のアメリカでのマルクス研究がどのようなものであったのかは本論文の範疇を超える問題であるが、『資社民』の執筆に至る頃にはシュンペーターはマルクスの議論自体に、以前のような強い意味における「革命」への志向を見出さなくなったようである。例えば『資社民』の第四章「教師マルクス」において、シュンペーターはマルクスの理論からボルシェビズムのような過激な「革命」思想を切り離そうとしているように見える。彼は第四章の結論部において、マルクスの「弟子たちを対立させた問題、すなわち進化か革命かの問題」に解決を与えるために、以下のように議論している。

マルクスにとって進化こそが社会主義の生みの親であった。彼は社会的事物の内的論理の意義をきわめて強く心にしみこませていた人であったから、革命が進化の仕事の何らかの部分にとって代わりうるなどとは信じなかった。革命はそれにもかかわらず生まれる。しかしそれは、単に諸前提の完全な組み合わせのもとで、結論を導くために生まれるにすぎない。したがってマルクスのいう革命は、その本質と機能において、ブルジョワ急進主義者や社会主義陰謀家のいう革命とはまったく趣を異にするものである。それは本質的に満期における革命である。(Schumpeter 1950 和訳 p. 93)

こうして彼はマルクスの革命を、急進主義者や陰謀家の手による「革命」から遠ざける。『資社民』を執筆するために作成した草稿において¹⁹彼はマルクスの「歴史の経済的解釈」を分析しているが、こちらの草稿にはシュンペーターの真意がよく表れている。カウツキーも議論していたが、マルクスの言う「革命」とは「資本主義が成熟しきった環境下において(すなわち満期において)」という条件が付くものである。これが満たされない場合、社会の制度的枠組みは「その経済的基礎を永続させるような『それ自身の慣性』(a momentum of its own)を持」(補遺稿 p. 52)つ。シュンペーターによると、ここにマルクスが革命を持ち出した理由がある。

彼(マルクス)が革命によって排除しようとしたものが、このモメンタムであったことは確かである。暴力によって新しい世界を創出することを望む革命主義者に共通した態度のいかなるものも彼に課すことはできなかったが、とはいえ、彼の交友関係と彼の情熱は特殊なケースであるが彼をして似た態度をとるよう変質させた。彼の革命は社会主義へ向かっての進化と両立できなくはないだけでなく、その実現であった。それは時の充分性の下での革命であった。(補遺稿 p. 52)

このように、シュンペーターはマルクスに同情的な論調で、彼の議論の真意を説く。シュンペーターによると、マルクスにとっての「革命」は理論的な経済の進化プロセスの延長上に生じる別個のプロセスというよりは、進化そのものの一部分であり、時の充分性という条件を前提としたものであった。しかし、英国の急進的社会主义者やドイツ社会民主党、ロシアのボルシェビキなどが示した「革命」概念は、暴力的革命やテロリズムによって国家の転覆を図るといふ、政党の過激な戦略であった。ロシア十月革命などといった疑似的な「社会主義革命」の発生により、戦略の一環としての「革命」の意義はますます政治色を強めた。シュンペーターはカウツキーと同様に、未成熟な発展段階にあるロシアにおいて(すなわち未だ満期に至っていない状態のロシアにおいて)、社会主義革命が生じたことを非マルクス的として批判する(Schumpeter 1950 p. 528)。しかし、シュンペーターがマルクスを「革命思想」から救いたかった理由は、もっと別なところにあるかもしれない。

4.4. 社会主義に至る「進化」

『経済発展の理論』においてマルクスの利潤率低下傾向と二大階級論の論駁を試みたシュンペーターであったが、それは経済理論としての批判であり、彼は分析にイ

デオロギーを持ち込んではいない。²⁰ ドイツ社会化委員会やカール・レンナー内閣への入閣、社会主義者のエミール・レーデラーとの長きにわたる親交といった事実から、彼が社会主義に傾いていたという議論も多い。しかし他方で、サミュエルソンはシュンペーターが「19世紀型の旧い資本主義」に強い共感をしていてとみている。少なくとも彼はフェビアンやドイツ歴史学派、そしてオーストロ・マルクス等との議論を深めていたのであり、シュンペーターがどちらにより共感していたかは本論文の範囲を超えるため、ここで詳細に論じることはしない²¹が、少なくとも彼は、経済分析においてはイデオロギーの中立性を重視していたように見える。

例えば、ドイツではワイマール共和国が、英国では労働党政権が誕生してフェビアン協会のS. ウェップも入閣を果たしたように、漸進的進化を支持する社会主義者は着実に地盤を固めつつあったが、こうした社会主義者たちもまた『資社民』において、シュンペーターの客観的分析の一部となる。彼等は中産階級出身というブルジョワの申し子であるのだが、シュンペーターの分析によると、資本主義自身が「社会不安の中に特定の利害関係をつくり出し、これを教育し、助成する」(Schumpeter 1950 p. 228) ことにより、資本主義に敵意を持つこうした知識人層を作り上げる。資本主義は知識人を効果的に支配する意思を持っていないのである。

また大恐慌の後には知識人のみならず政界人や財界人さえも反資本主義的傾向を示した。²² 特にルーズヴェルトのニューディール政策はその性質上、企業の自由を奪う、反自由主義的・反資本主義的な色彩を帯びていた。著作では価値評価を示さないシュンペーターであったが、私的にはあからさまにルーズヴェルトに反感を示し、嫌悪していたという。しかし、シュンペーターが嫌悪していたのは、彼の“反資本主義的”な態度では無かった様である。マクロウ (2010) によるとシュンペーターは、経済危機の下にある有権者が判断力を失い「共産主義者、ファシスト、過激派社会主義者など、あらゆる党の扇動家が口にする不可能な約束」(McCraw 訳 p. 232) を信じてしまうことを恐れていた。²³ シュンペーターは「個人的に多数の民主的な政府の崩壊を目にしてきたヨーロッパ人の観点から、このニューディール政策を観察していた」(ibid. 訳 p. 375) のである。

すなわち、シュンペーターが特に脅威を感じていたのは、特定の権力者に権力が集中することであった。彼は巧妙でカリスマ的なルーズヴェルトについて「権力が独裁者に集中する」(ibid., p. 381) ことを極端に恐れており、またレーニンが、労働者の「解放」について、それが労働者自身ではなく「暴徒を指揮する一団の知識人の仕事たるべき」(Schumpeter 1950, p. 528) と考えていたこと

を「反マルクスの」と糾弾する。

マルクスは確かに、政治権力の奪取が社会化の前提であることを認めていたが、それには「事物と精神が成熟したとき」(ibid. p. 584) という条件が付く。英国では、第一次世界大戦後に大衆の間において革命的な機運が高まり、政治ストライキが生じた。英国の労働党は、この状況から抜け出し「漸次自らの地位を改善し、ついには一九二四年には(労働党の)マクドナルドが政権をとるにいたった」のであり、左派政党として「国事を担当しうる能力を持つこと」(ibid. p. 588-589) を十分に立証した。シュンペーターはこうした、民主的な手続きという前提の下での社会化について、それが「社会主義の目的達成に役立つ」と評価する。彼は民主主義に全幅の信頼をおいているわけではないが (ibid. 第四部)、どのような経済体制下にせよ、その手続きに対して一定の信頼性を持っていたことが伺われる。

独裁ではなく、ある程度の「合意」を重視するシュンペーターは、知識人の手による社会化のプロセスに着目する。例えば彼はフェビアン協会を例に挙げ、彼らが階級闘争や革命というスローガンに嫌悪を示しており、民主主義の下における国家社会主義を目指して階級闘争を避け、「彼らの原理を平和的に、しかも効果的に浸透」(ibid. p. 518) させることを選んだことを評価した。そして、フェビアンたちが「ある意味では、マルクス自身よりもよりよきマルクス主義者であった」(ibid. p. 519) と主張する。実戦的に社会進化と向き合い、暴力では無く民主的な手段を用い、究極的な目的に向かって果敢に行動するフェビアンの特徴を、シュンペーターはマルクスの理想と同一視したのである。

マルクスは資本主義の矛盾が「革命」の契機になりうると説くが、シュンペーターによると、マルクスはその矛盾が極限まで行きついた結果、苛烈な競争から資本家自体をも救済することにより「途方もない文化的諸力(新しい文化的創造の源泉)」も同時に開放するとしている(補遺稿 p. 51)。マルクスは確かに『資本論』の第三部において「窮迫と外的な目的への適合性によって規定される労働が存在しなく」なる、「自由の王国」について述べているが、²⁴ この「(自由の：筆者) 王国の彼岸において、それ自体が目的であるとされる人間の力の発達、真の自由の王国が——といっても、それはただ、自己の基礎としての右の必然性の王国の上のみ開花しうるのであるが——始まる。労働日の短縮が根本条件である」(Marx 1967 訳書 1435) と述べる。労働への制約が取り払われるほど発展した「自由の王国」においては、生産力の増進により、労働者も資本家も資本主義的競争から解放され、本来の人間の目的である文化的な諸力が解放される。シュンペーターによると、これは労働者の搾取

からの解放であるのと同時に、苛烈な競争からの資本家の解放でもあるので、資本家もこの変化を進んで受け入れるであろう。そして、こうした将来像は資本家の心象における社会主義への抵抗を取り除き、社会主義へのスムーズで民主的な移行を可能にする。

フェビアンや英国労働党の活躍はいわば、資本主義が「時の充分性」に向かっている証左のようにも見える。シュンペーターによると「社会の合理化が極めて徹底したところまで行き尽くされ、そして利子率がゼロに向かって収斂していると見込まれることが出来る場合、人々の心理的状态が、その上に封建的並びにブルジョワ的先入観を失ってしまいかつ心理的に大きな変化を肯定する準備ができていと見込まれる場合、そうした場合に時の充分性の下での社会主義は『全く理にかなったもの』」（補遺稿 p.52）となる。もしも資本主義が社会化を推し進め、その過程の延長線上に社会主義への移行があるとすれば、それは資本主義システムの自然な社会主義への交代であって、特定の個人や集団の近視眼的な合理性により実行される、「矛盾した資本主義体制」の転覆ではない。シュンペーターの解釈する「進化」は体制内部に要因を持つ、社会を促進させる力であり、革新のような穏健な革命をも含む。よって、彼にとってドイツ社会民主党が見せたような「進化」と「革命」の対立は、その定義上において無意味なものとなる。

5. 結論

本論では、「進化と革命」という議論が、どのように英国とドイツで展開され、また特にドイツにおいて鋭い対立を生じるに至ったのかを説明し、またそれがシュンペーターの『資社民』の議論にどのように影響を与えたかを論じた。英国とドイツの「進化主義思想」には並行性と異質性が同時に存在している。英国では、19世紀末のスパンサーやベンジャミン・キッド等に影響を受けた、啓蒙主義以来の「定方向的・目的論的」な進化主義が盛んである他方で、シドニー・ウェップなどの社会主義者を含む幅広い主義主張を持った者が、進化思想を支持していた。

こうした事情はドイツでも同様であり、ビスマルクを支持する保守的思想家から社会改良主義者、そしてマルクス主義者まで広く進化論的のアナロジーを好んでいた。しかし、バルンシュタインが帰国して社会主義における進化主義的思想を持ち帰って以来、ドイツの社会主義政党を代表するドイツ社会民主党員たちは「進化」か「革命」かという、互いに背反すると考えられた強い命題同士の間での対立を増幅させていったように見える。

シュンペーターはというと、革命という要素を自己の

理論に組み込み、企業者をその担い手とすることで、①利潤低下傾向を否定し企業者利潤の持続性を主張し、そして②二大階級論を否定して企業者の階級的流動性を強調することで、資本主義が矛盾の噴出により自壊するというマルクスの議論を乗り越えた。「革命」は、既存の大企業という既得権益を革新の力をもって打ち倒す「企業者」が担っており、社会経済進化の一過程という事になる。しかし企業者といえども、その成果は市場において審議され、市場が民主的に受け容れたものだけが革新として成功する。彼は暴力的な手段としての「革命」を忌み嫌っていたのである。

『資社民』においては、彼は資本主義進化の最終的な過程として資本主義が自壊することを示そうとした。これは階級闘争の様な矛盾によるというよりも、資本主義に内在する構造的進化、すなわち社会化の結果、知識人や大衆がそれを受け入れる準備を整えたのちに生じるのであり、最終的な体制の転換は民主的に行われ、もはや暴力的な革命は存在しない。シュンペーターによると、このプロセスこそがマルクスの主張したかった過程であり、これは「よりよきマルクス主義者」としてのフェビアン協会などの社会主義政党によって担われる。

シュンペーターが特に恐れたのは特定の個人やグループによる独裁であり、『資社民』においても資本主義や社会主義といった経済体制に対するイデオロギー的な価値判断は行われていないように思われる。シュンペーターは多数の合意が正しい結果を導くことに疑念を感じていたとはいえ、民主主義に一定の価値をおいていたのであり、「放蕩の限りを尽くした資本主義」の下における民衆の精神の「合理化」という論法をもって平和裏に社会主義に移行することを予想した。資本主義の下で精神的に成熟した大衆は、暴力的にそれを転覆させるのではなく、民主的なプロセスによって資本主義を丁重に埋葬するのである。

参考文献

- Burke, E. (1790) *Reflections on the Revolution in France*, 二木麻里訳 2020『フランス革命についての省察』光文社古典新訳文庫。
- Erbner, A. (2000) "Schumpeter and the 'Schumollerprogramm': integrating theory and history in the analysis of economic development", *Evolutionary Economics* 10, 355-372.
- . (2003) "The Institutional Analysis of Entrepreneurship: Historist Aspects of Schumpeter's Development Theory", in Joseph Alois Schumpeter: *Entrepreneurship, Style and*

- Vision*. Ed by Backhouse, J. Kluwer Academic Publishers, 117-139.
- Freeden, M. (1979) "Eugenics and Progressive Thought: A study in Ideological Affinity" *The Historical Journal*, Vol. 22, No. 3, 645-671.
- Harrison, R. (2000) *The Life and Times of Sidney and Beatrice Webb: 1858-1905*, Macmillan Press Limited. 大前眞訳 2005『ウェブ夫妻の生涯と時代』ミネルヴァ書房.
- Heilbroner, R. L. (1953) *The Worldly Philosophers*, 八木甫, 松原隆一郎, 浮田聡, 奥井智之, 堀岡治男訳 2001『入門経済思想史: 世俗の思想家たち』筑摩書房.
- Hodgson, G. M. (1993) *Economics and Evolution. Bringing Life Back into Economics*, Blackwell Publishers, 西部忠 監訳 2003『進化と経済学』東洋経済.
- Marx, K. (1894) [1973] *Das Kapital*, Marx-Engels Werke, Dietz Verlag, Berlin, Bd. 25. 社会科学研究所監修, 資本論翻訳委員会訳 1989『資本論』第 III 部第 13 分冊, 新日本出版社.
- März, E. (1983) *Joseph Alois Schumpeter: Forscher, Lehrer und Politiker*. München: Oldenbourg. 杉山忠平監訳, 中山智香子訳 1998『シュンペーターのウィーン: 人と学問』日本経済評論社.
- McCraw, T. K. (2007) *Prophet of Innovation: Joseph Schumpeter and Creative Destruction*. Cambridge, MA: Harvard University Press. 八木紀一郎監訳, 田村勝省訳 2010『シュンペーター伝: 革新による経済発展の預言者の生涯』一灯舎.
- Salin, E. (1929) *Geschichte der Vblkswirtschaftslehre*, Berlin, ss. II, 106. 高島善哉訳 1935『ザーリン国民経済掌史』三省堂.
- Schumpeter, J. A. (1908) *Das Wesen und der Hauptinhalt der theoretischen Nationalökonomie*. Leipzig: Duncker & Humblot. Translated into English by Bruce A. McDaniel. *The Nature and Essence of Economic Theory*. Transaction Publisher. 大野忠男, 木村健康, 安井琢磨訳 1984『理論経済学の本質と主要内容』上・下巻 岩波文庫.
- . (1912), *Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung*. Leipzig: Duncker & Humblot. 八木紀一郎監訳, 荒木詳二訳 2020『シュンペーター 経済発展の理論 (初版)』日本経済新聞出版.
- . (1920), "Sozialistische Möglichkeit von heute" *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*, Bd 48, 305-360. 大野忠男訳 1977「今日における社会主義の可能性」『今日における社会主義の可能性』創文社.
- . (1926). *Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung: Eine Untersuchung über Unternehmergewinn, Kapital, Kredit, Zins und den Konjunkturzyklus*, Munich and Leipzig: Duncker & Humblot. 塩野谷祐一, 中山伊一郎, 東畑清一訳 1977『経済発展の理論』上・下巻 岩波文庫.
- . (1927) [1991]. Die sozialen Klassen im ethnisch homogen Milieu. *Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik*. 都留重人訳 1956『帝国主義と社会階級』岩波書店.
- . (1950). *Capitalism, Socialism and Democracy Third Edition*. 中山一郎, 東畑清一 1995『資本主義・社会主義・民主主義』, 東洋経済新報社.
- . (1954). *History of Economic Analysis*. New York: Oxford University Press. s Inc. 福岡正夫, 東畑清一訳 2006『経済分析の歴史』上/中/下巻, 岩波書店.
- Wertheim, F. W. (1977) *Evolution and Revolution: The Rising Waves of Emancipation*. Uitgeverijen boekhandel Van Gennep B. V., Nes 128, Amsterdam, The Netherlands. 清水元, 川勝平太訳 1982『進化と革命』紀伊國屋書店.
- 江里口拓 (2008)『福祉国家の高率と制御—ウェブ夫妻の経済思想』昭和堂.
- 小林大州介 (2015)『単線的発展論の超克としての初期イノベーション理論』経済社会学会年報 37, 203-212, 経済社会学会.
- 小林大州介 (2021)『LSE 社会学と J. A. シュンペーターの経済発展論』経済学史研究, 第 62 卷 2 号, 1-25.
- 小林勝 (2008)『ドイツ社会民主党の社会化論』お茶の水書房.
- 大野忠男編 (1977)『今日における社会主義の可能性』創文社.
- 竹林史郎 (2022)『歴史学派とドイツ社会学の期限』ミネルヴァ書房.
- 筒井正夫 (2019)「社会主義・共産主義的世界観の特質と問題点」彦根論叢 No.421, 4-21.
- 姫野順一 (1995)「世紀末イギリスにおける『社会進化』論の諸類型(1)市場・効率・環境への視座」長崎大学教養部創立 30 周年記念論文集, 127-145.
- 保住敏彦 (1992)『社会民主主義の源流』世界書院.
- 百木漠 (2016)「マルクスの未来社会論を再考する」経済社会学会, 38 卷, 161-170.
- 山本左門 (1981)『ドイツ社会民主党とカウツキー』北海道大学図書刊行会.

史料

『補遺稿「資本主義・社会主義・民主主義」』浦城晋一編
2015.

文末注

- 1 歴史主義者には、いわゆるロマン主義者やF.リストなどに加えて、ワーグナーが歴史学派と呼んだ、シュモラーやK.ビューヒャー、そしてシュンペーターが最新 (youngest) 歴史学派と名付けたヴェーバーやゾンバルトなども含まれる。
- 2 現代的な意味で「共産主義」という語を使用したのは、このバブーフが最初であったとされる。
- 3 特に1848年に生じた各国の暴動的革命や1871年のパリ・コミューンの自治宣言など、武力闘争に至る騒乱が続いた。
- 4 J.S. ミルが分配論の恣意性を指摘し、労働者に同情を示して共産主義的な図式に利点を見出した理由としては、妻のハリエットからの影響も挙げられるであろう。詳しくはR.L. ハイブローナーの『入門経済思想史』第5章を参照の事 (Heilbroner 1953)。
- 5 ホジソン (1993) によると、マルクスはダーウィンの理論を「歴史における階級闘争の自然科学的な基礎」と称賛し、エンゲルスとともに「ダーウィンのひそかな唯物論や、創造説に対する反駁や、彼が暗黙のうちに神を廃位させたことに引き付けられた」(p. 113) としている。
- 6 リカードは当初、機械の使用が労働者の仕事をすべて代替することは無いという、スミスの議論を受け継いでいたが、徐々に機械の導入によって失業が増加する可能性を議論するようになった。
- 7 竹林 (2020 p. 27) によると、シュモラーがメンガーと「理論的方法」の在り方で争っていた頃、A. ヴァーグナーがこれを「オーストリアの理論学派」と「ドイツの新歴史学派」の対立として表現したという。これが「歴史学派」という呼称の発端となった。
- 8 姫野 (1995) によると、スペンサーの「同質的なものから異質的なものへ」という社会進化論は、ウェッブだけではなく、マーシャルの経済学、J. A. ホブソンの社会主義、マロックの貴族擁護論やB. キッドによる帝国の「社会効率性」の擁護論等、保守と進歩主義の区別を超え、様々な方面に影響を与えた。
- 9 しかし、リベラルな急進派と見なされる集団もしばしば帝国主義的拡張主義に同調した。例えばフェビアンは、植民地戦争の一つであるボーア戦争を政治的配慮から支持している。
- 10 シュンペーターはマルクスの理論にも同様の視点を見出し、『資社民』執筆のためのメモにおいて「マル

クスはつまるところ、歴史的センスを欠いてはいなかった」(補遺稿 p. 51) と結論付けている。

- 11 この点の妥当性については、本稿の範疇を越えているのでここで詳細に論じることはしない。詳しくは保住 (1992) の議論を参照せよ。
- 12 一方でドイツでは、権力の側からの「国家社会主義」的傾向が見られた。ビスマルクはいわゆる「鉛と鞭」政策によって社会主義者を弾圧する他方で、国家からの福祉政策の提案も行っている。
- 13 しかし、竹林 (2020) はゾンバルトが改良 (進化) よりも革命的文献に、自分の立場をもとめたとする。)。
- 14 江里口 (2008) によると、ウェッブは独占的生産による①競争から生じる浪費の節約、②生産技術・経営組織の改善による生産費の削減などを「産業組織改革への一歩」として評価している (p. 183-184)。独占が弊害をもたらす部門では国有化も視野に入れていたということで、ウェッブがこうした産業集中を、社会主義への一歩とみなしていたのは間違いはない。
- 15 ドイツ社会民主党は戦争参戦の質 (侵略戦争か防衛戦争か) を巡って党员の間で主戦派と反戦派に分裂した。特に主戦論に立ち、党内の多数派であった社会民主党の議員団は、戦時公債発行の議決に賛成することにより戦争を暗に承認してしまい、ドイツ社会民主党は世界の社会主義者から批判にさらされる詳細については山本 (1981) を参照のこと。
- 16 ウェッブ講義がシュンペーターにどのような影響を与えたかについては、拙著小林 (2021) にて、ある程度論じてあるので、これを参照されたい。
- 17 例えば、1919年にカール・レンナー内閣に大蔵省として入閣したとき、シュンペーターは官僚を前にして、フェビアン流の「一度きりの財産税」の重要性を説いたという (März 1983 訳 198)。
- 18 1919年の『帝国主義論』において、シュンペーターは独占均衡の安定性を認めてはおらず、独占企業化においても資本主義が安定的に発展するとしたヒルファーディングを批判している。しかし、少なくとも1928年に書かれた『企業者』においては、独占企業の生産効率を認め、更に1929年の『資本主義の不安定性』においては、より積極的にその効果を認めている。そして補遺稿では、ヒルファーディングが上記の理由で資本主義崩壊論を転換したことを称賛しさえしている。
- 19 この草稿はハーバード大学のシュンペーター文庫に所蔵されていたものを、三重大学名誉教授の浦城晋一氏が日本語訳しており、本稿では氏の集められた資料と和訳を使用している。この和訳版はネットに

て入手可能である。

- 20 シュンペーターは最初の著書『理論経済学の本質と主要内容』(Schumpeter 1908)において、政治的イデオロギーと経済分析を明確に分離している。
- 21 筆者は、彼の思想の根底には社会主義者へのシンパシーがあったことは間違いないが、それでもやはり、平和主義的な資本主義経済の方を好んだと考える。『帝国主義論』や『資社民』の第11章において、シュンペーターは資本主義経済(産業ブルジョワジーや商業ブルジョワジー)が根本的に「平和主義者」であり、近代平和主義や近代国際主義をその産物であるとしている。
- 22 例えばロックフェラーを始めとする当時の国際的な金融資本家が共産主義と関わりを持っていたとする研究もある。本稿の範囲を超えるので詳細に論じることは出来ないが、詳しくは筒井(2019)を参照。筒井は以下の様に議論している。

1920年代後半から30年代にかけて、共産主義者が深く浸透していたアメリカ・ルーズヴェルト政権や日本の近衛政権とも関係を持ち、中国、ソ連等の共産主義者やコミンテルン要員も多数参加してアジア太平洋地域の情報分析や反日宣伝工作の拠点となった太平洋問題調査会は、アメリカ・ロックフェラー財団から強力な支援を受けていたことである。このことが如実に示す

ように、国際的な共産主義者の活動は国際金融資本家と密接な関係を持っていたということである。彼らは、特定地域の国や固有の文化や当地の在り方を嫌い、共産主義やニューオーダーといった「普遍的」価値観に立脚して世界を経済的・政治的に支配しようとしている点で共通している。(筒井 2019 p.13)

当時のシュンペーターのおかれた状況と、資社民の議論を考えたとき、この話は説得力をもつ。シュンペーターは親日家であり、またの妻のエリザベス・ブーディーは日本産業史の研究家であった。当時彼は当局から共産主義者と疑われ、また妻は潜在的敵国であった日本研究者という事でたびたび家宅捜査を受けたという。こうした問題が『資社民』の形成に重要な意味を持つかもしれない。これら点についてさらに詳細を調べた後、別の機会に論じたい。

- 23 当時、共和党色の強かったハーバード大学の学生と教員の二人に一人はローズヴェルトのニューディールに反対していた(McCraw 2007 p.240)。
- 24 こうしたマルクスの想定は、J.S.ミルの社会主義観に通じるところがあるとする論者もいる。すなわち、その理想とするところにおいて、フェビアンや空想社会主義者、ベルンシュタインなどの思想はやはり、近いところにあったと考える事も出来るかもしれない。

Socialisms of “Evolution” and “Revolution” at the early 20th century. —Socialist Evolutionism and Schumpeter’s vision.

KOBAYASHI Daisuke

Abstract

This paper examines the tactical conflict between ‘evolution’ and ‘revolution’ debated by German socialists at the turn of the 20th century and considers the role the argument played in Schumpeter’s later book, *Capitalism, Socialism, and Democracy*. The concept of evolution has been used to explain social development since the Enlightenment era. The ‘evolution’ of society was linked with Christian millennium thought and utopianism, and it became a thought that indicated ‘purposefulness’ of pursuing ideals. After the advent of Darwinism, the word came to be used among socialists as a term for gradual progress aimed at socialization. While moderate socialists aim for socialization through a democratic process, activists make violent ‘revolution’. In the early 20th centuries, this dyad of ‘evolution’ and ‘revolution’ developed to tactical conflict within the German Social Democratic Party.

Schumpeter’s *Capitalism, Socialism, Democracy* is considered to have had such a scheme of conflict within the German Social Democratic Party as a background knowledge. While he formulated the revolutionary innovation of entrepreneurs as a process of ‘economic evolution’ in *Theory of Economic Development*, he seemed to regard the trend toward socialism as a process of evolution of capitalism in *Capitalism, Socialism and Democracy*.

査読論文

学習者の制御適合が非同期型 e-Learning の学習意欲に及ぼす影響

近 澤 潤・野 村 拓 也・由 水 伸

要約

本稿では、学習者の心理的特性を考慮した、効果的な非同期型 e-Learning の授業方法を検討する。具体的には、制御焦点理論に基づき、学習者の制御焦点の傾向に適した授業における解説の方略とその効果を明らかにする。促進焦点の傾向が強い促進状態の学習者の場合は、個別具体的な理解を促進する「マイクロ理解方略」の解説よりも、大局的な理解を促進する「マクロ理解方略」の解説を受ける方が学習意欲が高まることが予想される。反対に、予防焦点の傾向が強い予防状態の学習者は、マイクロ理解方略の解説を受ける方がより学習意欲が高まると考えられる。エクセルの基本操作に関する e-Learning 授業を題材とした実験調査を実施した結果、促進状態の学習者がマクロ理解方略の授業動画を視聴した場合にのみ想定した結果が得られた。調査結果を受け、実験デザイン上の課題を提示した。

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の影響により、教育機関においては遠隔型の教育への切り替えを迫られた。文部科学省(2020)によると、2020年7月1日時点で、国内の大学・高等専門学校1,069校のうち、82%にあたる679校において、遠隔授業もしくは面接・遠隔を併用した授業を実施している。遠隔授業の具体的な手法として e-Learning が挙げられるが、e-Learning は同期型と非同期型の2つに大別することができる。

同期型 e-Learning とは、いわゆるライブ配信型の授業であり、リアルタイムで教員と学習者との双方向性のコミュニケーションを保ちながらおこなわれる方法である。したがって、学習者と教員とのコミュニケーションを比較的容易にとることができる。このことから、従来実施していた面接授業に近い形態でおこなうことが可能である。また、岡田ほか(2012)によると、同じ時間帯に e-Learning にアクセスしている学習者の存在がわかるため、臨場感があり、学習者の孤立を防ぐことができる。加えて、他の学習者の存在によって学習が動機づけされる可能性も高く、学習時間も設定されていることから、節度が与えられ、学習習慣を確立しやすいという。なお、同期型 e-Learning の場合は、学習者全員に対して画一的な教授法・方略を用いておこなわれるのが一般的である。

対して、非同期型 e-Learning はオンデマンド型と称されることが多く、既に完成された動画教材等を視聴・閲覧することで学習を進める方法である。したがって、学習者の好きな時間帯に学習をおこなうことができると

いう e-Learning 特有の有利な点がある一方で、学習者が孤立する点や学習意欲が高まらない点、途中で挫折しやすい点などの欠点が挙げられる(宮地, 2009)。

1970年代より欧米を中心に、学習者のニーズ・能力・嗜好・スタイルに合った学習環境を提供する「学習者中心の教育(student centered learning)」の考え方が注目されており(青木, 2005)、e-Learning は、その学習者の個別学習に応じることができる新しい教育・学習方式の1つとして関心を持たれてきた(小川, 2008)。中央教育審議会(2018)の「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」においても、高等教育機関に対して、個々人の可能性を最大限に伸長する教育への転換と、情報通信技術(ICT)を活用した教育の促進を求めている。そのような背景から、教育機関では学習者に対して一貫した教育手法を用いるのではなく、ICT等を活用して、学習者の特性に合わせてカスタマイズされた教育を目指して、様々なことに取り組んでいる。

学習者の特性に合わせた教育を遠隔授業で実現するためには、学習者の特性に応じて配信する教材を変えることが有効な施策として考えられる。同期型 e-Learning では、ライブ配信によって面接授業に近い形態でおこなわれるため、比較的画一的な教育となってしまうが、非同期型 e-Learning では、学習者個人に対してそれぞれ違う教材を配信することが可能であり、学習者ひとりひとりの能力を最大限に伸長する教育を実現する1つの手法として期待する。

そこで本稿では、非同期型 e-Learning に着目し、ICTリテラシー教育科目において学習者の特性に合わせた授業動画を視聴させることによる教育効果の検証を

試みることにする。具体的には、制御焦点理論に基づき、学生の制御焦点の傾向である制御状態に適した授業動画の解説方法とその効果を明らかにする。

2. 先行研究

2-1. 制御焦点理論

学習者の特性を把握したり測定したりするための概念は多く存在するが、本稿ではそのうちのひとつとして、制御焦点理論 (regulatory focus theory; Higgins, 1997) に着目する。

制御焦点理論は、“快に接近し不快を回避する”というすべての動物に共通する行動原理である快楽原則 (pleasure principle) に依拠しつつ、快・不快だけではなく、それぞれの質的内容を考慮する必要があると主張した理論である。また制御焦点理論は、どのような快に接近し、どのような不快を回避するのかという質的な違いを区別する必要があると主張する。ここでいう接近・回避の質的な違いは、快の状態は、獲得の存在 (gain) と損失の不在 (non-loss)、不快の状態は、獲得の不在 (non-gain) と損失の存在 (loss) に区別され、促進焦点 (promotion focus) と防止焦点 (prevention focus) の2つの目標志向性が含まれる (Higgins, 1997)。

促進焦点は、獲得の存在に接近し、獲得の不在を回避するようになり、目標達成の手段として肯定的 (ポジティブ) な結果の獲得 (理想や進歩) を求める志向性である。つまり、恩恵がもたらされる可能性がある限り、目標達成のためには多少のコストやリスクには目を背け、迅速に目標追求行動を実行しようとして、迅速な判断を下して大胆に行動する傾向を示す (尾崎, 2011)。また、促進焦点の特徴として、新商品の開発や戦略を考えるような積極性や創造性が求められる場面に対して効果的である (Friedman & Forster, 2001)。対して、防止焦点は、損失の不在に接近し、損失の存在を回避するようになり、目標達成の手段として否定的 (ネガティブ) な結果の獲得 (義務や安全など) を求める志向性である。リスクに対して強い警戒心をもち、損失の恐れがないか情報を吟味してから判断をするため、仮に恩恵が得られる可能性があったとしても、損失の危険性がある行動はしない傾向を示す (尾崎, 2011)。また、防止焦点の特徴として、資料の誤字・脱字の確認をおこなうなどの慎重さや正確さを求められる場面に対して効果的である (Forster et al., 2003)。

この2つの目標志向性は、個人差による特性として扱われることもあれば、場合によっては異なるものとして扱うこともある (三和ほか, 2017)。また、人は、促進焦点と防止焦点の双方の志向性をもっており、状況に応じ

ていずれかを活性化させることで使い分けている (尾崎, 2011)。なお、外山ほか (2017) によると、制御焦点に関する研究においては、制御焦点を「状況要因」として捉える場合と、個人差としての「特性」として捉える場合があり、制御焦点を状況要因として捉える研究では、ブラッキングやフレーミングを用いて、状況的に促進焦点または防止焦点を活性化させ、それによって発現する心理的特徴について検討することが多い。また、個人差としての「特性」として捉える研究では、促進焦点と防止焦点の傾向の関連性によって、促進焦点の傾向が高い促進状態の人と、防止焦点の傾向が高い予防状態の人に分けて、両者の違いを比較・検討している。本稿は、学習者の「特性」としての制御状態に着目する。

2-2. 制御適合理論

Higgins (2007) は、制御焦点理論を発展させた制御適合理論 (regulatory fit theory) を提唱した。制御適合理論は、前述の2つの目標志向性に対応して、目標達成のために取り組む方略 (strategy) が合致すると、制御適合 (regulatory fit) を経験し、行動の成果に正の影響をもたらすとする理論である。代表的な制御適合の関係では、促進焦点には熱望方略 (eager strategy)、防止焦点には警戒方略 (vigilant strategy) が適しているというものがある (Molden et al., 2007)。

熱望方略は、肯定的な結果の存在に接近し、肯定的な結果の不在を回避する行動であり、獲得を最大限にするための行為をできるだけ実行しようとする手段のことである (Crowe & Higgins, 1997)。貯蓄を増やすことを例に挙げると、促進焦点の傾向が高い人は「収入を増やす」という獲得の存在に接近し、「収入が増えない」という獲得の不在を回避しようとする。そのため、収入を増やすべく、仕事での昇給を目指したり、収入源を増やしたりするなどの熱望方略をとる。肯定的な結果である「収入を増やす」ことに接近し、「収入が増えない」ことを回避するスタンスで取り組むのである。つまり、獲得に焦点が当てられている熱望方略には、コストやリスクの可能性は軽視し、迅速に判断をして大胆に行動する目標追求行動や、大局的 (マクロ) な処理 (Scholer & Higgins, 2012) などが該当する。

警戒方略は、否定的な結果の不在に接近し、否定的な結果の存在を回避する行動であり、損失をもたらす危険性に対して留意して、損失を最小限に留めようとする手段のことである (Crowe & Higgins, 1997)。再び、貯蓄を増やすことを例に挙げると、防止焦点の傾向が高い人は「支出を増やさない」という損失の不在に接近し、「支出が増える」という損失の存在を回避しようとする。そのため、支出が増えることを防ぐため、節電や節水など

の節約行動をしたり、食事回数や内容を見直して食費を削減したりするなどの警戒方略をとる。否定的な結果である「支出を増やさない」ことに接近し、「支出が増える」ことを回避するスタンスで取り組むのである。つまり、損失に焦点が当てられている警戒方略には、損失の恐れがないか、コストやリスクを十分考慮し、情報をよく吟味して慎重に行動するといった局所的（マイクロ）に取り組む方略（Scholer & Higgins, 2012）などがそれに該当する。このように、熱望方略と警戒方略は、両方とも目標達成に対する手段ではあるが、獲得への接近と損失への回避という、目標達成に対する手段が質的に異なるということになる（外山ほか, 2017）。

2-3. 制御適合が学習に及ぼす影響

制御焦点理論及び制御適合理論は、社会心理学の領域で発展してきた理論であるが、近年では個人の学習動機づけや学業パフォーマンス（学業成績）に対する制御焦点の影響を検討するという教育心理学的アプローチによる研究が数多くなされている（長峯・外山, 2021）。Keller and Bless（2006）は、高校生を対象に空間認知に関する問題を出題した結果、促進焦点の傾向が高い高校生は熱望方略を、防止焦点の傾向が高い高校生は警戒方略を用いた時に制御適合を経験し、良い結果を出すことができることを示唆した。市原（2017）は、大学で日常的におこなわれる授業の中で、制御適合が実際の学業パフォーマンスに与える影響について調査し、制御焦点に適合した学習方略を組み合わせることで、学業成績にポジティブな影響を及ぼすことを確認している。外山ほか（2017）は、大学生を対象に制御焦点と学習方略が適合した時に、授業の定期試験（空所補充型テスト・記述式テスト）の成績への影響について調査した結果、促進焦点の傾向が高い人がマクロ理解方略を多く使用している場合に、記述式テストにおいて高い学習成績を修め、防止焦点の傾向が高い人がマイクロ理解方略を多く使用している場合に、空所補充型テストにおいて高い学業成績を修めることが明らかになった。

外山ほか（2017）の知見にもとづけば、学習者の制御状態と適合する理解方略の授業動画を視聴させることができれば、より学習を効果的にすることができると考えられる。具体的には、促進焦点の傾向が強い促進状態の学生の場合は、個別具体的な理解を促進する「マイクロ理解方略」の解説よりも、大局的な理解を促進する「マクロ理解方略」の解説を受ける方が、学習意欲が高まることが予想される。反対に、予防焦点の傾向が強い予防状態の学生の場合は、マイクロ理解方略の解説を受ける方がより学習意欲が高まると考えられる。

本稿では、上記の制御状態と理解方略の対応関係に基

づき、学習者の制御状態と非同期型 e-Learning における授業動画の理解方略のタイプの一致が学習意欲に及ぼす影響を確認する。

3. 方法

3-1. 手続き

本稿では、2（授業タイプ：マクロ理解方略／マイクロ理解方略）×2（制御状態：予防／促進）の被験者間デザインで実験調査を実施した。調査期間は2022年7月4日から同月8日であった。被験者は、日本国内の大学1年生200人（18～23歳）とした。アテンションチェック項目によって不注意回答を除外した結果、139の有効回答が得られた。139人の有効回答者のうち、62人（44.6%）が女性であった。

調査ではまず、制御状態を測定するためのアンケートに回答してもらった。次に、被験者は、2種類（マイクロ理解方略／マクロ理解方略）のエクセルの操作方法に関する授業動画のうちのどちらか片方を視聴した。その後、授業動画の内容がマクロとマイクロの理解方略をどの程度重視していたかを評価する項目に回答してもらった。そして最後に、エクセルの今後の学習意欲を測定するためのアンケートに回答してもらった。

エクセルの操作方法に関する授業動画は、IF関数の概要を5分程度で解説する内容のものであり、筆者らが作成した。マクロ理解方略の授業動画は、IF関数の構造や名称よりも、身長・体重の入力によるBMIと肥満度判定の出力などといった、IF関数の活用事例を紹介し、IF関数が実生活で役に立つことを重点的に伝えるものにした（図1）。マイクロ理解方略の授業動画では、IF関数の活用事例よりも、IF関数の構造や名称および入力方法についての理解を促すことを重視した（図2）。

3-2. 測定尺度

制御状態の測定尺度には Promotion/prevention focus scale（促進予防焦点尺度：以下 PPFs）の邦訳版（尾

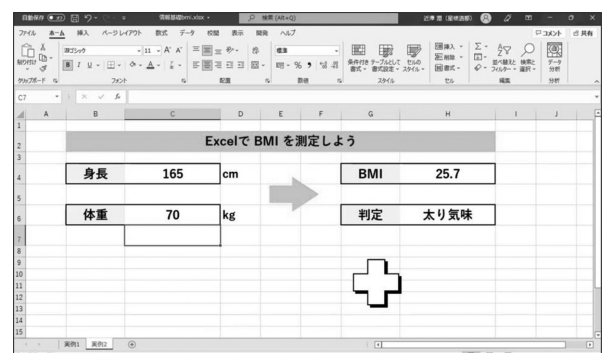


図1 マクロ理解方略授業動画の画面

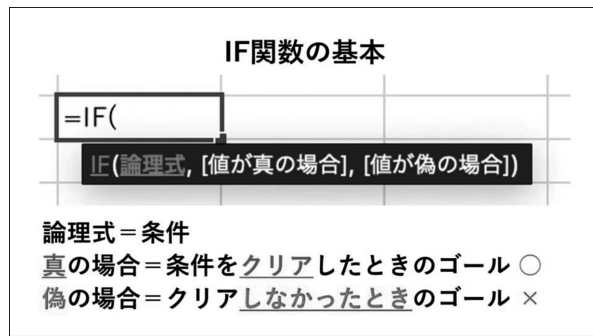


図2 ミクロ理解方略授業動画の画面

崎・唐沢, 2011) を採用した。学習意欲を測定する尺度は筆者らで作成した。具体的な項目は「これからもエクセルの学習を続けていけそうだと思う。」などの5項目

であった。IF関数の解説動画の操作チェック項目では、被験者らによる授業動画の評価項目を筆者らで作成した。解説動画のマクロ方略評価項目は「授業動画は、まず、おおざっぱな内容をつかんでもらうことを意識していた。」などの3項目、ミクロ方略評価項目は「授業動画は、細かい基本的なところを1から解説していた。」などの3項目であった。測定はいずれも7点リッカート尺度でおこなった。

表1は、測定尺度の項目と記述統計である。確認的因子分析(最尤法, プロマックス回転, 2因子固定)の結果, PPFsの邦訳版において、促進焦点と予防焦点の各1項目において因子負荷量が.50未満を示した。そのため、当該項目は本稿の分析から除外した。各構成概念の信頼性係数は基準値である.70 (Fornell & Larcker,

表1 測定尺度の項目と記述統計

項目	平均	標準偏差	クロンバックの α
促進焦点	5.03	0.98	.81
どうやったら自分の目標や希望をかなえられるか、よく想像することがある。	5.27	1.36	
私はたいいてい、将来自分が成し遂げたいことに意識を集中している。	5.02	1.34	
私は、“自分の理想”を最優先し、自分の希望や願い・大志をかなえようと努力するタイプだと思う。	4.45	1.56	
私はたいいてい、人生において良い成果をあげることに意識を集中している。	4.88	1.41	
学校での私は、学業で自分の理想をかなえることを目指している。	4.99	1.44	
どうやったら良い成績がとれるかについて、よく考える。*			
将来どんな人間になりたいかについて、よく考える。	5.17	1.48	
こうなったらいいなと願っている事がかなう様子を、よく想像する。	5.45	1.48	
予防焦点	4.79	1.22	.82
私はたいいてい、悪い出来事避けることに意識を集中している。	4.97	1.76	
どうやったら失敗を防げるかについて、よく考える。	5.27	1.44	
自分の責任や役割を果たせないのではないかと、よく心配になる。	4.94	1.68	
怖れている悪い出来事が自分にふりかかってくる様子を、よく想像する。	4.50	2.05	
目標とする成績をとれないのではないかと、よく心配になる。	5.04	1.68	
学校での私は、学業での失敗を避けることを目指している。	4.42	1.76	
自分が将来そうなってしまったら嫌だと思う自分像について、よく考えることがある。*			
私にとっては、利益を得ることよりも、損失を避けることの方が大事だ。	4.40	1.79	
学習意欲	5.24	1.07	.87
エクセルに対して、親近感が湧いたと思う。	4.58	1.40	
エクセルを学ぶことに対する抵抗感が少なくなったと思う。	5.01	1.34	
これからもエクセルの学習を続けていけそうだと思う。	5.49	1.22	
エクセルの操作方法を学ぶ意欲が高まったと思う。	5.19	1.35	
エクセルの学習をこれからも頑張りたいと思う。	5.91	1.24	
マクロ理解方略評価	5.61	1.18	.80
講義動画は、細かいこと(用語の意味や関数のしくみなど)を覚えることより、全体的な使い方を優先して教えようとしていた。	5.65	1.48	
講義動画は、細かいこと(用語の意味や関数のしくみなど)は気にせず、全体的な使い方を把握することを優先していた。	5.47	1.47	
講義動画は、まず、おおざっぱな内容をつかんでもらうことを意識していた。	5.71	1.31	
ミクロ理解方略評価	4.55	1.63	.78
講義動画は、全体像をつかむより、重要な用語や関数のしくみを教えようとしていた。	4.50	1.85	
講義動画は、細かい基本的なところを1から解説していた。	4.70	1.94	
講義動画は、全体を理解する前に、重要な用語や基本的な細かいところを理解するところからはじめていた。	4.45	1.97	

*除外した項目

1981) を上回り、十分な信頼性が確認できた。促進焦点と予防焦点の相関係数は .10 で非有意であった。制御焦点の構成概念と学習意欲との相関係数は、予防焦点では .13 で非有意であり、促進焦点では .27 の相関係数を示し、0.01%水準で有意であった

被験者の制御状態は、各被験者における促進焦点の平均得点から予防焦点の平均得点を減じ、差が正の値の場合は促進状態とし、負の値の場合は予防状態とした。

4. 結果

4-1. 操作チェック

調査結果の分析ではまず、被験者に視聴してもらった授業動画が適切に操作されているかを確認するための操作チェックを行なった。2 (授業タイプ: マクロ理解方略/ミクロ理解方略) × 2 (授業内容評価: マクロ評価/ミクロ評価) の混合デザイン二元配置分散分析をおこなった結果、授業タイプと授業内容評価との間で交互作用がみられた ($F(1, 137) = 19.93, p < .01, \eta^2_p = .13$)。次に、ボンフェローニ法による多重比較をおこなった。マクロ理解方略の授業動画を視聴した群では、マクロ理解方略に関する評価項目の平均得点は 5.89 ($SD = 1.07$) であり、ミクロ理解方略に関する評価項目の平均得点は 4.08 ($SD = 1.60$) であった。得点の差は 0.01%水準で有意であった ($t(137) = 7.70, p < .01, d = 1.31$)。一方、ミクロ理解方略の授業動画を視聴した群では、マクロ理解方略に関する評価項目の平均得点は 5.34 ($SD = 1.21$) であり、ミクロ理解方略に関する評価項目の平均得点は 5.00 ($SD = 1.53$) であった。得点の差は非有意であった ($t(137) = 1.49, p = .14, d = .33$)。

また、同じ評価項目の平均得点の比較も行なった。マクロ理解方略に関する評価項目は、マクロ理解方略の授

業動画を視聴した群の得点 (5.89) の方がミクロ理解方略の授業動画を視聴した群の得点 (5.34) よりも 5% の有意水準で高く評価していた ($t(274) = 2.36, p = .02, d = .76$)。ミクロ理解方略に関する評価項目は、ミクロ理解方略の授業動画を視聴した群の得点 (5.00) の方がマクロ理解方略の授業動画を視聴した群の得点 (4.08) よりも 0.01% の有意水準で高く評価していた ($t(274) = 3.96, p < .01, d = .95$)。

以上の結果から、マクロ理解方略の授業動画を視聴した被験者は筆者らが意図した通りに操作されていると判断した。一方で、ミクロ理解方略の授業動画を視聴した被験者には、授業動画がミクロ理解方略であることが十分に伝わっていなかったことが示唆された。したがって本稿の考察では、マクロ理解方略の授業動画を視聴した群における制御適合効果を主な焦点とする。

4-2. 制御適合の効果に関する分析の結果

授業動画のタイプと学習者の制御状態との適合による効果を確認するための分析では、学習意欲を従属変数とする 2 (授業動画タイプ: マクロ理解方略/ミクロ理解方略) × 2 (制御状態: 予防/促進) の被験者間デザイン の二要因分散分析をおこなった。図 3 は、それぞれの群における学習意欲の平均値である。分散分析の結果、いずれの主効果及び交互作用も有意とならなかった (授業動画タイプ: $F(1, 135) = 1.15, p = .29, \eta^2_p = .01$, 制御状態: $F(1, 135) = .15, p = .70, \eta^2_p = .00$, 交互作用: $F(1, 135) = 1.75, p = .19, \eta^2_p = .01$)。

有意な交互作用は確認できなかった一方で、制御状態が促進焦点の群においては、マクロ理解方略の授業動画を視聴した方 ($N = 34, M = 5.50, SD = .90$) が、ミクロ理解方略の授業動画を視聴 ($N = 41, M = 5.06, SD = 1.82$) した場合よりも、学習意欲が 10% 有意水準で高く、効果

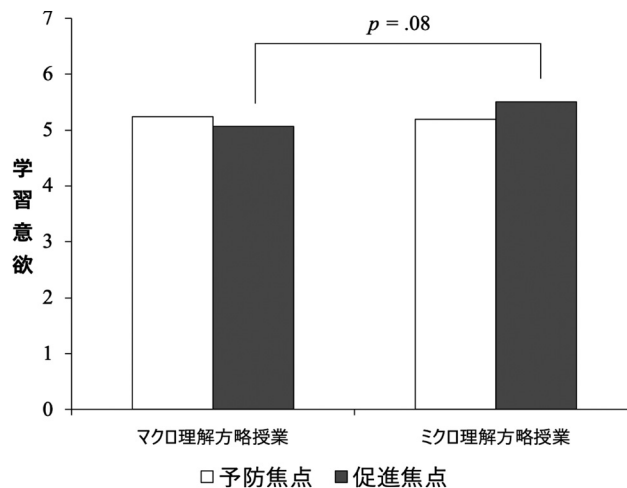


図 3 学習意欲の平均値

量は小程度から中程度を示していた ($t(135) = 1.76$, $p = .08$, $d = .41$)。制御状態が予防焦点の群においては、授業動画のタイプによる学習意欲の有意差はみられなかった (マクロ理解方略: $N = 34$, $M = 5.19$, $SD = 1.08$, ミクロ理解方略: $N = 30$, $M = 5.23$, $SD = 1.09$, $t(135) = .17$, $p = .87$, $d = .06$)。

5. 結論

本稿では、学習者の制御状態と非同期型 e-Learning における授業動画の理解方略のタイプの一致が学習意欲に及ぼす影響の確認を試みた。実験調査の結果では、想定していた制御適合の効果を確認することはできなかった。具体的には、制御状態と授業動画の理解方略が適合的か否かによる学習意欲の差は、統計的に有意ではなかった。一方、促進状態の学習者がマクロ理解方略の授業動画を視聴した場合においては、ミクロ理解方略の授業動画を視聴した場合よりも高い学習意欲をもたらしており、一定程度の効果量も示していた。しかし、10%水準の有意傾向で示されたものであった。以上から、表計算ソフトウェアの学習における制御適合効果の検証は、本稿においては、一部は確認できたものの、不完全なものとなった。しかし、以下の実験デザイン上の課題を解決することで効果を検証できる可能性がある。

制御適合効果が十分に確認できなかった主な要因は、提示した授業動画の理解方略の操作が不十分であったことと、実験のサンプルサイズが不十分であったことが考えられる。

まず、授業動画の操作は、マクロ理解方略の授業動画においては意図した通りに操作されていることが確認できていた。しかし、ミクロ理解方略の授業動画の操作は十分にできていなかった。このことが原因となり、マクロ理解方略の授業動画を視聴することによる制御適合効果のみが部分的に確認でき、ミクロ理解方略の授業動画の効果が見られなかった可能性がある。理解方略の操作を万全にすることができれば、より包括的に制御適合効果を確認することが期待できる。

次に、サンプルサイズについてである。本稿では、 2×2 の二要因分散分析を採用し、一群 31~41 人のサンプルサイズで実験をおこなった。しかし、本稿で採用したデザインで実験をおこなう場合には、本来はより大きなサンプルサイズが求められたであろう。実験操作とサンプルサイズを改善した追加の調査が待たれる。

参考文献

青木久美子 (2005). 「学習スタイルの概念と理論—欧米

の研究から学ぶ」メディア教育研究, 2(1), 197-212.
中央教育審議会 (2018). 「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン (答申)」, https://www.mext.go.jp/content/20200312-mxt_koutou01-100006282_1.pdf (2022/10/18 閲覧).

Crowe, E., & Higgins, E. T. (1997). Regulatory focus and strategic inclinations: Promotion and prevention in decision-making. *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, 69, 117-132.

Fornell, C. & D. F. Larcker (1981). Evaluating Structural Equation Models with Unobservable Variables and Measurement Error. *Journal of Marketing Research*, 18 (1), 39-50.

Forster, J., Higgins, E. T., & Bianco, A. T. (2003). Speed/accuracy decisions in task performance: Built-in trade-off or separate strategic concerns? *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, 90, 148-164.

Friedman, R. S., & Forster, J. (2001). The effects of promotion and prevention cues on creativity. *Journal of Personality and Social Psychology*, 81, 1001-1013.

Higgins, E. T. (1997). Beyond pleasure and pain. *American Psychologist*, 52, 1280-1300.

Higgins, E. T. (2007). Value. In A. W. Kruglanski & E. T. Higgins (Eds.), *Social psychology: Handbook of basic principles* (pp. 454-472). New York: Guilford Press.

市原学 (2017). 「学業場面における制御適合」都留文科大学研究紀要, 85, 1-14.

Keller, J., & Bless, H. (2006). Regulatory fit and cognitive performance: The interactive effect of chronic and situationally induced self-regulatory mechanism on test performance. *European Journal of Social Psychology*, 36, 393-405.

宮地功 (2009). 『eラーニングからブレンディッドラーニングへ』共立出版.

三和秀平・外山美樹・長峯聖人・湯立・相川充 (2017). 「制御焦点の違いが上方比較後の動機づけおよびパフォーマンスに与える影響」教育心理学研究, 65, 489-500.

Molden, D. C., Lee, A. Y., & Higgins, E. T. (2007). Motivations for promotion and prevention. In J. Shah & W. Gardner (Eds.), *Handbook of motivation science* (pp. 169-187). New York: Guilford Press.

文部科学省 (2020). 「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等の授業の実施状況」, <https://>

- www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf (2022/10/18 閲覧).
- 長峯聖人・外山美樹 (2021). 「制御焦点とチームメイトとの関係—防止焦点に着目して—」教育心理学研究, 69, 175-186.
- 小川勤 (2008). 「大学教育と e ラーニング: 「日本型 e ラーニング」とその行方」大学教育, 5, 59-76.
- 尾崎由佳 (2011). 「制御焦点と感情—促進焦点と予防焦点にかかわる感情の適応的機能—」感情心理学研究, 18(2), 125-134.
- 尾崎由佳・唐沢さおり (2011). 「自己に対する評価と接近回避志向の関係性: 制御焦点理論に基づく検討」心理学研究, 82(5), 450-458.
- 岡田行弘・永見良介・富永敦子・向後千春 (2012). 「同期・非同期を組み合わせた家庭用 e ラーニングシステムが中学生の成績に及ぼす影響」教育システム情報学会誌, 29(1), 17-25.
- Scholer, A. A., & Higgins, E. T. (2012). Too much of a good thing?: Trade-offs in promotion and prevention focus. In R. M. Ryan (Ed.), *The Oxford handbook of human motivation* (pp.65-84). New York: Oxford University Press.
- 外山美樹・長峯聖人・湯立・三和秀平・黒住嶺・相川充 (2017). 「制御焦点が学業パフォーマンスに及ぼす影響」教育心理学研究, 65, 477-488.

The Effect of Students' Regulatory Fit on Motivation to Learn e-Learning

CHIKAZAWA Jun NOMURA Takuya YOSHIMIZU Shin

Abstract

In this paper, we examine effective asynchronous e-Learning teaching methods that consider learners' psychological characteristics. Specifically, based on the regulatory focus theory, we examine the strategies and effects of classroom explanations suitable for learners' regulatory focus tendencies. Learners with a strong promotion focus are expected to be more motivated to learn if they watch the lecture movie, which emphasizes the "macro-comprehension strategy," which promotes comprehensive understanding, rather than the movie adopting a "micro-comprehension strategy," which emphasizes individualized, concrete understanding. Conversely, learners with the prevention focus are supposed to be more likely to be motivated to learn when they watch the lecture movie emphasizing the micro-comprehension strategy. The results of an experimental study using an e-Learning class on basic Excel operations implied that learners in the facilitative state were motivated to learn only when they watched the video of the macro-comprehension strategy class. Based on the survey results, we presented some issues in the experimental design.

査読論文

実習前評価システムに関する一つの考察Ⅶ

杉本大輔・櫻井美帆子・畠山明子

要約

本学が毎年実施している実習前評価システムの2022年度の実施報告と、その結果分析と分析結果から導き出された本学のソーシャルワーク演習の教育方法の課題を考察する。

本稿では本学社会福祉学科が毎年実施している実習前評価システム OSCE の2022年度における実施結果報告とその分析、及び分析結果から導き出される本学ソーシャルワーク教育2年時におけるソーシャルワーク演習の教育課題を考察する。例年、当該システムは夏季休業時の集中講義によって実施してきたが、今年度よりカリキュラムが変更になり例年と異なり、本学第2クォーターの「ソーシャルワーク演習Ⅰ」（金曜日1・2講目）内で実施することとなった¹。昨年度までのコロナ禍の影響による変則的講義形態での実施は本年度は皆無であったが、例年より1か月半ほど早く実施するということが、昨年度よりは実施期間に余裕がなかった。ゆえに今年度から実施する当該システムの実施結果と昨年度までの結果とは必然的に実施背景が異なるが、実施期間と背景は今年度より統一されることにより、今年度より数年の実施を重ねることにより、精緻な比較研究が可能になり、より確実な教育課題の抽出が可能になると信じる。

1, 2022年度星槎道都大学社会福祉学科実習前評価システム（OSCE）実施要領

7月1日の「ソーシャルワーク演習Ⅰ」において、本年度の実習前評価システムの実施を当該科目受講学生にアナウンス。実施日は7月22日。当該科目において、面接技法については各グループともに6月中には終了しており、面接技法の復習には十分な期間があると考えた。なお昨年度までは実施の前日に復習として面接技法に関するDVD学習を実施していたが、今年度は時間が取れず実施せず。7月1日のアナウンス時に評価者評価と利用者評価の評価プリントを配布。面接場面は「地域包括支援センターにおけるインテーク面接」。畠山が利用者役、杉本が評価者として全学生の当該システムを実施。櫻井は控えの学生の指導を行った。面接時間は5分間。当日はコロナ禍の影響を考慮し、面接者、利用者、評価者ともにマスクを着用し、面接席にはアクリル板を設置した。

評価者評価 (5段階)						
1, クライアントを迎え入れる態度	言葉	5	4	3	2	1
	動作	5	4	3	2	1
2, 椅子の勧め方	言葉	5	4	3	2	1
	仕種	5	4	3	2	1
	どちらが先に座るか	5	4	3	2	1
3, 対面位置のとり方		5	4	3	2	1
4, 初めのあいさつ	言葉	5	4	3	2	1
5, 自己紹介	所属	5	4	3	2	1
	職名	5	4	3	2	1
	役割	5	4	3	2	1
6, 倫理的配慮	守秘義務の伝達	5	4	3	2	1
	メモを取ることの断り	5	4	3	2	1
7, 主訴の聞き取り	切り出し方	5	4	3	2	1
8, 質問方法の的確さ (閉ざされた質問・開かれた質問)		5	4	3	2	1
9, 身体技法	傾聴の姿勢	5	4	3	2	1
	うなずき	5	4	3	2	1
	手や足を組んでいないか	5	4	3	2	1
10, 視線	相手の目を見ているか	5	4	3	2	1
	きょろきょろしていないか	5	4	3	2	1
	相手の動きを追っているか	5	4	3	2	1
11, 声音の様子	明確さ	5	4	3	2	1
	速さ	5	4	3	2	1
	抑揚	5	4	3	2	1
12, 主訴の要約は的確であったか		5	4	3	2	1
クライアント評価 (5段階)						
1, クライアントは気持ちよく迎えられたか		5	4	3	2	1
2, クライアントはワーカーの役割をよく整理できたか		5	4	3	2	1
3, クライアントは滑らかに相談関係に入れたか		5	4	3	2	1
4, クライアントは相談事を十分に聞かれたと感じたか		5	4	3	2	1
5, クライアントは相談事を十分に話したと感じられたか		5	4	3	2	1
6, クライアントは相談事を十分に理解されたと感じたか		5	4	3	2	1
得点の評価内容						
5…非常によくできている						
4…よくできている						
3…できている						
2…あまりできていない						
1…全くできていない						

2, 評価結果

評価者評価

記述統計量

	度数	範囲	最小値	最大値	平均値	標準偏差	分散
迎え入れる態度 言葉	28	2.00	3.00	5.00	4.5357	.74447	.554
迎え入れる態度 動作	28	4.00	1.00	5.00	4.3571	1.09593	1.201
椅子の勧め方 言葉	28	4.00	1.00	5.00	4.1786	1.21879	1.485
椅子の勧め方 仕種	28	4.00	1.00	5.00	4.0000	1.12217	1.259
椅子の勧め方 どちらが先に座るか	28	4.00	1.00	5.00	4.3571	1.19301	1.423
対面位置のとり方	28	4.00	1.00	5.00	4.6429	1.06160	1.127
初めのあいさつ 言葉	28	3.00	2.00	5.00	4.5000	.74536	.556
自己紹介 所属	28	4.00	1.00	5.00	4.1786	1.49204	2.226
自己紹介 職名	28	4.00	1.00	5.00	4.0714	1.46385	2.143
自己紹介 役割	28	4.00	1.00	5.00	2.8571	1.67142	2.794
倫理的配慮 守秘義務の伝達	28	4.00	1.00	5.00	4.0357	1.50264	2.258
倫理的配慮 メモを取ることの断り	28	2.00	3.00	5.00	4.7143	.65868	.434
主訴の聞き取り 切り出し方	28	4.00	1.00	5.00	3.6429	.91142	.831
質問の方法的的確さ	28	4.00	1.00	5.00	2.8571	1.17739	1.386
身体技法 傾聴の姿勢	28	3.00	2.00	5.00	4.3571	.82616	.683
身体技法 うなずき	28	3.00	2.00	5.00	4.5000	.83887	.704
身体技法 手や足を組んでいないか	28	1.00	4.00	5.00	4.9643	.18898	.036
視線 相手の目を見ているか	28	3.00	2.00	5.00	4.6071	.78595	.618
視線 きよろきよろしていないか	28	3.00	2.00	5.00	4.5714	.79015	.624
視線 相手の動きを追っているか	28	3.00	2.00	5.00	4.6071	.78595	.618
声音の様子 明確さ	28	4.00	1.00	5.00	3.1071	1.34272	1.803
声音の様子 速さ	28	4.00	1.00	5.00	3.2143	1.31535	1.730
声音の様子 抑揚	28	4.00	1.00	5.00	3.0000	1.15470	1.333
主訴の要約は的確であったか	28	4.00	1.00	5.00	2.2500	1.17458	1.380
有効なケースの数 (リストごと)	28						

平均値の比較を見ると、昨年度平均値 5.0000 だった「身体技法 手や足を組んでいないか」は今年度 4.9643、最小値が 4.0000 だったことを考えると、ほぼ全員が 5.0000 だったとみてよい。他にも平均値 4.5000 以上を出している項目は「倫理的配慮 メモを取ることの断り」が 4.7143、「対面位置のとり方」が 4.6429、「視線 相手の動きを追っているか」が 4.6074、「視線 相手の目を見ているか」が 4.6071、「迎え入れる態度 言葉」が 4.5357、「初めのあいさつ 言葉」と「身体技法 うなずき」が 4.5000、の 6 項目となっている。高得点の項目数は昨年と同様だが、昨年は後半の身体技法と視線に高得点が集中しているのに対し、今年度は高得点項目は間隔が広がっている。昨年度はコロナ禍での実施、しかも前期終了から 1 か月以上たつたの実施であったことから、身体技法に注意が行きがちになっていたのではないかと考える。今年度は前期内に、しかも講義時間中の実施ということからインテーク面接における最重要項目に高得点が集中したのではないかと考える。平均値 4.0000 以

上の項目は「迎え入れる態度 動作」「椅子の勧め方 言葉」「椅子の勧め方 仕種」「椅子の勧め方 どちらが先に座るか」「自己紹介 所属」「自己紹介 職名」「倫理的配慮 守秘義務の伝達」「身体技法 傾聴の姿勢」と 17 項目に及んでおり、昨年の 10 項目と比べると大幅に増えており一昨年度の 16 項目をも上回っている。全体的に昨年度より得点はアップしているが「声音の様子 明確さ」「声音の様子 速さ」「声音の様子 抑揚」は昨年度より若干おちている。「声」に関する項目は一昨年度来、得点が減少傾向にあるが、これはコロナ対策のためにマスクやアクリル板を設置していること、また、学内でのコロナに対するマナーが徹底していることの影響と考えられる。得点の散らばりについては、今年度もすべての項目で最大値は 5.0000 であるが最小値が 1.0000 の項目が 15 項目、昨年度の 12 項目から 3 項目増えていることから、個々の学生の習熟度がさらに広がっていると考える²。

利用者評価

記述統計量

	度数	範囲	最小値	最大値	平均値	標準偏差	分散
気持ちよく迎えられたか	28	2.00	3.00	5.00	3.9643	.63725	.406
ワーカーの役割をよく理解できたか	28	2.00	3.00	5.00	3.7857	.73822	.545
滑らかに相談関係に入れたか	28	3.00	2.00	5.00	3.6786	.77237	.597
相談事を十分に聞かれたと感じたか	28	3.00	2.00	5.00	3.1786	.77237	.597
相談事を十分に話したと感じたか	28	3.00	2.00	5.00	3.2857	.76290	.582
相談事を十分に理解されたと感じたか	28	3.00	2.00	5.00	2.9286	.81325	.661
有効なケースの数 (リストごと)	28						

利用者評価においても大きな違いが見られた。まず「ワーカーの役割をよく理解できたか」が3.7857（昨年度2.7143）と、1ポイント上昇している。逆に「相談事を十分に理解されたと感じたか」が2.9286（昨年度3.6190）」と、8ポイント近く減少している。また、分散、標準偏差共に昨年度より低くなっていることから、点数のバラツキが小さいことがわかる³。

3, 因子分析

今回の因子分析においては全項目間における共通性は見いだせなかった。したがって、各項目の分散の大きさと、社会福祉学科2年時における面接技法の学習課題として優先されるべき項目を考察し「自己紹介 所属」「自己紹介 職名」「初めのあいさつ 言葉」「質問方法の的確さ」「迎え入れる態度 動作」「倫理的配慮 守秘義務の伝達」「視線 相手の目を見ているか」「主訴の要約は的確であったか」「主訴の聞き取り 切り出し方」「自己紹介 役割」「椅子の勧め方 言葉」「椅子の勧め方 仕種」「対面位置のとり方」「身体技法 傾聴の姿勢」「声音の様子 明確さ」「倫理的配慮 メモを取ることの断り」「椅子の勧め方 どちらが先に座るか」の17項目を分析した。なお、分析方法は主因子分析を用いた。昨年までは分析項目も多かったことから最尤法を用いていたが、今年度より分析項目を絞って実施することから当該分析法を用いた。

表1 KMO および Bartlett の検定

Kaiser-Meyer-Olkin の標本妥当性の測定	.575	
Bartlett の球面性検定	近似カイ2乗	302.880
	自由度	136
	有意確率	.000

表2 共通性

	初期	因子抽出後
椅子の勧め方 言葉	.887	.870
椅子の勧め方 どちらが先に座るか	.544	.497
対面位置のとり方	.667	.362
初めのあいさつ 言葉	.721	.550
自己紹介 所属	.971	.920
自己紹介 役割	.611	.548
倫理的配慮 守秘義務の伝達	.832	.651
主訴の聞き取り 切り出し方	.576	.515
質問の方法の的確さ	.816	.788
身体技法 傾聴の姿勢	.779	.676
視線 相手の目を見ているか	.815	.658
声音の様子 明確さ	.578	.509
主訴の要約は的確であったか	.799	.466
迎え入れる態度 動作	.820	.694
倫理的配慮 メモを取ることの断り	.710	.928
椅子の勧め方 仕種	.848	.722
自己紹介 職名	.972	.901

因子抽出法：主因子法

表3 説明された分散の合計

因子	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %
1	5.127	30.158	30.158	4.817	28.336	28.336	2.929	17.232	17.232
2	2.936	17.272	47.430	2.656	15.622	43.958	2.825	16.618	33.850
3	2.216	13.035	60.465	1.877	11.039	54.997	2.785	16.383	50.233
4	1.355	7.969	68.434	1.108	6.516	61.513	1.464	8.610	58.842
5	1.169	6.877	75.311	.797	4.688	66.201	1.251	7.359	66.201
6	.996	5.857	81.168						
7	.825	4.853	86.021						
8	.551	3.240	89.261						
9	.448	2.632	91.894						

因子	初期の固有値			抽出後の負荷量平方和			回転後の負荷量平方和		
	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %	合計	分散の %	累積 %
10	.346	2.033	93.926						
11	.324	1.903	95.830						
12	.265	1.556	97.386						
13	.163	.961	98.347						
14	.140	.825	99.172						
15	.080	.468	99.640						
16	.047	.276	99.917						
17	.014	.083	100.000						

因子抽出法：主因子法

表 4 因子行列^a

	因子				
	1	2	3	4	5
自己紹介 所属	.748	-.355	-.381	-.288	-.085
自己紹介 職名	.744	-.341	-.384	-.280	-.068
初めのあいさつ 言葉	.718	.171	.058	.016	-.043
質問の方法の的確さ	.704	-.188	.472	-.186	.024
迎え入れる態度 動作	.681	.360	-.259	.143	.111
倫理的配慮 守秘義務の伝達	.617	-.339	-.164	.351	-.067
視線 相手の目を見ているか	.569	.489	.201	.044	-.230
主訴の要約は的確であったか	.532	-.194	.377	-.059	-.008
主訴の聞き取り 切り出し方	.512	.075	-.386	-.189	-.249
自己紹介 役割	.462	-.311	.115	-.172	.441
椅子の勧め方 言葉	.281	.731	-.441	.084	.236
椅子の勧め方 仕種	.385	.696	-.144	.210	.161
対面位置のとり方	.334	-.357	.321	.052	.131
身体技法 傾聴の姿勢	.443	.435	.525	-.075	-.097
声音の様子 明確さ	.379	.117	.504	.260	.170
倫理的配慮 メモを取ることに断り	.286	-.480	-.091	.727	-.280
椅子の勧め方 どちらが先に座るか	.080	-.382	-.250	.203	.490

因子抽出法：主因子法

a. 5 個の因子の抽出が試みられた。25 回以上の反復が必要です。(収束基準 = .004)。抽出が終了した。

表 5 回転後の因子行列^a

	因子				
	1	2	3	4	5
質問の方法の的確さ	.825	.321	.004	.016	-.066
主訴の要約は的確であったか	.637	.215	-.026	.105	-.044
声音の様子 明確さ	.611	-.221	.251	.150	-.026
身体技法 傾聴の姿勢	.580	-.055	.356	-.132	-.438
対面位置のとり方	.523	.078	-.159	.166	.174
自己紹介 役割	.513	.275	.002	-.095	.448
初めのあいさつ 言葉	.442	.372	.429	.129	-.121
自己紹介 所属	.220	.909	.048	.127	.165
自己紹介 職名	.216	.897	.065	.122	.175
主訴の聞き取り 切り出し方	-.031	.648	.263	.063	-.145
椅子の勧め方 言葉	-.232	.108	.883	-.158	.031
椅子の勧め方 仕種	.038	-.011	.844	-.021	-.091
迎え入れる態度 動作	.177	.366	.713	.138	.040
視線 相手の目を見ているか	.371	.157	.533	.057	-.457
倫理的配慮 メモを取ることに断り	.083	.091	-.091	.946	.099
倫理的配慮 守秘義務の伝達	.271	.414	.133	.593	.191
椅子の勧め方 どちらが先に座るか	.007	.061	-.013	.174	.680

因子抽出法：主因子法

回転法：Kaiser の正規化を伴うバリマックス法^a

a. 6 回の反復で回転が収束した。

表6 因子変換行列

因子	1	2	3	4	5
1	.606	.619	.443	.231	.005
2	-.155	-.267	.772	-.349	-.432
3	.752	-.518	-.247	-.104	-.308
4	-.054	-.459	.281	.831	.134
5	.201	-.258	.260	-.352	.837

因子抽出法：主因子法

回転法：Kaiser の正規化を伴うバリマックス法

因子の解釈

第1因子

「質問方法的確さ」「主訴の要約は的確であったか」「声音の様子 明確さ」「身体技法 傾聴の姿勢」「対面位置のとり方」「自己紹介 役割」「初めのあいさつ 言葉」



面接主要技法

第2因子

「自己紹介 所属」「自己紹介 職名」「主訴の聞き取り 切り出し方」



言語的技法

第3因子

「椅子の勧め方 言葉」「椅子の勧め方 仕種」「迎え入れる態度 動作」「視線 相手の目を見ているか」



信頼関係形成

第4因子

「倫理的配慮 メモを取ることに断り」「倫理的配慮 守秘義務の伝達」



倫理的配慮

第5因子

「椅子の勧め方 どちらが先に座るか」 → 対人配慮

主因子分析により今年度のOSCE実施結果における因子構造を検討した。表2の全ての項目の因子抽出後数値により、この17項目が因子分析に関与していると判断する。また、表3の17項目の相関係数行列の固有値は5.127, 2.936, 2.216, 1.355, 1.169と減衰し、第5因子までの累積説明率は75.311%であった。これにより5因子解を採用することにした。5因子の累積分散説明率は66.201%である。

表5により、第1因子は「質問的方法的確さ」「主訴

の要約は的確であったか」「声音の様子 明確さ」「身体技法 傾聴の姿勢」「対面位置のとり方」「自己紹介 役割」「初めのあいさつ 言葉」という、面接における質問、身体技法が網羅されていることか「面接主要技法」因子、第2因子は「自己紹介 所属」「自己紹介 職名」「主訴の聞き取り 切り出し方」という面接開始時と面接中の重要な言語的技法が組み込まれていることから「言語的技法」因子、第3因子は「椅子の勧め方 言葉」「椅子の勧め方 仕種」「迎え入れる態度 動作」など、面接前のクライアントへの配慮と面接中の身体技法に関連する項目から「信頼関係形成」因子、第4因子は「倫理的配慮 メモを取ることに断り」「倫理的配慮 守秘義務の伝達」という倫理的配慮に関わることから「倫理的配慮」因子、第5因子は「椅子の勧め方 どちらが先に座るか」一つであることから、「対人配慮」因子とした。

4. 分析

昨年度の抽出因子が「クライアント入室時の信頼関係形成」「面接開始時における配慮」「質問方法的確さ」「面接開始時の自己紹介の重要性」「主訴の要約」の5因子であったのに対し、今年度は「面接主要技法」「言語的技法」「信頼関係形成」「倫理的配慮」「対人配慮」と同じく5因子が抽出された。昨年度は前期講義終了から約1か月半後にOSCEを実施、また面接技法の復習として前日に面接技法のDVD教材（講義中にも学習教材として活用していたもの）の見直しを行ったが、今年度は前期講義開講中に行ったこともあり、昨年度とは少々異なる傾向が観察された。昨年度は各因子内において身体技法と面接中核技法（質問によりクライアントの主訴を引き出す技法と定義する。今回の項目では「主訴の要約は的確であったか」「質問技法的的確さ」「主訴の聞き取り 切り出し方」はこれにあたる。）が分離していたが、今年度は第1因子のように身体技法と中核技法が関連した因子が抽出された。また、記述統計においても例年の本学の傾向である身体技法に高得点が集中した昨年度までと比較しても、今年度は高得点の領域が広がっており、面接の中核技法の得点も上昇している。学習効果という

面でいえば『ソーシャルワーク演習』という講義内で学習した内容が記憶に新しいうちに実施したことにより、より確実に学生たちが面接技法を習得するという機能があったのではないかと考察する。講義中におけるOSCEの取り組みは本年度が最初であるが、面接技法の習得と学習内容のフィードバックが速やかに行えるという潜在的機能が働いたのではないかとこの考察も可能である。来年度からも講義中の実施が必須となるが、学習面におけるより高い効果が期待できると考える。

5, 今後の展望

昨年度、一昨年度、そして今年度の本学2年生における『ソーシャルワーク演習』(旧名『相談援助演習』)の学習効果は一律的であったとはいえない。一昨年度の学生はコロナ禍の始まりだったとはいえ1年時は通常の講義体制であった。昨年度の学生は1年時よりコロナ禍の影響を受けリモート講義を余儀なくされ、また当該年次においても5月いっぱいまでリモート講義を余儀なくされた。今年度の学生は1年時の前期前半(第1クォーター)はリモート講義を余儀なくされたが、それ以降は全て対面講義であり、いわゆる対人関係を形成する時間的余裕と普段の生活における対面時間も確保されていた。昨年度の学生、つまり現在の3年生は旧カリキュラムにおける相談援助実習を今年度行っている。その実習評価はまだ出ていないが、現2年生や4年生と比べて対面講義の時間減というハンデを抱えている。それは昨年度のOSCEの結果にも如実に表れていた(身体技法と中核技法の分離)。昨年度の学生(現3年生)については、各領域における相談援助実習終了後の振り返りと事後指

導の徹底、特に生活施設に実習に言った学生に対するクライアントとの関係形成の様態を詳細に聞き取り、次の実習につなげることが思案される⁴。本年より、本学の実習前評価システム実施は、前期講義内で行うこととなった。現2年生は新カリキュラムの元でのソーシャルワーク実習を来年度、第1号として履修することになる。当該システムの可能性として本学では2年時の学習効果の確認と学習課題の抽出という目的で実施してきたが、240時間実習の実施という新カリキュラム下では2年時のみならず、180時間実習と60時間実習の合間に再度行うセカンドOSCEのような機能開発も視野に入れての取り組みも検討する必要があると考える。

註記)

- 1, 昨年度より本学は厚生労働省指示によるソーシャルワーク教育新カリキュラムが組まれており、本年度2年生は新カリキュラム受講の2年目にあたる。当該科目は旧カリキュラムにおける『相談援助演習』にあたり、担当者は本システムの実施教員である櫻井・畠山・杉本の3名である。上記3名が各々10~12名のグループを担当する。各グループ共通に使用するテキストは『ソーシャルワーク演習ワークブック』(ソーシャルワーク演習教材開発研究会編 編集代表者 相沢譲治・植戸貴子 株式会社みらい 2008年)
- 2, 昨年度の各項目の得点については、杉本・上原「実習前評価システムに関する一つの考察Ⅵ」星槎道都大学紀要第3号P69を参照。今年度の評価者評価の探索的分析は以下の通り。

処理したケースの要約

	ケース					
	有効数		欠損値		合計	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
迎え入れる態度 動作	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
迎え入れる態度 言葉	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
椅子の勧め方 言葉	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
椅子の勧め方 仕種	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
椅子の勧め方 どちらが先に座るか	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
対面位置のとり方	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
初めのあいさつ 言葉	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
自己紹介 所属	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
自己紹介 職名	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
自己紹介 役割	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
倫理的配慮 守秘義務の伝達	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
倫理的配慮 メモを取ることの断り	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
主訴の聞き取り 切り出し方	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%

	ケース					
	有効数		欠損値		合計	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
質問の方法の的確さ	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
身体技法 傾聴の姿勢	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
身体技法 うなずき	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
身体技法 手や足を組んでいないか	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
視線 相手の目を見ているか	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
視線 きょろきょろしていないか	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
視線 相手の動きを追っているか	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
声音の様子 明確さ	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
声音の様子 速さ	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
声音の様子 抑揚	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
主訴の要約は的確であったか	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%

記述統計

	統計量	標準誤差		
迎え入れる態度 動作	平均値	4.3571	.20711	
	平均値の95%信頼区間	下限	3.9322	
		上限	4.7821	
	5%トリム平均	4.4921		
	中央値	5.0000		
	分散	1.201		
	標準偏差	1.09593		
	最小値	1.00		
	最大値	5.00		
	範囲	4.00		
	4分位範囲	1.00		
	歪度	-1.698	.441	
	尖度	2.240	.858	
	迎え入れる態度 言葉	平均値	4.5357	.14069
平均値の95%信頼区間		下限	4.2470	
		上限	4.8244	
5%トリム平均		4.5952		
中央値		5.0000		
分散		.554		
標準偏差		.74447		
最小値		3.00		
最大値		5.00		
範囲		2.00		
4分位範囲		1.00		
歪度		-1.291	.441	
尖度		.182	.858	
椅子の勧め方 言葉		平均値	4.1786	.23033
	平均値の95%信頼区間	下限	3.7060	
		上限	4.6512	
	5%トリム平均	4.3095		
	中央値	5.0000		
	分散	1.485		
	標準偏差	1.21879		
	最小値	1.00		

		統計量	標準誤差	
	最大値	5.00		
	範囲	4.00		
	4分位範囲	1.00		
	歪度	- 1.556	.441	
	尖度	1.663	.858	
椅子の勧め方 仕種	平均値	4.0000	.21207	
	平均値の95%信頼区間	下限	3.5649	
		上限	4.4351	
	5%トリム平均	4.0952		
	中央値	4.0000		
	分散	1.259		
	標準偏差	1.12217		
	最小値	1.00		
	最大値	5.00		
	範囲	4.00		
	4分位範囲	2.00		
	歪度	- .847	.441	
	尖度	.078	.858	
	椅子の勧め方 どちらが先に座るか	平均値	4.3571	.22546
平均値の95%信頼区間		下限	3.8945	
		上限	4.8197	
5%トリム平均		4.4921		
中央値		5.0000		
分散		1.423		
標準偏差		1.19301		
最小値		1.00		
最大値		5.00		
範囲		4.00		
4分位範囲		1.00		
歪度		- 1.749	.441	
尖度		1.808	.858	
対面位置のとり方		平均値	4.6429	.20062
	平均値の95%信頼区間	下限	4.2312	
		上限	5.0545	
	5%トリム平均	4.8095		
	中央値	5.0000		
	分散	1.127		
	標準偏差	1.06160		
	最小値	1.00		
	最大値	5.00		
	範囲	4.00		
	4分位範囲	.00		
	歪度	- 2.805	.441	
	尖度	6.620	.858	
	初めのあいさつ 言葉	平均値	4.5000	.14086
平均値の95%信頼区間		下限	4.2110	
		上限	4.7890	
5%トリム平均		4.5952		
中央値		5.0000		
分散		.556		
標準偏差		.74536		

		統計量	標準誤差
	最小値	2.00	
	最大値	5.00	
	範囲	3.00	
	4分位範囲	1.00	
	歪度	- 1.734	.441
	尖度	3.494	.858
	自己紹介 所属	平均値	4.1786
	平均値の95%信頼区間	下限	3.6000
		上限	4.7571
	5%トリム平均	4.3095	
	中央値	5.0000	
	分散	2.226	
	標準偏差	1.49204	
	最小値	1.00	
	最大値	5.00	
	範囲	4.00	
	4分位範囲	1.00	
	歪度	- 1.553	.441
	尖度	.761	.858
	自己紹介 職名	平均値	4.0714
	平均値の95%信頼区間	下限	3.5038
		上限	4.6391
	5%トリム平均	4.1905	
	中央値	5.0000	
	分散	2.143	
	標準偏差	1.46385	
	最小値	1.00	
	最大値	5.00	
	範囲	4.00	
	4分位範囲	1.00	
	歪度	- 1.429	.441
	尖度	.548	.858
	自己紹介 役割	平均値	2.8571
	平均値の95%信頼区間	下限	2.2090
		上限	3.5053
	5%トリム平均	2.8413	
	中央値	3.0000	
	分散	2.794	
	標準偏差	1.67142	
	最小値	1.00	
	最大値	5.00	
	範囲	4.00	
	4分位範囲	3.75	
	歪度	.089	.441
	尖度	- 1.724	.858
	倫理的配慮 守秘義務の伝達	平均値	4.0357
	平均値の95%信頼区間	下限	3.4531
		上限	4.6184
	5%トリム平均	4.1508	
	中央値	5.0000	
	分散	2.258	

		統計量	標準誤差	
	標準偏差	1.50264		
	最小値	1.00		
	最大値	5.00		
	範囲	4.00		
	4分位範囲	2.00		
	歪度	- 1.264	.441	
	尖度	.047	.858	
	倫理的配慮 メモを取ることの断り	平均値	4.7143	.12448
	平均値の95%信頼区間	下限	4.4589	
		上限	4.9697	
	5%トリム平均	4.7937		
	中央値	5.0000		
	分散	.434		
	標準偏差	.65868		
	最小値	3.00		
	最大値	5.00		
	範囲	2.00		
	4分位範囲	.00		
	歪度	- 2.136	.441	
	尖度	3.169	.858	
	主訴の聞き取り 切り出し方	平均値	3.6429	.17224
		平均値の95%信頼区間	下限	3.2894
上限			3.9963	
	5%トリム平均	3.6984		
	中央値	4.0000		
	分散	.831		
	標準偏差	.91142		
	最小値	1.00		
	最大値	5.00		
	範囲	4.00		
	4分位範囲	1.00		
	歪度	- 1.090	.441	
	尖度	1.652	.858	
	質問の方法的確かさ	平均値	2.8571	.22251
		平均値の95%信頼区間	下限	2.4006
上限			3.3137	
	5%トリム平均	2.8571		
	中央値	3.0000		
	分散	1.386		
	標準偏差	1.17739		
	最小値	1.00		
	最大値	5.00		
	範囲	4.00		
	4分位範囲	2.00		
	歪度	- .144	.441	
	尖度	- 1.197	.858	
	身体技法 傾聴の姿勢	平均値	4.3571	.15613
		平均値の95%信頼区間	下限	4.0368
上限			4.6775	
	5%トリム平均	4.4365		
	中央値	5.0000		

		統計量	標準誤差
	分散	.683	
	標準偏差	.82616	
	最小値	2.00	
	最大値	5.00	
	範囲	3.00	
	4分位範囲	1.00	
	歪度	- 1.204	.441
	尖度	.981	.858
身体技法 うなずき	平均値	4.5000	.15853
	平均値の95%信頼区間	下限	4.1747
上限		4.8253	
	5%トリム平均	4.5952	
	中央値	5.0000	
	分散	.704	
	標準偏差	.83887	
	最小値	2.00	
	最大値	5.00	
	範囲	3.00	
	4分位範囲	1.00	
	歪度	- 1.622	.441
	尖度	1.844	.858
	身体技法 手や足を組んでいないか	平均値	4.9643
平均値の95%信頼区間		下限	4.8910
	上限	5.0376	
	5%トリム平均	5.0000	
	中央値	5.0000	
	分散	.036	
	標準偏差	.18898	
	最小値	4.00	
	最大値	5.00	
	範囲	1.00	
	4分位範囲	.00	
	歪度	- 5.292	.441
	尖度	28.000	.858
	視線 相手の目を見ているか	平均値	4.6071
平均値の95%信頼区間		下限	4.3024
	上限	4.9119	
	5%トリム平均	4.7143	
	中央値	5.0000	
	分散	.618	
	標準偏差	.78595	
	最小値	2.00	
	最大値	5.00	
	範囲	3.00	
	4分位範囲	.75	
	歪度	- 2.107	.441
	尖度	3.982	.858
	視線 きょろきょろしていないか	平均値	4.5714
平均値の95%信頼区間		下限	4.2650
	上限	4.8778	
	5%トリム平均	4.6746	

		統計量	標準誤差	
	中央値	5.0000		
	分散	.624		
	標準偏差	.79015		
	最小値	2.00		
	最大値	5.00		
	範囲	3.00		
	4分位範囲	1.00		
	歪度	- 1.950	.441	
	尖度	3.416	.858	
	視線 相手の動きを追っているか	平均値	4.6071	.14853
平均値の95%信頼区間		下限	4.3024	
		上限	4.9119	
5%トリム平均		4.7143		
中央値		5.0000		
分散		.618		
標準偏差		.78595		
最小値		2.00		
最大値		5.00		
範囲		3.00		
4分位範囲		.75		
歪度		- 2.107	.441	
尖度		3.982	.858	
声音の様子 明確さ		平均値	3.1071	.25375
	平均値の95%信頼区間	下限	2.5865	
		上限	3.6278	
	5%トリム平均	3.1190		
	中央値	3.0000		
	分散	1.803		
	標準偏差	1.34272		
	最小値	1.00		
	最大値	5.00		
	範囲	4.00		
	4分位範囲	2.00		
	歪度	.088	.441	
	尖度	- 1.210	.858	
	声音の様子 速さ	平均値	3.2143	.24858
平均値の95%信頼区間		下限	2.7042	
		上限	3.7243	
5%トリム平均		3.2381		
中央値		3.0000		
分散		1.730		
標準偏差		1.31535		
最小値		1.00		
最大値		5.00		
範囲		4.00		
4分位範囲		2.00		
歪度		- .111	.441	
尖度		- 1.070	.858	
声音の様子 抑揚		平均値	3.0000	.21822
	平均値の95%信頼区間	下限	2.5523	
		上限	3.4477	

		統計量	標準誤差
	5%トリム平均	3.0000	
	中央値	3.0000	
	分散	1.333	
	標準偏差	1.15470	
	最小値	1.00	
	最大値	5.00	
	範囲	4.00	
	4分位範囲	2.00	
	歪度	.311	.441
	尖度	-.554	.858
主訴の要約は的確であったか	平均値	2.2500	.22197
	平均値の95%信頼区間	下限	1.7945
上限		2.7055	
	5%トリム平均	2.1825	
	中央値	2.0000	
	分散	1.380	
	標準偏差	1.17458	
	最小値	1.00	
	最大値	5.00	
	範囲	4.00	
	4分位範囲	2.00	
	歪度	.655	.441
	尖度	-.489	.858

3, 昨年度の利用者評価の各項目の得点は杉本・上原「前掲論文」70P 参照。なお, 今年度から実施時期をずらしたことにより, 利用者評価においても各項目の

探索的分析の結果を以下に提示するにとどめる。今後, 時期を同じくした OSCE 実施により, 利用者評価, 評価者評価の年度別分析を加えていきたい。

処理したケースの要約

	ケース					
	有効数		欠損値		合計	
	度数	パーセント	度数	パーセント	度数	パーセント
気持ちよく迎えられたか	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
ワーカーの役割をよく理解できたか	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
滑らかに相談関係に入れたか	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
相談事を十分に聞かれたと感じたか	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
相談事を十分に話したと感じたか	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%
相談事を十分に理解されたと感じたか	28	100.0%	0	0.0%	28	100.0%

記述統計

		統計量	標準誤差
気持ちよく迎えられたか	平均値	3.9643	.12043
	平均値の95%信頼区間	下限	3.7172
上限		4.2114	
	5%トリム平均	3.9603	
	中央値	4.0000	
	分散	.406	
	標準偏差	.63725	
	最小値	3.00	
	最大値	5.00	

		統計量	標準誤差	
	最大値	5.00		
	範囲	2.00		
	4分位範囲	.00		
	歪度	.027	.441	
	尖度	-.295	.858	
ワーカーの役割をよく理解できたか	平均値	3.7857	.13951	
	平均値の95%信頼区間	下限	3.4995	
上限		4.0720		
	5%トリム平均	3.7619		
	中央値	4.0000		
	分散	.545		
	標準偏差	.73822		
	最小値	3.00		
	最大値	5.00		
	範囲	2.00		
	4分位範囲	1.00		
	歪度	.370	.441	
	尖度	-1.014	.858	
	滑らかに相談関係に入れたか	平均値	3.6786	.14596
		平均値の95%信頼区間	下限	3.3791
	上限		3.9781	
	5%トリム平均	3.6825		
	中央値	4.0000		
	分散	.597		
	標準偏差	.77237		
	最小値	2.00		
	最大値	5.00		
	範囲	3.00		
	4分位範囲	1.00		
	歪度	.127	.441	
	尖度	-.427	.858	
	相談事を十分に聞かれたと感じたか	平均値	3.1786	.14596
		平均値の95%信頼区間	下限	2.8791
	上限		3.4781	
	5%トリム平均	3.1429		
	中央値	3.0000		
	分散	.597		
	標準偏差	.77237		
	最小値	2.00		
	最大値	5.00		
	範囲	3.00		
	4分位範囲	.75		
	歪度	.711	.441	
	尖度	.799	.858	
	相談事を十分に話したと感じたか	平均値	3.2857	.14417
		平均値の95%信頼区間	下限	2.9899
	上限		3.5815	
	5%トリム平均	3.2619		
	中央値	3.0000		
	分散	.582		
	標準偏差	.76290		

		統計量	標準誤差
	最小値	2.00	
	最大値	5.00	
	範囲	3.00	
	4分位範囲	1.00	
	歪度	.528	.441
	尖度	.378	.858
	相談事を十分に理解されたと感じたか	平均値	2.9286
	平均値の95%信頼区間	下限	2.6132
		上限	3.2439
	5%トリム平均	2.8810	
	中央値	3.0000	
	分散	.661	
	標準偏差	.81325	
	最小値	2.00	
	最大値	5.00	
	範囲	3.00	
	4分位範囲	1.00	
	歪度	.581	.441
	尖度	-.012	.858

4. 本学においては旧カリキュラムでは、3年時に相談援助実習を修了した者で希望する者は4年時に精神保健福祉士実習、あるいはスクールソーシャルワーカー実習を履修することができる。いずれの実習を

履修するにしても3年時に相談援助実習を終了することが前提となる。よって、相談援助実習終了から各々の実習に移行する機関において対人関係における学生個々の課題を十分に検証する必要がある。

One Study Considered with the Estimational System for Spcial Work Practice VII

SUGIMOTO Daisuke SAKURAI Mihoko HATAKEYAMA Akiko

Abstract

In this paper, we report on the 2022 pre-practice evaluation system that our university implements every year, analyze the results, present educational issues considered from the analysis, and discuss educational methods. In previous years, this system was implemented during the intensive lectures during the summer vacation after the end of the first semester. Therefore, it is difficult to compare the result analysis of this year's shell system with last year's one. think it will be clearer.

査読論文

北海道における精神保健福祉士の継続教育にかかる一考察

西野克俊

要約

2020年厚生労働省より「精神保健福祉士資格取得後の継続教育や人材育成の在り方」が提示され、精神保健福祉士の人材育成について取りまとめられた。本研究においては、現場と養成校のつながりの希薄さ、また継続教育における役割の不明確さ及び困難さなども浮かび上がる実際をどのように捉え改善していけるかなどの考察をするとともに、継続教育の実施検討を行う上での導入研究となった。

キーワード：精神保健福祉士、養成、人材育成、継続教育

1. はじめに

近年の精神保健福祉士を取り巻く環境の変化に伴い、精神保健福祉士が果たす社会的役割の拡充に対し、2018年12月より厚生労働省主体での精神保健福祉士の在り方に関する検討会が開催された。今後の精神保健医療福祉領域における精神保健福祉士がどのようなことを養成校で学ぶべきか等を整理し、養成課程における教育内容等の見直しが行われた。そのなかで、「国、地方公共団体、職能団体等関係団体及び養成校の役割」として、職能団体における継続教育・人材育成及び連携推進と養成校における資格取得後の継続教育及び連携推進が示されているところであるが、現時点における人材育成の課題や改善点を明確にすることにより、今後の精神保健福祉士育成の維持拡大を目的として、現在の大学における継続教育の在り方と職能団体との連携について課題の有無について検証するとともに、今後の展望や改善点等についての考察を行う。

2. 精神保健福祉士資格取得後の継続教育や人材育成の在り方について

2020年3月6日厚生労働省主体の精神保健福祉士の養成の在り方に関する検討会より、職能団体と養成校の連携の必要性を、「組織（職場）での業務を超えた視点に関する課題設定は、精神保健福祉士に求められる役割を遂行する上で重要なものであり、組織（職場）と職能団体が連携を図り、各々の役割を互いに共有し、効果的な研修の設定や自己研鑽の機会を確保することが望ましい。そのためには、精神

保健福祉士個人の意識のみならず、組織（職場）へ還元できるようなインセンティブを付与していくことについても、今後検討していくことが求められる。個別の組織（職場）との連携の視点も重要であるが、地域の精神保健福祉士を育成する視点も重要である。前記のとおり精神保健福祉士は組織（職場）内で少数であることが少なく、複数の医療機関や障害福祉サービス等事業所等が連携して研修の機会を確保する取組も有効だと考えられる。これらの機会を捉え、職能団体が複数の医療機関や障害福祉サービス等事業所等と連携し、当該研修の企画や運営、講師等の支援をするといった視点を持つことも重要である。例えば、ソーシャルワーク実践においては、多問題を抱える患者やその家族等を、必要な支援を結びつける力が必要であり、社会資源やその利用方法、養成課程等で学んだ知識の活用方法について重点を置いた初期研修を行う等地域の要請に適う研修の企画が望まれる。また、出身の精神保健福祉士の養成課程における大学等又は養成施設（以下「養成校」という。）が遠方にある現任者等に対しても研修や資格取得後の継続教育の機会が担保されるよう、職能団体が養成校と連携を図ることが求められる。」¹⁾

「養成校は、養成課程の教育と資格取得後の継続教育の連続性を確保し精神保健福祉士の自己研鑽を支援する観点から、職能団体や地域の組織（職場）とも連携しつつ、資格取得後の継続教育に取り組む必要がある。特に資格取得後の継続教育として養成校に期待される取組の一つは、資格取得後の数年間の新人期における支援である。新人期はソーシャルワークの実践に際して様々な戸惑いや葛藤、悩み等に直面する。これらの機会に対して、卒業生等を集めた交流の場を設定することや職能団体等

が実施するスーパービジョンにつながるよう支援するといった取組が期待される。あわせて、養成課程において、学生の目標と学習の到達度を見える化する観点からポートフォリオの活用をしている場合にも、資格取得後を見据えた形で活用することで、資格取得後の自己研鑽を支援するといった取組が期待される。また、前記のような支援だけではなく、資格取得後の継続教育については、種々の知識を応用し具体的な支援を展開する能力や、支援における理念と現実の差を埋めるための方策を考える能力を養う観点から知識や技術等に関する講義・演習や事例検討、スーパービジョン等の様々な手法によって行うことが考えられる。これらの取組は職能団体等においても行われていることから、職能団体等と連携しながら実施することが望まれる。なお、養成校における資格取得後の継続教育については、卒業生に限定されているものや対象を広く開放されているものなどがあり、必ずしもすべての精神保健福祉士がこれらの機会を提供されているとは限らない。大学を含め短期養成や通信制等、資格取得までの経緯は様々であることから、すべての精神保健福祉士がフォローアップされるよう、広く継続教育の場を開放していくといった取組が必要と考えられる。ただし、養成課程によっては自身のキャリア形成の一環として精神保健福祉士資格取得を目指している学生もいることから、卒業生の背景をかんがみ取組とする必要がある。さらに、地域の実情を踏まえ、職能団体と連携し、地域単位で継続教育を行う取組も検討していくことが期待される。さらに、実習演習担当教員については、講習会の受講及び修了することが求められているが、当該講習会修了後においても、その学び直しを含め、絶えず自己研鑽を行っていく必要があり、養成校においてはこれらの機会を確保することが望ましい。また、大学院での教育やリカレント教育の場についても資格取得後の継続教育の場であり、精神保健福祉士がこれらを活用し研鑽することができるよう、これらとの連携や充実を図ることの検討も必要である。』¹⁾

としており、資格取得後、特に新人期においては戸惑いや葛藤、悩みといった直面しやすい問題場面において、連携を図り交流の場の設定やスーパービジョンにつなげる支援を展開する必要があると示している。

3. 養成校における継続教育

継続教育に関しては、約5割弱の養成校が実施しているとされており、その効果として、「新人期の燃え尽き防止」、「ネットワークの構築」、さらには「教育への循環」といったことが示されている。一方で、未実施の理由としては、「担当教員の時間的余裕のなさ」、「職場 OJT に

より代替」「研修会参加への促し」などが挙げられている。¹⁾

筆者の所属組織においては、組織としての継続教育は実施しておらず、各担当教員がそれぞれ状況の確認や相談を受けるにとどまっているのが現状である。現状としては、これまで継続教育を行っておらず、担当教員の時間的な余裕のなさも重なり着手できていない。しかしながら必要性を感じていないわけではなく、卒業生から相談の連絡があるたびに、新人期の戸惑いや悩み、とりわけリアリティショックに対する対応に直面することも多々あり、在学時のようなフォローアップが出来ないことに歯がゆさを感じることもある。

4. 職能団体における継続教育

職能団体においてはまず、日本精神保健福祉士協会における継続教育として、専門職としての質の向上を目的とした生涯研修制度が実施されており、概ね経験年数に応じた研鑽の機会が保障されている。しかしながら、先にも記述している通り、目的としては専門職の質の向上が大部分を占めており、成長過程に応じた能力整理ができる機会はあまり多くない。また、筆者の所属地域の職能団体である北海道精神保健福祉士協会においては研修の機会は少なく、日本精神保健福祉士協会の生涯研修制度よりの委託研修が多い状況となっている。そのため、専門職としての資質向上の機会は限られており、能力整理の場はそれ以上に少ないのが現状と考えられる。そのため、経験の浅い精神保健福祉士は OJT の機会に頼るほかに、同環境での能力整理は精神保健福祉士としての能力整理ではなく、所属組織における能力整理を余儀なくされるため、周りの精神保健福祉士とのギャップに悩みを抱える機会も少なくない状況となってしまう。

5. 職能団体と養成校の連携

北海道における現状として筆者が認識している状況は、養成校教員が職能団体の構成員として活動に参加はしているものの、総会への出席や研修会講師の引き受け等、受け身での活動が多く職能団体の構成員として職能団体の運営に関する部分と連携を図ることは少ない。また、職能団体の担当者がソーシャルワーク教育学校連盟北海道支部（以下、ソ教連法北海道支部）の会議に参加をしているが、発言や提案の機会も少ない。また、職能団体とソ教連北海道支部が共催関係として開催しているものとしては、年一回の実習指導者フォローアップ研修会のみである。そのため、互いの組織において活動への参加はしているものの、連携を図りうる機会も少なく、

各養成校と職能団体の関係が深まる機会もあまりない。連携が図れている場面としては、精神保健福祉士を養成するための現場実習という場面においてみられることがあるものの、それぞれの立場より指導を行い、終了するという状況である。したがって指導という観点からも事前の役割調整や指導内容のすり合わせなどの時間も少なく、組織だって明確な提示も存在しない。それぞれがどのような想いを抱き現場実習と向き合うかは、それぞれに任されている状態である。この現状が時に実習生に深い負の影響を与えることもあり、後進育成という観点へも影響を与える原因とりうる。

6. 継続教育に関わる役割分担の必要性

現在の継続教育については先に論じた部分となるが、厚生労働省の提示する「継続教育や人材育成の在り方について」に掲げられている内容を含め、新人期における継続教育に力を入れる必要がある。新人期においては、どれほどよい教育を受けたとしても、圧倒的に経験値が足りない状況となる。これまでの印刷教材から、現実の支援をする中で、イレギュラーやハプニングはつきものとなる。その結果、新人期の精神保健福祉士は自身を責め立てることも少なくなく、ジレンマを抱える場面が多くなってしまふ。その結果、自身の精神面の不安定さを感じるようになり、専門職としての支援はおろか、職務に対する恐怖感を抱き、職務継続が困難となることも考えられる。その際に必要な教育として、イレギュラーへの対応方法等に関しては守秘義務との関連もあり組織内での介入が前提となると考える。しかし、それは、技術力や考察力の向上という部分に対するアプローチとなることが多く、本人のジレンマに対するアプローチとは異なる部分が存在すると考えられる。ジレンマに対するアプローチに関しては、成長を見守り関係性を気づいてきた養成校教員がジレンマの解消のためのスーパービジョンの実施など、専門職としてではなく、一個人としての精神安定を図る必要があると考えられる。そのため、職能団体の役割として職能団体は組織（職場）外であることで、個別の技能・技術や知識の獲得だけではなく、組織（職場）では研修や課題設定に至りにくい精神保健福祉士としての価値や理念、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現といった、組織（職場）での業務を超えた視点に関する課題設定がしやすいといったメリットがある。また、これらの機会には他分野、他領域で活躍する精神保健福祉士が参加するため、精神保健福祉士同士のつながりを構築する場にもなっている。なお、研修の開催方法については、子育て中等の研修の機会を得にくい者への対応として、保育

付きの研修やeラーニングの活用等、具体的な方法を検討すべきである。¹⁾と示されており、職場外で研修等を行うことにより、精神保健福祉士としての研鑽につながる工夫が必要とされている。また、個々の置かれている状況に応じた研修方法を検討することにより、より多くの人材が参加でき、ネットワークの構築及び拡張につながるることとなる。また、養成校の役割として、養成校は、養成課程の教育と資格取得後の継続教育の連続性を確保し精神保健福祉士の自己研鑽を支援する観点から、職能団体や地域の組織（職場）とも連携しつつ、資格取得後の継続教育に取り組む必要がある。特に資格取得後の継続教育として養成校に期待される取組の一つは、資格取得後の数年間の新人期における支援である。新人期はソーシャルワークの実践に際して様々な戸惑いや葛藤、悩み等に直面する。これらの機会に対して、卒業生等を集めた交流の場を設定することや職能団体等が実施するスーパービジョンにつながるよう支援するといった取組が期待される。あわせて、養成課程において、学生の目標と学習の到達度を見える化する観点からポートフォリオの活用をしている場合にも、資格取得後を見据えた形で活用することで、資格取得後の自己研鑽を支援するといった取組が期待される。また、前記のような支援だけではなく、資格取得後の継続教育については、種々の知識を応用し具体的な支援を展開する能力や、支援における理念と現実の差を埋めるための方策を考える能力を養う観点から知識や技術等に関する講義・演習や事例検討、スーパービジョン等の様々な手法によって行うことが考えられる。これらの取組は職能団体等においても行われていることから、職能団体等と連携しながら実施することが望まれる。なお、養成校における資格取得後の継続教育については、卒業生に限定されているものや対象を広く開放されているものなどがあり、必ずしもすべての精神保健福祉士がこれらの機会を提供されているとは限らない。大学を含め短期養成や通信制等、資格取得までの経緯は様々であることから、すべての精神保健福祉士がフォローアップされるよう、広く継続教育の場を開放していくといった取組が必要と考えられる。ただし、養成課程によっては自身のキャリア形成の一環として精神保健福祉士資格取得を目指している学生もいることから、卒業生の背景をかんがみ取組とする必要がある。¹⁾とされており、可能な限りスーパービジョンの実施もしくはスーパービジョンにつながるような教育が必要とされている。継続教育における新人期をいかに支えるかが重要となりリアルタイムで不安やジレンマの解消を図る必要がある。そしてお互いの役割を尊重しそれぞれの役割を全うすることが求められると考える。職能団体と養成校がそれぞれですべての継続教育を行うことは困難で

はあるが、それぞれが役割を明確にすることにより、具体的な内容も検討しやすく、時間的な余裕もつきやすくなると考える。

7. 職能団体と養成校の連携の必要性

現在の連携については先に論じた部分となるが、その関係性の希薄さから連携しているとは言いがたい状況である。そのため、互いの状況理解が乏しく、養成校の状況であれば職能団体においては新カリキュラムがどのような内容で実施されているか一部の構成員しかわからず、後進者がどのような教育を受けているか不明という状況である。

また、職能団体の状況として、養成校は職能団体の方針や目標を明確に捉えられておらず、後進者をどのような場所に送り出しているかが不明という状況である。いずれも新人期の精神保健福祉士には大きな不利益を与えるものに他ならない。職能団体においては、新人期の精神保健福祉士がどのような教育を受け、その教育の結果どのような視点を持ち現場に入るのかを明確にしたうえで、それぞれの構成員への伝達をはじめ、継続教育にかかる情報提供を行う必要がある。また、養成校も職能団体の方針や目標を理解したうえで、職能団体に所属する意義や必要性について教育の場で伝達し、職能団体活動への参加を促し、安定した知識及び技術の習得を支援する必要がある。教育の内容を現場実践が大きく異なるようであれば、カリキュラムに関するそれぞれがその差異に関する研鑽を行い、教育と現場実践のシームレス化を図ることにより、新人期の精神保健福祉士が抱えるジレンマや不安を軽減できるのではないかと考える。

8. 継続教育と連携の課題

本論の目的である今後の精神保健福祉士養成に対する課題の考察を行う。

継続教育及び連携の課題として、大部分は「相互理解及び対話」というところであると考えられる。まずは先にも論じた通り、お互いの組織がどのような方針をもち活動を行っているかを理解することが必要である。役割の明確化を考えると、方針の無理解等により、役割の擦り付け合いやまかせっきりといった状況が起こりうる。その状況を回避するためにはお互いの立場を明確にするため対話の場が必要である。

職能団体及び養成校の構成員であっても、各個人としての連携や学校及び職場単位での連携が多く、それを統括する組織のなかで、それぞれの連携が活かされていない現状の中で、職能団体においても連携を活かすことに

より、後進育成の一旦となり、結果的に構成員の増大にもつなげるメリットとなる。また養成校としても職能団体に所属することの意義やメリットを十分に説明することにより、精神保健福祉士としての不安要素を軽減し、より多くの精神保健福祉士を輩出できると考える。

しかしながら、それぞれの組織内でも理解が不十分な側面もある。そのため、組織内の相互理解、そして組織外の相互理解というものが必要と考える。

その相互理解を基に、それぞれが考える継続教育の在り方や必要性を話し合い、それぞれの役割を明確化していく必要があると考える。

9. おわりに

前提として本論は、現在の継続教育や後進育成自体を批判するものではない。しかしながら、現状を考えたときに、北海道における精神保健福祉士のなり手不足や希望学生は年々減少傾向にあると感じる。時代背景として精神保健福祉士の職域拡大や役割拡大が進む中、現場においても人材不足を感じる声が多く聞かれる。なぜこのような現状となっているのか、また課題を解消するために何が必要となるのかなどの検証がなされていないように感じる。そのため、今後の精神保健福祉領域を担う人材が減少してしまうことに対する危機感を抱いている。

また、連携という言葉はどこか漠然としており、結果検証をするには具体性があまりにもないものである。そのため、抽象的になりやすく、漠然とした検証のみで結論付けることも多く存在するかと考える。そのため、現実的な活動として、互いの組織の実状や葛藤も含め、組織間で共有することにより、それぞれの立場を活かした活動や内容を生みだし、それぞれの活動に対する周知や参加促進などを行っていく必要がある。そのためには、新人期の精神保健福祉士が抱える問題は何か、その問題を解決する為に両組織がどのような活動を行い、その活動に対する連携の具体的な内容とは何かなど、さらなる調査、検討を行う必要がある。また、精神保健福祉士の職域が拡大傾向にある中で、学生数の減少や職能団体構成員の減少は大きな問題となる。新人期における精神保健福祉士のリタイアを軽減し、より魅力的な後進育成を行うにあたり、一人でも多くの精神保健福祉士の育成を行い、誰もが安心して働ける環境整備を行うため、実現できるような取り組みを引き続き検討していきたい。

引用文献

- 1) 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会。

精神保健福祉士資格取得後の継続教育や人材育成の
在り方について. 厚生労働省 (2020). <https://>

www.mhlw.go.jp/content/000604905.pdf (アクセ
ス日: 2022/8/20)

A Study on Continuing Education for Psychiatric Social Workers in Hokkaido

NISHINO Katsutoshi

Abstract

In 2020, the Ministry of Health, Labor and Welfare presented “Continued education and human resource development after obtaining qualifications for mental health social workers,” and summarized human resource development for mental health social workers. In this research, we consider how we can understand the reality of the weak connection between the field and the training school, and the unclear and difficult roles in continuing education, and how we can improve it. This was an introductory study in considering the implementation of continuing education.

査読論文

農福連携事業のアンケート調査結果からみる障害者の就労支援の課題

島山明子・大原昌明・杉岡直人

要約

本稿は、2020年度科学研究費(20K22149)「社会福祉法人等の農福連携事業における中間支援組織の役割」に関する研究成果の一部をなすものである。本稿の目的は、農福連携に関する事業に取り組む北海道内の障害者就労支援事業所を対象とするアンケート結果をもとに農業を取り入れた障害者の就労支援の課題を明らかにすることである。障害者の就労支援においては、(1)一般就労への移行率の低さ、(2)所得保障の前提となる工賃向上、(3)労働者性の取り扱いの課題があることが指摘されている。北海道内159の就労支援事業所を対象としたアンケート調査の結果、回答事業所の法人種別は、「社会福祉法人」46%、「NPO法人」28%、「その他」(一般社団法人、株式会社、合同会社など)26%、全体の65%が農福連携を知的障害者が担っており、事業所については、全体の7割が「就労継続支援B型」であった。回答者による農福連携の課題には、「利用者の工賃向上(所得保障)」(28%)、「通年の作業確保」(26%)、「施設職員の農業・福祉の知識・スキル不足」(22%)、「販路開拓」(19%)があげられている。

キーワード：農福連携 障害者 就労支援

1. 研究の背景と目的

わが国の障害者に対する雇用および就労支援の施策は、障害者雇用促進法と障害者総合支援法に基づいている。障害者雇用促進法の前身は、1960年に施行された身体障害者雇用促進法である。この法律の背景には、経済成長の一方、身体障害者の失業が増加し、(身体)障害者の「勤労の権利」および「生存権」の保障があったといわれている。この時、国、地方公共団体、民間事業者に対し、障害者の雇用を義務付ける雇用率制度^(注1)が創設されている。1976年の改正には、身体障害者の雇用義務化、納付金制度として雇用率未達成企業から「障害者雇用納付金」を徴収する制度など^(注2)ができた。1987年には「障害者雇用促進法」に改正され、対象が身体障害者に加え、知的障害者、精神障害者が追加されたほか、子会社の障害者雇用を親会社の実雇用率に算定する「特例子会社制度」も法定化されている^(注3)。その後も改正は続き、1997年改正では知的障害者の雇用義務化^(注4)、2002年改正では、障害者の職場適応に課題がある場合に、職場に出向いて、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図ることを目的として「職場適応援助者(ジョブコーチ)」(配置型ジョブコーチ(地域障害者職業センターに配置され、就職等の困難性の高い障害者を重点的な支援対象として自ら支援を行うほか、訪問型ジョブコーチ及び企業在籍型ジョブコーチと

連携し支援を行う場合は、効果的・効率的な支援が行われるよう必要な助言・援助を行う)、訪問型ジョブコーチ(障害者の就労支援を行う社会福祉法人等に雇用され、高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施する訪問型職場適応援助者養成研修又は厚生労働大臣が定める訪問型職場適応援助者養成研修を修了した者であって、必要な相当程度の経験及び能力を有する者が担当)、企業在籍型ジョブコーチ(障害者を雇用する企業に雇用され、機構が実施する企業在籍型職場適応援助者養成研修又は厚生労働大臣が定める企業在籍型職場適応援助者養成研修を修了した者が担当)に分かれる)および障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図ることを目的とした相談窓口である「障害者就業・生活支援センター」(2022年4月1日現在、全国に338か所)が創設され^(注5)、2005年改正では、精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者を実雇用率に算定(短時間労働者は1人を0.5人としてカウント)および納付金等の算定も他の身体障害者、知的障害者と同様とした^(注6)。2008年の改正では、納付金の支払い義務を負う事業主の規模を常用労働者数300人超から100人超へと段階的に引き下げ、週所定労働時間が30時間以上の労働者を算定基礎とする雇用率制度について短時間労働者を0.5としてハーフカウントとすることと

した^(注7)。2013年改正では、障害者基本法による障害者の定義の改訂に伴い、精神障害は発達障害を含むもの、また、その他の心身の機能の障害が追加され法律に明記、障害者権利条約の批准に伴い、差別禁止と合理的配慮の提供義務が新設、そして、2018年の法施行から精神障害者の雇用が義務化された。さらに、直近(2019年)には、「1. 障害者の活躍の場の拡大に関する措置」と「2. 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置」の観点から改正が行われている^(注8)。

一方、「一般就労が困難な障害のある人たちに対する就労に代わる社会参加の機会になる」福祉的就労に関連する政策的動向については先行する論文(杉岡・畠山・大原 2019)のなかで取り上げているが、第二次世界大戦以降の対象別福祉制度の中で、身体障害者の職業生活への移行を目指した授産施設(雇用されることの困難な者や生活に困窮する者を収容し、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させる施設)が設立され、これが精神薄弱者(知的障害者)にも広がり、さらに施設種別が入所型の授産施設・福祉工場(その障害ゆえに一般企業で雇用されることが困難な者に、職場を与え、様々な配慮をした環境のもとで健全な社会生活を営ませることを目的とする施設)のみならず、通所授産施設といったように多様化し、それぞれの障害別に分化していく。そのような中に、精神障害者も福祉施策の体系に組み込まれ三障害として確立されたが、1970年代以降に設立された障害児・者の親の会や教員等を中心とした当事者組織による認可外の施設である「小規模作業所」や「共同作業所」もまた就労のステップとなる通所施設となった。その後、障害種別ごとの施設体系が再編された障害者自立支援法の施行では、現在の就労支援施策につながる、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援が新設され、授産施設等は新体系に移行することとなった。

このようにその時代における社会的な動向や要請を受け、制度新設・改正を繰り返してきた障害者の就労支援は、何を目指して取り組まれているのかについて議論していることは少ない。議論の多くは、就労支援事業の報酬の位置づけや工賃向上、労働者としての立場に対する評価等に集中しており、障害者の就労支援の本来の意義を捉える実証的な研究は、今後の政策的課題を指摘することにつながる。

本稿は、多様な工程が存在し特性を生かして関わることができ、また、地域自立生活を可能にする所得の増加が期待される農福連携を切り口に、北海道内の障害者就労支援事業所を対象とした農福連携事業のアンケート結果を通じて、農業を取り入れた障害者の就労支援の課題を明らかにすることを目的としている。

なお、執筆に際して、全体の構成について3人で検討会を実施した上で畠山が文章化を行い、再度3人で検討してまとめた。

2. 障害者の就労支援に関する先行研究レビュー

(1) 障害者総合支援法における就労支援制度の概要

まず、障害者総合支援法を根拠とする現在の障害福祉サービスである、就労移行支援事業、就労継続支援(A型・B型)事業および就労定着支援事業について概観する。

就労移行支援事業は、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。標準利用期間は2年間であるが、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能としている。対象は、企業等への就労を希望する者である。

就労継続支援A型事業は、通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。利用期間は制限がない。対象は、①移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者、②特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者、③就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者である。

就労継続支援B型事業は、通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。利用期間は制限がない。対象は、①就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者、②50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者、③①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者である。

就労定着支援は、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴

い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。利用期間は3年間である。対象は、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者である。

(2) 就労系障害福祉サービスをめぐる問題点

(1)の就労系障害福祉サービスを利用している障害者数は37.5万人で、その内訳は、就労移行支援約3.4万人、就労継続支援A型約7.2万人、就労継続支援B型約26.9万人となっている(「障害者の就労支援対策の状況」(2020年)より)。また、このうち2.2万人が一般就労へと移行している(「障害者の就労支援対策の状況」(2019年)より)。

就労系障害福祉サービスにおける第一の問題には、この一般就労への移行率の低さ(高島2022)が挙げられることが多い。就労移行支援の対象像には、「通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者」とある以上、一般就労が想定されているのはこの就労移行支援のみといえる。就労移行支援A型および就労継続支援B型の事業所等での一般就労移行が難しい理由には、事業所が労働能力の高い障害者を囲い込むこと(中川2016)、障害者が通勤可能な場所に適切な雇用やサービスがないこと(長谷川2018)がある。しかしながら、高島(2022:175)が指摘しているように、「それぞれ異なる目的を有しており、利用者の労働能力や自立の程度にも違いがあると思われ、就労移行支援に比べて就労継続支援の移行率が低いのは、ある意味当然だともいえる。特に、就労継続支援A型・B型の利用者の中には、一般企業での就労を希望しない者も含まれており、単純に就労継続支援の移行率を向上させるべきとも言切れない」点も考慮される必要がある。

第二の問題は、就労系福祉サービスを利用した障害者の工賃(障害者が就労支援事業所等で生産活動等を行い、得る収入)を向上させることが至上命題として取り上げられることである。「障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(2006年)によれば、第29条に「工賃の支払等」として、「指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、

前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)を、三千円を下回るものとしてはならない。3 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。」と規定されている。国では、2007年から2011年まで「工賃倍増5か年計画」として「障害者自立支援法は、障害者が地域で安心して暮らせる社会を目指し、就労移行支援事業、就労継続支援事業等を創設するとともに、福祉と雇用の関係機関がネットワークを構築し連携強化を図るなど、地域移行と就労支援の強化を図ることとしている。『工賃倍増5か年計画』は、就労継続支援B型事業所及び授産施設において働く障害者の工賃水準を引き上げることを通じ、障害年金を始めとする社会保障給付等による収入と合わせて、地域において障害者が自立した生活を実現するとともに、一般雇用及びA型事業への移行も一層促進するという観点から、『成長力底上げ戦略』に基づく『福祉から雇用へ』推進5か年計画の一環として、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組として推進するものである。このため、平成19年中に全ての都道府県において『工賃倍増5か年計画』を作成し、関係行政機関や地域の商工団体等の関係者を挙げた協力の下、5年間で平均工賃の倍増を目指すこととしている(「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針)とされた。その成果について、岡本(2016:26-27)は、2007年から2011年の5か年の成果は工賃増加率200%の目標に対して111.2%にとどまり、その理由として、第一に、倍増という目標値が障害者支援事業所の実態を踏まえたものでなかったこと、第二に、地域性を考慮せず、一律に工賃倍増という目標を全国の障害者支援事業所に網をかける方法をとったこと、第三に、工賃倍増計画が厚生労働省から都道府県、障害者支援事業所へのトップダウンでなされたこと、第四に、工賃の枠組みは固定したままで、倍増という増額を設定したこと、第五に、障害者支援事業所の生産・販売向上に営利企業の経営戦略をそのまま導入したことを分析している。その後、工賃倍増計画は「工賃向上計画」として、2014年度から3年度ごとに計画が策定され、2020年度の賃金・工賃の実績は、就労継続支援A型事業所では79,625円、就労継続支援B型事業所では15,776円(いずれも全国平均)となっている。福祉的就労は、工賃向

上を目指す就労の場であると同時に、一般就労への移行を目指す就労支援でもある。しかしながら、工賃向上を目指す収益を上げる活動と個人の就労ニーズに適した就労支援の両立は難しい(廣田 2018)といえる。この金額は年々増加しているものの一月の金額であるので、長谷川(2018)や阿部(2021)が指摘するように、障害者の基礎的な所得保障と工賃向上の問題を合わせて考える問題である。

第三の問題は、就労系福祉サービスを利用する障害者が労働者とみなされないことである。この場合、とりわけ、雇用関係にない形での利用になる就労継続支援B型事業所では、障害者と事業所との指揮命令関係の有無(長谷川 2018)、労災等労働者としての権利を守る(中川 2018)必要性について取り上げられている。この点は、大原・杉岡・畠山(2016)が取り上げてきた、援助提供者と利用者の支え合いで成り立つ会員制度の有償ボランティア活動における問題と共通する点がある。有償ボランティア活動は、提供者と利用者を仲介する事務局機能(コーディネーター)が二者関係に介入する度合いが高く、利用会員から援助提供会員に支払われる謝礼(労働の対価)の取り扱いから、労働者か否かの判断が分かれている(畠山・大原・杉岡 2022)。

「労働基準法の『労働者』の判断基準について」(1985年12月 労働省・労働基準法研究会)によれば、(1)「労働者性」の有無は、雇用契約、請負契約といった契約形式如何にかかわらず、労務提供の実態を踏まえ「使用従属性」の有無に基づいて実質的に判断する。(2)「使用従属性」の有無の判断については、

1) 指揮監督下の労働は、①仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無、②業務遂行上の指揮監督の有無、③勤務場所、勤務時間の拘束性の有無、④労務提供の代替性(の有無)、

2) 「報酬の労務対償性」は、報酬が時間給・月給など時間を単位として計算されるかどうか、

3) 労働者性の判断を補強する要素は、①事業者性の有無(機械、器具の負担関係、報酬額など)、②専属性(他社の業務に従事することが制約されるか、事実上困難かなど)、③その他(報酬を給与所得として源泉徴収しているか、労働保険の適用対象としているかなど)とされている。有償ボランティア活動における使用従属関係は、直接的に受けている場合もそうでない場合もあり、対価については必ずしも最低賃金が基準になるとはいえない。そのため、それらのみで労働者か有償ボランティアか判断されるのではなく、事故への補償、保険関係、時間管理などの扱いについて、ボランティアと労働者の違いを明確にしておく(服部 2014)ことが指摘されている。

2017年に北海道札幌市内では、「就労継続支援A型事

業所閉鎖・解雇事件・札幌高等裁判所判決」(2021年4月28日)において、事業所O(当該事業所名が記載されているが、本稿では匿名化して記述した)の利用者(主に精神障害者)と支援スタッフが事業所を相手取り、突然解雇(2017年3月30日)は無効であり、同年4月30日に事業所が閉鎖された後、施設運営会社の取締役の不法行為であること等を理由に訴訟を起こした(2017年10月)。障害者総合支援法第43条では、(指定障害福祉サービスの事業の基準)が定められ、その4項では、「指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」と必要な手続きについて規定している。札幌地方裁判所での一審判決(2019年10月3日)後に控訴されているが、高裁判決(2021年4月28日)では、「被控訴人会社においては、控訴人利用者らに対し、Oの閉鎖や利用者の退職に係る事情について丁寧に説明したり、十分な再就職の支援を行ったりすることなく、本件解雇について、控訴人利用者らの理解が得られたともいえないのであるし、Oの閉鎖及び本件解雇の決定からその実施までの時間が1か月程度にとどまったことについては、被控訴人会社の都合によるものと言わざるを得ないから、控訴人利用者らに対する解雇については、その解雇手続が相当であったとはいえず、控訴人利用者らの再就職の都合等も考慮した閉鎖時期を決定し、合意退職に応じてもらえるよう調整するなどの解雇回避のための努力が尽くされたともいえない」とし、「不当な解雇を理由とする遺失利益」と突然解雇による精神的苦痛に対する「慰謝料の請求」が認められた。この裁判に関わった弁護士の西村武彦氏は、「利用者さんの場合、再就職する作業所の内容などによっては、対応が困難な場合がある。また、人間関係がなかなかうまくいかない人の場合、Oで作った人間関係を壊されたわけで、一から作ることになりしんどい。そういう一般就労するまでに体調が回復していない利用者さんの特徴をしっかり見てくれたのが、この高裁判決だと思う」(西村 2021: 8)と振り返っている。就労系障害福祉サービスに労働法規を適用することは、悪質な事業所から労働者としての障害者を守る上でももちろん、障害特性を踏まえた労働の権利を保障する重要な論点になると考えられる。

(3) 就労支援として取り組む農福連携について

先に見たように障害者の就労支援制度の歴史は古く、制度の改正を繰り返しながら進められてきたが、そのなかで農業を活用して就労支援事業に取り組む事業所が増えている。畠山・杉岡（2022）はその動向を整理しているが、1960～70年代にかけて先駆となる社会福祉法人による取り組みが始まっており、その後、農業事業体や民間企業においても障害者の特性に注目した就労支援事業が行われている。農福連携は障害者が担うものから、就労ニーズのある多様な人々の共生の場となっている。たとえば、農事組合法人協働学舎新得農場（北海道新得町）では精神障害者やひきこもりの人、高齢者や生活困窮者（濱田 2020; 濱田 2021）、当時、社会福祉法人では珍しかった農事組合法人を設立した社会福祉法人白鳩会では触法者（今井 2021）などを受け入れている。

急速な農福連携実践の広がりを受けて、農業部門（農林水産省）と福祉部門（厚生労働省）がそれぞれ農福連携を推進する事業を展開しているほか、「農福連携全国都道府県ネットワーク」や「農福連携等応援コンソーシアム」などの全国組織が存立し、各都道府県レベルでは農政事務所や社会福祉協議会、NPO法人等が中間支援を担っている（詳細は畠山・杉岡（2022）参照）。

ところで、さまざまな工程がある農業に障害者が関わることは、農業従事者不足の解消にとどまらず、障害者自身の心身機能の向上につながることで、作業を細分化する「作業の切り出し」も行いやすい（大澤 2010; 近藤 2013 など）ことから、短時間の就労を希望する人や障害特性に合わせた就労形態が可能となることが指摘されてきた。さらに、支援を受けながら農業の知識や技術を習得することでひとりひとりが農業経営に携わることができ、農福連携は社会的に自立した個人としての尊厳の確立を支えることと生産者と消費者をつなぐ地域共生社会の基盤となり得ることが期待できる（杉岡 2016）。

次に、障害者の就労支援に関するさまざまな議論をカバーすることが期待される農福連携に焦点を当て、その実態を明らかにしたアンケート調査の結果を取り上げる。

3. 農福連携事業に関するアンケート調査結果

本アンケート調査は、北海道内の就労継続支援 A 型事業所および就労継続支援 B 型事業所を対象に農福連携の実態を明らかにすることを目的に実施したものである。

調査方法は、WEB 入力および郵送による 156 事業所への質問紙調査を実施した。調査期間は、2021 年 11 月から約 1 か月である。回収数は 93 事業所（回収率

59.6%）であった。調査項目は、「事業所の就労支援区分」「取り組み形態」「平均工賃」「農産物の生産・加工・販売形態」「生産物の内容」「事業全体に占める農福連携の販売割合」「連携先」「農福連携の目標および課題」「農福連携の推進に必要なこと」「コロナ禍の影響」である。

回答した事業所の法人種別は、「社会福祉法人」46%、「NPO 法人」28%、「その他」（一般社団法人、株式会社、合同会社など）26%となっている（図 1）。今回は単純集計および法人別のクロス集計の結果をまとめている。

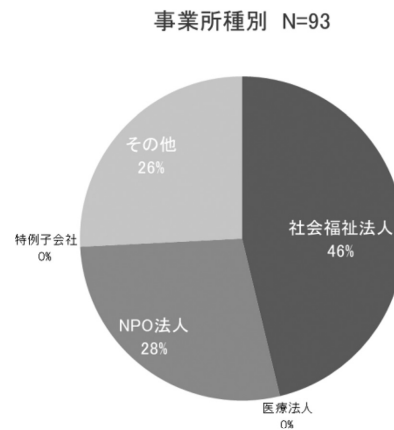


図 1 事業所の種別

農福連携に関わっている（通常作業している）障害種別について、全体の 65%が「知的障害者」で最も多く、一方で「身体障害者」と「発達障害者」が少なくなっている（図 2）。事業主体別にみても同様の傾向にあるが、特に「知的障害者」が多いのは社会福祉法人で 88.1%となっている。他方、社会福祉法人において「精神障害者」が農福連携に関わっているのはわずかであるが、NPO 法人、その他では、全体の 2 割から 3 割を占めている。

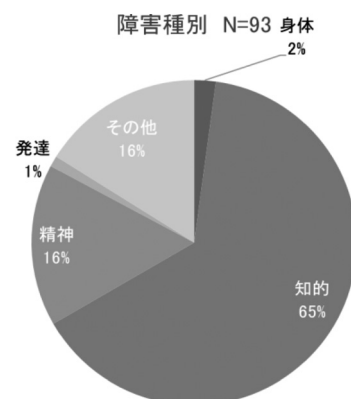


図 2 利用者の障害種別

農福連携に取り組んでいる事業所の障害福祉サービス種別（複数回答）について、全体の 69%が「就労継続支援 B 型」であった（図 3）。事業主体別でも「就労継続支

援 A 型」は社会福祉法人・NPO 法人は7割前後であるが、その他では、「就労継続支援 A 型」が42.3%、「就労継続支援 B 型」が50%と異なる傾向となっている。

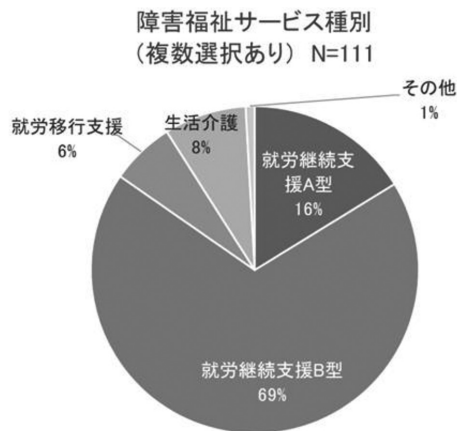


図3 障害福祉サービス種別 (複数選択あり)

農福連携の取り組み年数について、全体では、「5年未満」が37%、「5年から10年未満」が40%でそれぞれ約40%と比較的新しい取り組みとなっている(図4)。特に、NPO法人では「5年から10年未満」が最も多く(64%)、その他では「5年未満」が最も多い(65.2%)。

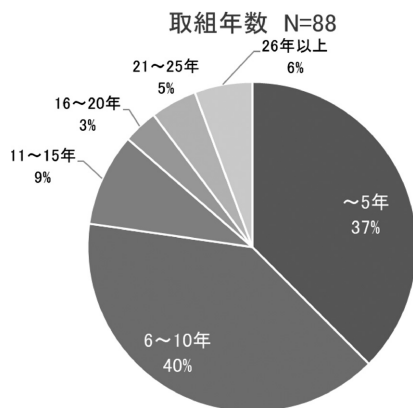


図4 取組年数

農福連携の取り組み形態(複数回答)について、全体の傾向としては、「自営業所での活動」が57%、「農家等へ出向いての活動(施設外就労)」が34%となっており(図5)、事業主体別にみても大きな違いは見られない。

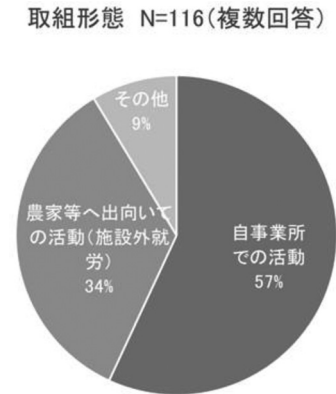


図5 取組主体 (複数回答)

農福連携に関わる利用者の一月の平均工賃について、全体では、「15,000円以内」が37%、「15,000~30,000円」が30%、「50,000円以上」が20%、「30,000~50,000円以内」が13%と分散している。社会福祉法人、NPO法人でもその傾向にあるが、その他で最も多いのは「50,000円以上」(43.5%)であるところに特徴がある(図6)。

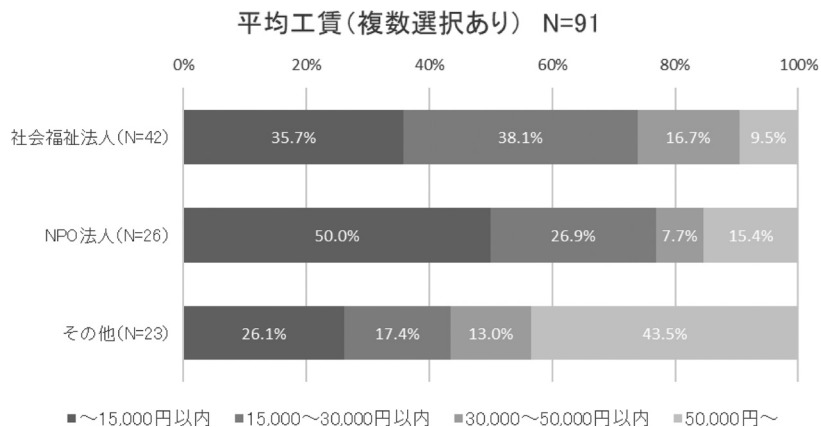


図6 農福連携に関わる利用者の一月の平均工賃 (複数選択あり)

農産物等の生産・加工・販売形態（複数回答）について、最も多いのは「生産して販売している」事業所が46%で、次いで、「自家消費のために生産・加工している」と「生産し加工して販売している」が18%、「加工して販売している（他事業者から生産品仕入）」が13%となっている（図7）。これらの結果は、事業主体別にみても同様であった。

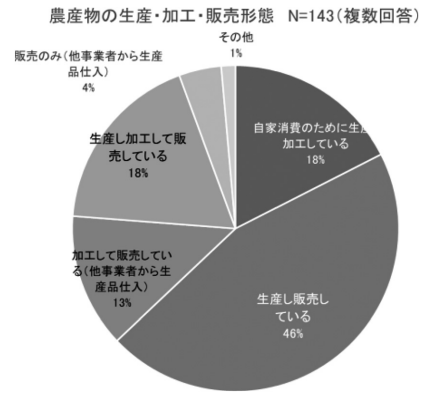


図7 農産物等の生産・加工・販売形態（複数回答）

生産している物（複数回答）について、全体では56%が「野菜」を生産しており、事業主体別でも最も多い生産物となっている。その次に多いのは、「キノコ」(18%)

となっている。特に、社会福祉法人では、他の事業主体には少ない「キノコ」(25%)や「米」(5.4%)の生産も行われている（図8）。

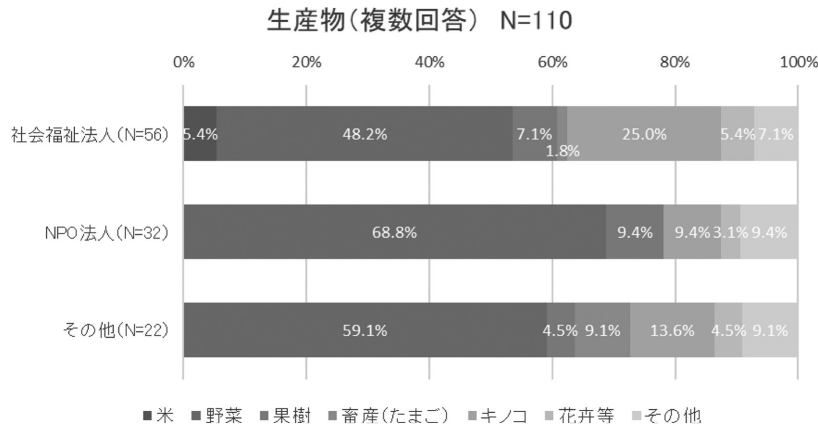


図8 生産している物（複数回答）

加工している物（複数回答）について、全体で「野菜加工」(44%)が最も多いのは、生産している物の中で「野菜」(56%)が多いことが反映されていると言える。特に、NPO法人(63.2%)では6割を超えている（図9）。二

番目に多かった「その他」(23%)では、合鴨肉、木材、山菜等、家畜飼料、苗(花・ハーブ)、ルバーブ、生薬、薬草などユニークな製品が挙げられた。

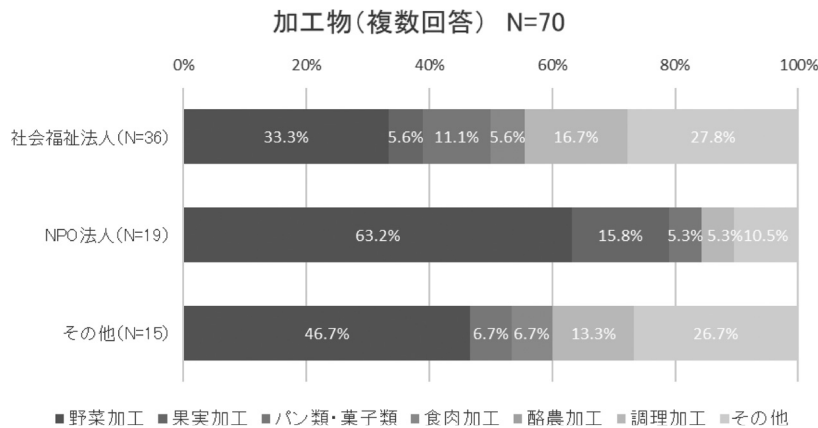


図9 加工している物（複数回答）

販売方法（複数回答）について、全体的にみて最も多いのは、「事業所等で食材そのもの・加工品等を直接販売」（25%）、次いで、「JAや農産物直売所、小売店舗等で販売」（22%）、「事業所内の食料や加工事業の原料として利用」および「事業所内で運営している飲食店等の食材と

して利用」（14%）の順となっており、かなり多様な方法が採用されている。事業主体別では、全体の約5割が「自事業所での利用」や「自事業所での販売」となっている。その他では、他の事業主体と異なり「ネット販売」（14.3%）の割合が高くなっている（図10）。

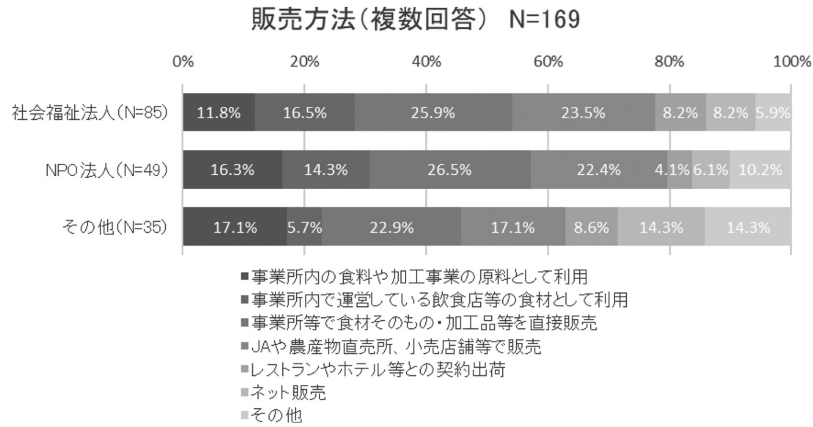


図10 販売方法（複数回答）

特に売上げが大きいものについて、どの事業主体も「その他」が多くなっているが、これには、「受託生産・販売」、「加工品の法人内販売」、「委託生産」、「即売会」、「無人市」、「地域の家庭への個別販売（利用者と職員のグループで歩いて販売）」、「道の駅」、「同一法人の別事業所で提携している事業所への販売」、「施設外就労」、「顧客販売」、「イベント等直接販売」、「テレビショッピング」、「スー

パー」などが含まれていた。この他、多くの人が目にして購入しやすい「JAや農産物直売所、小売店舗等での販売」（社会福祉法人26.5%、NPO法人27.8%、その他27.3%）、「事業所内等で食材そのもの・加工品等を直接販売」（社会福祉法人26.5%、NPO法人11.1%、その他36.4%）の割合が高い（図11）。

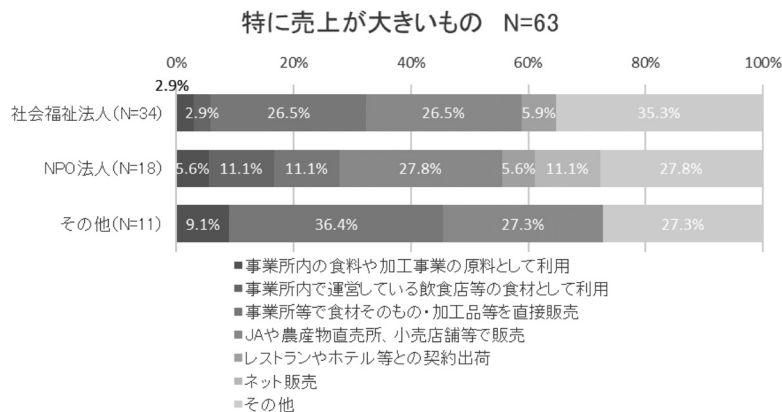


図11 特に売上げが大きいもの

全体の事業収益からみた農福連携の売上げ割合について、「1割未満」が37%、「2～4割」が33%とウエイトが低い事業所が多い。事業主体別では社会福祉法人、

NPO法人と比較すると、その他で「8～10割」が29.2%と高く、収益の大半を農福連携でカバーしている事業所もみられる（図12）。

事業全体に占める農福連携の販売割合 N=90

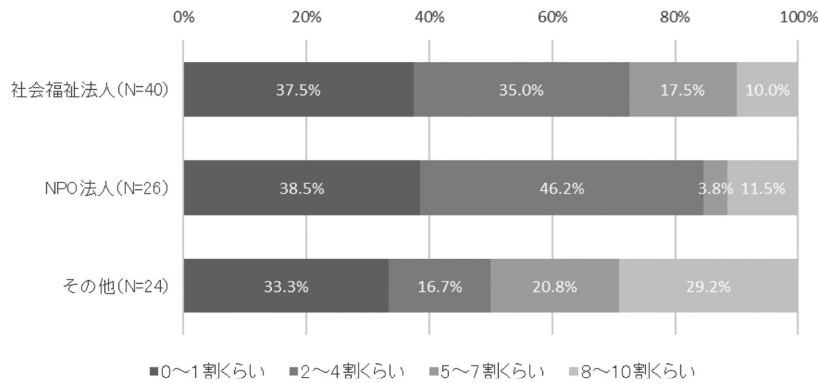


図12 事業全体に占める農福連携の販売割合

連携先（複数回答）について、全体では、「農家」が24%、「農産物直売所（道の駅等）」が15%、「特になし」が12%となっている（図13）。事業主体別では農家との連携は、社会福祉法人が16.7%、NPO法人が31.7%、その他が32.4%となっていることをはじめ多くの事業主体で連携が取られているが、「特になし」も一定数認められる（社会福祉法人11.1%、NPO法人7.3%、その他17.6%）。

連携先 N=147(複数回答)

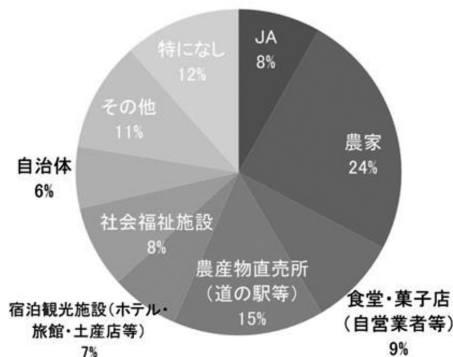


図13 連携先（複数回答）

農福連携を通じて目指していること（複数回答）について、全体的には、「利用者の工賃向上（所得保障）」（21%）、「利用者の社会参加の機会拡大」（18%）、「障害者に対する地域の理解の促進」（16%）や「利用者の社会的スキルの向上」（16%）と回答している事業所が多く、事業主体別の特徴もおおむね同様の回答がみられる（図14）。

目指すところ N=347(複数回答)

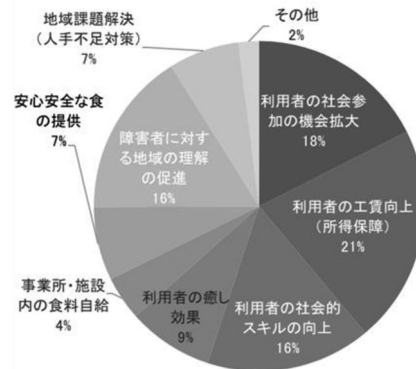


図14 目指していること（複数回答）

農福連携の課題（複数回答）について、「利用者の工賃向上（所得保障）」（28%）、「通年の作業確保」（26%）、「施設職員の農業・福祉の知識・スキル不足」（22%）、「販路開拓」（19%）は、事業主体別にみても同様の課題がある（図15）。

課題 N=212(複数回答)

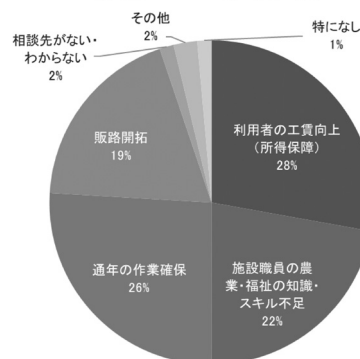


図15 農福連携の課題（複数回答）

農福連携推進に重要なこと（複数回答）について、全体の回答では、「利用者の適性を生かす」（23%）、「販売先となる組織とのつながり」（18%）が高いが、事業主体

別にみると重要と考えていることはさまざまである。たとえば、社会福祉法人は「利用者の適性を生かす」(21%)と「販売先となる組織とのつながり」(18.2%)が高く、NPO法人では、「利用者の適性を生かす」(24.2%)、「農

業に関する知識や技術の習得機会」(19.7%)、その他では、「利用者の適性を生かす」(22.9%)、「販売先となる組織とのつながり」(15.7%)が多い(図16)。

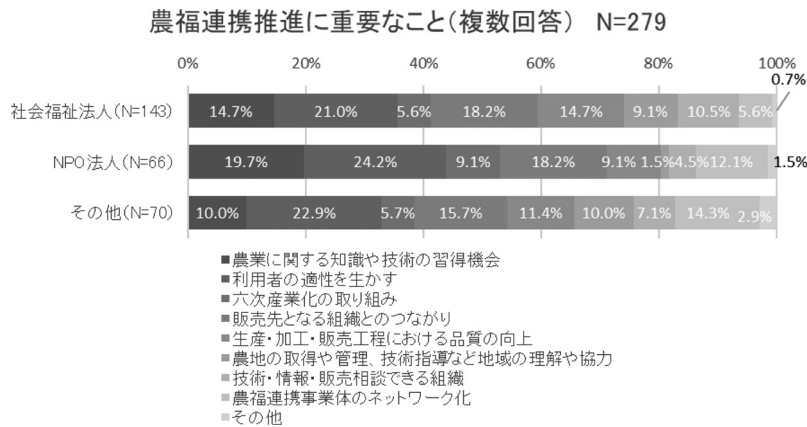


図16 農福連携推進に重要だと思うこと(複数回答)

コロナ禍において特に影響のあることについて、全体では、「取引先の休業やイベント中止等に伴い収益が減少した」(30%)をはじめ、「感染症対策をより念入りに行うことが必要になった」(18%)という回答がみられた。

なお、選択肢のうち「その他」の割合が多いのは、複数の項目を選択していることによる(図17)。

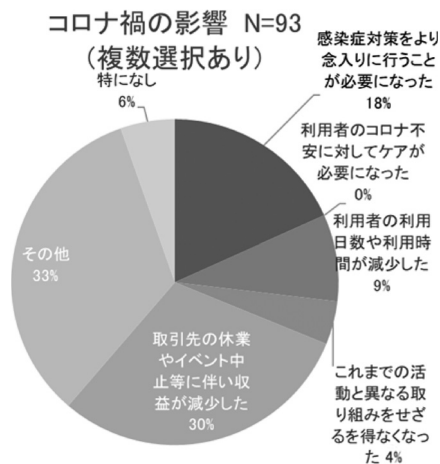


図17 コロナ禍の影響(複数選択あり)

4. まとめ

(1) アンケート調査結果からみる知見

本調査結果では、全体の65%が農福連携を知的障害者が担っており、身体障害者は少数であった。一般的には、身体的なニーズのある障害者が関わるのが困難であると思われるが、車いすで移動ができる圃場を整備したり、障害者の得手・不得手に配慮して仕事を割り振ることで

多様な人々に関わることができるような取り組みも進んでおり、工夫によって仕事を生み出すことができるといえる。

事業所については、全体の69%が「就労継続支援B型」であり、また、これを反映するように、工賃を見ると30,000円以内が7割、30,000円以上が3割となっており、農福連携による就労支援は、就労系障害福祉サービスにおける賃金・工賃と比較すると高くなっており、障害者の収入増に幾ばくか貢献していると考えられる。

農産物等の生産・加工・販売形態については、最も多いのは「生産して販売している」(46%)のもので、次いで、「自家消費のために生産・加工している」と「生産し加工して販売している」が18%、「加工して販売している(他事業者から生産品仕入)」が13%となっている。これらの結果は、事業主体別にみても同様であった。従来の農福連携は、生産物を施設で販売するスタイルが多かったが、生産・加工・販売する六次化に取り組む事業所も増えてきた。これにより多様な作業が生まれ、得意なことを引き出すソーシャルワークの視点に立った支援スタッフの関わりも重要と言える。しかしながら、販売方法をみると、最も多いのは、「事業所等で食材そのもの・加工品等を直接販売」(25%)や「JAや農産物直売所、小売店舗等で販売」(22%)、「事業所内の食料や加工事業の原料として利用」・「事業所内で運営している飲食店等の食材として利用」(14%)と自家消費が中心になっているが、ネット販売をはじめ、「受託生産・販売」、「加工品の法人内販売」、「委託生産」、「即売会」、「無人市」、「地域の家庭への個別販売(利用者と職員のグループで歩いて販売)」、「道の駅」、「同一法人の別事業所で提携している事業所

への販売]、「施設外就労」,「顧客販売」,「イベント等直接販売」,「テレビショッピング」,「スーパー」など、さまざまなツールを活用し、外部と関わり販売する方法にも軸足が置かれていることが窺える。

全体の事業収益からみた農福連携の売り上げ割合は、「1割未満」が37%、「2～4割」が33%とウエイトが低く、農福連携は副次的な位置づけにある事業所が多い傾向にあった。しかしながら、連携先には、「農家」(24%)をはじめ「農産物直売所(道の駅等)」(15%)等があり、農福連携を通じて目指していることにある「障害者に対する地域の理解の促進」(16%)や「利用者の社会参加の機会拡大」(18%)につながる成果を生み出しているといえる。

農福連携の課題には、「利用者の工賃向上(所得保障)」(28%)、「通年の作業確保」(26%)、「施設職員の農業・福祉の知識・スキル不足」(22%)、「販路開拓」(19%)とあるように、障害者の就労支援全般に関わる所得保障の問題や社会福祉「事業」であり経済活動を回す「事業」でもある授産事業における就労支援の位置づけ(塩津2021)に関するものが挙げられていた。また、農福連携推進に重要なことには、「利用者の適性を生かす」(23%)、「販売先となる組織とのつながり」(18%)等があり、支援スタッフには個別支援と地域組織化の手腕も問われることになる。

(2) 障害者の就労支援における農福連携の課題

障害者就労の課題については、一般就労への移行率、工賃向上、労働者性の問題が指摘されている。本稿の農福連携に関する調査結果との関係から、就労支援として農福連携に取り組む上での課題を整理する。

第一に、一般就労への移行率の低さについては、農業分野においても福祉的就労から一般就労となるには相当の難しさがあることが想像できる。しかしながら、就労系障害福祉サービス利用者がその仕事ぶりを評価され、事業所のスタッフとして登用されたり、農家に雇用される事例も見られている。そのためには、支援スタッフによる作業や特性の見極め、丁寧な支援関係が重要となる。

第二に、所得保障の前提となる工賃向上については、本アンケート調査結果からは、農福連携に従事している障害者の場合、その他の授産活動に関わる障害者より、多少は工賃が高い傾向にあることが窺われた。それは、障害者の働きが正当に評価され、障害者が受け取る収入に反映されることから、農業の知識を習得し生産量と流通量を見極め、生産品の質と付加価値を高めることを通じて福祉と農業をつなぐ中間支援組織の果たす役割が問われる(畠山・杉岡2022)。

第三に、労働者性の取り扱いについては、農福連携に

おける障害者の位置づけは、就労支援サービスの利用者であると同時に生産者である。安全に作業に従事できるようにすることは農業従事者と同様である。生産品の売り上げによって事業所の収入、ひいては障害者の賃金・工賃の多寡につながることから、事故や傷害に対する補償の観点が求められる。

付記 本稿は、科研費20K22149の研究成果の一部であり、アンケートの設計・集計・分析について、大原教授に協力をいただいた。

注

(注1) 民間の事業主には、現場の事業所は1.1%、事務的の事業所は1.3%、国および地方公共団体は1.5%とする法定雇用率制度。なお、この間の民間企業(従業員を43.5人以上雇用している事業主)の法定雇用率の推移は、1976～1987年までは1.5%、1988～1998年は1.6%、1999～2012年は1.8%、2013～2017年は2.0%、2018年～2021年2月までは2.2%、そして、2021年3月以降は2.3%となっている。

(注2) このほか、身体障害者福祉法の身体障害者の定義に対応する身体障害者の範囲の変更、事業所単位から企業全体を1つの単位とする雇用率の適用方式の変更、雇用率の算定に対する除外労働者制度、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級・2級に相当する身体障害者を重度身体障害者として1人雇用した場合に2人とカウントするダブルカウント制度、雇用義務の履行を確保するために法定雇用率未達成企業の公表制度、障害者を解雇する際の届出制度が創設された。

(注3) このほか、現に雇用されている知的障害者を実雇用率にカウントすることも追加された。

(注4) このほか、障害者を雇い入れた場合等に支給される助成金の支給対象を週所定労働時間20時間以上30時間未満の常時雇用する労働者である短時間労働に従事する精神障害者に拡大する措置、特例子会社の認定要件の緩和も行われた。

(注5) このほか、親会社・子会社間のみで認められていた特例子会社制度を拡大し、企業グループ単位での雇用率制度を適用する「グループ適用制度」を創設、機械的に一律の雇用率を適用することになじまない性質の職務もあることから、障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際に、相当する労働者数を控除する除外率を段階的に縮小・廃止するものとした。

(注6) このほか、自宅や福祉的就労の場において働く

障害者の就業機会の確保等を支援するため、これらの障害者の業務を発注した事業主に対して、障害者に対して支払われた報酬に応じて特例調整金等を支給する「在宅就業障害者支援制度」の創設、ハローワークが福祉施設等と連携して就職を希望する障害者に応じた支援計画に基づき一貫して就職支援を行うモデル事業の実施や障害者就業・生活支援センターが増設された。

(注7) このほか、除外率を一律10ポイント引き下げることで、特例子会社がない場合でも企業グループ全体で雇用率を算定するグループ特例（企業グループ算定特例）が創設された。

(注8) 「1. 障害者の活躍の場の拡大に関する措置」は、

(1) 国及び地方公共団体に対する措置

- ① 国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならないこととする。
- ② 厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、障害者活躍推進計画作成指針を定めるものとし、国及び地方公共団体は、同指針に即して、障害者活躍推進計画を作成し、公表しなければならないこととする。
- ③ 国及び地方公共団体は、障害者雇用推進者（障害者雇用の促進等の業務を担当する者）及び障害者職業生活相談員（各障害者の職業生活に関する相談及び指導を行う者）を選任しなければならないこととする。
- ④ 国及び地方公共団体は、厚生労働大臣に通報した障害者の任免状況を公表しなければならないこととする。
- ⑤ 国及び地方公共団体は、障害者である職員を免職する場合には、公共職業安定所長に届け出なければならないこととする。

(2) 民間の事業主に対する措置

- ① 短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会を確保するため、短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者（特定短時間労働者）を雇用する事業主に対して、障害者雇用納付金制度に基づく特例給付金を支給する仕組みを創設する。
- ② 障害者の雇用の促進等に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであること等の基準に適合する中小事業主（常用労働者300人以下）を認定することとする。

「2. 国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置」は、

- (1) 厚生労働大臣又は公共職業安定所長による国及び

地方公共団体に対する報告徴収の規定を設ける。

- (2) 国及び地方公共団体並びに民間の事業主は、障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類を保存しなければならないこととする。
- (3) 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化するとともに、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする。

引用文献

- 阿部誠 (2021) 「第2章 一般就労と福祉的就労—就労困難者にたいする就労支援の課題」 椋野美知子編著『福祉政策とソーシャルワークをつなぐ—生活困窮者自立支援制度から考える—』47-81, ミネルヴァ書房.
- 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者の雇用支援
<https://www.jeed.go.jp/disability/index.html>
(2022.09.19)
- 濱田健司 (2020) 「高齢者の農福連携に関する取組み実態および類型化—高齢者のゆるやか農業・農的活動モデル—」『共済組合研究』81, 40-59, JA 共済総合研究所.
- 濱田健司 (2021) 「生活困窮者の農福連携に関する調査結果と取組みモデル—働くための困難を抱える人々の社会参加—」『共済総合研究』83, 32-51, JA 共済総合研究所.
- 長谷川珠子 (2018) 『障害者雇用と合理的配慮』日本評論社.
- 畠山明子・大原昌明・杉岡直人 (2022) 「訪問型有償ボランティア団体の継続的運営の課題—ワークショップの分析から—」『北海道地域福祉研究』25, 13-26, 北海道地域福祉学会.
- 畠山明子・杉岡直人 (2022) 「障害者就労支援をめぐる農福連携の歴史と今日的課題」『星槎道都大学研究紀要』3, 119-127, 星槎道都大学.
- 服部英治 (2014) 「実践！経営者のための人事・労務入門 指揮命令下なら『労働者』扱い、時間的拘束の有無などがポイント ボランティア活用の落とし穴」『日経ヘルスケア』292, 78-80, 日経BP社.
- 廣田久美子 (2018) 「障害者の就労支援と所得保障」『社会保障法』33, 131-144, 日本社会保障法学会.
- 今井仁 (2021) 『鹿児島白鳩会 ジャルダンの大地—夢のソーシャルファーム 花の木農場—』いままさん出版.
- 近藤龍良 (2013) 『農福連携による障がい者就農』創森社.
- 厚生労働省 障害者雇用対策
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bun>

- ya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/index.html (2022.09.19)
- 厚生労働省 障害者の就労支援対策の状況
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/service/shurou.html (2022.09.19)
- 中川純 (2016)「第5章 これからの障害者雇用政策 第5節 福祉的就労から一般就労への移行」永野仁美・長谷川珠子・富永晃一編著『詳説 障害者雇用促進法』297-307, 弘文堂.
- 西村武彦 (2021)「就労支援 A 型事業所の突然の閉鎖・解雇に勝訴判決」『賃金と社会保障』1782, 4-21, 旬報社.
- 岡本友二 (2016)「障害者の福祉的就労における工賃のあり方をさぐる—障害者就労支援施設「工賃倍増5か年計画」に関する考察をとおして—」『佛教大学大学院紀要 社会福祉学研究科篇』44, 19-35, 佛教大学.
- 大原昌明・杉岡直人・畠山明子 (2016)「2015年介護保険制度改正にともなう有償ボランティア組織の存続戦略—コープくらしの助け合いの会をめぐって—」『北星学園大学経済学部北星論集』55(2), 47-65, 北星学園大学.
- 大澤史伸 (2010)『農業分野における知的障害者の雇用促進システムの構築と実践』みらい. 労働基準法研究会 (1985)「労働基準法の『労働者』の判断基準について」
- 塩津博康 (2021)『重い障害のある人の「働きたい」を実現するための多様な就業機会の確保と促進—就労継続支援 A 型に焦点を当てた実践モデルの基礎付けの検討を通じて』翔雲社.
- 杉岡直人 (2016)「共生社会を創造する農福連携」『月刊福祉』99(12), 12-16, 社会福祉法人全国社会福祉協議会.
- 杉岡直人・畠山明子・大原昌明 (2019)「社会福祉法人 P による共生社会のまちづくり(1)—障害者就労とソーシャルビジネスの取り組み事例」『北海道地域福祉研究』22, 28-41, 北海道地域福祉学会.
- 高島淳子 (2022)「日本の障害者福祉サービスと就労支援の概要と課題」『社会保障法研究』15, 166-180, 信山社.

The Theme of Employment Support of the Handicapped based on the Mail Suvey for Welfare Corporations Working Agriculture

HATAKEYAMA Akiko OHARA Masaaki SUGIOKA Naoto

Abstract

This paper is a part of outcome of scientific research expenses 2020 entitled “A Research Study of the Role of Intermediary Organizations on Work in the Fields for Welfare for Employment Support of the Handicapped by Social Welfare Corporations”. The purpose is to clarify the issues of employment support for persons with disabilities incorporating agriculture based on the results of a questionnaire survey targeting persons with disabilities employment support establishments in Hokkaido that are working on projects related to agriculture-welfare collaboration.

Respondents insist that problems of employment support for persons with disabilities are as follows; (1) a low transition rate to general employment, (2) wage increases that are a prerequisite for income security, and (3) the evaluation as a worker.

As a result of a questionnaire survey for 159 employment support offices in Hokkaido, they are classified that 46% of responding offices is social welfare corporations and 28% are NPO corporations, and 26% are others (general incorporated associations, corporations, limited liability companies, etc.) And 65% of respondents are facilities with intellectual disabilities. And 70% of respondents are belonged continuous employment support type B. Related issues of collaboration between agriculture and welfare are grouped into “increase in wages for users (income security)” (28%), “securing work throughout the year” (26%), and “lack of knowledge and skills of facility staff regarding agriculture and welfare” (22%), and “market development” (19%).

研究ノート

研究ノート

欧州連合（EU）の多年度財政枠組み

小早川 俊 哉

要約

2021～2027年度のEU多年度予算計画は、新たに修正された今期MFR（Der mehrjährige Finanzrahmen）案に加え、「次世代のEU（Next Generation EU）；この中核となるのが復興基金ARF（Aufbau- und Resilienzfazilität）である」と呼ばれる復興基金を含む復興パッケージ案として欧州理事会に提示された。

加盟国が激しく対立する中で合意に至った復興パッケージは、予算規模が総額1兆8,243億ユーロに及ぶ。内訳は次期MFRが1兆743億ユーロで、復興基金ARFが7,500億ユーロである。

ARF（復興レジリエンス・ファシリティ）とは、コロナ禍からの復興に充てるEUの巨額の補助金制度である。EUは2020年7月20日、2021～2027年のMFRの規模を1兆743億ユーロ（約160兆円）とすることで合意した。

新たな独自財源として、2021年1月1日から各加盟国に非リサイクル・プラスチック包装廃棄物の排出量1キロ当たり0.8ユーロの分担金が課されるようになった。今期の多年度予算期間に、更なる独自財源の導入を目指すことになっている。

1 はじめに

近年、EUは相次ぐ緊急事態に直面してきた。2010年の欧州ソブリン危機、2015年の欧州難民危機、2020年ブレグジット、同年からの新型コロナウイルス感染症によるパンデミック、そして現在、ロシアのウクライナ侵攻を背景に再度大きな難民の波と、エネルギー価格高騰をはじめとするインフレの波が欧州を襲い、新たな東西危機への懸念が高まる。

新型コロナウイルス危機への対応に落ち着きが見えてきたにもかかわらず、ロシアのウクライナ侵攻とエネルギー価格の高騰がEUのみならず、世界の国々の財政圧迫を更に進展させる要因となっている。

EUの加盟国レベルでは燃料費や食料価格の高騰抑制のための補助金、難民受け入れに伴う財政負担、防衛費の増額など、広範囲に及ぶ追加の財政支出が必要となっている。難民については東欧諸国の受け入れ能力に限界があり、財政負担や受け入れの分担がEUレベルでの新たな課題となっている。特にポーランドとハンガリーは、2015年頃に中東・アフリカの難民が押し寄せた際に受け入れに強い難色を示し、昨今ではEUの基本的価値である「法の支配」を軽視する行動が目立っていたが、ウクライナ侵攻以降は戦後最大規模の難民受け入れ先としてEUの連帯を象徴する立場にいる。因って現時点においては、両国への財政支援は比較的容認されやすい状況下にあると言える。

その他、EU全体では経済・安全保障の面で独立性を高める「戦略的自律」をウクライナ危機以前から掲げ、希少資源や半導体、医薬品といった戦略分野への支援（補助金規律の柔軟化等）を計画してきた。ロシアはニッケル（バッテリー材料）やパラジウム（触媒）などレアメタルの供給で高いシェアを有していることから、EUは戦略分野への支援を加速させる計画を発表している。

コロナ禍で一時的に停止したEUの財政ルール「安定・成長協定（独：Stabilitäts- und Wachstumspakt、英：Stability and Growth Pact）」については、2023年に適用再開が見込まれていたものの、追加対策の必要性から再考を迫られる可能性がある。

以上のように、物価高騰と景気減速の間で金融政策が身動き取りづらい状況に陥る中、EU各国は景気の下支えと同時にエネルギー供給体制の大転換も進めなければならず、財政政策が果たす役割は一段と重要性を増している。2010年代の債務危機・難民危機時に見られた財政緊縮路線は、コロナ危機・ウクライナ危機を受けて当面影を潜めるかもしれない。

EU本部のあるブリュッセル（ベルギー）に本拠を置くシンクタンク「ブリュージュ（Bruegel）」の試算では、EU諸国は2021年9月から2022年9月下旬までにエネルギー価格高騰の影響を緩和するため、家計や企業向けにGDPの2%前後に当たる3,500億ユーロ規模の予算計上を行った。ユーロ圏の9月の消費者物価指数は、前

年同月比 10.0%上昇しており、「ブリューゲル」は一時的だったはずの財政出動が恒常的になりつつあるとしている。

更に問題なのは、EU 加盟国間の財政力の差が如実に現れ始めたことである。例えば、特に財政余力のあるドイツ政府が9月末に発表したガス価格の高騰抑制策は、最大2,000億ユーロ規模にも上る（EUでは国家による補助金には欧州委員会の審査を受ける必要がある）。ドイツは独自に景気刺激策を導入できるが、出来ない加盟国も存在する。ドイツの家計や企業だけが恩恵を受けるならば、EU 単一市場の公平性ばかりか、ロシアに対するヨーロッパの結束が損なわれる可能性がある。

EUは政策決定での裁量を高めるために、独自財源の割合を高めることを悲願としている。これまでの独自財源は、関税や付加価値税の一部に留まり、EU 予算の7割を加盟国からの拠出が占めている。欧州委員会によると、2021年度のユーロ圏の公的債務は域内総生産（GDP）比100%と、パンデミック以前の2019年度に比べ14%程膨らんだ。

2. EU 多年度財政枠組み 2021～2027

【独；Der mehrjährige Finanzrahmen (MFR),
英；Multiannual Financial Framework (MFF)】
と復興レジリエンス・ファシリティ

【独；Aufbau- und Resilienzfähigkeit (ARF),
英；Recovery and Resilience Facility (RRF)】
の概要

2020年7月17日～21日にブリュッセルで開催された特別欧州理事会（EU 首脳会議）は、90時間以上にも及ぶ連続協議の末、「歴史的」とも評される復興パッケージに合意した。欧州理事会では、2018年に始まった2021～2027年度の多年度予算計画（多年度財政枠組み：MFR、以下MFR）の議論で、主要拠出国であった英国のEU 離脱を受けて大幅な歳入減となる中、予算規模などをめぐり加盟国間の対立が先鋭化していた。2020年2月から新型コロナ禍がEU 加盟国にも拡大し、それに伴い経済の悪化が深刻化していった。これを受けて欧州委員会は2020年5月、新たに修正した次期MFR案に加え、「次世代のEU（Next Generation EU）；この中核となるのが復興基金ARFである」と呼ばれる復興基金を含む復興パッケージ案を欧州理事会に提示した。しかし、復興基金の編成方針をめぐり加盟国間の溝は大きいままであった。

加盟国が激しく対立する中で合意に至った復興パッケージは、予算規模が総額1兆8,243億ユーロに及ぶ。

内訳は次期MFRが1兆743億ユーロで、復興基金が7,500億ユーロである。その巨額の予算規模だけでなく、欧州委員会がEU 名義で債券を発行し、市場から資金調達を行うことで賄われる復興基金にも合意した。フランスのエマニュエル・マクロン大統領が今回の合意をEUの「歴史的な転換点」と述べたように、このパッケージ合意はこれまでのEUの歴史に多大なインパクトを与えた。

以下においては、復興パッケージの合意内容や論点、復興パッケージの一部として合意した復興基金（復興レジリエンス・ファシリティ：ARF：Aufbau- und Resilienzfähigkeit）の概要、EU 予算（MFR）の概要を押し寄せていくとともに論点を整理していきたい。

3. 復興レジリエンス・ファシリティ（ARF）

復興レジリエンス・ファシリティ（以下ARF）とは、コロナ禍からの復興に充てるEUの巨額の補助金制度である。

EUは2020年7月21日、総額7,500億ユーロ（約93兆7,500億円）規模の新型コロナウイルス危機からの復興基金の設立で合意した。これは2018年価格で算出した規模で、2020年名目額で8,000億ユーロ強になる。内訳は返済を求めない補助金形式が約4,200億ユーロ、返済義務のある融資形式が約3,850億ユーロである。欧州委員会は、全額を市場から調達する計画で、すでに債券発行を行い、2058年までに償還する計画である。これらの償還財源は、排出量取引、国境炭素調整措置（国境炭素税）、多国籍企業への課税という3種の新たな独自財源を想定している。欧州委員会は、最短で2023年に一部を導入する計画で、軌道に乗る2026年～30年の年平均で最大170億ユーロの収入になると試算している。収入の一部は、クリーンエネルギーへの移行など気候変動対策に伴う影響を軽減する社会気候基金に700億ユーロ以上を当てる。

上記3種の財源；

①排出量取引

3種の財源のうち最大規模は、排出量取引からの収入である。EUは二酸化炭素を排出できる権利の「排出枠」をオークション形式で企業に販売している。現在は収入の大半が加盟国の収入となっているが、提言では収入の4分の1をEU 予算に組み入れる予定であり、最大で年120億ユーロを見込む。

②国境炭素調整措置（国境炭素税）

環境規制の緩い国からの輸出品（セメント、アルミニウムなど）に事実上の関税をかける措置である。この4分の3をEU 予算に組み入れる予定で、年10億ユーロ

口を期待している。

③多国籍企業への課税

OECD（経済協力開発機構）での合意に基づき、デジタル分野が中心となる。EU加盟国は、その税収の15%をEUに拠出することになっており、年25億～40億ユーロになると見込まれる。

4. 多年度財政枠組み（MFR）

復興パッケージの具体的な内容に入る前に、予備知識として、MFRとその基礎となるEUの財源について解説する。

MFRとは、EUの最低5年間以上（通常7年間）の多年度予算を規定する計画である。EU機能条約（EUの最も基本的な条約の1つ^(注1)）に規定された法的拘束力のある法令として位置づけられる。

1988年から開始され、今回の2021～2027年度（暦年）分で6期目となる。MFRは、中期的なEU予算全体の歳出上限を設定するとともに、特定の政策領域ごとにも歳出上限を設定する。政策領域とは、EUの政治的な優先順位に基づき設定される予算費目である。前述のように、MFRでは、EU予算全体の上限と各政策領域の予算配分が決定され、EUの優先政策が予算に反映されると同時に、EU財政の自律を確保する役割も担っている。さらに、EUの年間予算は、MFRで規定されたEU予算全体と政策領域ごとの年間歳出上限に従って、年度ごとに編成される。MFRの成立までのプロセスは、欧州委員会がまずMFR案を欧州理事会に提出し、欧州議会の同意の下、欧州理事会の全会一致で採択される。

EUの歳入は独自財源によって賄われる、とEU機能条約が規定している。独自財源はEU財政の自律を確保するために、EU全体の国民総所得（GNI）の特定割合（2021年から見積もり額ベースで1.46%）を超えないように制限されている。EUの独自財源は主に、(1)関税および砂糖課徴金（伝統的財源：約16%）、(2)付加価値税（VAT）に基づく加盟国からの拠出金（約12%）、(3)GNIに基づく加盟国からの拠出金（約72%）からなる。(2)に関しては、各加盟国のGNIの50%を上限とするVATをベースに、一部の加盟国を除いて一律の割合（2014～2020年度の実行率は0.3%であった）が設定される。(3)については、各加盟国のGNIに対して一定の割合が設定されている。また、その他の財源として、全体の歳入の数%程度だが、前年度からの繰越金やEU競争法違反に対する制裁金などがある。EUの独自財源とその他の歳入を含めた総歳入のうち、GNIベースの加盟国拠出金が最大の財源となる。近年では、70%前後となっている。

加盟国拠出金は公平性の担保を考慮し、共通ルールの下に各加盟国の相対的な経済力に応じて算出される。一方、EU予算の政策に基づく各加盟国への配分額は、拠出金の負担額に必ずしも比例するものではない。

例えば、EU予算の約3割を占める結束政策^(注2)（独：Kohäsionspolitik、英：Cohesion Policy：3,730億ユーロの2021～2027年結束政策立法パッケージ）は、域内の経済格差の是正などを目的としており、一部の経済発展の遅れた加盟国や地域に優先的に配分されている。また、従来のMFRで最大の配分を受けてきたのが、共通農業政策である。近年、配分割合が下がってきてはいるものの、2014～2020年度分のMFRでも3割程度を占めていた。農家への直接的な所得補助などからなるため、基本的には農業国である加盟国がより高い恩恵を受けることのできる制度となる。

繰返すが、EU加盟国はGNIなどに基づく一定の割合で拠出金を負担するにもかかわらず、各加盟国は同様の割合でEU予算の配分を受けるわけではない。2018年度のEU予算で純拠出国となったのは、純拠出の大きい順にドイツ、英国、フランス、イタリア、オランダに対して、純受益国は、純受益の大きい順にポーランド、ハンガリー、ギリシャ、ポルトガル、ルーマニアだった。さらに、国民1人当たりの純拠出が高い国は、順にオランダ、スウェーデン、ドイツ、デンマーク、英国、オーストリアであった。つまり、EU予算には大まかに言って西欧・北欧加盟国から東欧・南欧加盟国への再分配の流れがある。これが、MFR協議での加盟国間の基本的な対立軸構造となっている。

EUは、2021～2027年のMFRの規模を1兆743億ユーロ（約160兆円）とすることで合意した。その後、加盟各国と欧州議会の間で、「法の支配の順守」を復興計画の支援条件とするメカニズムや予算の詳細をまとめたが、ポーランドとハンガリーは「法の支配」を条件に組み込むことに反発して予算承認を拒否した。コロナによるパンデミックは、EUに懐疑的な加盟国政府とEUとのパワーバランスを変えたといえる。

2021～2027年度MFR（予算上限1兆743億ユーロ）は、下記重要7政策領域に予算配分を行っている。

2021～2027年度MFRの予算配分の大きい政策領域は、結束政策を含む政策領域②「団結、強靱化と価値の共有」と、共通農業政策を含む政策領域③「自然資源と環境」である。両領域とも以前から予算の大部分を占めてきた領域で、大幅な変更はないと言える。特筆できる領域は①「単一市場、イノベーションとデジタル化」であり、この領域はEUの優先政策である「欧州グリーン・ディール^(注3)」と、欧州デジタル化対応などを強く反映するとともに、新型コロナウイルス対策の要素も強い

政策領域	予算上限額 (€)
①単一市場, イノベーションとデジタル化	1,328 億ユーロ
②団結, 強靱化と価値の共有	3,778 億ユーロ
③自然資源と環境	3,564 億ユーロ
④移民と国境管理	227 億ユーロ
⑤安全保障と防衛	132 億ユーロ
⑥周辺諸国と世界	984 億ユーロ
⑦運営費	731 億ユーロ
合計	1兆743億ユーロ

出所：EU 理事会資料より

政策領域となっている。

〈注1〉 EU 機能条約 (独：Der Vertrag über die Arbeitsweise der Europäischen Union, 英：The Treaty on the Functioning of the European Union)

リスボン条約 (2009 年 12 月発行) に基づき, EU・EC は EU に一本化されることに伴い, 従来の「EC 条約」は「EU の機能に関する条約」と改められた (リスボン条約第 2 条第 1 項)。従来の EC 条約内に EC の目的・目標に関する規定が盛り込まれていた (EC 条約第 2 条)。また, EU の目的・目標は EU 条約内で定められていたが (EU 条約第 2 条), 前述したように, EU と EC が EU に一本化されることに伴い, EU 条約内で一括して定められるようになった (リスボン条約発効後の EU 条約第 3 条)。

〈注2〉 結束政策

欧州連合 (EU) 域内の経済・社会・地域的格差の是正と総体的な成長を目指す政策。

〈注3〉 欧州グリーン・ディール

「2050 年までの温室効果ガス排出の実質ゼロ (気候中立) の達成, 「経済成長と資源利用のデカップリング (切り離し)」, 「気候中立への移行において, 誰も, どの地域も取り残さない」ことを主要目標とした EU の新しい成長戦略と解釈できる。

5. 新たな独自財源

欧州理事会が 2020 年 7 月 21 日に合意した復興パッケージには, 新たな独自財源や予算配分と気候中立目標を関係づける規定なども盛り込まれた。

EU の独自財源としては, 従来, 関税, 砂糖課徴金, 付加価値税 (VAT) に基づく加盟国からの拠出金, 国民総所得 (GNI) に基づく加盟国からの拠出金があった。新

たな独自財源は, 復興基金の財源となる債券の償還を目的としたものである。

第 1 弾として, 2021 年 1 月 1 日から各加盟国に非リサイクル・プラスチック包装廃棄物の排出量 1 キロ当たり 0.8 ユーロの分担金が課されるようになった。さらに, 炭素国境調整メカニズム (「欧州グリーン・ディール」の中で発表) に関する法案を欧州委が 2021 年上半期に提出し, 遅くとも 2023 年 1 月までに施行する (EU 理事会と欧州議会は 2022 年 12 月 13 日, 炭素国境調整メカニズムの設置に関する規則案に関して, 関連法案との兼ね合いから条件付きではあるものの, 暫定的な政治合意に達したと発表した)。また, EU 排出権取引制度を船舶・航空部門に適用拡大する改正案を欧州委員会が提案することなども盛り込まれた。

このほか 2021~2027 年度 MFR では, 加盟国分担拠出金の払い戻し (リベート制度) を維持することでも合意した。この制度の下, EU 予算の純拠出国 (デンマーク, ドイツ, オランダ, オーストリア, スウェーデン) には, 国民総所得 (GNI) に基づく加盟国からの拠出金の支払い額を調整し, 一部が一括して払い戻されることになる。

6. まとめ

EU は一時求心力を失ったと言われていたが, 様々な危機を転機として深化への道を再度歩み始めたと言えるだろう。その大きな要因として挙げられるものが, EU の独自財源拡大と政策的分配にあると考える。

EU は域外において, ロシアと中国のみならず, アメリカとも投資で問題を抱えている。バイデン政権が主導した「インフレ抑制法」で, エネルギー, 製造, 運輸分野の企業支援に 4,000 億ドル (約 55 兆円) 規模を計上し, アメリカで生産された製品にのみ適用するとの条項も盛り込まれている。これはアメリカの補助金政策と保護主義という経済的ナショナリズムと言える。ドイツのハ

バック経済・気候相は「アメリカが欧州企業の投資を吸い上げている」と批判しているほどである。欧米の冷え込んだ関係は、ロシアのウクライナ侵攻を機に結束を取り戻したかのように見えたが、補助金問題が欧米間に更なる緊張をもたらしている。

他方域内においては、2022年9月18日、欧州委員会がハンガリーへの約75億ユーロの補助金交付を、汚職を理由（法の支配の保護を目的とする新たな制裁措置を初適用）に一時停止することを勧告した。同年11月30日、「法の支配」の原則に違反したEU加盟国に対するEU予算の執行の一時停止を可能にする条件設定規則^(注1)のハンガリーへの適用手続きに関する評価と、EUのARFからの予算執行に関するハンガリーの復興レジリエンス計画の審査完了について発表した。その後、これまで強硬姿勢を見せていたハンガリーのEU交渉担当であるナヴラチチ開発相は、EUの補助金を失わないよう、欧州委員会に対する約束を全て果たす方針だと述べた。

イタリアも同様に、公的債務のGDP比がEU域内2位ということから政治的变化は避けられない。首相の座に就いた極右政党党首のメローニ氏は、少数民族と移民の権利擁護でEUと対峙しているが、欧州委員会から2,000億ユーロの復興基金の分配を受けるとともに、ECB（欧州中央銀行）に国債の買い入れを継続してもらう必要がある。そのためか、外相に元欧州議会議長を当てている。

その他、腰の重い加盟国、特にドイツに防衛費の大幅な増額を促し、ポーランドにはEU総意への歩み寄りを求めている。

EUは、関税同盟を基盤に通商や競争政策などの経済分野を中心とした国家の連合体である。

2020年1月に英国のEU離脱、2022年2月24日にロシアのウクライナ侵攻をきっかけに欧州を取り巻く地政学リスクが一段と高まったことで、統合を深化させるべきとの判断に多くの加盟国が傾いている。これまで防衛・安保面でEU加盟国間の協力が進まなかったのは、加盟国の主権にかかわる分野のため、自らの権限をEUに委ねることをためらってきたためと推察できる。

ドイツやフランスも1国では大国とは言えず、アメリカや中国、ロシアと対等に渡り合うためには、EU加盟

国がまとまって行動すべきと再認識したと思われる。そうであるならば、EUの財政統合という最難関へも向かう可能性はあり得ると考える。

16年間も在任したドイツのメルケル前首相が政界を去り、今回の危機下にカリスマ的存在の首脳が存在しないことも、危機をばねにEUの力を強化することに繋がる可能性がある。EU創設者の1人、ジャン・モネはこう予見している「EU（当時のEC）は危機を通して形成され、危機への対応策を積み重ねてバージョンアップされていく」と。

〈注1〉条件設定規則

EU名義の共同債券を財源とする復興基金の設置を採択する際に、加盟国による復興基金を含めたEU予算の不適切な使用を防止し、EUの財務上の利益を守る目的で採択されたメカニズムである。加盟国による、法の支配の原則に対する違反が認められる場合に、欧州委員会が同規則の手続きを発動した上で、EU理事会の特定多数決により、当該加盟国へのEU予算執行の一時停止などの措置をとることができる。

（引用・参考文献）

- ・ EU-Nachrichten
Eine offizielle Website der Europäischen Union
- ・ Aufbau - und Resilienzfähigkeit
Eine offizielle Website der Europäischen Kommission
- ・ Langfristiger EU-Haushalt 2021-2027 und Aufbaupaket
Eine offizielle Website der Europäischen Kommission
- ・ Eine Website des Ifo Institut für Wirtschaftsforschung
<https://www.ifo.de>
- ・ Eine Website des Institut für Weltwirtschaft Kiel
<https://www.ifw-kiel.de>
- ・ Eine Website der Süddeutsche Zeitung
<https://www.sueddeutsche.de>
- ・ Eine Website des Standard
<https://www.derStandard.at>

Der mehrjährige Finanzrahmen (MFR)

KOBAYAKAWA Toshiya

Auszug

Zusammen mit dem Aufbauinstrument „Next Generation EU“ unterstützt der langfristige EU-Haushalt 2021-2027 die Erholung von der COVID-19-Pandemie und die langfristigen Prioritäten der EU in verschiedenen Politikbereichen.

Die EU hat für die kommenden Jahre ein umfassendes Finanzpaket in Höhe von 1,8 Billionen € zu Preisen von 2018 zusammengestellt, um die wirtschaftlichen und gesellschaftlichen Folgen der COVID-19-Pandemie zu bewältigen und die langfristigen Prioritäten der EU umzusetzen. Dies umfasst Folgendes:

- 1 074,3 Mrd. € für den mehrjährigen Finanzrahmen (MFR)
- 750 Mrd. € für das außerordentliche Aufbauinstrument (ARF)

Der mehrjährige Finanzrahmen (MFR) gilt für den Zeitraum von 2021 bis 2027. Im Rahmen des MFR wird die EU-Finanzierung auf neue und verstärkte Prioritäten in allen Politikbereichen der EU ausgerichtet sein.

Seit dem 1. Januar 2021 gibt es neue Eigenmittel auf der Grundlage von nicht recycelten Verpackungsabfällen aus Kunststoff. Die neue Abgabe wird anhand des Gewichts der nicht recycelten Verpackungsabfälle aus Kunststoff in jedem Mitgliedstaat mit einem Abrufsatz von 0,80 € pro Kilogramm berechnet.

Darüber hinaus wird die EU in den kommenden Jahren auf die Einführung weiterer neuer Eigenmittel hinarbeiten.

研究ノート

ケアラー支援の動向と支援の在り方に関する一考察

大 島 康 雄

要約

「介護の社会化」をスローガンに介護保険が導入されたが、脱家族化には至っていない状況である。家族介護者を含めたケアラー調査からでは、全世帯の2割～3割にケアラーが居ることが分かり、ケアラー支援は社会的な課題となっている。埼玉県、北海道の調査から高齢者をケアしているケアラーは、ケアラーに役立つ情報の提供、緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービス、電話や訪問による相談体制の整備、気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保を望んでいた。障害者をケアしているケアラーは、親家族が亡くなった後の被介護者のケアと生活の継続、緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービス、ケアラーに役立つ情報の提供、入所施設等の生活の場の整備・充実を望んでいた。ケアラー支援の先進国であるイギリスの調査では、ケアラー自身があまり支援を受けていないことが指摘されケアラー支援の課題となっている。今後はケアラーとしての生き方の多様性を認める社会や福祉教育を通じた社会的規範の改善が求められる。

1 はじめに

2000年に介護保険法が導入され「介護の社会化」をスローガンに制度が施行された。措置から契約制度に移行され、準市場の中で様々な事業体が参入できる制度設計となっており、多くのサービスが創設された。「介護の社会化」には高齢社会の中で介護の担い手を社会で賄う狙いがあり、脱家族化を意識したものであった。2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～(高齢者介護研究会:2003)では、これまで、一人一人が住み慣れた街で最期までその人らしく生きることを保障するための方法として、現在の在宅サービスを複合化・多機能化していくことや、新たな「住まい」の形を用意すること、施設サービスの機能を地域に展開して在宅サービスと施設サービスの隙間を埋めること、施設において個別ケアを実現していくことなどを問題意識として挙げ、サービス基盤が整備されている。要介護高齢者の生活をできる限り継続して支えるためには、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとする様々な支援が継続的かつ包括的に提供される仕組みが必要であることを目指し、地域包括ケアシステムの確立を位置付けている。

以上のように介護保険制度は、高齢者の尊厳を支えるというビジョンからデザインされている。一方で家族に対する支援に関しては充実がされていない状況である。地域支援事業の中にある任意事業に家族介護支援事業が位置付けられている。「介護教室の開催」「認知症高齢者

見守り事業」「家族介護継続支援事業」に大別され、このうち、「家族介護継続支援事業」には、「健康相談・疾病予防等事業」「介護者交流会の開催」「介護自立支援事業」の事業がある。事業内容は介護教室の開催として、家族に対して適切な介護知識・技術が習得できるように行う講座や認知症高齢者見守り事業を通じて、地域の認知症高齢者に対する理解を深め、地域単位で見守りができるような体制整備をすることや家族介護継続支援事業として、介護者のヘルスチェックや健康相談の実施、介護者同士の交流会、中重度の介護者を現に介護している家族を慰労するための取り組みなどがある。しかし、任意事業であるためあまり積極的な取り組みがされていない状況である。「菊地(2021)」は全国の市町村に対して介護支援事業の取り組み状況を調査した¹⁾。結果としては、中重度の介護者を現に介護している家族を慰労する取り組みを行っている市町村は過半数以下であった。他にも健康相談や疾病予防事業なども同様の結果であり、家族に対する支援は発展途上であることが把握されている。他にも高齢者虐待や介護殺人・介護心中の視点からも家族介護に対する支援が求められている。

本稿の問題意識は、介護保険が導入され「介護の社会化」に向けた取り組みを行ったが、現状としては効果が薄く、家族への負担が大きいという認識のもと家族支援、ケアラー支援に関する現状と課題を整理していくこととする。本稿のでケアラーという表記は家族介護者も含めて現に介護を提供しているものをケアラーと定義している。

2 ケアラーを取り巻く環境

日本ケアラー連盟によるとケアラーの定義は、こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアに必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人である。ヤングケアラーは、

18歳未満を指しており、親の介護や兄弟の介護などをしている子どもが想定される。ケアラーを取り巻く環境として、「日本ケアラー連盟（2016）」が行った調査を参考にすることができる²⁾。2015年から2016年にかけて北海道栗山町、東京都杉並区高円寺地域の一部で行った。

表1 「栗山町と杉並区高円寺の比較」

地域	人口	世帯数	老年人口	高齢化率	75歳以上	ケアラーの割合	男性	女性
栗山町	1.2万人	6千人	4.6千人	36.90%	19.70%	2割	4割	6割
高円寺	8.8万人	5.6万人	1.7万人	21.20%	9.90%	3割	2割	8割

出所：ケアラー連盟調査より（作成筆者）

栗山町は人口1.2万人、世帯数が約6千世帯、老年人口4.6千人、高齢化率36.9%、75歳以上19.7%（2016年2月）で町村部の規模となる。ケアラーが全世帯中2割もいることが把握され、性別は女性が6割、男性が4割で3人に1人が70歳以上のケアラーであった。同居家族の員数は2.7人、半数は働いていない状況であった。ケアに関する不安や悩みでは、仕事との両立、高齢であること、金銭面・精神面、サービスの不足や情報面のことなどがあげられケアに関する想いは不安を抱えていることが把握されている。

杉並区高円寺地域は、人口8.8万人、世帯数が約5.6万世帯、老年人口1.7万人、高齢化率21.2%、75歳以上9.9%（2015年10月）で都市部の規模となる。ケアラー

が3割もいることが把握され、性別は女性が8割、男性が2割で平均は64.6歳であり、栗山町よりは若い女性がケアラーであることが多かった。同居家族の員数は3.1人、4割弱が働くケアラーであった。ケアに関する不安や悩みでは、自身の体力や在宅サービスの充実などが挙げられており、栗山町と同じように不安の中でケアを提供しなければならないことが把握された。以上から、ケアラー支援は社会的な課題であり、現在の介護保険制度ではサービス不足であると住民が認識している状況であった。では、ケアラー支援としてどんなことが求められているのかを深めていきたい。参考に調査として令和2年～3年に行った埼玉県と北海道で行ったものを採用することにした。

表2 「埼玉県・北海道ケアラー調査」

場所	時期	対象	回答率
埼玉県	令和2年7月31日～令和2年9月11日	地域包括支援センター 283 か所	72.20%
	令和2年8月28日～令和2年10月2日	障害者相談支援事業所 441 か所	33.90%
	令和2年7月21日～令和2年9月11日	高校 193 校	86.50%
北海道	令和3年7月27日～令和3年8月26日	地域包括支援センター 1390 人	71.00%
	令和3年7月27日～令和3年8月26日	障害者相談支援事業所 1515 人	29.50%
	令和3年7月29日～令和3年8月27日	中学・高校 691 校	63.00%

出所：埼玉県、北海道より（作成：筆者）

「埼玉県の調査（2020）」は、ケアラー実態調査とヤングケアラー実態調査として令和2年7月～10月に行い、地域包括支援センターを通じて高齢者等のケアラー調査と障害者相談支援事業所を通じて障害児・者等のケアラー調査と学校を通じて行った公立高校2年生に対して行ったヤングケアラー調査である³⁾。まず、地域包括支援センターを通じた高齢者等のケアラー調査では、ケアの内容として家事が83.8%、通院の援助が78.6%、事務手続き75.6%、金銭管理が67.2%との順だった。利用している（していた）サービスは通所サービスが71.9%、

訪問サービスが28.9%、宿泊サービスが18.1%、利用していないが16.2%であった。ケアの頻度は毎日が69.9%でケアラー本人の健康状態は通院中が38.0%、身体的不調が34.7%、精神的不調が26.6%、運動不足が25.9%であった。就労状況の変化では、ケアによる就労状況の変化はないが54.0%、無回答が21.5%、ケアのために勤務時間を減らしたが11.9%、ケアのために退職したが6.8%であった。就労を続けられている理由が各種サービスの利用が27.9%、家族のサポートが25.5%、勤務時間の短縮が14.4%であった。ケアを機に退職した

理由の構成割合は、代わりにケアを担う人がいないが69.6%、介護と両立できる環境出なかったが42.0%、精神的疲労が29.0%、身体的疲労が24.6%であった。ケアに協力してくれる人は医療者やサービス事業所が39.9%、その他息子・娘が25.0%、兄弟・姉妹が24.5%となっている。相談できる人や窓口では、地域包括支援センターが59.9%、ケアマネジャーが53.5%、家族が52.4%となっている。ケアラーの悩みでは、心身の健康が61.8%、ケアをしている人との関係が32.4%、自分の自由な時間がとれないが29.9%であった。代わりにケアを担ってくれる人の有無では、いないが26.9%、頼めばいるが21.5%、頼めばいるが頼みにくい20%であった。ケアラーが必要と考える支援では、ケアラーに役立つ情報の提供41.5%、緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービスが28.3%、電話や訪問による相談体制の整備24.2%、気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保が23.3%であった。

次に障害者等のケアラー調査であるケアの内容として家事が88.6%、事務手続き85.3%、通院の援助が82.8%、精神的介護が80.6%の順だった。利用している（していた）サービスは通所サービスが73.4%、居宅サービスが36.4%、ショートステイが32.1%、利用していないが11.6%であった。ケアの頻度は毎日が81.0%でケアラー本人の健康状態は身体的不調が33.0%、通院中が28.8%、運動不足が28.1%であった。就労状況の変化では、ケアによる就労状況の変化はないが39.5%、無回答

が18.3%、ケアのために勤務時間を減らしたが16.7%、ケアのために就労経験がない10.9%であった。就労を続けられている理由が各種サービスの利用が43.3%、家族のサポートが42.2%、勤務時間の短縮が23.8%であった。ケアを機に退職した理由の構成割合は、代わりにケアを担う人がいないが82.5%、介護と両立できる環境出なかったが62.5%、精神的疲労が40.0%、身体的疲労が40.0%であった。ケアに協力してくれる人は医療者やサービス事業所が56.7%、その他兄弟・姉妹が25.7%、父が25.0%となっている。相談できる人や窓口では、家族が58.9%、障害福祉サービス事業所の職員が49.6%、相談支援センターが46.9%となっている。ケアラーの悩みでは、心身の健康が68.8%、将来の見通しが持てない60.6%、経済的な問題と自分の自由な時間がとれないが37.6%になります。代わりにケアを担ってくれる人の有無では、いないが30.1%、いるが20.3%頼めばいるが17.9%であった。ケアラーが必要と考える支援では、親家族が亡くなった後の被介護者のケアと生活の継続が61.8%、緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービスが46.9%、ケアラーに役立つ情報の提供39.5%、入所施設等の生活の場の整備・充実31.7%であった。ケアと仕事の両立には、ケアの代替者不足が影響していた。ケアは両者の関係から織りなされるものであり、代替者がいないのは単に資源不足というわけではなく、病気や障害、関係性からその人でなければケア関係になれない場合もあり、複雑な要因が影響している。

表3 「高齢・障害のケア内容とサービス」

種類	ケア内容			利用しているサービス		
	家事	通院の援助	事務手続き	通所サービス	訪問（居宅）サービス	宿泊（ショート）サービス
高齢者	83.8%	78.6%	75.6%	71.9%	28.9%	18.1%
障害者	88.6%	82.8%	85.3%	73.4%	36.4%	32.1%

出所：埼玉県より（作成筆者）

表4 「高齢・障害のケア頻度と健康状態」

種類	ケア頻度	ケアラーの健康状態			
		通院中	身体不調	精神的不調	運動不足
高齢者	69.9%	38%	34.7%	26.6%	25.9%
障害者	81%	28.8%	33%	23.7%	28.3%

出所：埼玉県より（作成筆者）

次にヤングケアラーの状況であるが、ケアの内容として家事が58.0%、感情面のケア41.0%、家庭管理が32.4%、きょうだいのケアが25.0%との順だった。ケアをしている理由では、親が仕事で忙しい29.7%、親の病気や障害等のため20.7%、ケアをしたいと自分で思った

ため19.1%、きょうだいに障害があるため16.6%、ケアを手伝ってくれる人は、55.0%、父が39.3%、祖母18.1%、姉16.4%である。学校生活への影響は、影響なしが41.9%、孤独を感じる19.1%、ストレスを感じる17.4%、勉強時間が十分に取れない10.2%であった。ケ

アに関する悩みや不満を話せる人の有無では、いるが58.0%、いないが25.4%であった。ケアの相談相手では、母62.4%、友人が37.5%、父が33.7%、兄弟姉妹が29.8%であった。ヤングケアラーが望むサポートは特にないが38.2%、困った時に相談できるスタッフや場所16.0%、信頼して見守ってくれる大人14.5%、宿題や勉強のサポート13.2%であった。

表3.4から主なケア内容は家事、通院同行、事務手続きなどで家事は毎日行うものであり、通院同行は混んでいる場合は一日中付き添わなければならないこともある。また、事務手続きは平日に時間を作る必要があるため、負担になることが予想される。ケアラー自身も健康な状態でケアをしているわけではないことが把握できる。

ケアラーの悩みとしては高齢者をケアしているケアラーでは心身の健康、ケアをしている人との関係、自分の自由な時間がとれないであった。障害者をケアしているケアラーは、心身の健康、将来の見通しが持てない、経済的な問題と自分の自由な時間がとれないであった。共通しているのは心身の健康と自由な時間がとれないで、高齢者では要援護者との関係、障害者では、将来の見通しと経済的な問題が悩みとして出ているのが特徴的である。ケアラーが望むサポートとしては、高齢者をケアしているケアラーは、ケアラーに役立つ情報の提供、緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービス、電話や訪問による相談体制の整備、気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保であった。障害者をケアしているケアラーは、親が亡くなった後の障害者のケアと生活の継続、緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービス、ケアラーに役立つ情報の提供、入所施設等の生活の場の整備・充実であった。共通しているところは、情報提供、緊急時のケアであり、他にも相談体制や休息を高齢者のケアをしているケアラーは望んでおり、障害者をケアしているケアラーは親なき後の問題や入所施設に関することが抽出されている。ヤングケアラーでは、特にない、相談できる場所やスタッフ、見守りや勉強のサポートでそれぞれの特徴が表れるものである。

次に「北海道の調査(2021)」を参考にケアラーが困難と感じていることとケアラー支援として求められる事を中心に整理を行う⁴⁾。高齢者をケアしているケアラーでは、悩みの分類ではケアラー自身のことが92.7%で内訳としては、自分の心と体の健康で55.1%、介護づかれやストレスが49.6%、代わりに世話をしてくれる人がいないが34.8%であった。ケアラーが求めている支援では、緊急時でも安心して預かってくれる場所59.6%、自分の話を聞いてくれる人が49.1%であった。

障害者をケアしているケアラーでは、悩みの分類では

ケアラー自身のことが97.3%で内訳としては、自分亡き後の不安が70.7%、自分の心と体の健康で56.5%、介護づかれやストレスが38.7%、お仕事と仕事の両立が33.9%であった。ケアラーが求めている支援では、お世話が必要な人のための各種サービス及び支援90.6%、お世話をしている人の負担を軽減する支援が89.7%であった。

ヤングケアラーでは、悩みの分類では全日制の高校2年生では進路が47.3%、学業成績が33.3%であった。今後の進路への影響は特に進路に影響は受けていないが69.3%であった。普段の生活への影響も52.1%が特に何も感じていない状況であり、相談した経験では、ないと返答したのが79.3%で誰かに相談するほどの悩みでもないが85.6%という状況になっている。

以上から埼玉県調査及び北海道調査では大まかには同じような項目が抽出されていた。次にケアラー支援に向けた取り組みを整理していきたいと思う。

3 ケアラー支援に向けた取り組み

ケアラー支援に向けて、自治体も動き始めている条例の制定がここ近年みられるため、その特徴から見ていきたいと思う。2020年3月埼玉県、2021年3月北海道栗山町、2021年6月三重県名張市、2021年9月岡山県総社市、2021年12月茨城県、北海道浦河町、岡山県備前市、2022年3月栃木県那須町、北海道、2022年6月埼玉県入間市(ヤングケアラー支援条例)、2022年7月さいたま市、2022年9月福島県白河市、2022年10月長崎県と13の都道府県(令和4年10月現在)でケアラー支援条例が制定されている。その中で埼玉県の条例をベースに各都道府県が策定していることが分かる。定義と基本理念を中心にみていくと最初に制定された埼玉県のケアラーの定義は以下のようにになっている。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ケアラー 高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。
- 二 ヤングケアラー ケアラーのうち、十八歳未満の者をいう。
- 三 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。
- 四 民間支援団体 ケアラーの支援を行うことを目的と

する民間の団体をいう。
と定めており、無償で介護、看護、日常生活上の世話等と規定している。他にもヤングケアラーを18歳未満とし、関係機関には教育機関も含めているのが特徴的である。

基本理念としては、
(基本理念)

- 第三条** ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。
- 2 ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。
- 3 ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。と定めており、個人としての尊重と健康で文化的な生活の基準を明示しているこ

とヤングケアラーに対しての年齢規定、教育や成長など視点を定めているのが特徴である。

先ほどの調査でも挙げられた栗山町では、(定義)の第2条(2) 関係機関 栗山町社会福祉協議会並びに介護、障がい者及び障がい児の支援等に関する活動を行い、当該活動においてケアラーに関わる機関として、社会福祉協議会を具体的な機関として位置づけている。地域福祉の視点がより強調されている。他にも茨城県の基本理念にはケアと自己の幸福追求との調和を図ることが明記され、よりケアラーの自己実現を意識した文言となっている。北海道では基本理念に周囲から大切にされという社会システムの視点が盛り込まれている。さいたま市の定義には教育機関を別項で定めている状況であった。以上から条例策定では、埼玉県をベースに作成されており、栗山町は社会福祉協議会を機関として位置づけ、地域福祉の視点を明確にしていた。茨城県の自己の幸福追求、北海道の周囲から大切にされるというケアラーの自己実現や社会からの支えを意識している内容であった。さいたま市は教育機関を別項目に入れており、ヤングケアラーの具体的な機関として教育機関も含まれていることを強調している内容であった。

表5 「ケアラー支援条例一覧(定義・基本理念)」

時期	場所	特徴
2020年 3月	埼玉県	
2021年 3月	北海道栗山町	社会福祉協議会を明記
2021年 6月	三重県名張市	
2021年 9月	岡山県総社市	
2021年 12月	茨城県、北海道浦河町、岡山県備前市	茨城：ケアラーの自己の幸福追求と調和
2022年 3月	栃木県那須町、北海道	北海道：周囲から大切にされる
2022年 6月	埼玉県入間市	
2022年 7月	さいたま市	教育機関を別項目にしている
2022年 9月	福島県白河市	
2022年 10月	長崎県	

出所：地方自治研究機構(作成：筆者)

社会的な情勢としてケアラーに向けられる視線は以前と変わりつつある。今までケアラー支援の視点が持てなかった背景には、介護・ケアラーは家族であるものと考えることやケアを受ける側も親の面倒を見るのが当たり前という社会的規範が強く影響していた。気が付けば自己犠牲の中で家族ケアを行っている現状になっていた。ケアラー自身も気が付かない状況の中で不適切対応や虐待、介護殺人などの社会的な問題が出てくる状況となった。

ケアラー支援の先進国としてイギリスが挙げられるイギリスの介護者のための全国戦略を「三富(2008)」が紹

介している⁵⁾。(1)介護者へのサービス(①介護者の早期の確認、②休息と休暇の保障、③情報提供と助言、④カウンセリング、⑤介護者自助グループ、⑥介護者支援センター、⑦介護技術の訓練、⑧交通手段の確保、⑨介護を担う子どもへの支援、⑩介護者へのアセスメント、⑪支援計画策定への参画)(2)所得補償(⑫介護者手当、⑬年金受給要件と介護期間考慮)(3)仕事と介護の両立(⑭柔軟な働き方、⑮介護休暇制度)(4)要介護者へのサービス(⑯在宅サービス、⑰住宅の改修、⑱障がい者の地方税の縮減)(5)その他(⑲職員への介護者問題啓発)などの支援があり、ケアマネジメントを導入しているイギリ

スは日本にとっても非常に参考にできる先行事例である。一方で課題も指摘されている。「山下 (2019)」はケアラー自身もアセスメントや支援の権利を有しているにもかかわらず、自分自身についての支援はあまり受けていないことも明らかにされていると述べている⁶⁾。この点がケアラー支援の課題といえよう。

4 ケアラー支援の在り方

高齢者をケアしているケアラーの悩みでは心身の健康、ケアをしている人との関係、自分の自由な時間がとれないであった。通院や心身の時間的余裕など、ケアが常時提供しなければならない環境を改善する必要がある。そのためには、通所介護やショートステイなどのサービス活用が望まれる。その際には、本人の同意が必要であるため、サービス拒否のケースに関してはケアラー支援が特に重要となる。また、関係性もここでは挙げられているため、相談援助職としてケアマネが関わる必要がある。しかし、ケアマネ自体は書類業務などで忙殺されており、関係性に介入していくことは力量も含めて課題が残る。ケアラーアセスメントをしっかりと行っているケアマネは少なく、クライアント中心に支援を組み立てる教育がなされており、具体的なケアラー支援も無いため、レスパイトケア程度の関わりが限度である。今後のケアラー支援の在り方としてケアを受ける側もケアを提供する側もお互いを理解することが重要で福祉教育の普及や医療・福祉の社会的な啓発も少子高齢社会である日本ではより力を入れていかなければならない社会的な命題といえよう。

障害者をケアしているケアラーの悩みでは、心身の健康、将来の見通しが持てない、経済的な問題と自分の自由な時間がとれないであった。経済的な問題も仕事との両立やそもそも仕事自体ができない状況も考えられる。医療の進歩や社会保障制度自体の基準も検討する必要がある。

ヤングケアラーの悩みでは進路、学業成績であった。学歴社会の影響がこのようなところでも見られており、教育の捉えなおしが求められる。

次にケアラーの望むサポートであるが、高齢者をケアしているケアラーは、ケアラーに役立つ情報の提供、緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービス、電話や訪問による相談体制の整備、気軽に休息や睡眠がとれる機会の確保である。ケアラーに役立つ情報というのが少ないのもこの回答の要因となっていることが推測され、社会保障としてケアラー支援を組み込む必要がある。緊急時の対応についてはショートステイが考え

られるが、常に緊急受入れをしてくれる状況ではないため、日ごろからのマネジメントや定期的な利用が必要となる。先ほども述べた通り、拒否があるケースは対応が困難となる。

障害者をケアしているケアラーは、親家族が亡くなった後の被介護者のケアと生活の継続、緊急時に利用できてケアの相手の生活を変えないサービス、ケアラーに役立つ情報の提供、入所施設等の生活の場の整備・充実であった。親亡き後の支援は障害分野の課題と言えよう。社会全体で今後どのように支えていくのかを整理する悲痛用がある。本人が納得した中での施設生活も行いやすい環境づくりが求められる。ヤングケアラーが望むサポートは特になく、困った時に相談できるスタッフや場所信頼して見守ってくれる大人、宿題や勉強のサポートであった。ヤングケアラーは、忙しい親の代わりに家事などを行っている場合が多く、世帯単位での支援が求められる。ケアラー支援というのは、ケアを取り巻く環境改善を通じて行われるべきものであり一つの対象としてではなく、家族介護に負担を強いている制度や社会的規範が生み出したものと言える。一方で個性の高いものであるため、ケアを通じた人としての成長や家族としての在り方を否定するものではない。このようにケア自体に関することを深めたり、自己の将来や家族の在り方を考える福祉教育がこれから求められてくる。

引用文献

- 1) 菊池いづみ (2021)「市町村における介護者支援事業の展開—介護保険制度改革のもとで—」社会保障研究
- 2) 日本ケアラー連盟 (2016)「地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の支え合いに基づく介護者支援の実践と普及に関するモデル事業」平成 27 年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業
- 3) 埼玉県 (2020)「ケアラー及びヤングケアラー実態調査の結果について」<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/jittaityousa.html> (アクセス日: 2022/10/1)
- 4) 北海道 (2021)「北海道におけるケアラー実態調査」<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/77409.html> (アクセス日: 2022/10/2)
- 5) 三富紀敬 (2008)「イギリスのコミュニティケアと介護者—介護者支援の国際的展開」ミネルヴァ書房
- 6) 山下亜紀子 (2019)「イギリスにおけるケアラー支援制度と民間非営利団体によるサービスの実態」九州大学大学院人間環境学研究院

One consideration about the way of a trend and the support of the carer support

OSHIMA Yasuo

Abstract

Long-term care insurance was introduced under the slogan of “socialization of long-term care”, but it has not led to de-familyization. A survey of carers, including family caregivers, shows that 20-30% of all households have carers, and carer support has become a social issue. According to surveys in Saitama Prefecture and Hokkaido, carers who care for the elderly provide useful information to carers, services that can be used in emergencies and do not change the life of the caregiver, maintenance of a consultation system by telephone or visit, and casual care. He wanted to have the opportunity to rest and sleep. Carers who care for people with disabilities need to provide care and livelihood continuation for care recipients after the death of a parent or family member, services that can be used in an emergency that do not change the life of the caregiver, provision of useful information to carers, and admission to a facility. They hoped for the maintenance and enhancement of living spaces such as facilities. A survey in the United Kingdom, an advanced country in carer support, pointed out that carers themselves do not receive much support, which is an issue for carer support. In the future, it will be necessary to improve social norms through social welfare education and a society that recognizes the diversity of lifestyles as carers.

研究ノート

ソーシャルワーク演習（専門）における事例研究の授業展開について

櫻井 美帆子

要約

ソーシャルワーク演習（専門）は、習得したソーシャルワークの知識や倫理に基づいた具体的な援助について理解を深め、次年度のソーシャルワーク実習につなげる目的の科目である。グループで意見交換や議論を行い、互いに刺激しあい複眼的な視点を養い、自己覚知を深めるとともに、チームワークを学ぶ機会でもある。グループワークを苦手とする学生は少なくないが、能動的に参加するか否かで学習効果の差が顕著に表れやすいという特徴がある。演習内容のうち、事例研究は活気ある展開となる傾向にあるので、授業の流れや学生の反応等をもとに学習指導法について考察をする。

はじめに

ソーシャルワーク演習（専門）は、社会福祉士の国家試験受験資格を取得するための必修科目である。本学では2年生を対象に、通年で週に1回2コマ続きで授業を行っている。1年生から座学を中心に学んだソーシャルワークの知識や倫理に基づいた具体的な援助を実践的に学び、3年生の福祉実践の現場における相談援助実習へつなげる目的の科目である。

学生を10~20名のクラスに分け複数の教員で担当している。グループワークを中心に展開をするため、学生達は、司会、ファシリテーション、記録、発表というソーシャルワークに必要な技法についても体験的に繰り返して学ぶ。更に、絶対的な正解がない人間の生活について、自分の考えを持ち、それを他者に伝えなくてはならない。自分以外の学生のペースにも合わせなければならないので、グループワークを苦手とする学生も少なくない。しかし、能動的に授業に参加しなければ学習効果が得られにくい傾向が殊更強いという特徴がある。

内容は、自己理解、他者理解、コミュニケーション、面接、記録、アセスメントとプランニング、カンファレンス、評価と効果測定、事例研究等で構成されている。その内、事例検討の授業展開を通し、学習指導の考察をしていく。

1 事例検討のねらい

社会が複雑化し、クライアントが抱える問題が重複化、複雑化している中、ジェネリックソーシャルワークを実践できる力量を持つ人材の育成が必須となっている。そ

のためには幅広い福祉問題や対象に福祉実践ができる力を身につけなければならない。学生たちはその旨を理解できているものの、自身の関心が薄い福祉実践の領域について意識を向ける機会が少なくなると見受けられる。様々な事例を授業で用いることは、幅広く福祉ニーズや対象に興味を持つきっかけにもなりうる。

学生たちは今までに習得したソーシャルワークの知識を活用しながら、事例について掘り下げていく。考察が深まるのにしたがって、自分の知識が表面的なものにとどまっていると気づくと同時にソーシャルワークの奥深さを知るのである。更に、事例検討では限られた情報の中から考察をしていくので、想像力が養われるのに加え、実践のために必要な情報を見極める力も身につくはずである。

配慮すべき点として、殆どの学生が19歳や20歳で、人生経験や生活体験が乏しい上、社会情勢や雑学にも疎いため、クライアントの生活や人生について想像が及ばない面があるので、適宜関連する情報の提供や助言が必要になる。

時に一般的な社会通念から外れていたり、社会福祉士の価値や倫理に反するような発言もあるのだが、授業参加者を傷つけたり人権侵害にあたらない限り、それを否定したり諫めたりしていない。人間の生活や価値観に絶対的な正解はないし、ソーシャルワーカーは、福祉専門職とのみ協働をするわけではない。他の専門職や地域の人々とチームで協働する際、メンバー各々の多様性を受容できる素養がなければ、良いチームワークの実現は困難になると考えているからである。加えて授業の場で自分の思いを率直に言葉にし、それに対する周りの反応を知ることから自己覚知が進んでいくと期待できるからで

ある。

2 授業の展開

使用テキスト：ソーシャルワーク演習教材開発研究会
「ソーシャルワーク演習ワークブック 第2版」みらい
(2013)
p155～p166

タイトル 子供の自己決定を支える

事例を学ぶ視点

①子供の自己決定を支えるために必要な支援は何かを考える。

②子供の生活上の問題（いじめの問題）に対してソーシャルワーカーとしての支援の方法について考える。

事例の概要

クライアントはA子（女、小学6年生）、小学5年生の時、父親による母親へのDVが理由で母親と2人で母子生活支援施設に入所した。入所後は特に問題はなく、同じ施設の年下の子どもたちの面倒をみることも多く慕われる存在だった。

しかし、夏休みの終わりごろからA子は大人が見ていないところで年下の子どもに暴力を振るいだし、施設内で孤立するようになった。

ソーシャルワーカーはA子と面接し、約半年前から小学校で、クラスの女子から無視をされている状況を知った。A子は「学校をやめたいが、やめられない。」「担任に話せない。」と思いつめている。「母親に心配をかけたくないの、いじめの事は言わないでほしい。」とも言う。後日ワーカーはA子と再度面談を行い、いじめの具体的な内容や経緯を聞き出しながら、A子ができる複数の対策を一緒に考えた。

演習課題

①自己決定をするために必要な支援とは何か考えてみよう

②A子がいじめの問題に向き合っていく場合に、援助者はどのような支援ができるか考えてみよう

以上をもとに事例研究を行う。テキストは、手段的事例で研究するスタイルであるが、授業では固有事例の視点も加えながら展開している。

1) テーマと視点の確認

教員の働きかけ：クラス全体で意見交換する。

①子どもの自己決定の意義についてどのように考えるか。

学生の意見（一部抜粋）：「子供にも人権があるから自

己決定する権利がある。」「大人から決められたら、やる気が無くなる。」「自己決定をしても責任が取れないから、大人のいう事を聞く方が良い。」「子供は、気分が変わりやすく自己決定した内容に容易に揺らぐので、子供の意思を100%真に受けない方が良い。」

②いじめについてどのように考えるか。

学生の意見（一部抜粋）：「いじめで受けた傷は簡単に治らない。その後の人生にも影響する。」「あつてはいけないのだが、現実として無くなることはない。」「いじめる側もいじめられる側も経験がない人はいないはず。」

学生の反応：挙手し発言をする学生はほぼいない。教員の指名により発言していく。この事例はクライアントが小学生なので、自分たちが経て間もない世代なので意見が出やすいが、クライアントまだ経験をしていない世代の場合は、イメージが浮かびにくい様子で意見が出ていく。

2) 事例の読み合わせをする。

教員の働きかけ：読み合わせの前後に事例の内容を要約して伝える。

学生の反応：読解力が身につけていない学生の場合は、事例を1回読んだだけでは、あらすじがわかる程度に留まりがちだが、前後に要約を加えることで、内容の理解ができる。

3) 現在利用している社会資源の概要を理解する。

教員の働きかけ：事例の舞台となる母子生活支援施設の法的根拠、提供しているサービス、利用対象を説明後、施設や利用者のイメージの喚起と社会情勢を意識できるよう、母子生活支援施設に関する新聞記事のコピーを配布し黙読させる。

学生の反応：母子生活支援施設について初めて知る学生が多いが、特に関心を持つ様子も見受けられない。

4) A子のパーソナリティについてクラス全体で意見交換する。

教員の働きかけ：クラス全体に質問する。

①小学6年生の生活や発達の状況。

学生の意見（一部抜粋）：「行動範囲が広がる。」「自分を子供とは思っていない。でも、大人とも思っていない。」「異性を意識しだし、同性同士のグループで遊びや行動をする。」「女子の方が見た目も中身も大人っぽく、男子の方が幼い。」「思春期に入って体も大人になってくる不安定な時期。」「人の目が気になってくる時期。」

②A子の人柄について感じたこととその根拠。性格や行動についてネガティブな意見は、出した後ポジティブな表現に変換する。

学生の意見（一部抜粋）：「一人で抱え込んでしまう。＝自分から SOS を出すのが苦手。根拠は暴力が無ければ大人は A 子の悩みに気づかなかったから。」「大人の顔色をうかがう。＝空気を読める。根拠は、父親に怯えて育ってきたから。担任の性格や行動の観察をしているから。」

学生の反応：挙手して発言をする学生はほぼいない。指名により発言するが、事例に記されている記述そのままの発言内容の学生も少なくない。

5) クライアントシステムを整理する。

教員の働きかけ：クラス全体で黒板にエコマップを1つ作成する。学生を指名し、出た意見を教員が板書していく。各社会資源とクライアントの関係性は学生によって捉え方が異なる場合は、議論が進むことで変化する可能性があるため、双方を表記する。

学生の反応：事例に記されている以外の社会資源については、ヒントを与えないと思いつかばない場合が多い。

6) 事例を検討する。

教員の働きかけ：①グループで A 子が年下の子どもに暴力を振るう理由について意見をまとめ発表するよう指示する。

発表内容（一部抜粋）：「極限まで追い詰められて、自分をコントロールできなくなった。」「父親の気質が遺伝している。」「幼いころから父親が母親に暴力を振るう場面を目にして育ってきたから、暴力に抵抗感が少ない。」「自分より強くて大きい人には暴力を振るわないのは生物の本能。」

学生の反応：A 子を否定したり、裁く意見は出ない。

教員の働きかけ：②グループでソーシャルワーカーの対応について良い点と疑問点を挙げ、発表するよう指示する。

発表内容（一部抜粋）：良い点は「A 子が暴力を振っている場面を目にしても、叱らず理由を聞いた。」「A 子が考えられるように誘導している。」「A 子が煮え切らなくても、せかさずに寄り添っている。」

疑問点は「A 子が考えた解決策で、仲良くしていた女兒の家の前で待ち伏せをする、という策は頼みの綱である女兒からストーカー扱われ、嫌われる確率が非常に高いのに、それについて助言をせず、支持的な反応をしている。」「A 子の主観による情報のみなので、学校から情報を集めた方が良い。」「A 子に暴力を振るわれた子供たちへのフォローは行わないのか。」

学生の反応：良い点より疑問点についての方が活発な議論となる。

教員の働きかけ：③グループで②で上がった疑問点について、ソーシャルワーカーとして適切な対応を考えて発表するよう指示する。

発表内容（一部抜粋）：「仲良くしていた子供の家の前で待ち伏せをする策。」は一般常識から考えても論外なのでソーシャルワーカーは止めるべき。しかし、A 子の自己肯定感が低い性格を考慮すれば、現在の状態でソーシャルワーカーが意見すると、それ以外の策を思いついても言えなくなってしまうかもしれないので、待ち伏せ作戦を選択した場合に意見を言う。

「学校から情報を集める。」は、問題が大ごとになって更に A 子が追い詰められる可能性がある。しかし、客観的な情報もソーシャルワークに必要なので、A 子に事情を説明して学校にコンタクトをとる。学校があてにならなかったら、教育委員会に訴える。

「A 子の被害にあった子供たちへの対応。」は、どんな事情があろうと暴力は良くない。A 子が暴力を振るった時に A 子を叱らないと、年下の子供たちが、暴力を振るうのは悪くないと学習してしまう危険があるので、ソーシャルワーカーはその場で A 子に注意する。ただし理由を聞いていないので、きつい口調とならないように気を付ける。その後 A 子に理由を聞く。

教員の働きかけ：④クラス全体に質問する。

A 子はソーシャルワーカーに、母親に学校でいじめを受けていることを伝えたい。と希望しているが、A 子の希望を全面的に受け入れて、母親に言わないべきか。

学生の反応（一部抜粋）：挙手して発言する学生が増えてくる。最初は、「言わない。」という学生が多い。理由は「ソーシャルワーカーには守秘義務がある。」「言えば A 子との信頼関係が壊れる。」「すでに A 子は父親や担任という大人に幻滅している。ここでソーシャルワーカーが母親に言ってしまうと大人に対して心を閉ざしてしまう。」

「言う。」という学生の「こじらせて不登校になった場合母親から、娘の状況を知っていたにもかかわらず、伝えなかったことで問題が重度化した、と不信感を持たれる。母子生活支援施設のソーシャルワーカーなので、母親とも信頼関係は大事。」「被害にあった子供の母親は感情的になって抗議してくると予想できる。それに対し A 子の母親も感情的に反応してしまう可能性がある。そうすると、A 子親子は母子生活支援施設の中で孤立してしまう。それならば、中立的な立場であるソーシャルワーカーから伝えられる方が母親は冷静に受け止められる。」

「暴力を振るわれたことを年下の子供たちは、自分の母親に話すはずだから隠し通せない。」このような意見

を聞き、最初は「言わない。」と判断した学生は考え方が変化してくるパターンが多い。

教員の働きかけ：⑤グループでA子親子とA子の被害にあった子供たちへの具体的な支援を考えて発表するよう指示する

発表内容（一部抜粋）：早急にA子から母親に話そうに助言する。できればA子のペースに合わせたいが、その時期を待っていたら、被害にあった子供の母親から、A子が年下の子どもに暴力を振るった話が伝わる方が母のショックが大きく、母子関係に影響が出てくるかもしれない。そうすると、A子は学校生活の悩みに加え、母親との関係にも悩みが生じて今より辛い状況になる。

A子が希望すれば母親に打ち明ける場面を想定したロールプレイを行う。母親に話をする際に同席をする。

その後、被害にあった子供たちにA子が謝罪し伸直りができる機会や場を設ける。

7) テキストの演習課題にとりくむ

教員の働きかけ：グループで話し合いまとめ、発表するよう指示する。

発表内容（一部抜粋）：「演習課題① 自己決定をするために必要な支援とは何か考えてみよう。」について、子供は自分や周りを客観的に捉える力が未熟だから、面接技法を活用して気づきや思考の整理ができるようにする。思考力や判断力が大人よりも低いし、経験が少ないため視野が狭いからヒントや助言が必要。その際にはパターンリズムとならないように注意する。子供は子供なりのプライドがあると認めたくて支援する。

「演習課題② Aがいじめの問題に向き合っていく場合に、援助者はどの様な支援ができるか考えてみよう。」について、A子が主体的に問題解決に向かえるような励ましや自信につながるような声かけをしていく。しかし、良い方向に向かう保証はないので、逃げ場の提案も必要。例えば、保健室の先生に相談してみる。保健室登校している児童もいたら、そこで新たな人間関係ができるかもしれない。と意見する。

最近のいじめの問題は複雑すぎるから、ソーシャルワーカーのみで援助をするのは難しいので、できるだけ他機関や他職種と連携する。

学生の様子：この段階以前で考察が進んでいるので意見がスムーズにまとまる場合が多い。

8) まとめ

教員の働きかけ：本日の議論をテキストに記されている「事例を学ぶ視点」と「事例の分析」に沿ってふりかえりをする。テキストのテーマ以外に、授業中の学生の

意見や議論の中で、ソーシャルワークの価値や倫理、原則、理論に該当していた部分について伝える。

例として、A子が年下の子どもに暴力を振るった理由の考察からは、ジェノグラムの意義や家族システム論の考え方が用いられていた。A子が提案した待ち伏せ作戦の弊害に助言するのは、ソーシャルワーカーの倫理の利用者の最善の利益に則っていた。母親に子供たちに暴力を振るったことを伝えるか否かでは、守秘義務のありかた、緊急性の判断という視点が活用されていた旨を伝える。

3 課題

①グループ編成について

学生のタイプは、以下に分類できるよう感じている。

ア 知識と気づきを備えている。授業態度は積極的。

イ 知識は有しているが、気づきが少ない。授業態度は積極的。

ウ 知識は少ないが、気づきが多い。授業態度は積極的。

エ 知識も気づきも少ない。授業態度は消極的。

オ 他者とのコミュニケーションが苦手。授業態度は消極的。

4月の演習スタート時には、学生達の差は大きく目立たないが、後期には差が顕著になり、学生間の関係性もそれに伴い変化が生じてくるよう感じている。積極的な授業態度の学生は、消極的な授業態度の学生の割合が多いグループだと、活発に議論ができないうえ、サポート役やまとめ役を担わざるをえないのが負担となり不満を持つ。一方、消極的な授業態度の学生は、積極的な授業態度の学生に気圧され自信を失ったり、直接的な言葉や態度に表さなくても非難をされているような気分になり、授業が苦痛と感じる様子が見受けられる。

前期はグループワークに慣れていないため、各グループに積極的な授業態度の学生が2名以上入る形で組み合わせている。後期はグループワークの流れや方法が身についてきているので、くじ引きを中心に編成している。バランスが悪い場合は、教員が適宜議論に参加し一部サポートをする。時には積極的な学生同士、消極的な学生同士でのグループ編成も行う。積極的な授業態度の学生のグループは滞りなく議論が進む。消極的な授業態度の学生たちのグループは、積極的な授業態度の学生に物怖じせずとも良いので、議論に能動的に参加できた。というケースもあれば、議論以前に意見さえも出さず、教員の全面的なサポートなしには進行できなかったケースもあった。

グループ内で起きた葛藤を活用しながら、人間関係や協調性についても学ぶのが理想的だが、学生各々の能力

や性格はもちろん、学年による雰囲気の違い、個人的な人間関係の影響等も関係してくるため、それらを鑑みたうえで、どのような仕掛けや指導が効果的か模索中である

②授業展開について

次年度のソーシャルワーク実習では、実習現場でケース研究を行う。授業でのペーパーシュミレーションによる研究よりも、直接ケース対象者と面接ができたり、記録物も閲覧できるうえ職員からも情報を得ることができるのだから、授業よりもスムーズにこなせるよう思われるのだが、ケース対象者の全体像の理解が浅く、生活の因果関係にも思いが至らず苦戦している様子をしばしば目にする。授業のグループワークでは、鋭い気づきや洞

察力のもと考察ができているのだが、一人になった時にそれらの能力が発揮できなくなっている。

その理由として、授業展開においてお膳立てをしすぎているため、段取りを組んで考えていく力や、着眼点が養われなかった可能性があると思いついた。今後は、事例検討の流れや方法が大枠で理解できる段階に至ったら、学生主体で演習課題に取り組ませ、教員は側面的なサポートに徹する方法を試みたい。

参考引用文献

ソーシャルワーク演習教材開発研究会「ソーシャルワーク演習ワークブック 第2版」みらい（2013）

Social work I can put it for the practice class of the case study

SAKURAI Mihoko

Abstract

Social work I can put it for the practice it was based on knowledge and the ethic that I learned understand it through support subject of connect to the next training exchanging opinions and discussing in groups by simulating each other being able to see things different one way to know yourself an opportunity to learn teamwork there are students who are not good at group work you can not learn unless you actively participate among them because case studies are exciting based on class development and student reactions discuss learning methods.

研究ノート

家族システムに関する一つの考察

杉本大輔

要約

本研究ノートは、いわゆる家族療法、家族システム論についての既存理論を、筆者が社会学における社会システム論、構造・機能分析を用いて再構築しようとする試みの軌跡であり、その思考過程によりファミリーソーシャルワークにおいて、一つの支援方法の布石を投げようとする試みである。

問題意識

ミニューチンによって開発された構造的家族療法では、家族関係をシステムと捉え、そのシステムの弱いところを調べ、それらを強化し、関係をより機能的に変えることを目的としており、その方法は家族関係の在り方に介入し、その関係の問題点を指摘し、家族成員一人一人に働きかけ、あるいはコミュニケーションの場を提供し、あるいは意図的に放置しておいて、その様子を観察する、等の方法を用いて家族関係間のニーズを発見し、それを家族成員が克服できるようにプランニングし、成員のエンパワメントを高める一連の技法を指す。しかしながら、これら一連のプロセスが機能するには、ある前提が必要である、と考える。すなわち「家族成員が一定数以上確保されていること」という前提である。はっきりいえば、G・P・マードックの核家族の概念「一組の夫婦とその子供とによって構成された家族」すなわち、最低3人以上の家族成員が生活する家族、あるいは三世代家族であればこそ機能する、と考える。言い換えれば、従来の家族療法が前提とする家族システムは「最低3人以上の成員が生活する家族」を前提にしているといえる。現代家族の形態は多様化が叫ばれて久しい。特に一人世代、シングルファミリーなどの小規模家族が増加している現状において、それらを包含した新しい家族システム論を構築する必要があると考える。

家族システムの再構築試論

従来の家族システム論では「世帯を共有する家族成員の関係性」を、その支援対象としてきたが、これは一定数以上の家族成員数という前提のもとになりたち、さらに各成員の役割が、ある程度固定していることにより成立する。それであればこそ「世帯を共有する成員間」と

いう、狭い範囲での集団としての家族を対象とすることができたといえる。現代家族の形態の多様性を考慮に入れば、これは再考の余地があるといえる。1990年代より問題化してきた児童虐待の多くは、閉ざされた空間内での限定された役割と関係性の中で発生したものが多。ゆえに、家族を限定された空間内での生活を共有する集団、いわゆる家庭という範囲内で捉えるだけではなく、成員一人一人の個人的ネットワークを加えた家族の生活世界を一つの家族システムとして捉えなおす必要があると考える。よって、以下のように定義する。

- ①、家族とは特定の世帯を共有し、家庭を構成する成員関係を基本とする。
- ②、①にさらに家族内の各成員が持つヒューマンネットワーク（この場合はインフォーマル・ネットワーク）を加えて家族システムとする。
- ③、家族内成員関係と家族外成員関係は相互に関連し、特定の家族機能を遂行する。
- ④、家族機能とは、T・パーソンズ「子どもの社会化」「成人のパーソナリティの安定」のように家族内成員間、及び家族外社会において順機能として機能する。
- ⑤、家族機能を遂行する主体は①の家族内成員関係である。よって①を家族構造と定義する。
- ⑥、家族構造は家族システム内での様々な関係性を駆使し家族機能の遂行に努める。
- ⑦、家族構造は家族機能を遂行できなくなった時に家族変動を起こす。
- ⑧、したがって、家族を支援の対象とした場合、支援者は家族変動を防ぐ、あるいは家族成員に対する変動の影響を最小限に食い止めるために、家族構造の機能遂行を支援し、家族システム内の調整、あるいは新たなヒューマンネットワークの構築を視野に入れた家族システムの構築を模索しなければならない。

家族機能と家族役割

機能の遂行には、成員が集団内での特定の地位をもち、それに伴い役割を自覚することが前提となる。しかしながら、家族成員関係の形態を特定することが、家族形態が多様化した現代においては危険であると同様に、特定の地位に限定した役割を付与することもまた危険であると考えられる。これは例えば「父親だからこうしなければならぬ」という思考が「父親だからこれだけやっていたらいい」という思考に変換され、それによって他の成員の役割過多を助長し、最終的に家族変動につながる、と考えるからである。したがって、家族成員間の地位と役割、少なくとも役割については、ある程度、流動的なものとして規定しなければならないと考える。これは、近代家族に見られた性別役割分業のような固定した役割関係により、特定の成員の負担が増加することを防ぐ狙いもあるが、各成員の役割の流動性を持たせることにより、家族システムにおける家族構造外のネットワークとの協働が可能になり、より広い選択肢を持った役割遂行が可能になると考えるゆえである。各成員がいかなる役割を遂行するかは家族構造が置かれた状況によって変化するが、ここで考慮されなければならないのが家族構造内でのコミュニケーションの多少である。と、同時に、家族構造を外部から客観視し、家族構造内の成員に的確なアドバイスを与えることができる構造外の成員、すなわち家族システム内の成員の存在である。これにより家族構造内成員は時々に応じた自身の役割遂行を認識でき、さらには、場合によっては、役割遂行を家族構造外、すなわち家族システム内に役割遂行を一時的に外注化する余地が生まれる。これは、家族形態の多様化における小規模家族形態における役割遂行のセーフティネット機能を家族システムが担うこととなる。また、家族構造内における役割の流動化は、家族システムにおける潜在的機能を誘発する。すなわち、家族構造の成員関係の客観的観察である。旧来の家族システム論において、家族問題が起る原因の多くは「家族の集団としての閉鎖性」と「成員間の距離感の喪失」であった。例えば、一組の夫婦と、その子供からなる家族が夫の転勤により、知人のいない土地に移り住んだとする、夫は新しい赴任地で多忙を極め、妻は友人も作らず子どもとの生活を送っていたが、知らず知らずのうちに子どもとの距離感が狂い、自覚せぬままに子どもに不適切な接し方をし、たまたま遊びに来た旧友に指摘されるまで、自分の子どもに対する不自然な接し方に気づかなかった、という例は枚挙にいとまがない。家族を家族構造だけに限定することなく、その成員の持つヒューマンネットワークを含めた家族システムとして最高得する必要性の二つ目が、このシステムの

持つ潜在的機能の重要性を考慮してのことである。

ファミリーソーシャルワークの支援範囲についての試論

ジェネリック・ソーシャルワークにおいては、クライアントの支援範囲を、マイクロ・メゾ・マクロと規定している。筆者はこれに異論をはさむ気は毛頭ないが、被支援者をクライアント個人に限定することについては、考慮の余地があると考えられる。従来のソーシャルワークにおいては、家族関係もインフォーマル資源として、支援プランに導入されてきた。しかしながら、これまで繰り返してきたように、現代の家族形態の多様化、特に、小規模家族、クライアントがその成員であったとしたら、その成員はインフォーマル資源としてだけではなく、支援の対象となりはしないだろうか。家族成員数が少ないのであれば、家族システムを構成する家族構造外成員の数もおおのずと減少していることは容易に想像がつく。ゆえに、クライアントの支援を考えると同時に、家族構造内成員の支援を考慮に入れた家族システムの再構築も、考慮に入れる必要があると考える。以下は、筆者がクライアントの家族システムまでを支援対象にした場合に考えうる、ジェネリックソーシャルワークにファミリーソーシャルワークを導入した支援範囲についての一考である。

①マイクロ

家族構造を支援対象とする。家族構造内成員へのアセスメントにより、ニーズを発見し、一連のソーシャルワークの技法を用いて支援を行う。

②メゾ

家族システムを支援対象とする。家族構造外のヒューマンネットワークをアセスメントし、家族構造内成員との関係調整、あるいは家族システムにおけるヒューマンネットワークが極めて少ない、あるいは、まったくない場合はこれに代替するヒューマンネットワークを構築する。

③エクソ

家族システム外の地域社会などへの働きかけ、家族構造が居住する地域社会のける当該事例に関係するフォーマル機関への働きかけ、フォーマル資源の構築。

④マクロ

社会全体に影響を及ぼす制度（法制度、行政システムなど）に対する働きかけ。

⑤クロノ

時間軸を考慮した支援。家族構造内成員のライフステージを考慮した支援。

以上はあくまで筆者の一考であるが、クライアントの生活空間を考えた場合、その家族構造の大小、成員の多少と属性の違いはクライアントの生活に大きな影響を及ぼす。ゆえに、クライアントの家族システムを考慮に入れたソーシャルワークシステムの構築が急務とであると考える。

最後に

家族形態の多様性については1990年代より家族社会学においての大きな検証課題であった。これについては様々な研究者が多様性についての論考をあげているが、筆者はここに、ソーシャルワークという変数を組み込むことにより、多様化した家族形態に暮らすクライアントに対する支援を考慮に入れた家族システムの構築が急務であると考え、考察を繰り返してきた。今回は非常にラフスケッチではあるが、その考察の一端を研究ノートとして発表した。言うまでもないことであるが、システム論、構造・機能分析の視点から見ても筆者の論考は極めて稚拙であり、今後、さらなる考察を続けていく所存である。

引用・参考文献

- ・橋爪大三郎 副島隆彦「小室直樹の学問と思想」ビジネス社 2022年
- ・小室直樹「危機の構造 日本社会崩壊のモデル」ダイヤモンド社 1982年
- ・小室直樹「論理の方法 社会科学のためのモデル」東洋経済新報社 2003年
- ・木戸功「概念としての家族 家族社会学のニッチと構築主義」新泉社 2010年
- ・清水新二編「家族問題—危機と存続—」ミネルヴァ書房 2000年
- ・野々山久也・袖井孝子・篠崎正美編「いま家族に何が起きているのか—家族社会学のパラダイム転換をめぐって—」ミネルヴァ書房 1996年
- ・落合恵美子「近代家族とフェミニズム」勁草書房 1989年
- ・落合恵美子「21世紀家族へ」有斐閣 1997年
- ・目黒依子「個人化する家族」勁草書房 1987年
- ・森岡清美「家族周期論」培風館 1973年
- ・野々山久也・清水浩明編「家族社会学の分析視角」ミネルヴァ書房 2001年
- ・牟田和恵「戦略としての家族—近代日本の国民国家形成と女性—」新曜社 1996年
- ・落合恵美子「近代家族の曲がり角」角川書店 2000年
- ・山田昌弘「近代家族の行方」新曜社 1994年
- ・上野千鶴子「近代家族の成立と終焉」岩波書店 1994年
- ・岡村重夫・黒川昭登「家族福祉論」ミネルヴァ書房 1971年
- ・野々山久也編「家族福祉の視点—多様化するライフスタイルを生きる—」ミネルヴァ書房 1992年
- ・森岡清美「家族変動論」ミネルヴァ書房 1993年
- ・山田昌弘「迷走する家族；戦後家族モデルの形成と解体」有斐閣 2005年
- ・山田昌弘「少子化社会日本：もう一つの格差の行方」岩波書店 2007年
- ・山野則子「子ども虐待を防ぐ市町村ネットワークとソーシャルワーク—グラウンテッド・セオリー・アプローチによるマネジメント実践理論の構築」明石書店 2009年
- ・松田茂樹「何が育児を支えるのか—中庸なネットワークの強さ—」勁草書房 2008年
- ・大谷信介「現代都市住民のパーソナルネットワーク—北米都市理論の日本的解説」ミネルヴァ書房 1995年
- ・前田正子「子育てしやすい社会—保育・家庭・職場をめぐる育児支援策」ミネルヴァ書房 2004年
- ・宮台真司 熊坂賢次 公文俊平 井庭崇「社会システム理論 不透明な社会を捉える知の技法」慶應義塾大学出版会 2011年
- ・T・パーソンズ「社会的行為の構造」全5巻 野上毅・厚東洋輔ほか訳 木鐸社 1974-89年
- ・T・パーソンズ「社会体系論」佐藤勉訳 青木書店 1974年
- ・T・パーソンズ「社会構造とパーソナリティ」武田良三監訳 新泉社 1985年
- ・T・パーソンズ R・ベールズ「核家族と子どもの社会化」橋爪貞雄他訳 黎明書房 1981年
- ・N・ルーマン「社会システム理論」上下 佐藤勉監訳 恒星社厚生閣 1992~95年
- ・N・ルーマン「目的概念とシステム合理性」馬場靖雄 上村隆弘訳 勁草書房 1990年
- ・N・ルーマン「法と社会システム」土方昭監訳 新泉社 1983年
- ・N・ルーマン「社会システムのメタ理論」土方昭監訳 新泉社 1984年
- ・N・ルーマン「社会システムと時間軸」土方昭監訳 新泉社 1986年

One Argument Considered with Family System Theory for Social Work

SUGIMOTO Daisuke

Abstract

In this paper, I will introduce the trajectory of reconstructing the existing family system theory using social system theory and structure-function analysis in sociology, and an idea for the construction of support methods in social work.

研究ノート

保育実習指導の教育的効果に関する研究

吉 江 幸 子

要約

学生にとって実習は、講義で学んだ理論の実践的検証とともに、現場を体感する意味で重要な科目でもある。実習を効果的にすすめるための保育実習指導の在り方について考察した。その結果、学生が心身の健康を維持しながら保育実習を学ぶために、カリキュラムツリーの見直し及び養成校と保育現場の協働性を課題として取り上げた。

1. 研究の目的

保育実習とは、保育士養成施設（以下「養成校」）において資格取得のためにカリキュラムの一つとして位置づけられている科目である。

国の保育実習実施基準では、実習の目的を次のように定めている。

「保育実習は、その修得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて、保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。」

この目的を達成するためには、養成課程の理論と実践の往還を通して対人援助職としての専門性を確実に学ぶ機会が必要不可欠である。つまり、座学を通して得た知識技能の理論を、実学で実践的に照らし合わせ、理論を確認して補強するプロセスと言えるのである。これらは座学のみ、実学のみで成立するものではなく往還型の学びの積み重ねによって確立されるものである。実習は観察（見聞し記録する）、参加（子どもと直接関わる）、指導（観察と参加実習を応用）を段階的に体験できるよう構成されており、それら一連の過程を保育現場と共有し学生指導する必要がある。そのために配置されている科目が保育実習指導である。

この科目は、実習の意義・実習の内容と課題の明確化・実習に際しての留意事項・実習の計画と記録について理解することを目的としており、実習の事前指導、実習中の訪問指導、実習事後指導を通して目標を達成するように組まれている。そのため、年間を通して開講し、保育所実習の指導と児童福祉施設の実習指導を32回の授業回数で実施している。もちろん履修者全員に対する授業回数であり、この他に個別対応しながら実習に臨んでいる。

厚生労働省が示す保育実習指導（Ⅰ～Ⅲがあるが本稿

ではⅠについて取り上げる）は、保育実習同様に国の実施基準によって教科目の教授内容が示されている（表1-1.1-2）。

表 1-1. 教科目の教授内容（保育実習指導Ⅰの目標）

〈教科目名〉 保育実習指導Ⅰ（演習・2単位）
〈目標〉
1. 保育実習の意義・目的を理解する。
2. 実習の内容を理解し、自ら実習の課題を明確にする。
3. 実習施設における子どもの人権と最善の利益の考慮、プライバシーの保護と守秘義務等について理解する。
4. 実習の計画・実践・記録・評価の方法や内容について具体的に理解する。
5. 実習の事後指導を通して、実習の総括と自己評価を行い、今後の学習に向けた課題や目標を明確にする。

以上の目標を達成する内容として表1-2が定められている。

表 1-2. 教科目の教授内容（保育実習指導Ⅰの内容）

〈教科目名〉 保育実習指導Ⅰ（演習・2単位）
〈内容〉
1. 保育実習の意義
(1) 実習の目的
(2) 実習の概要
2. 実習の内容と課題の明確化
(1) 実習の内容
(2) 実習の課題
3. 実習に際しての留意事項
(1) 子どもの人権と最善の利益の考慮
(2) プライバシーの保護と守秘義務
(3) 実習生としての心構え
4. 実習の計画と記録
(1) 実習における計画と実践
(2) 実習における観察、記録及び評価
5. 事後実習における実習の総括と課題の明確化
(1) 実習の総括と自己評価
(2) 課題の明確化

指定養成施設の教授担当者が教授に当たる際には参考にするものと定められていることから本学では同様の教授内容で実習指導を実施している。また、各養成校が加盟している一般社団法人全国保育士養成協議会（以下、「全国保育士養成協議会」）編集の「保育実習指導のミニマムスタンダード Ver.2」、さらには全国保育士養成協議会北海道ブロック協議会（以下、「北海道ブロック」）においても保育実習指導ガイドラインを共有していることから、厚生労働省が示す教授内容、ミニマムスタンダード Ver.2、保育実習ガイドラインに基づき学生指導を行っている。

このように全国の養成校で標準的事項の共有を図って実施している実習指導の在り方をもとに本学の実習指導の実態とスタンダードの活用について考察する。

2. 研究の方法

本研究では、厚生労働省が示す保育実習指導の教授内容をもとに作成された「保育実習指導のミニマムスタンダード Ver.2」と全国保育士養成協議会北海道ブロック作成の「保育実習指導ガイドライン」（2018）による本学の保育実習指導の実施状況を明らかにし、実習後の学生による評価とも照らし合わせながら課題抽出することとした。まず初めに、ミニマムスタンダードが発表された経緯及びそれに伴って質向上の要件として整備された実習指導者認定講習、さらには北海道ブロック作成の保育実習指導ガイドラインについて概要を述べる。

3. ミニマムスタンダード策定の背景

2005年9月に作成された「効果的な保育実習のあり方に関する研究Ⅲ～保育実習指導のミニマムスタンダード」の研究が土台となっている。保育実習に関する有効な実施方法・内容や事例収集を行い、養成校における実習指導の質の向上を図ることを目的として効果的な実習方法を検討した研究である。この研究報告では、養成校及び保育現場の実習指導者の意識や行動の規定、実習指導の基礎的条件を整備し標準的事項を共有する必要性を説いている。つまり標準的事項がないことで養成校の教育理念や学生数等の規模、地域性に左右された実習及び実習指導が行われてきた背景がある。実習評価や日々の記録様式等も養成校によってばらつきがあり、実習を受け入れる保育現場にとっては学校が異なるごとに様々な書類に触れることになる。当然実習の受け入れ方針や実習生に対する指導計画、評価の視点も実習先によって異なる。「保育実習」という科目でありながら、100の養成校と100の実習施設があれば数百の指導方法と書類が存

在することになるのである。子育て支援の専門職となる学生たちにとっては実に不確実な中で学び修めることになり兼ねない。ここに養成校と実習施設が協働で保育士を育てる目的と意義を垣間見ることができる。

4. 実習指導者認定講習

ミニマムスタンダードは保育所保育指針の改定（2008年、2017年）さらには保育士養成課程の改正（2010年、2018年）を受け、それらを反映した内容へと変化している。特に2018年施行の保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で示された養成校との「協働」は、実習指導者（養成校・保育現場ともに）が指導者として必要な要件を満たしているかが問われ、実習指導を担うためにその要件の明確化と質向上に向けた研修として「実習指導者認定講習」が2021年度よりスタートした。その趣旨及び目的は表2のとおりである。

表2. 実習指導者認定講習 趣旨及び目的

「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、平成30年4月27日一部改正）において定められている「保育実習実施基準」の「第3 実習施設の選定等」において「3. 指定保育士養成施設の所長は、教員のうちから実習指導者を定め、実習に関する全般的な事項を担当させ、当該実習指導者は、他の教員と連携して実習指導を一体的に行うこと。また、実習施設においては、主任保育士又はこれに準ずる者を実習指導者と定めること。」とされ、また「4. 保育実習の実施に当たっては、保育実習の目的を達成するため、指定保育士養成施設の主たる実習指導者のみに対応を委ねることのないよう、指定保育士養成施設の主たる実習指導者は、他の教員・実習施設の主たる実習指導者とも緊密に連携し、また、実習施設の主たる実習指導者は、当該実習施設内の他の保育士等とも緊密に連携すること。」とされています。さらに実習指導者が実習施設への訪問指導を行うことや指導内容を記録することが求められています。

一方で指定保育士養成施設（以下、養成校）の実習担当者（以下、実習担当教員）については、教職課程の実習担当教員のように業績審査を経て認定されるといった仕組みがなく、実態として、多様な背景を持った教員が指導を担当しています。そのため本会が公衆の機会を提供することにより、養成校の実習担当教員が一定の専門性を備えたうえで実習指導を行い、各養成校における実習指導の質の維持・向上を図ることを目的とします。

趣旨文にある「本会」とは、主催者である全国保育士養成協議会、後援は厚生労働省である。認定講習修了者の有効期限は10年であり更新制となっている。

この講習は、『保育実習指導のミニマムスタンダード Ver.2「協働」する保育士養成』（中央法規）を使用し、2日間の講習日程を現状年2回実施、各養成校に少なくと

も1名は講習修了者が配置されるよう講習内容の標準化を図っている(表3.)。

表3. 実習指導者認定講習プログラム

講習1日目		
90分	保育実習の意義と目的	保育実習実施基準 保育士養成倫理綱領 専門職としての保育士の役割と職業倫理 養成校内教員の協働
160分	保育実習指導Ⅰに関する指導	保育実習Ⅰの目標 実習に関する留意事項 保育所実習の内容 児童福祉施設における実習内容 実習の計画と記録 実習の総括と課題の明確化
60分	グループ討議	実習指導における意見交換
講習2日目		
120分	保育実習指導Ⅱ・Ⅲに関する指導	保育実習Ⅱ・Ⅲの目標 保育実習Ⅱの内容 保育実習Ⅲの内容 実習の総括と自己評価
60分	保育実習の評価	保育実習Ⅰの評価 保育実習指導Ⅰの評価 保育実習Ⅱ・Ⅲの評価 保育実習指導Ⅱ・Ⅲの評価
80分	実習施設との連携・協働	養成施設と実習施設の協働 訪問指導
70分	グループ討議	実習指導における意見交換

講習修了者は、全国保育士養成協議会に認定実習指導者として登録され、各養成校の認定証保有教員の有無及び人数を調査・公表する予定である。ただし、コロナ禍によるオンライン講習によって参加人数も限定されているため、全国533校(令和4年度全国保育士養成協議会・会員校数)の教員が一斉に受講できていない現状がある。このため、公表については2～3年の猶予期間を設け、講習修了者増を図りながら公表に向けて準備が進められている。

認定を受けた教員の役割と責務についても講習実施要項に明記されており、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知、平成30年4月27日一部改正)に準拠した内容となっている。

①他の教員と連携して実習指導を一体的に行う、②他の教員・実習施設の主たる実習指導者等とも緊密に連携する、③実習期間中は少なくとも1回以上実習施設を訪問し学生を指導する(これにより難しい時は同等の体制を確保)、④実習期間中に学生指導した内容を都度記録し、

実習施設の実習指導者に対しては、毎日、実習の記録の確認及び指導内容を記述するよう依頼する、といった実習を効果的に進められるよう配慮すべき事項が盛り込まれている。

5. 保育実習指導ガイドライン

全国保育士養成協議会は日本列島を7ブロックに分け、ブロックごとに各養成校の地域の実情に即した研修会や総会、保育現場との懇談会等を開催し、情報共有に努めている。本学が所属する北海道ブロックは大学、短期大学、専修学校等29校が加盟し、保育士養成の質向上と保育実習(保育所・児童福祉施設)のガイドラインを共有することで養成課程としての質向上を掲げている。

ガイドラインは、学生に対する実習指導時にも活用し、且つ保育実習先にも郵送、訪問時の説明によって共有し、厚生労働省から求められている標準的な実習基準を示しながら実習教育の依頼をしている。

子どもと触れ合う機会が少ない学生にとって、実習ははじめて子どもと長時間関わる機会でもある。多様化する学生の実情は生活経験や社会経験の乏しさ、社会人としての基礎的事項が身につけていない学生など様々であるがそのような学生の実態も踏まえながら座学と実学の往還の学びによって保育実践力の基礎を理解する場となる保育実習は、保育現場の理解と協力無くしては成し得ないのである。

ガイドライン冊子には、厚生労働省が示した保育実習及び保育実習指導の教授内容が掲載されており、また、ミニマムスタンダード同様に実習実施基準に則った内容が示されている。さらにガイドライン編集の際にブロック養成校間の意見集約が成され、保育実習評価票様式の共有、実習記録用紙・指導案様式、エピソード記録様式の例を参考資料として冊子巻末に添付したものとなっている。これらのデータを各養成校で共有し、養成校によって書式や指導が異なるといったバラつきを減らし、指導を受ける学生、実習先の指導者、養成校の実習担当教員が同一認識のもとで保育実習が経験できるように活用している。

以上、実習基準に即した養成校側の指導概略について述べたが、実習先及び学生アンケートから今後の課題について考察する。

なお、筆者は本学において保育実習Ⅰ(保育所)・保育実習Ⅱを担当していることから、保育実習Ⅲについては触れていない。

6. 実習指導における「実習段階」

ミニマムスタンダードで示している実習段階は観察実習→参加実習→指導実習であるが北海道ブロックの実習指導ガイドラインにある実習段階の内容と若干差異がある。

表-4に、その違いを下線で示す。

表-4. 保育実習段階の表記

〈実習の段階〉		
*ミニマムスタンダード		
観察実習	⇒	参加実習
参加しながら観察を行う		観察しながら積極的に参加する
	⇒	指導実習
		短時間から1日程度の時間の保育を担当し、計画・準備・実践振り返りを体験
*北海道ブロックガイドライン		
見学・観察実習	⇒	参加実習
参加しながら観察を行う		観察しながら積極的に参加する
	⇒	指導実習
		(部分実習) 短時間の指導計画を保育士の指導のもとに立案し実践する

北海道ブロックガイドラインでは、保育実習Ⅰの実習内容を「主に見学・参加実習を通して実習保育所の職員の役割や環境構成を理解し、一日の保育の流れと保育所における子どもの行動を理解すること」を目的としている。また続けて、「実習施設の状況や、実習生の力量に応じて部分実習等の指導実習を経験することも想定されている」と記して実習形態の目的を示している。従って保育実習Ⅰを行うにあたり、実習生の力量に応じて「読み聞かせ」や「手遊び」等保育内容関連科目で修得したことを生かして実践するのであり、計画立案や実践などのいわゆる責任実習は保育実習Ⅱの内容であると記載している。

消極的記載に思われるかも知れないが、子どもとの遊び経験がない学生や大勢の前で話しかける経験、大人(保育士等)に見られて評価される経験に乏しい学生たちが実習に行った際、不安感と焦燥感に苛まれて実習を終える学生も少なくない。本学の養成課程のように社会福祉学部に置かれた保育士養成は、保育所保育士を第一に希望するというよりは児童福祉施設で子どもの支援に携わりたいという熱意を持った学生が複数いる。また4年間で教授内容が完結するカリキュラムにおいて、実習実施基準では3年次で保育実習Ⅰを履修することが望ましいとされていることから本学においても3年次に初めて現場実習が組まれる。そのような学生たちが、現場から「年

齢的に短期大学2年生より年上」という視点で何でもできるだろうという発想はかなりの負担がある。

北海道ブロックガイドラインで示す「実習生の力量」の見極めは現場任せだけでなく、施設側の実習指導者との綿密な打ち合わせにより、観察・参加・指導という実習段階が複数の実習を通して理解、習得していくプロセスであると言うことを養成校と実習施設双方の「協働」で意思統一することが望ましいと考える。

7. 学生アンケート

毎年、保育実習指導Ⅰ事後指導の一環として実習報告会を実施している。報告資料の作成、プレゼンテーション資料の作成と発表の機会を経て、自己の振り返りと課題抽出の機会としている。

2017年度の実習報告会資料の報告書を見ると、次のような記載が目立つ。

- ・手遊びや子ども向けの歌を覚えておくべきだった
- ・練習では弾けたピアノが、子どもを前になると全然弾けなかった
- ・指導案の「予想される子どもの姿」が考えられなかった
- ・わらべうた、手遊びの種類を増やしたい
- ・暗譜していると子どもの顔を見ながら歌えると思った

2018年度の資料では、

- ・体調管理に気を付けて毎日実習に行く
- ・いろいろな意見を聞いて実習先を選ぶ
- ・事前準備が大切なので、実習先の特長をしっかりと把握しておく
- ・事前に手遊び、歌を発達段階ごとに覚えておくのと良い
- ・指導案は事前に書いておくとうい

2019年度の資料では、

- ・実習中は疲れやすいので体調管理が大切
- ・発達段階に合わせた遊びのレパートリーが必要だ
- ・日誌の書き方で誤字・脱字が多く指導を受けた
- ・手遊びはたくさん知っていて損はない
- ・日誌の記入に時間がかかったので睡眠時間や体調管理にも影響した

2020年度の資料では、

- ・3歳未満児の対応(言葉だけで伝わらない)が難しかった
- ・手遊び以外の会話でコミュニケーションをとることが難しかった

- ・マスクをしているので表情がわかりにくかった
- ・普段使っている言葉使いを子どもに指摘されてしまった
- ・慣れない環境で委縮しがちだった
- ・体調管理と感染症に気を付けなければならないと思った

2021年度の資料では、

- ・授業で作った手作り絵本は実習先で披露してみると良いと思った、子どもたちが歓声を上げてくれることで自分も喜びが広がった
- ・体調を崩して休むと感染症の可能性もあり実習が中断してしまう不安があった
- ・同じ子どもとばかり遊んで周囲に目が届かなかった
- ・自己紹介で頑張ると子どもたちの中に入っていくやすかった(授業で自己紹介カードを作ったので活用した)
- ・絵本を読む準備をしていなかったので何度も失敗した
- ・実習先のことをよく調べて実習目標をたてたほうがよいと思った
- ・0.1.2歳児の子どもとの信頼関係が難しかった

毎年、指遊び・手遊び等(道具を使用しない)コミュニケーションツールに関する課題はあがっているが、2020年度の課題として、マスクによる表情の記載(感染症対策による影響)、乳児保育に関する課題があがっていることがわかる。また、体調管理に対する記載も2018年度以降毎年のように記載されている。

2020年度から、実習を終えた学生に対して forms アンケート (Microsoft office365 アンケート作成ツール) を実施している。

土曜日実習の有無や実習時の持ち物、指導実習や部分実習と指導案作成、ピアノの有無等の情報を集約し、早い段階から学生の不安払しょくと事前準備の意識付けとしたい目的がある。以下はピアノ(電子オルガン含む)の有無、読み聞かせ、指導案作成の有無に関するアンケート結果である(表-5)。

表-5. 実習後のアンケート結果 n=37

▶保育士が保育中にピアノを弾く頻度				
毎日弾く	朝のみ弾く	昼のみ弾く	行事で弾く	弾いていない
27%	11%	4%	16%	43%

▶実習中に実習生が弾く頻度	
弾いた(朝の歌)	弾かない
11%	89%

▶実習生による読み聞かせ・手遊びの実施頻度	
実施した	実施しない
95%	5%

▶指導案作成の有無	
指導案を書いた	書かなかった
75%	25%

*書いた学生は、読み聞かせ(10分程度)指導案作成が多いが、中には60分、午前中の実施もある。札幌圏の実習では指導案は書かなかった。

8. 考察・課題

8-1 カリキュラムの中の保育実習指導

本研究では、養成施設のカリキュラムである保育実習指導を効果的に進めるために、ミニマムスタンダード及び北海道実習ガイドラインが示す内容を整理した。そこで浮かび上がってきたのが、実習段階の内容の差異である。北海道の場合、見学・観察が第1段階であり、指導案の作成を伴う指導実習はできるだけ保育実習Ⅱで実施するようガイドラインで協力を求めている。

本研究から課題を以下のように整理した。

課題1. 学生の健康維持とカリキュラムツリー

本学の保育実習Ⅰの選定は、学生の出身地域で選択する傾向にある。大学所在地である北広島市内にも多数の実習施設はあるが、自炊している学生が実習で気力・体力を使い、帰宅後の日誌記入と並行して日常生活を維持するのは結構な負担感がある。2018年度以降、学生アンケートにもあるように、体調管理に対する課題があげられており、健康面に不安を感じている学生が多い。実際に実習を休む学生も増えており、コロナ禍もあって実習と体調管理に対する不安はさらに増す。そのため、生活面を家族にサポートしてもらいながら実習に集中することができるよう、実習は地元志向という学生が多くなる。

また、指導案作成の有無について札幌圏ではほとんど作成することがないかまたは事前オリエンテーションで学生と相談して指導実習の有無を確認する施設が多い。一方で地元実習の場合は、保育実習Ⅰであっても長時間の指導実践が加わることがわかった。

現在、本学の保育実習指導Ⅰは3年次4月から開講している。事前指導において、実習の心構えや実習先の事前情報から目標の設定、記録方法の指導等多岐にわたる内容ながらも3年次の6月～9月の間に保育実習Ⅰを履修するカリキュラム構成は、学生の負担感が増すばかりで、学生自身の良さと課題発見という場面まで行きつかない。2020年度から試験的に2年次第4クォーターの空き時間を利用して実習指導を展開しているが、年次配当等カリキュラムツリーの見直しが課題となる。

課題2. 養成校と実習施設の協働性

2021年度より「実習指導者認定講習」が開かれている。全国の養成校の実習指導担当が講習修了者として配置される予定であり、本学も1名が講習認定を受けた。

この講習の内容に、養成校内教員間の協働、養成校間における協働、養成校と保育現場との協働の必要性が説かれており、実習・授業・就職・卒業後のキャリアアップの4つの局面で協力、連携が必要であると述べている。

また、2020年6月20日に制定された「全国保育士養成業議会 保育士養成倫理綱領」では、学生に対する教育の倫理的責任として11項目、実習施設に対する倫理的責任として6項目が掲げられている。実習施設の実習内容について検証を行い、学生の学ぶ権利の保障に努めることや保証されていない場合に講じる措置、一定の要件を満たした学生に実習の履修を認める（必要に応じてその要件を実習先に説明する）等の内容が事例とともに解説されている。

このような倫理綱領を養成校の実習担当教員が熟知し実習施設に広めていくことが課題であり、教育の充実と質向上につながる目標にもなる。

以上2点を課題として取り上げたが、学生アンケートを見てもわかる通り、コロナ禍によるマスク着用で表情

の読み取りが難しくなること、保育所保育指針及び養成課程の改正に伴い乳児、1歳以上3歳未満児の保育に触れている観点から実習先においても乳児対応の体験が加わっている。泣くことで意思表示する乳児とのコミュニケーション方法等実習で実践し、乳児保育の重要性を理解するための指導方法も今後の課題として研究が必要である。

〈参考文献〉

- 一般社団法人全国保育士養成協議会（2018）. 保育実習の効果的な実施方法に関する調査研究. 平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省）—研究報告概要版—.
- 一般社団法人全国保育士養成協議会北海道ブロック協議会編集（2018）. 保育実習指導ガイドライン.
- 一般社団法人全国保育士養成協議会（2020）. 保育士養成倫理綱領.
- 一般社団法人全国保育士養成協議会（2020）. 保育士養成倫理綱領解説.
- 一般社団法人全国保育士養成協議会（2021）. 令和3年度実習指導者認定講習.
- 厚生労働省（2017）. 保育所保育指針 平成29年告示. フレーベル館.
- 厚生労働省（2018）. 保育所保育指針解説. フレーベル館.
- 田中ゆき江・辻野順子（2010）. 学生の心的状況と保育実習評価の関連性について. 関西女子短期大学紀要2010
- 吉江幸子（2017）. 保育実習Ⅰ（保育所）から保育実習Ⅱへ～保育実習指導の段階性・継続性と課題～保育者養成における保育. 道都大学研究紀要社会福祉学部編 第42号 pp 73-80.

Research on the Educational Effects of Childcare Practical Training Guidance

YOSHIE Sachiko

Abstract

The training is the subject that is important in a meaning to sense the spot bodily with the theoretical practical inspection that I learned by a lecture for a student. I examined the way of the childcare training instruction to push forward training effectively. As a result, I took up the review of the curriculum and the training school and the collaboration characteristics of the childcare spot as a problem to learn childcare training while a student maintained mental and physical health.

研究ノート

スピーチ場面の否定的感情に対する話者の社交不安の影響

—原因の認知を媒介とした検討—¹⁾

吉澤英里

要約

本研究では、スピーチ場面で喚起される否定的感情に影響を与える要因を検討するため、社交不安と原因の認知に注目した。先行研究から、社交不安の高い人が低い人に比べてスピーチ場面で否定的感情を抱きやすいのは、他者への意識が高いからだということが示されていた。そこで、これ以外の原因について探索的に検討した。結果から、高社交不安者は失敗不安、性格（恥ずかしがり屋など）および他者への意識をより高く評価する傾向を有していた。加えて、そうした評価が否定的感情の高さに影響していることが示唆された。

1 はじめに

発表、プレゼンテーション、あるいは自己紹介のように、私たちは日常の様々な場面で人前での発言を求められる。そして、そのような状況下で不安や恥、恐怖といった否定的感情を経験することがある。否定的感情の強さは話者によって異なるが、この個人差は何によるものなのか。本研究では、複数の聴衆の前で行われる潜在的あるいは顕在的な他者評価を伴った一方向の発話をスピーチとする。そして、スピーチ場面での否定的感情に影響を与えると予測される複数の認知的要因を扱い、要因間の関連について検討する。

スピーチ場面での話者の否定的感情を扱う際、パーソナリティからの影響を無視できない。代表的なパーソナリティ要因として社交不安 (social anxiety)²⁾ がある。社交不安は「現実の、あるいは想像上の対人場面において、他者からの評価に直面したり、もしくはそれを予測したりすることから生じる不安状態」(Leary, 1983, 生和訳 1990, p.4) と定義される。先行研究において、高い社交不安を示す話者は低い話者よりもスピーチ場面での否定的感情が強いと報告されている。例えば、スピーチ課題を行った Yoon & Quartana (2012) では、高い社交不安を示す話者の主観的不安感が低い話者よりも強かった。また、高い社交不安を示す話者は実際のスピーチ場面だけでなく、スピーチをイメージした状況でも否定的感情が強く喚起されるとの報告もある (小泉, 1997)。社交不安の定義には「他者評価」が含まれており、実際に否定的評価への恐れ (Fear of Negative Evaluation; FNE) は社交不安の中核的な認知的概念として知られている (Rapee & Heimberg, 1997)。

FNE とは、他者から否定的に評価されることへの悩みに加えて、他者から否定的に評価されるだろうという予測でもある (Watson & Feind, 1969)。FNE の高い話者と低い話者の 2 群を対象に、安静時、スピーチ予期時、スピーチ課題時の不安と注意の方向性を測定して比較した河崎・高島・岩永 (2009) では、FNE の高い話者は不安がより強く、スピーチ課題時に「評価者の反応が気になる」といった他者情報へより注意を向ける傾向があった。また、他者への意識と否定的感情との関連について、スピーチ課題時の他者評価の予告の有無を操作した結果、予告あり条件では予告なし条件に比べて他者への意識が高く、スピーチ課題前後の否定的感情が強かったという報告もある (竹端・中野・久住, 2020)。よって、高社交不安の話者は他者を意識するためにスピーチ場面でより強い否定的感情を経験し、それは他者からの否定的評価を強く恐れるという特性によると考えられる。

このように、話者のパーソナリティである社交不安がスピーチ場面の否定的感情を高めるように作用するのはスピーチ場面が他者から評価を受ける状況であり、話者がそれを認知するからだと考えられる。では、スピーチ場面で高社交不安者の否定的感情が強いのは、他者の存在を強く意識するためだけなのか。この疑問を明らかにすべく、本研究では他者への意識以外の要因を探る。

Proctor, Douglas, Garena-Izquierdo, & Wartman (1994) は 19 名の学生にスピーチに対する不安の原因を尋ね、4 つ (評価と批判, ミスや失敗, 注意と孤立, 見知らぬ聴衆) を見出した。さらに, Bippus & Daly (1999) は 192 名の大学生を対象に調査を行い、9 つの原因 (恥, 準備, 身体的魅力, 厳格な規範, 性格特性, 観客の興味, 新奇性, 失敗, 否定的結果) を見出した。このうち、最

も得点が高い、つまり原因の可能性として最も高いと評価されたのは失敗 (e.g., 何を言っているのか分からなくなることへの不安) であった。このように、他者の存在意外の原因によっても私たちの否定的感情は高まることが示唆されている。ただし、Bippus & Daly (1999) は調査協力者に対して、各質問項目の内容がスピーチ場面での不安の原因としてどれくらいあてはまりうるかという「可能性」を回答させている。つまり、この調査は一般的なイメージを扱ったものであり、特定の場面を想起させるといった個別の経験に基づくものではない。

Bippus & Daly (1999) を引用し「あがり」の原因を調べた先行研究として有光 (2001) がある。有光 (2005) によると、「あがり」は日常語であり多義的であるため操作的定義が難しいものの、「当落や社会的評価など自分自身に否定的評価を受ける場面で、他者を意識し、責任感を感じ、自己不全感、身体的不全感、生理的反応や震えを経験することであり、状況によって他者への意識や責任感の程度が変化すること (有光, 2005, p.17)」と定義される。有光 (2001) は大学生に「あがり」の経験を想起させ、その原因をたずねた。そして、「あがり」の原因を「失敗不安」「責任感」「性格・感情」「不足感」「他者への意識」「新奇性」「劣等感」に分け、Bippus & Daly (1999) の身体的魅力を除く8つの因子とそれぞれ対応していると考察した。さらに、スピーチに相当する社会的評価場面における「あがり」の原因を測定した結果、最も影響があると評価されたのは新奇性であり、次いで、他者への意識、失敗不安、性格・感情だったと報告した。加えて、場面 (個人の当落、異性、個人・非当落、社会的評価) 間の比較において、失敗不安や性格・感情で場面間の差がない一方、社会的評価場面では他の場面に比べて、「あがり」の原因を責任感、他者への意識、新奇性に帰属する傾向にあることを示した (有光, 2001)。つまり、スピーチ場面で話者が否定的感情を経験するのは、他者の存在を意識するからだけでなく、「失敗が許されない」と考えたり、「日頃経験しない状況だ」と感じたりするからだと推測される。しかし、この推測の根拠である「あがり」は状況の認知や生理的変化を含んだ概念である一方、本研究では感情のみに焦点を当てているため、有光 (2001) の知見がそのまま適応できるのかはわからない。さらに有光 (2001) には、パーソナリティの影響について言及していないという限界もある。

2 本研究の目的

社交不安はスピーチ場面での否定的感情に影響を与えることが明らかとなっており (Yoon & Quartana, 2012)、高社交不安者の否定的感情が高い理由として、他

者を意識することが示唆されている (河崎他, 2009; 竹端他, 2020)。本研究では、「スピーチ場面で高社交不安者の否定的感情が高い理由は、『他者を意識すること』だけなのか」という問いに対して、質問紙調査による検討を試みる。

先行研究では、他者への意識以外の原因が報告されていたが (Proctor et al., 1994; Bippus & Daly, 1999; 有光, 2001)、社交不安が各原因とどのように関連するのかの検討は不十分だった。本研究では、社交不安の高さが否定的感情の原因の認知に影響し、その認知が否定的感情に影響するという仮説モデルを作る。ただし、有光 (2001) より、7つの原因間ではスピーチ場面の否定的感情への影響度合いに差があると予想される。そこで、まずはすべての原因を投入して仮説モデルの適合度を確かめる。そして、モデルの当てはまりが悪い場合には、適合度が最も良いモデルとなるよう、探索的な分析を行う。調査では、具体的なスピーチ場面を想起させ、そこで生じた否定的感情とその原因を回答させる。

3 方法

3-1 調査協力者と調査方法

2021年11月から同年12月にWeb調査を実施した。調査者の所属機関の学生のみが閲覧できるWeb掲示板に調査依頼を掲示した。依頼文には、(1)スピーチ場面での経験を尋ねる学術調査であること、(2)データを学術目的以外には使用しないこと、(3)回答は任意・匿名で行われること、(4)回答データの送信をもって調査協力に同意したとみなすことをそれぞれ記載した。そして、調査用のURLを記載し、各自のデバイス (PC, スマートフォン, タブレット端末) からアクセスするように案内した。調査期間は掲示から6日間とした。さらに、Web調査会社にモニタ登録をしている大学生にも同じ内容でWeb調査を実施した³⁾。最終的に、大学生260名 (男性120名, 女性135名, その他3名, 無回答2名, 平均年齢20.45歳, $SD=1.35$) から回答を得た。

倫理的配慮: 本調査実施前に所属機関長へ研究計画書を提出し、調査対象者の人権や心身の安全を脅かしていないかについての確認を求め、調査実施の許可を文章で得た。

3-2 質問項目

社交不安: Mattick & Clarke (1998) によって作成された Social Interaction Anxiety Scale の日本語版を使用した (金井・笹川・陳・鈴木・嶋田・坂野, 2004)。「対人交流に対する不安」と「対人交流場面における効力感の低さ」の2因子20項目で構成されている。「以下の文

章は、普段のあなたにどれくらいあてはまりますか。」と教示し、「1：全くあてはまらない」から「5：非常にあてはまる」の5件法で回答を求めた。本調査のデータに基づく信頼性係数は、「対人交流に対する不安」($\omega = .93$)と「対人交流場面における効力感の低さ」($\omega = .70$)だった。

スピーチの経験：「これまでに、人前で対面でのスピーチ（プレゼンテーションや発表を含む）をしたことがありますか？」と尋ね、3つの選択肢（1：はい、あります。2：いいえ、ありません。3：覚えていません。）から1つを選ぶように求めた。以降の設問は選択肢1（はい、あります。）と回答した者のみに表示され、選択肢2（いいえ、ありません。）または選択肢3（覚えていません。）と回答した者には以降の設問が表示されなかった。

スピーチの場面の想起：スピーチ場面を具体的に想起させる目的で、経験した状況を自由記述形式でたずねた。

否定的感情：一般感情尺度（小川・門地・菊谷・鈴木、2000）のうち、「否定的感情」に該当する8項目を使用した。スピーチ場面の想起に続けて、「その時のあなたは、以下の文章で表現される気持ちをどれくらい感じましたか。」と教示し、「1：全く感じなかった」から「4：非常に感じた」の4件法で回答を求めた。本調査での信頼性係数 (ω) は .87 だった。

原因の認知：否定的感情の原因に対する認知を測定するため、有光（2001）の「あがり」の原因の7因子（失敗不安、責任感、性格・感情、不足感、他者への意識、新奇性、劣等感）より、因子負荷量の高いものから各3項目（計21項目）を使用した。否定的感情の原因を尋ねる目的で、原典の「……こと」（e.g., 失敗することを考えること）という質問項目をすべて過去形かつ理由の表現（e.g., 失敗することを考えたから）に改めた。さらに、スピーチ場面に適していないと思われる2項目（「責任感」の「勝たなければいけないという気持ちがあったこと」および「劣等感」の「相手が好きだったこと」）は、因子負荷量の値が次に高い「失敗が許されなかったから」と「意表をつかれたから」にそれぞれ置き換えた。否定的感情への回答に続けて、「なぜ、そのような気持ちになったと思いますか？ その原因として、次の文章はどれくらいあてはまりますか。」と教示し、「1：全くあてはまらない」から「4：非常にあてはまる」の4件法で回答を求めた。本調査での信頼性係数 (ω) は、「失敗不安」が .86、「責任感」が .68、「性格・感情」が .76、「不足感」が .82、「他者への意識」が .76、「新奇性」が .56、「劣等感」が .67 だった。

4 結果

調査協力者のうち、スピーチの経験が「ある」と回答した者は226名、「ない」と回答した者は14名、「覚えていない」と回答した者は20名であった。ただし、「ある」と回答した者のうち17名は、具体的場面の想起を求めた質問で「なし」や「思い出せない」といった記述をした。そこで、「ある」と回答し、かつ具体的場面を記述した者を分析対象とした。最後に、2つ以上の尺度で同一の選択肢を選んだ割合が90%を超えた7名を、回答の信頼性が疑われるために除外し、202名（全回答者の77.69%）のデータを最終的な分析対象とした。

各下位尺度に該当する質問項目への回答データから算術平均を求め、下位尺度の得点とした。各下位尺度の平均値と標準偏差、および下位尺度間の相関係数(Pearson)をTable 1に示す。

仮説に基づき、「社交不安」と「原因の認知」を潜在変数、「否定的感情」を観測変数としてそれぞれ設定した。「社交不安」から2つの下位尺度（観測変数）へのパスを引き、「原因の認知」から7つの下位尺度へのパスを引いた。そして、「社交不安」から「原因の認知」と「否定的感情」へのパスを、「原因の認知」から「否定的感情」へのパスをそれぞれ引いた。この仮説モデルについて、社交不安、原因の認知および否定的感情の観測変数をすべて投入した共分散構造分析を実施した結果、モデルの適合度は不良だった ($\chi^2 = 149.72$, $df = 33$, $p < .001$, CFI = .87, RMSEA = .13)。そこで、原因の認知の下位尺度のうち、標準化解が小さい観測変数から順番に1つずつ削除した結果、Hooper, Coughlan, Mullen (2008)⁴⁾に従い、適合度が良好だったものを最終的なモデル ($\chi^2 = 13.55$, $df = 7$, $p = .06$, CFI = .99, RMSEA = .07) に採用した (Table 2)。「原因の認知」からのパスとして「失敗不安」、「性格・感情」および「他者への意識」が残った (Figure 1)。

「社交不安」から「原因の認知」への標準化解 ($\beta = .90$) は有意な正の値を示した。観測変数である「否定的感情」について、「原因の認知」からの標準化解 ($\beta = .80$) も有意な正の値を示したが、「社交不安」から「否定的感情」への値 ($\beta = -.00$) は有意でなかった。

5 考察

本研究では「スピーチ場面で高社交不安者の否定的感情が高い理由は他者を意識するためだけなのか」という問いを立て、スピーチ場面で生じる否定的感情について、社交不安と原因の認知による影響を検討した。先行研究を手がかりに仮説モデルを設定し、すべての変数を投入

Table 1 下位尺度ごとの記述統計と下位尺度間の相関係数 (r)

下位尺度	M	SD	相関係数 (r)									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	
社交不安												
1. 不安 ^a	3.06	0.89	—									
2. 効力感の低さ ^b	3.74	0.97	.37***	—								
原因の認知												
3. 失敗不安	2.93	0.83	.57***	.29***	—							
4. 責任感	2.37	0.75	.30***	.10	.51***	—						
5. 性格・感情	3.01	0.79	.59***	.41***	.63***	.31***	—					
6. 不足感	2.74	0.78	.25***	-.04	.44***	.21**	.33***	—				
7. 他者への意識	3.19	0.72	.51***	.31***	.59***	.28***	.65***	.38***	—			
8. 新奇性	2.86	0.60	.48***	.18*	.50***	.25***	.53***	.41***	.65***	—		
9. 劣等感	1.77	0.69	.39***	-.04	.45***	.48***	.31***	.38***	.29***	.38***	—	
否定的感情	2.80	0.63	.58***	.30***	.55***	.41***	.67***	.42***	.66***	.62***	.40***	—

* $p < .05$, ** $p < .01$, *** $p < .001$

^a) 対人交流に対する不安

^b) 対人交流場面における効力感の低さ

Table 2 モデルの適合度指数と削除した観測変数 (原因の認知)

	Model 1	Model 2	Model 3	Model 4	Model 5
χ^2	149.72	97.47	61.37	33.83	13.55
df	33	25	18	12	7
p	< .001	< .001	< .001	< .001	.06
CFI	.87	.91	.94	.97	.99
RMSEA	.13	.12	.11	.10	.07
AIC	3865.21	3447.99	3067.11	2634.04	2383.09
削除した 変数	なし	責任感	責任感 劣等感	責任感 劣等感 不足感	責任感 劣等感 不足感 新奇性

した結果、適合度は悪かった。そこで、モデルの適合度を指標とした分析を探索的に行い、最終的なモデルを決めた。

まず、社交不安から否定的感情への直接効果は有意ではなく、原因の認知を媒介とした間接効果のみが認められた。先行研究 (e.g., 小泉, 1997; Yoon & Quartana, 2012) では社交不安が高いほど、スピーチ場面での否定的感情が高くなるということが示唆された。本研究でも相関係数は有意な正の値を示していたが、共分散構造分析では社交不安から否定的感情への直接パスが有意ではなかった。つまり、本研究のモデルを踏まえて考察すると、社交不安の高さはスピーチ場面の否定的感情に影響するものの、それは原因の認知を媒介とした間接効果によると考えられる。

次に、本研究の主目的である、スピーチ場面での原因の認知について考察する。社交不安から否定的感情への

媒介変数として、失敗不安、性格・感情、他者への意識の3つが関わっていることが示唆された。本研究の分析結果から、社交不安が高い人ほど、失敗するのではないかと不安に思い、自分が恥ずかしがり屋であると考え、たくさんの人の視線を意識するといった認知をし、そして、それらを強く認知する人ほど否定的感情が強くなるという解釈ができる。

前述の通り、本研究の否定的感情と「あがり」の定義は違うため、単純な比較は困難である。しかし、有光 (2001) において、社会的評価場面で顕著な原因として失敗不安、性格・感情、および他者への意識が挙げられていた点については、否定的感情を用いた本研究でも支持する結果となった。ただし、失敗不安と性格・感情の評価値はすべての場面 (個人の当落、異性、個人・非当落、社会的評価) で高かった (有光, 2001) ため、この2つはあらゆる場面に共通した「あがり」の原因であるとも考

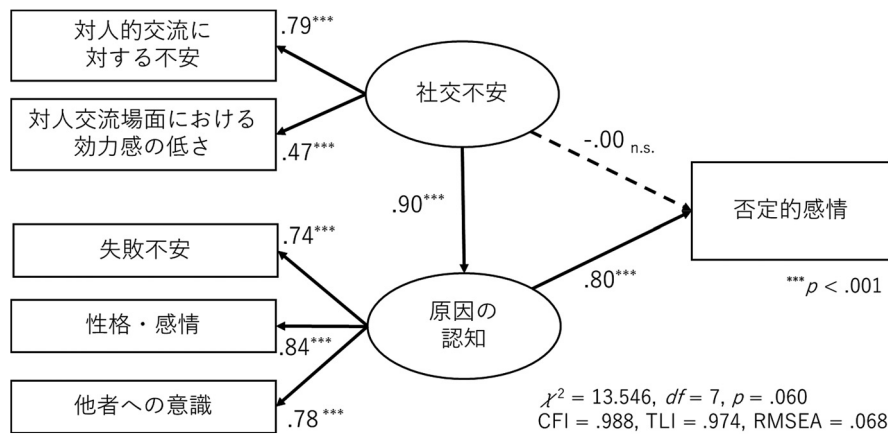


Figure 1 社交不安, 原因の認知, スピーチ場面での否定的感情の関連 (標準化解)

注: 四角は観測変数, 丸は潜在変数をそれぞれ表す。

えられる。

一方, 有光 (2001) では, 社会的評価場面で顕著な原因として責任感や新奇性が指摘されていたが, この2変数は本研究の共分散構造分析の最終モデルに含まれなかった。結論に違いが生じた理由として, 扱った従属変数(「あがり」と「否定的感情」)の違いのほかに, 分析方法の違いが考えられる。有光 (2001) では, 下位尺度間の得点差への統計的検定は行われず, 記述統計(平均値)に基づく比較が行われており, 社会的評価場面の責任感の平均点が他場面よりも高いことが, 考察の根拠となっていた。本研究において, 否定的感情との相関係数に注目すれば, 責任感($r = .41$)も新奇性($r = .62$)も否定的感情と相関があると言えるだろう。しかし, 本研究では記述統計に基づく比較ではなく, 共分散構造分析を行った。加えて, 原因の認知の変数を投入する際, 社交不安から否定的感情への媒介変数として扱った点も有光 (2001) とは異なっている。観測変数間の相関係数から推測すると, 責任感と新奇性は社交不安から原因の認知へのパスを形成する変数として不適切だった可能性が考えられる。あるいは, 信頼性係数の低さ($\omega = .56, .68$)が影響した可能性も指摘できる⁵⁾。

本研究を通して, 話者のパーソナリティ(社交不安)によって状況の認知的評価が異なり, その捉え方の違いが情動経験の違いを生むという全体像の中で, スピーチ場面の否定的感情の生起メカニズムを説明したことは意義があると考えられる。ただし, 想起に基づく調査研究だということを本研究の限界として挙げる。スピーチをイメージした状況でもより強い否定的感情が喚起されるといふ先行研究(小泉, 1997)もあるため, この結果には一定の妥当性があると考えられるが, 実際のスピーチ場面でも同様の結果が得られるのかを検討すべきであろう。さらに, 本研究では他場面との比較を行っていない点も課題として挙げられる。「異性」や「非当落・個人」などの異

なる場面と比較することで, スピーチ場面の新たな特徴が発見されると思われる。

引用文献

- 有光興記 (2001). 「あがり」のしろうと理論: 「あがり」喚起状況と原因帰属の関係. *社会心理学研究*, 17, 1-11.
- 有光興記 (2005). 「あがり」とその対処法. 川島書店.
- Bippus, A. M., & Daly, J. A. (1999). What do people think causes stage fright?: Naive attributions about the reasons for public speaking anxiety. *Communication Education*, 48, 63-72.
- Bosch, J. A., De Geus, E. J., Carroll, D., Goedhart, A. D., Anane, L. A., van Zanten, J. J. V., Helmerhorst, E. V., & Edwards, K. M. (2009). A general enhancement of autonomic and cortisol responses during social evaluative threat. *Psychosomatic Medicine*, 71(8), 877-885.
- Heimberg, R. G., Brozovich, F. A., & Rapee, R. M. (2010). A cognitive behavioral model of social anxiety disorder: Update and extension. In S. G. Hofmann, & P. M. Dibartolo (Eds.), *Social anxiety, second edition: Clinical, developmental, and social perspectives* (pp. 395-422). London: Elsevier.
- Hofmann, S. G. (2005). Perception of control over anxiety mediates the relation between catastrophic thinking and social anxiety in social phobia. *Behavior Therapy*, 43, 885-895.
- Hooper, D., Coughlan, J. & Mullen, M. R. (2008). Structural Equation Modelling: Guidelines for Determining Model Fit. *The Electronic Journal of Business Research Methods*, 6(1), 53-60.

- 金井嘉宏・笹川智子・陳 峻雯・鈴木伸一・嶋田洋徳・坂野雄二 (2004). Social Phobia Scale と Social Interaction Anxiety Scale 日本語版の開発 心身医学, 44, 841-850.
- 河崎千枝・高島佳奈・岩永 誠 (2009). 社会的場面とその予期における対人不安者の注意処理 行動療法研究, 35, 205-216.
- 小泉晋一 (1997). スピーチ場面イメージの鮮明度にイメージ能力とスピーチ不安が及ぼす効果 心理学研究, 68, 203-208.
- Leary, M. R. (1983). *Understanding social anxiety: Social personality, and clinical perspective*. CA: Sage Publications. (リアリー, M. 生和秀敏 (訳) (1990). 対人不安 北大路書房).
- 松富名奈子・杉森伸吉 (2000). 特性不安およびスピーチの成功・失敗が社会的比較と原因帰属に及ぼす効果 性格心理学研究, 8, 126-127.
- Mattick, R. P., & Clarke, J. C. (1998). Development and validation of measures of social phobia scrutiny fear and social interaction anxiety. *Behaviour Research and Therapy*, 36, 455-470.
- 小川時洋・門地里絵・菊谷麻美・鈴木直人 (2000). 一般感情尺度の作成 心理学研究, 71, 241-246.
- Proctor, R. F., Douglas, A. T., Garera-Izquierdo, T., & Wartman, S. L. (1994). Approach, avoidance, and apprehension: Talking with high-CA students about getting help. *Communication Education*, 43, 312-321.
- Rapee, R. M., & Heimberg, R. G. (1997). A cognitive-behavioral model of anxiety in social phobia. *Behaviour Research and Therapy*, 35, 741-756.
- 竹端佑介・中野博子・久住 武 (2020). 課題評価の予告が心理および自律神経反応に及ぼす影響 心身健康科学, 16, 1-14.
- Tomaka, J., Blascovich, J., Kelsey, R., & Leitten, C. L. (1993). Subjective, physiological, and behavioral effects of threat and challenge appraisal. *Journal of Personality and Social Psychology*, 65, 248-260.
- Turner, S. M., & Beidel, D. C. (1989). Social phobia: Clinical syndrome, diagnosis, and comorbidity. *Clinical Psychology Review*, 9, 3-18.
- Watson, D., & Friend, R. (1969). Measurement of social-evaluative anxiety. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 33, 448-457.
- Weeks, J. W., & Zoccola, P. M. (2015). "Having the heart to be evaluated": The differential effects of fears of positive and negative evaluation on emotional and cardiovascular responses to social threat. *Journal of Anxiety Disorders*, 36, 115-126.
- Witt, P. L., Brown, K. C., Roberts, J. B., Weisel, J., Sawyer, C. R., & Behnke, R. R. (2006). Somatic anxiety patterns before, during, and after giving a public speech. *Southern Communication Journal*, 71, 87-100.
- Yoon, K. L., & Quartana, P. J. (2012). Post-evaluative biases toward somatic stimuli and cardiovascular responses in social anxiety. *Journal of Psychopathology and Behavioral Assessment*, 34, 451-457.

後注

1. 本研究結果の一部は、日本感情心理学会第30回大会 (2022) で発表された。
2. Tuener & Beidel (1989) が指摘するように、社会的状況で経験される不安は interpersonal anxiety, audience anxiety, speech anxiety, performance anxiety, stage fright, test anxiety, heterosocial anxiety, shyness を含む、様々なラベルの元で議論されているものの、社交不安という言葉が広く使われている。そこで、本研究では interpersonal anxiety をはじめとする用語もすべて社交不安と翻訳する。
3. 回答者の重複を避けるため、Web 調査では調査対象の大学がある都道府県の居住者を除外した。
4. CFI は 0.95 以上、RMSEA は 0.07 以下を基準とした。
5. 劣等感の信頼性係数が $\omega = .67$ であったことを踏まえると、そうだとは言い切れない。

Influence of Speakers' Social Anxiety on Their Negative Affect during Speech Situations: Recognizing Causes as a Mediator

YOSHIZAWA Eri

Abstract

This study investigated factors influencing enhanced negative affect during public speaking by focusing on social anxiety and recognizing the causes of anxiety. Prior research has shown that people with high social anxiety have a high negative affect in speech situations than those with low social anxiety, possibly because of the high consciousness of others when speakers with high social anxiety. Therefore, this study exploratively examined other causes of their negative affect. The results of structural equation modeling showed that individuals with high social anxiety highly rated failure anxiety, personality factors, including I am shy, and consciousness of others. These cognitions influenced their high negative affect in speech situations.

研究ノート

防災教育プログラムとしての「地域共生プログラムⅢ」における 実践成果についての考察

安藤 淳一

要約

「地域共生プログラムⅢ」において実践したフィールドワークをもとに、避難経路に関わる防災マップ制作を、2015年から8年間継続して取り組んだ授業内容とその成果について考察する。

(1)「DO HUG」から得たこと

積雪寒冷地において災害が発生した際、避難所を取り巻く環境がどのようなものかを想像し理解することができた。

(2)DIG から得たこと

自然災害が発生した際に、どのような行動をとらなければならないかを理解することができた。

(3)市庁舎見学から得たこと

北広島市庁舎の防災機能を確認することができた。

(4)避難所見学から得たこと

避難所を開設する際に、必要な手順、必要な装備品を理解することができた。

(5)FW から得たこと

様々な気候環境における避難ルートを踏破したことで、街路の危険要因を確認することができた。

(6)防災マップ制作から得たこと

避難ルートにどのような危険要因がどのくらいが存在するかを客観的に視覚化することができた。

1. はじめに

現在、防災教育プログラムとして「地域共生プログラムⅢ」を建築学科の専門科目、メジャープログラムとして実施している。本プログラムを実施するに至る前年の2014年には「北広島市を知ろう、北広島のおもしろいところを見つけよう」という主旨で「北広島学」を1年間実施した。おいしい食事を楽しめる店を見つける、今まで知らなかった北広島市の魅力を見つける、景観の良い場所を見つけるなどという、学生がそれぞれ探し出したテーマをもとに、それぞれがフィールドワークをおこなったレポートにまとめ、最終的にプレゼンテーションするという内容であった。しかし建築学科の専門プログラムとしてはもうひとつ専門の学びに繋がるような内容ではなかった。終了時期を迎えた際、その年の大きな自然災害被害のニュースが流れ、北広島にも昭和56年に大規模水害が発生したことをもとに(56水害)、地元北広島市の自然災害に関わるプログラムをテーマに北広島を学ぶべきと考え、2015年度からこのプログラムを始める契機となった(表1)。

さらに現在も継続して就任させていただいている「北広島市都市計画審議会」の委員として市役所に足を運ぶ機会があったため、その会議の際に総務課防災担当の西澤弘充氏に北広島市が取り組む都市防災の内容について窓口を訪ね、地域防災についての学びに関わることを相談したのがこのプログラムを始めるきっかけにもなった。

2. 「DO HUG」の体験

このプログラムを構築する最初期にお会いしたのが上記の市の防災担当者である西澤氏であるが、北広島市が取り組んでいる「地域防災」、2011年の東日本大震災以降、全国的に防災に視点が注がれている中で、静岡県(特許)が開発した「避難所運営ゲーム(HUG)」というシミュレーションゲームというものがあるということも西澤氏から教えていただく(HUGはHinanjyo Unei Gameの略称)。さらにその後「避難所運営ゲーム」の北海道版(DO HUG)が制作されたことを知る。北広島市は早速、地域の自治会館等で市民対象にこの「DO HUG」

表1 地域共生プログラムⅢ 授業計画 [3年後期 必修科目]

回数	講義名	講義内容	担当	使用する道具・教材
01	○ガイダンス	シラバスの説明 授業計画の説明と防災の基礎知識	安藤	
02	■防災講座1	北広島市の地域防災	北広島市役所 緑川氏	
03	■防災講座2	DIG (Disaster Imagination Game)	北広島市役所 緑川氏	
04	■防災講座3	北広島市庁舎見学	北広島市役所 伊達氏	現地集合
05	■防災講座4	DO HUG (Hinanjyo Unei Game 北海道版)	北広島市役所 緑川氏	※時間延長 18:00まで 3号館リハビリ室
06	■防災講座5	車いす・補装具の使い方 避難経路の検証のためのFWについて	安藤	
07	■防災講座6	避難経路の検証I (FW) 秋季 積雪なし 補装具を用いた避難経路の検証	北広島市役所 緑川氏 安藤	現地調査 車いす, 補装具, 記録用道具
08	■防災講座7	避難経路の検証I 秋季 積雪なし データ整理 補装具を用いた避難経路の検証	安藤	補装具, 記録用道具
09	■防災講座8	北広島市避難所見学 (中央公民館)	北広島市役所 緑川氏	現地集合
10	■防災講座9	避難経路の検証II (FW) 冬季 積雪あり 補装具を用いた避難経路の検証	北広島市役所 緑川氏 安藤	現地調査 車いす, 補装具, 記録用道具
11	■防災講座10	避難経路の検証のまとめ#2 積雪あり データとりまとめ	安藤	
12	■防災講座11	避難経路の検証のまとめ#3 地図, レジメ制作	安藤	
13	◆提出 講評会		安藤	
14	■防災講座12	避難経路の検証のまとめ#4 地図, レジメ 完成提出	安藤	
15	■防災講座13	火災と人命救助	札幌市救急救命士 津梅氏	
16	■防災講座14	レポート提出 未提出課題最終受付	安藤	

の体験プログラムを開始する。この情報を聞き、是非とも本学でも実施したいと考え、翌年2016年11月の「大学開放デー」において、当日来学した市民と本学教職員により5つのグループをつくり、「DO HUG」を実施するに至った。この時の参加経験から、この避難所の運営シミュレーションゲームを学生にも体験させる必要性があると判断した。

3. 「DO HUG」の授業への導入

大学開放デーでの体験から、本学学生に対して当該プログラム履修の必要性を確信し、2017年度の「地域共生プログラムⅢ」(建築学科3年・必修科目)の授業において「DO HUG」の導入を始める。この導入を決めたもう一つの理由は、静岡県版「HUG」ではなく「DO HUG」にあるプログラム内容である。それは、冬季の積雪時を想定した設定が組み込まれていること。想像がつくが、静岡県版には、冬季の積雪寒冷地の環境設定が存在しない。それに対し、北海道では冬季積雪寒冷という過酷な環境下での自然災害発生時にどう対処すべきかが最重要であることは間違いないことから「DO HUG」を本プログラムに取り入れることにした。

4. 「DO HUG」の内容

「DO HUG」には避難者の年齢、性別、国籍やそれぞれが抱える事情や、災害に対する外部からの対応(非常食の配給等)が書かれた250枚のカードが用意されている。それを避難所に見立てた(小学校など)平面図を使い、そのカードに書かれた内容に対し、どれだけ適切に対応、配置できるか、また避難所でおこるさまざまな出来事に対応していくかを模擬体験できるシミュレーションゲームである。

避難所は、各自治体が災害に備えて「指定避難所」として公民館、学校、地区センターなどの集会施設等を指定している。災害が発生あるいは発生する恐れがある場合に、自治体が施設点検を行い、安全が確認された場合に開設・運営される。すべての避難所に複数の自治体職員を派遣できない場合があり、その際には町内会・自治会が中心となり運営をすることがある。したがって、自治体職員は当然のことながら、学生にとり、将来は地域住民、町内会のメンバーの一人として災害発生時に避難所の運営に関わる可能性がある。

5. DIGの体験

DIG (Disaster Imagination Game) は、災害に対処す



写真1 DIGの体験の様子



写真4 土砂災害危険区域の見学



写真2 市庁舎の見学



写真5 補装具の装着（高齢者）



写真3 市庁舎機械室の見学



写真6 FWの様子 補装具の装着（高齢者）

るためのシミュレーションゲームである。対象となる地域の大きな地図を全員（1グループ6名から8名）で囲み、発生した災害への対応策を全員で考える。DIGの進め方は、以下のとおりである。

- ①被害状況の説明
- ②地図への書き込み（周辺地域の状況等）
- ③災害発生 あなたならどうする
- ④話し合い# 1
- ⑤災害発生時行動 助言
- ⑥話し合い# 2
- ⑦成果発表
- ⑧全体の講評

本来3時間ほどを要する内容であるが、話し合いを2



写真7 階段の昇降の様子

回にするなどして1.5時間でおこなう。シミュレーションの対象地域は北広島市東部地区とし、大規模地震の発生、大雨による洪水の発生などを想定して行う。形式的に決まった方法はないが、災害を想定し、自由な発想で意見を出し合い、記録（メモ）をしていく。グループのメンバー全員が無事に指定された避難所に到着できるか、全員で考え、問題を見つけ出しては対処方法を話し合うことを繰り返していくものである。

6. 北広島市庁舎の見学

北広島市庁舎は、2015年9月から現在の新庁舎の工事が始まり、2017年4月に竣工、同年5月から稼働している。新庁舎の設計者選定はプロポーザル方式を採用し、(株)久米設計と(株)アトリエブクによる設計共同企業体が選定されている。この選定にあたりプロポーザル選定委員を著者は務めている。新庁舎には様々な機能が求められ、そのための設計が進められ実現されている。その一つに、災害発生時に庁舎は防災センターとして市全体の災害対応の拠点となるというものである。設計主旨には「市民を守る防災エコ庁舎」がうたわれている。耐震基準の1.5倍の強度を持つ構造体（耐震構造）とし、災害発生時には、電源・給排水機能確保、そのための機能、設備、システムが庁舎内に構築されている。竣工翌年の2018年9月6日の「北海道胆振東部地震」の際には、早速防災センターとして稼働し、市民の災害対策に貢献している。当時の学生になかには、実際にセンターへ赴き今後の対応について指示を受けたり、携帯電話の充電サービスを受けたりしている。

授業では、当時プロポーザル委員会事務局、庁舎建設推進課主査を務めておられた伊達千秋氏に依頼し、庁舎内の施設・設備の見学、システムの解説等をしていただいている。一般市民では入ることのできない機械、設備関係の部屋に入れていただき、災害発生時に庁舎はどのような対応をすることができるのかなど、説明を受ける。

7. 避難所の見学（北広島市中央公民館）

市庁舎のほかに、市内の指定避難所である「北広島市中央公民館」の見学も行う。

ここでは、避難所の開設手順の解説、非常備蓄品と取り扱い・設営を学ぶ。「DO HUG」でも書いたが、災害発生時に自治体職員が避難施設の安全点検の後、避難所として認定されたことを受け開設する。その後、避難者の受け入れ準備、受け入れ、避難者対応という順番に進められる。その際の必要な受付スペースの確保、名簿作成、避難者誘導・案内、資材の搬入・設置の準備をおこなわ

なければならない。

ここでは、その一連の流れの解説を受け、避難資材の設置体験をおこなう。主なものとしてブルーシート・簡易便所・段ボールベッド・間仕切り用室内テント等の組み立て・設置、そして設置した資材の解体・収納までをおこなう。

8. 避難経路検証のフィールドワーク

本授業の最終プログラムは「北広島市地域防災 避難経路の検証 防災マップ制作」というテーマでのフィールドワークとその結果をまとめる防災マップ制作である。プログラムの主旨は、北広島市の地域防災計画において、大規模災害発生時に緊急避難所への避難行動が発生することを前提とした地域防災についての学習を行い、その学習成果を「防災マップ」としてまとめることである。そのため東部地区を対象に、フィールドワーク（以下FWとする、夏季・冬季）をおこない、指定した地域において避難所への避難経路を辿り、災害時に発生・存在する避難経路上の注意点・問題点等を抽出し検証するものである。

(1) 夏季

夏季の設定は、原則積雪のない状況を想定したものであり、授業期間の関係で真夏に実施した時期もあるが、現在の授業期間では積雪直前の時期に実施している。

(2) 冬季

冬季はまさに降雪後に路面、歩道面が積雪状態になっている時期に実施している。ただし、夏季も冬季も授業計画上予定通りの状況になっていることを前提として作成するため、積雪の有無等の状況によっては、日程の変更をおこなう。

(3) 避難経路の検証作業内容

a. フィールドワーク（FW）を班ごとに実施し、避難経路を踏破する。

役割分担として ①健常者 ②補装具 ③車椅子 ④介助者（補装具、車椅子） ⑤記録者 ⑥写真撮影者を設ける。

b. 検証対象地区：東部地区とし北広島駅東口から北広島市東部地区を経由し市役所終点とし、想定する自然災害は「土砂災害」とする。豪雨や長雨、地震、融雪により、山や崖などの斜面を構成する岩石や土などが下方に移動を起こすことによって生じる災害である。また、大雨により川の水が溢れて浸水する災害（外水氾濫）、降った雨で浸水（内水氾濫）することも想定す

る。

- c. 被験者の立場 北広島市の一般市民（子供からお年寄り，健全者から障がい者まで）の立場・視点での検証作業をおこなう
- d. 避難経路上に存在する危険要因，あるいは危険要因になると想定できる要因を発見する。
- e. 発見項目を記録する（記録用紙への記載と写真撮影記録データの管理保存）。
発見項目についてコメントと写真は作業用に加工しておく。
- f. 危険要因の分類
 - ①危険要因（すでに危険要因である，災害時に危険要因となる）
 - ②危険度のレベル（高・中・低）
客観視できる指標がない場合は，主観で判断しても良しとする。
 - ③要因発生時の想定する行動
迂回する，避けて通る，取り除く（独力，協力）
- g. 防災マップ作成に向けた注意点
 - ①写真と写真に添付するコメントを用意
 - ②写真の加工により発生予想する状況を示す
 - ③危険箇所の危険度判定 班ごとに判断する

9. 防災マップの作成内容

FWの学習成果は「防災マップ」としてまとめる。東部地区を対象に，指定した地域において避難所への避難経路を辿り，災害時に発生・存在する避難経路上の注意点・問題点等を抽出し検証した上で，地図上に掲載するものである。防災マップ作成ポイントは以下のとおりである。

- (1) 北広島市より提案事項（配布資料の抜粋），（防災ガイドブック（マップ））
災害時に役立つ案内（ガイド）係的な資料であり，災害発生時の平常でない状況でも分かりやすく理解でき，取るべき行動を導く，視覚的に訴えるもの。
 - ①分かりやすく理解できる
 - ②取るべき行動を導く
 - ③視覚的に訴える
 - ④その他：地域の特性を含める，読みたくなる工夫，使える工夫
- (2) マップの使用者及び対象地域
 - ①対象者：北広島市民（子供からお年寄り，健全者から障がい者まで）
 - ②対象地域：北広島駅東口から北広島市東部地区・北広

島駅周辺

10. 防災マップ作成のための作業

- (1) FWで発見した項目のコメントと写真資料提出済み，作業用に加工しておく
- (2) 発見項目の分類と検証
 - ①危険要因（すでに危険要因である，災害時に危険要因となる）
 - ②危険度のレベル（高・中・低）
客観視できる指標がない場合は主観とする
 - ③要因発生時の行動
迂回する，避けて通る，取り除く（独力，協力）
- (3) マップ化のための工夫箇所
 - ①写真とコメント
 - ②写真の加工により発生予想する状況を示す
 - ③対処方法を簡単な文章で表現
- (4) 作業手順(事前に大テーブルの上に地図を張っておく)
 - ①避難ルートについて写真とコメント貼り付け，事前に写真の切抜きと記入済コメントを用意する
 - ②夏季・冬季ルートとも地図に同様にプロットする
 - ③マップ完成後，A班からE班まで発見項目，災害時予想項目と対応事項等について順番に説明をする

11. 考察

- (1) 「DO HUG」から得たこと
 - ①積雪寒冷地において災害が発生した際，避難所を取り巻く環境がどのようなものかを想像し理解することができた。
 - ②避難所にはどのような人たちが避難してくるのか，どのような背景を持った人たちが避難してくるのか，その方たちにどのような対応をどのようなタイミングで迅速に対応しなければならないかを理解することができた。
 - ③事前に想定しておかなければならないこととは何か，想定していなかったこととはどのようなことか，それに対する対応をどうするかということ。どのように対応するかは，よく耳にする「柔軟な対応」と言われるが，実際どのようにするのかを体験することができた。
 - ④建築面での対応として，求められる機能とそれに対応できる（設けなければならない）空間を考えられるのは，建築の専門を学んできたことの成果を示せる場であること。

⑤難しいと感じる対応ほど、時間がなかでグループのメンバー同士で話し合い、より良い判断を出さなければならぬということ。

(2) DIG から得たこと

- ①想定した災害発生に対し、本当に「自然災害は過酷で冷淡である」ということを想像できるか否かということ。
- ②想定した自然災害に対し、発生する現象（建物が倒壊する、橋が崩落する、川から水が溢れ出し車などを押し流す等）を理解し、その後どのような状況に至るのか進行するのかを想像できるか否か。
- ③上記のような自然災害により発生する状況に対し、どのような行動をとらなければならないかを理解、想像できるか否か。
- ④日頃から、災害が発生した際に対応できるように準備ができていないか、しなければならないか。

(3) 市庁舎見学から得たこと

- ①自分が生活する、居住する自治体の庁舎の存在を確認できた。
- ②市庁舎という公共施設に対し、建築を学ぶ者の視点から見る事ができた。
- ③平常時における庁舎建築のあり方、自然災害発生時における庁舎のあり方を理解・想像できた。
- ④最新の設備システムとそれに対応する設備機械の存在

を理解できた。

(4) 避難所見学から得たこと

- ①「DO HUG」で経験した指定避難所を実際に見ることができた。
- ②避難所開設にあたり、必要な手順、必要な装備品とその内容を見ることができ、理解できた。
- ③避難者を受け入れるための準備作業、受け入れた後の備品設置等の作業（ブルーシート、室内テント、段ボールベッド、簡易トイレの設置等）を体験できた。

(5) FW から得たこと

- ①積雪なし、積雪状態それぞれのFWを補装具装着、車椅子使用、健常者という異なる状況において体験することができた。
- ②都市空間、都市インフラ（駅、駅コンコース、斜路、歩行者専用道、歩道等）、街路空間において、積雪なし、積雪ありの状態の違いを体験することができた。
- ③補装具（右片麻痺、高齢者、視覚障がい者）を装着した場合の身体的状況を体験できた。
- ④補装具を装着した被験者、車椅子使用者に対し、どのような介助が必要かを体験することができた。

(6) 防災マップ制作から得たこと（図1、図2）

- ①一つの避難ルートの中に、それぞれの身体的状況により、どのような危険要因、どのくらいの危険度の要因

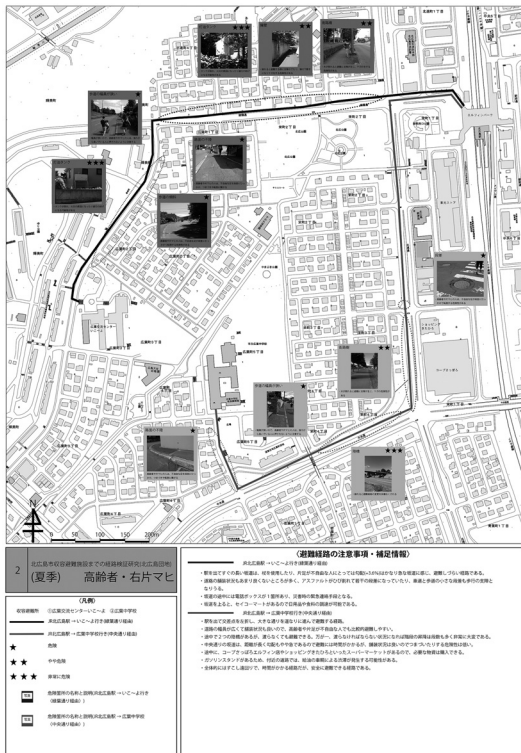


図1 防災マップ 右片麻痺 夏季



図2 防災マップ 右片麻痺 冬季

が存在するかを客観的に視覚化することができた。

- ②防災マップとして制作する作業の中で、いかにわかりやすく、客観的な表現できるか、視覚化することができるかが重要であることがわかった。

以上、「地域共生プログラムⅢ」で取り組んだ内容から6項目について考察することができた。次年度以降、本プログラムをサブメジャー専用プログラムにおける防災教育プログラムとして進めていくにあたり、この考察をもとに改善点を見つけ出し、検討・反映していく予定である。

[参考文献]

1. 「北広島市避難マニュアル（市民用）」、平成23年10月、北広島市発行
2. 「北広島市地域防災再計画（一般災害対策編）、同（地震災害対策編）」平成26年3月、北広島市防災会議
3. 「北広島市地域防災再計画・水防計画の修正の概要」
4. 「避難所に行かない防災の教科書」2020年8月、西野弘章 扶桑社発行
5. 「防災イツモマニュアル」2020年8月、防災イツモプロジェクト編、ポプラ社発行
6. 「自衛隊防災BOOK」2018年8月、石崎孟著、マガジンハウス発行
7. 「事例からみた水害リスクの減災力」2016年10月、末次忠司著、鹿島出版会発行

Consideration of practical results on Disaster prevention education program in “Community symbiosis program III”

ANDO Junichi

Abstract

Based on the fieldwork practiced of “Community symbiosis program III”, consider the lesson content and results of continuing to create disaster prevention maps related to evacuation routes for 7 years.

(1)Observations from “DO HUG”

I was able to imagine and understand what the environment surrounding an evacuation center would be like when a disaster occurred in a cold, snowy region.

(2)Observations from DIG

I was able to understand what actions should be taken when a natural disaster occurs.

(3)Observations from the visit to the city hall

We were able to confirm the disaster prevention function of the Kitahiroshima City Hall.

(4)Observations from a visit to an evacuation center

I was able to understand the necessary procedures and necessary equipment when opening an evacuation shelter.

(5)Observations from Fieldwork

By traversing evacuation routes in various climatic environments, we were able to confirm the risk factors of the streets.

(6)Observations from disaster prevention map production

We were able to objectively visualize what kinds of risk factors exist along evacuation routes and how much.

研究ノート

映像制作に於ける演出

演出と描写

北 嶋 洋 一

要約

我々が劇場やテレビ、インターネットで目にする映像は、芸術作品であれ商業作品であれ、その殆どが何らかの創作意図に従って作られた作品である。

そして、これらの制作に携わるスタッフの中で、設計や表現方法など、完成作品の質に関する最終的な責任を負うべき、スタッフの中心的な役割を持つ存在が演出家である。

演出家は、鑑賞者が意図した通りの反応を示すよう、様々な創意工夫を行って作品を仕上げていくわけだが、その一連の設計工程の中で土台となるのが、情報を明確に伝えるための“描写力”と考えられる。

本稿では映像の演出家をめざす者たちが身につけるべき「映像に於ける“描写力”とは何か」について、様々な過去のクリエイターたちが用いた優れた手法を取り上げながら論じていく。

まずは「演出と描写 序論（令和2年度）」より①

19世紀の終わり、トーマス・アルバ・エジソン(Thomas Alva Edison 1847-1931)や、オーギュスト(Auguste Marie Louis Lumière 1862-1954)とルイ(Louis Jean Lumière 1864-1948)のリュミエール兄弟により、秒速12コマの手回し撮影機で商業的な成功を辿々しく収めた映像は、わずか1世紀少々の後である21世紀初頭において、あらゆる視覚情報伝達メディアの筆頭と位置付けられるほどの成長を遂げている。

映像を扱うメディアが映画とテレビの2種に限定されていた前世紀は既に遠い過去となり、高性能化したゲーム、街中に溢れるデジタルサイネージ、拡大著しいソーシャルメディアなど、現代のデジタル化したメディアには映像コンテンツが必要不可欠とされ、我々は数多くの映像に囲まれながら日常を過ごしている。

〈映像メディアの拡大は撮影・編集機材が安価で手軽になったから〉

映像メディアの拡大に伴い、映像コンテンツの制作と発表のスタイルも大きく様変わりしている。

かつては企業や団体に所属するプロやセミプロ、高価な専用機材を購入することができる一部のアマチュアでなければ手掛けること自体が難しかった映像コンテンツ制作が、アマチュアどころか昨日今日に初めて安価なデジタルカメラ（又はスマートフォン）を手にした超の付く初心者が、何の抵抗もなく手掛け、インターネットを

介して堂々と世界に向けて作品を発信・発表できるようになったのである。

正に現代は人の数だけ映像コンテンツの発信地があると言っても過言ではない、凄まじい時代になったのである。

〈動画共有サービスが映像クリエイターの裾野となる〉

インターネットのソーシャルメディアにおいて、映像共有サービスの人気は言うまでも無い。

かつて、映像コンテンツの発表は映画館など上映設備の整った会場か、高価な上映機器を持ち込める会場確保が必須であり、そこに辿り着くまでに必要とされる様々な条件を乗り越えることができたクリエイターだけが、限られた期間のみ許される特別なジャンルだったといえる。

それが、今やインターネットの高速化により、パソコン、スマートフォンを介しての数ギガバイトにも及ぶ映像データの送受信が可能になり、従来のクリエイターたちにとって最も難関だった会場確保と限られた発表期間というハードルが取り払われてしまったのである。

これに安価な撮影機材の充実が相まったことで、膨大な数の映像クリエイターが膨大な数の映像コンテンツを世の中に発信するという現状が生み出されたわけである。

例えば動画共有サービスの筆頭であり、21世紀映像文化の牽引役とも言えるYouTube。その歴史は2005年

サービス開始から20年に満たないが、その僅かな年月を経て、誰もがコンテンツの発信者になれる参加型の情報メディアとして確固たる地位を築いた。

さらには、映像クリエイターたちに新たな活動の場を提供しただけではなく、テレビや映画の商業用映像コンテンツに課されるような制約を殆ど受けることなく自由なスタンスで生み出される映像コンテンツにも、多くのユーザーが新たな価値を見出しており、メディアとしての有用性は年々高まる一方、年代によっては利用者数がテレビメディアを遥かに超える状況にある。

資料：YouTube に於けるアクティブユーザー数
国内 月間数 約6,900万人（2021年10月）
海外 月間数 約20億人（2020年3月）
※総務省統計局「人口推計2022年9月報」
総務省情報通信政策研究所
「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査2020年」より

動画（画像も）共有サービスとしては、YouTube よりも5年ほど後発だがInstagramの存在も忘れてはなら

ない。

2010年にサービスを開始したInstagramは、今や記録やドキュメントを目的とした画像や動画の共有には最も定評のあるサービスとなっており、“バエル”という流行語に象徴されるように、特に女性のユーザーを中心に社会に一大ムーブメントを巻き起こしている。

資料：Instagram に於けるアクティブユーザー数
国内 月間数 約3,300万人（2019年6月）
海外 月間数 約10億人（2018年6月）
※総務省統計局「人口推計2022年9月報」
NTTドコモモバイル研究所「モバイル社会白書WEB版2021年」より

これら、21世紀に於ける映像コンテンツの制作及び発表環境は、分野の発展を考えるならば非常に好ましいものと捉えるべきであるが、ここで忘れてはならないことがある。

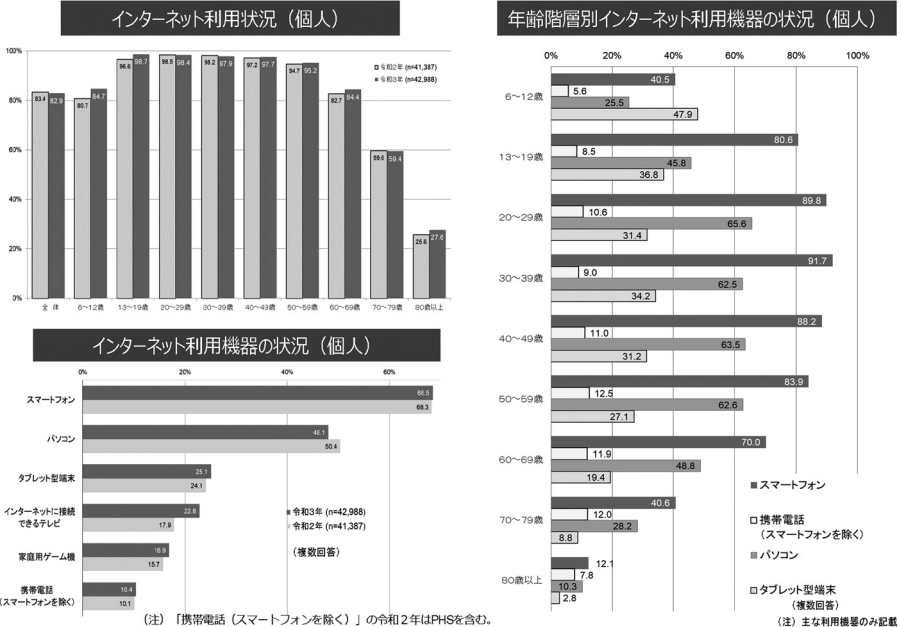
映像メディアが拡大し、数多くの映像クリエイターが誕生したことにより、彼らの生み出す映像コンテンツの質の幅も拡大したという事実についてである。

資料：令和3年通信利用調査（抜粋）

2 インターネットの利用動向

3

インターネット利用者の割合は、13～59歳の各年齢階層で9割を超えている。個人のインターネット利用機器は、スマートフォンがパソコンを上回り、20～49歳の各年齢階層で約9割が利用している。

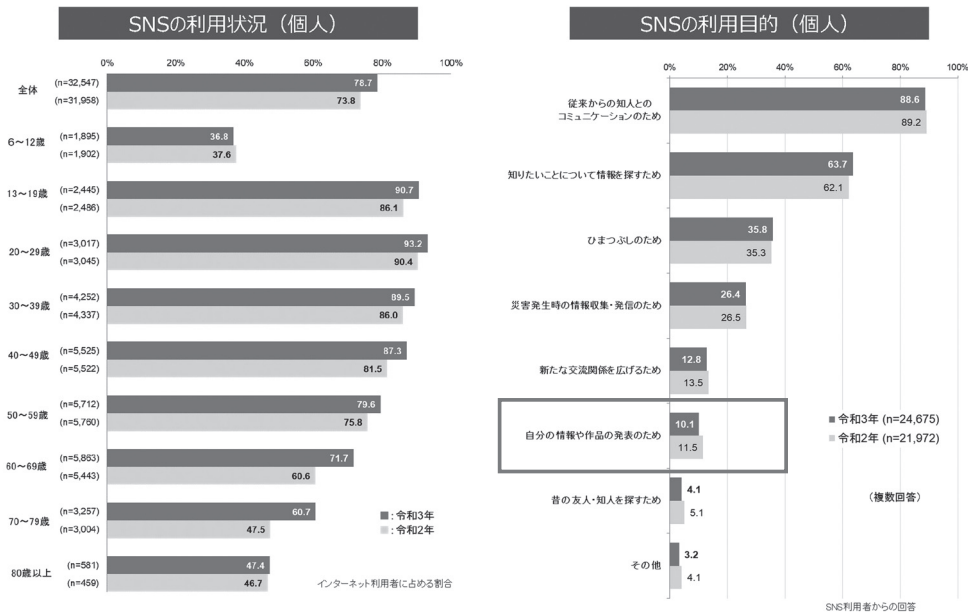


3 SNSの利用動向(個人)

4

SNS(注)を利用している個人の割合は、ほぼ全ての年齢階層で増加し、特に60～79歳の各年齢階層での伸びが大きい。利用目的では、「従来からの知人とのコミュニケーションのため」の割合が最も高い。

(注)ここでのSNS(ソーシャルネットワークサービス)とは、Facebook、Twitter、LINE、mixi、Instagram、Skypeなどを指す。



※総務省 令和4年5月27日発表報道資料より

スマートフォンの保有状況が、世帯88.6%、個人74.3%。インターネットの利用状況は13～59歳の各年齢階層で9割を超えているなどがある中、本論に於いては、特にSNSの利用動向(個人)に於いて、赤で囲んだ部分“自分の情報や作品発表”が1割を超えている点に着目する。

〈その質は玉石混交である〉

インターネット以前、映画やテレビなどで発信される映像コンテンツの制作に携わるクリエイターたちは、極めて作家性が強いデザイナーや熟練したエンジニアたちだったと言える。

前述した機材や会場の制約により、義務教育における学びの過程を持たず、他の芸術、例えば絵画に於ける幼児期や児童期のような成長段階を持たない映像分野は、一部の秀才や天才が携わるべき至高のジャンルだったのだから、これは当然のことと言える。

そして、メディアで発信される彼ら専門性の高いクリエイターたちが生み出すコンテンツは常に上質であることが求められ、(一部のアバンギャルドなビデオアートや自主製作作品を除いて)彼らは社会的な制約を認識し、商業的な責任を負いながら映像コンテンツの制作に携わっていた。

よって、後世に駄作や愚作とされるほどのコンテンツであっても、世の中から何らかの反響や批評を得られるほどの完成度は維持されていたし、そうでなければ発表は許されなかったのである。

そして現代、インターネットの動画共有サービスを見

れば誰もが感じると思うが、そこは映像コンテンツのジャンク溜まりである。

もちろん、ここで論じるのはあくまで鑑賞を目的とし不特定多数に向けての発信を目的とするコンテンツであり、速報を目的とするドキュメントやプライベートビデオは除くこととするが、例えジャンルを限定してみたとしても映像クリエイターを志望する者の枷となっていた殆どの制約が取り払われたことで、些か無軌道とも言うべきコンテンツが溢れてしまっている。

もちろん、プロの熟練作家を唸らせるほどに充実した内容を持つコンテンツも多数あるが、大多数を占めるのは“アイディア先行で設計不在”、“制作工程は我流で成り行き次第”、“表現や技法よりも発信者のタレント性重視”などといったコンテンツが圧倒的である。

〈この現状をどうみるべきか?〉

映像コンテンツの撮影及び編集機器の中でも、特にスマートフォンの登場と普及は、映像コンテンツの制作を簡易にし、身近にし、尚且つ低年齢化させた功績により、映像史上最も高く評価されるべき事象と言えよう。

今や、映像コンテンツは小さな子どもであってもス

スマートフォンさえあれば自由に撮影し発表できる。

それは、かつて他の芸術にはあって映像分野には存在しなかった幼児期や児童期という成長段階が、21世紀に至って漸くスマートフォンにより生じたということである。

これは画期的な出来事であり、この一事により映像は絵画や彫刻よりも、子どもたちにとって敷居の低い芸術であり創作活動に成り得たと言える。

そもそも、絵画は紙、彫刻は粘土など、所謂子どもたちにとって扱いやすい材料が存在したことで、幼児期や児童期の創作活動が行われていたのである。

しかし、映像にはそうした材料が無かったため、幼児期も児童期も存在しなかったのだ。(紙芝居や絵本の類いを映像の幼児期や児童期と述べる者もいるが、これはかなり無理矢理な意見である)

そうした映像分野が抱えていた状況を覆すほどの影響力を持って、紙や粘土に匹敵する材料としてスマートフォンが登場した。

(いつの間にか映像は他の芸術を上回る数の裾野を得ている)

多くの子どもたちは成長と共に絵画や彫刻から距離を取り始める。

これは幼い頃なら自由に手を動かすだけで良かったはずの創作活動に、技量という他者からの評価が齎されることによる。

例えばデッサン力とか、色彩感覚とか、構成力や表現力とか言うべきものなのだが、これらを物差しにして“上手”か“下手”かという評価が下される。

これによって、意識的な“得意”と“不得意”が生じ、そのことが誰の目から見ても明らかな作品が仕上がることが多いため、“下手”を自覚した者は、自分の創作物や創作の工程を他者に見られることを恥ずかしいと思うようになり、絵画や彫刻からは離れてしまうことになるのである。

ところが、映像はその点が優しい。

カメラにより撮影された映像は、厳密に言えば絵画や彫刻と同様の技量を求められているに違いないのだが、そこに生じる技量の不足は、ある程度なら技術や経験値で解消可能である。

そして、あくまでもテクノロジーのおかげではあるのだが、絵画や彫刻と比較して“下手”の度合いが底上げされ緩和されることもある。

つまり、誰が撮影しようとする人は人に見えるし、山は山に見える。

他者に「これ何？」と首を傾げられる心配がないのである。

絵画や彫刻の場合は、まずはそこから評価されてしまうが、映像にはそれが無いのである。

よって、他者に創作物や創作の工程を見られたくないなどの羞恥心を覚えることも少ないため、成長と共に距離を取り始める必要が無いのである。

芸術に限らず、あらゆる分野において裾野の広がりも重要である。

それによって、分野の質が向上し、優秀なプレイヤーが多数輩出される豊かな土壌ができて上がるのである。

但し、土壌が豊かになったとしても、それが均等に土質であるとは限らない。

優秀なクリエイターが世に出る機会は増えたが、その逆、未熟だったり、安易なスタンスで分野に取り組んでいたりするクリエイターたちも、大手を振って世の中に出る機会も増えたのである。

通常、芸術に限らず多くの分野において、そう言ったクリエイターが世に出る機会は殆ど無いし、世に出るための努力を課せられる。

もちろん、未熟な者が世に出ようとは初めから思いもしないだろう。

この点について、21世紀の映像分野は非常に優しくなった、というよりも緩くなってしまった。

動画共有サービスに映像コンテンツを投稿する者の多くは、映像クリエイターを自称しないだろう。

だが、それを視聴するユーザーにとって、彼らは明らかにクリエイターであり、作品に対する評価をアクセス数やレビューという形で行う対象者である。

そして、映像コンテンツを投稿した者は、低い評価を与えられれば次回作で挽回すべく何らかの戦術を練り投稿を繰り返すし、高い評価を与えられれば満足感と向上心を得られる。

そうやって評価を上げることで、いずれは人気投稿者となり、企業からの広告収入を得られるようなチャンネルの運営を志す者が誕生する。

本人たちの自覚は兎も角として、これは明らかにプロのクリエイターをめざす者のスタンスであり、他の芸術分野で画家や彫刻家をめざす者たちと同じ心構えでコンテンツを生み出しているのである。

(動画共有サイトのクリエイターたちの多くは幼児期、児童期にある)

例えば絵画だが、その成長の段階を大まかに記してみよう。

第1段階：多くの場合は幼児期や児童期に紙とクレヨンや色鉛筆などを手にして身近な題材(例えば家族

や体験したイベントの記憶、テレビやアニメのキャラクターの模写)を描くことから始まる。

第2段階：第1段階にて絵画との関りを終える者が大多数だが、成長し学校教育の中で“図画工作”や“美術”を教科目として学ぶことにより、分野に対する興味が芽生え、好んで基礎鍛錬を積む段階に至る者もいる。

第3段階：基礎を固めた後、その先にある応用段階、つまり専門的な創作活動を行うための高度な知識と技術の修練を求める少数者が生じる。

第4段階：第3段階に到達した者の中には美術大学や専門学校への進学を志望したり、公募展やコンクールへの参加を繰り返したりして、プロの作家を志望する者が現れる。

こうした各成長段階にある者たちの中で、世の中に作品を発表し、評価を得る機会が与えられる者は、精々が第2段階以降である。

画家として、又は画家志望者としての評価を受ける者となると、第4段階に到達した者でなければならない。

では、現状、映像はどうか？

作品の発表や作品に対する評価を受けること、動画共有サービスのおかげで、そのいずれもが絵画に於ける第1段階から可能であり、それ以降の段階は混沌としている。

第2段階はほぼ存在しないし、第3段階を踏まえる者よりも、機材とアプリの機能に依存しながら我流で創作活動を行い、アイデアでユーザーの志向に訴えようとする者の方が圧倒的に多い。

彼らの多くは映像に関する知識や技術が第1段階のままで止まったままの者であり、例えるならば、基礎トレーニングを積まず、ルールブックを読まず、いきなり試合に出たがる俄か愛好者と実力的には大差ない。

よって、その先にある第4段階、つまりプロやプロ志望者の捉え方も曖昧になるのである。

しかも、動画共有サービスの視聴者であるユーザーたちは、こうした実情を理解し許容しているので、投稿されたコンテンツの評価には映像作品としてのクオリティを常には求めておらず、アイデアが面白ければ、投稿者のタレント性が高ければ、評価に値すると納得している。

〈優しいユーザーに支えられている〉

実のところ、動画共有サービスの現状における投稿者(以降は敢えてクリエイターと呼称させていただく)の多くは懐の広いユーザーたちによって支えられていると言って良いだろう。

「そういう分野なんでしょう？」

と、ユーザーたちは語るに違いない。

他の芸術分野、絵画や彫刻とは異質な分野であり、専門家や高度な技量を必要としない分野、悪く言えば安易な門戸の開かれている分野として捉えられてしまっているに違いない。

芸術分野における作品の質について、ユーザーたちが妥協し成り立っている分野など、21世紀の映像分野以外には無いだろう。

絵画や彫刻において、その発想は素晴らしくとも実際に仕上がった作品が児童に等しければ、批評家はもちろん一般の鑑賞者たちにも認められることはあり得ないのである。

〈それでも21世紀の映像分野は動画共有サービスが下支えする〉

動画共有サービスには多くの優れたクリエイターが存在する。

投稿者として活躍する方の中には、アイデアとユーザーの優しさになど依存しておらず、芸術作品としての映像を投稿し、世界的な評価を受けている作家も大勢いる。

例えば、以下はその代表的な存在である。

ピーター・マッキントン Peter McKinnon

<https://www.youtube.com/c/PeterMcKinnon>

YouTubeで拝見した氏の映像コンテンツは、グラフィックアートからドキュメンタリー、アプリのチュートリアルなど多彩だが、その全てが優れた設計と演出により上質なコンテンツとして成り立っている。

テイラー・カット・フィルムズ TaylorCutFilms

<https://www.youtube.com/channel/UC5pREnfI5M7o20Y6xWwa7oA>

<https://www.instagram.com/taylorcutfilms/>

YouTubeやInstagramで公開されている映像コンテンツは、映像分野に興味がある者に限らず音楽ファンの心も掴むほどの斬新な構成で、正しくビデオグラフィックの最先端を走るクリエイターと言える。

ケイシー・ナイスタット Casey Neistat

https://www.youtube.com/channel/UCtinbF-Q-fVt_hA0qrFQTgXQ

氏は日常生活の実況や“やってみた”系のクリエイ

ターである。同様のコンテンツは、日本でも数多く投稿されているが、氏の映像コンテンツは前述したアイデアとユーザーの妥協に支えられている作品とは一線を画す。氏は全ての事象を描く際に、映像だけが持つ様々な表現技法を効果的に用いている。画面構成、ショット割り、タイミング、BGMやSEなど、全てが斬新でありながら、設計のお手本とも言うべきオーソドックスさを兼ね備え、面白いアイデアを更に際立たせることに成功している。

他にも、多数の尊敬すべき優れたクリエイターが動画共有サービスには存在する。

映像がテレビや映画の世界でしかなかった時代には、彼らのようなクリエイターが活躍の場を得るなど困難であったに違いない。

21世紀の映像という分野が、新進気鋭のクリエイターを誕生させ、そのコンテンツとしての重要性を高めるに当たって、動画共有サービスによる多大な恩恵を受けていることは間違いがないのである。

〈混沌からの脱却は如何にして行われるか?〉

今、動画共有サービスが全盛を迎え、映像クリエイターが多数誕生する時代に求められていることは何か?

この点について、答えは明確である。

メディアが変わったとしても映像コンテンツのクオリティを高めるための基礎理論、基礎技術は変わっていないのである。

21世紀の映像分野において、劇的に変化したのは裾野の拡大とユーザーの意識なのであって、“良い映像”、“面白い映像”を作る手段が変わってしまったわけではない。

それは、前述した3名の映像クリエイターのコンテンツを視聴すれば明らかである。

19世紀の末に産声を上げた映像が1世紀に渡って積み重ねてきた技術は彼らの中にも脈々として受け継がれており、その力は全世界で多くの共感者を得ることに繋がっている。

映像分野の裾野が広がり、それと同時に発表されるコンテンツの質の幅が広がったこと。

映像制作が身近になったことで、未熟で安易な作品も多数世に送り出されるようになったこと。

これらの現状は憂うべきことなのかもしれない。

だが、既に訪れてしまった現状を基に戻すことはできないし、現状を受け入れ楽しむユーザーや、その流れに乗って活動するクリエイターが多数いる中で、否定しても意味が無い。

では今後、映像という分野に携わり、映像という分野の教育や研究に携わる者は何をすべきなのか?

〈学ぶ者を増やすこと、学びたい者を増やすこと〉

絵画や彫刻に学びがあると同様、映像にも学びがある。

野球やバスケットに基礎トレーニングやルールブックがあると同様に、映像にも基礎技術や基礎理論が存在する。

それは、決して機材に熟練することやアプリの機能を熟知することではない。

優れた先人が残した“表現技法”を学び、習得することこそなのである。

映像コンテンツを制作するに当たり、それが商業的、公共的な場で発表されるモノであるならば、Who (だれが)、When (いつ)、Where (どこで)、What (なにを)、Why (なぜ)、How (いかに)、所謂5W1Hの原則を組み立てることは重要である。

そのための知識と技術をまなぶことは、絵画や彫刻に於けるデッサンやクロッキーを学ぶことに等しい。

特に情報発信の動機や根拠と成り得る Why (For What (なんのために)に置き換えて考えても良い)については最も綿密に練り上げられるだろう。

そして、これから制作すべき映像が何を目的としているかについて決定したら、それを達成するための How (いかに) が実践される。

これらを実践することを、伝統的な呼称で「演出」と呼ぶ。

我々、映像という分野の教育や研究に携わる者は、演出を学ぶことの重要性を、動画共有サービスを経て世の中に映像コンテンツを発信しようとする21世紀の映像クリエイターたちに伝えていかなければならない。

彼らの全てに伝わることはなくとも、前述した世界的に評価されているクリエイターたちに触発されているが、そこに近づく術を持たない者たちに学びを与えることはできるに違いない。

そこから、世界を目標とし、動画共有サービスに限らず、あらゆるメディアにおいて、上質な映像コンテンツをクリエイターたちを増やすことは可能に違いない。

テキストブック作成の今後の展開～描写力を学ぶ

映像の学びには、“観る”ことから始まり、“模倣”し、最終的には自らのモノとして“取り込む”ことを基礎とするのが効果的であるという考え方がある。

絵画や彫刻でも“鑑賞”という学びがあり、“模倣”は“模写”という基礎鍛錬として確立されているが、映像の

学びの場合、これらは少々目的を異にすることになる。

そもそも映像の場合、“写す”という作業は機械が行うので、例えば絵画の模写における目的の一つ、“画材の用法を学ぶ”という部分が映像では必要とされないのである。

カメラやアプリの使い方などはマニュアルを読めば済む話であり、絵の具の材質や溶き油の性質、筆やナイフや彫刻刀の動かし方などに相当する学びは必要無くなる。

では、映像において“模倣”とは何を目的としての学びなのか？

〈映像の制作の流れは作文の執筆と同じ〉

改めて言うまでも無いことだが、映像には“時間の描写”がある。

極めて特殊な Fix Movie を除いて、映像は一定の時間を経て変化する状況を視聴する者たちが理解できるように描写することを目的としている。

その“描写の仕方”こそが“映像表現”であり、クリエイターの腕の見せ所になるのであり、クリエイターの個性として視聴者に認識される。

先人の作品を“模倣”するという学びは、これを辿り、その効果を実感し、自らの制作に取り込むことなのである。

これは文章を書くために必要な、描写力を身につける学びに近い。

小説や随筆、戯曲などを執筆する作者には“文体”と呼ばれる個性的特色が見られることが多いが、“文体”とは文章のスタイルであり、史上における著名な作家は“文体”を掴むことで誰が書いた作品かが分かるほどである。

よって、彼らの作品を読み、その“文体”による描写の仕方を技法として理解し、それに共感できたならば、自らの作文に当たって応用し展開が可能かどうかの試案を繰り返すという学びが存在する。

この学びを、映像の学びに置き換える作業をしてみよう。

その素材として以下の文章を用いることとする。

或秋の夜半であつた。南京奇望街の或家の一間には、色の蒼あをざめた支那の少女が一人、古びた卓の上に頬杖をついて、盆に入れた西瓜の種を退屈さうに噛み破つてゐた。

この文章は、1920年に『中央公論』で発表された「芥川龍之介の短編『南京の基督』」より、冒頭の段落を抜粋

したものであり、語り部である日本人旅行家の視点により、一人の少女娼婦の状況を描写したものである。

「南京の基督」は1995年に日本と香港の合作で映画化されているが、それについては本論とは関係が無いので、予め断わっておく。

ところで、この段落内に込められた情報を最小限度に絞って、それ以外を全て削ぎ落とすと、「少女が西瓜の種を噛み破つてゐた」になる。

原文を知る者からすれば、殆ど意味を為さないほどの絞りがただと思われるだろうが、特に作文に対する意識を持たず、日常で交わされる会話、メールやLINEなどで交わされる文章とは、こんなモノである。

作文を学び、読み手を意識し、如何にしてスムーズな状況描写を行うかを意識して初めて、

When (いつ)：或秋の夜半

Where (どこで)：南京奇望街の或家の一間

Who (だれが)：色の蒼あをざめた支那の少女が一人

What (なにを)：盆に入れた西瓜の種を退屈さうに噛み破つてゐた

How (いかに)：古びた卓の上に頬杖をついて

つまり、5W1Hを中心とした基本的な情報を伝えることの必要性に気付くことになる。

そして、当時の室内の情景を重ねて伝える必要があると考えれば、Where (どこで)の追加情報が2番目の段落で描かれることになる。

卓の上には置きランプが、うす暗い光を放つてゐた。その光は部屋の中を明るくと云ふよりも、寧ろ一層陰鬱な効果を与へるのに力があつた。壁紙の剥はげかかつた部屋の隅には、毛布のはみ出した籐の寝台が、埃臭さうな帷を垂らしてゐた。それから卓の向うには、これも古びた椅子が一脚、まるで忘れられたやうに置き捨ててあつた。が、その外は何処を見ても、装飾らしい家具の類なぞは何一つ見当らなかつた。

芥川氏がその執筆に携わった生涯の中で、初期から中期(1915~1920年前後まで)に執筆された作品の多くでは、こうした物語の序盤で舞台を丁寧に描写する作文の後、本編に当たるWhy(なぜ)が始まることが多いが、もちろん、この作文構成の重要性和芥川氏の文体に留意する読者は、通学であれ独学であれ作文を系統立てて学んだ者であるに違いない。

その学びの過程が無ければ「少女が西瓜の種を噛み破つてゐた」以上に作文が広がることは無いのである。

この学びの過程は、映像コンテンツの制作に際しても

同様に重要である。

仮に「南京の基督」の冒頭のシーンを映像化” しましょう。

芥川氏が作文した“舞台を丁寧に描写する” という作業を、映像にて行うのである。

ここで、安易で読解力の未熟な文章の読み解き方をすれば、映像クリエイターは、いきなり部屋の中でスイカの種を齧る少女を設定し、撮影を開始するだろう。

背景に南京っぼさを感じさせるとか、2番目の段落で登場する幾つかの小道具を配置するなどを忘れてはしないだろうが、細かな描写はナレーションやテロップに逃げるかもしれない。

その結果、「少女が西瓜の種を噛み破ってゐた」でしかない映像が仕上がってしまうだろう。

この指摘について、「そんな馬鹿な」とおっしゃられる方もいるだろうが、現在の国内の映像コンテンツクリエイターたちが動画共有サービスに投稿されているストーリー作品やドキュメント作品の大半が「少女が西瓜の種を噛み破ってゐた」である。

描写の技法よりも、凝ったカメラアングル、派手な画面の切り替え、効果よりも趣味を優先したSEやBGM、さらには雑なCGやVFXの多用など、アプリや機材の高性能化により自主制作でも実用が可能となった各種技術を多数取り入れて、面白い映像を見せつけることに終始した作品が多く見受けられる。

そこには、芥川氏のような文体は存在しないし、クリエイターの個性的な描写力などを垣間見することも無い。

そんな映像コンテンツの溢れる動画共有サービスの中にも、優れた作品は散見される。

作品に込められたメッセージやストーリーの面白さを素直に感じさせ、視聴する者の感情に何らかの反応を呼び起こす作品である。

前項で挙げた3名のプロクリエイターの作品などは、その代表格と言えるが、アマチュアの作品の中にも、可能性を見いだせる作品が多数ある。

この論で、アマチュアの作品を取り上げて、「誰その作品が…」などと個人の名称を挙げることは差し控えさせていただくが、日常系、SF系、アニメ系、やってみた系などジャンルは問わず、批評家の目を引く（評価以前の作品が多い中であって）“映像表現的な評価”が生じる作品は少なくないのである。

当り前のことかもしれないが、そうした作品の作者や団体のプロフィールを拜見すると、美術大学や専門学校などで映像を学んだ経歴を持つ者、サークルや団体、企業などで切磋琢磨した経歴を持つ者が大半である。

彼らは学びや経験の中で、映像制作における描写力の重要性を理解、又は無意識でも身に付けており、設計の段階で試行錯誤を繰り返しているのである。

視聴者の優しさに任せるのではなく、作品の質の良し悪しでメッセージを伝えることを当り前の心構えとして持ち制作に望んでいるのである。

このこと、映像が芸術分野の一つであり、動画共有サービスもテレビも映画も、共に公にコンテンツを発信するメディアであることを意識したならば、それに携わるクリエイターたちは、他の芸術分野がそうであるように、基礎理論を学び、基礎技術を身に付けるための鍛錬はあって然るべきということの表れと私は強く実感している。

さて、ここで論は「南京の基督」に戻る。

「南京の基督」の冒頭のシーンを映像化するに当たって、クリエイターは何から考えるのか？ 考えなければならぬのか？

まずは、When（いつ）、Where（どこで）になるだろう。

そして、映像コンテンツ制作の経験が浅い者は、

「或秋の夜半であつた。南京奇望街の或家の一間…」

この短い文章を映像に置き換えるだけで、描かなければならない情報量の多さに気付かされるに違いない。

必須とされる情報を以下に列記してみよう。

- ・当時の“南京奇望街”を伝えるために必要な背景は？ その規模は？
- ・当時の“南京奇望街”を伝えるために必要な音響効果は？
- ・“或秋の夜半”を引き立てるに必要な大道具は？
- ・“或秋の夜半”に相応しい光源は？ 光量は？
- ・少女娼婦が住むに相応しい“或家”とは？
- ・少女娼婦が住むに相応しい“一間”とは？
- ・少女娼婦が住む“一間”に相応しい小道具とは？

まずはここまで。

この段落に於ける芥川氏の文章を読み解くなら、その時系列の中に“南京奇望街”というロケーションは単語として登場するだけで、物語の開始時点に当たる場所は“或家の一間”、つまり室内である。

しかし、この単語は映像化する際に避けて通ることはできない。

僅か一語ではあるが、その中に込められた情報量は、この短編の全文を覆いつくし、コンセプトの土台を築くものである。

よって、芥川氏の文章での始まりは室内であったとし

でも、映像の場合は“或家”が建つ“南京奇望街”からでなければならない。

まず始めに、カメラは1920年代の“南京奇望街”の街並みを“或秋の夜半”の描写も加えながら行うことになる。

もちろん、ナレーションやテロップで代替えることも可能だろうが、そうした場合、映像というメディアの持つ表現特性である実態感や臨場感を放棄することに他ならない。

それを行うことは殆ど苦肉の策でしかなく、既に映像表現ではなくなってしまうのである。

正しく映像表現を行うならば、“或秋の夜半”と“南京奇望街”を描いた後、芥川氏の文章に於ける開始時点である“或家の一間”に繋ぐよう構成することになるだろう。

もちろん、その繋ぎ方について、芥川氏の文章には書かれていない。

“南京奇望街”は屋外なので、室内に繋げるには映像クリエイターが独自のアイデアを練り出さなければならない。

戸口から繋ぐのか？ 窓から繋ぐのか？ 又はショットを切り替えるのか？ 手法は様々である。

そのいずれかを、どのようなタイミングで用いるのかが映像クリエイターの腕の見せ所となり、個性的表現となり得る。

そして、繋がった先“或家の一間”については、2番目の段落に多数の具体的な情報が列記されているが、その中の小道具に関する情報を取り上げてみる。

- ・古びた卓
- ・うす暗い光を放つ置きランプ
- ・剥はげかかった壁紙
- ・毛布のはみ出した籐の寝台
- ・古びた椅子（一脚）
- ・装飾らしい家具の類なぞは何一つ見当たらない

これらは物質的な情報であり、モチーフの一部である。映像コンテンツを制作する場合、これらはクリエイターの意志で取捨選択が行われたり、追加が行われたりするが、それが成される目的は、物語の背景が持つ雰囲気醸成に資することにある。

「南京の基督」冒頭のシーンの場合、

- ・陰鬱な部屋の中
- ・埃臭さうな帷

これに加えて、芥川氏の文章に明確な指摘は無いが、社会の底辺で喘ぐ娼婦の生活を映し出すために必要な貧しさを醸し出さなければならない。

クリエイターは、これを描写するために小道具に汚しなどの手を加え、光量を調整し、カメラワークを考える。

そして、その中心で“盆に入れた”西瓜の種を“退屈さうに”噛み破つてみた少女に辿り着くのである。

この論で照会した一連の作業は、既にある芥川氏の作品を映像に置き換える作業だが、オリジナルであっても、映像の設計から撮影に至るまでの工程はほぼ同様である。

原稿用紙に向かって筆を走らせる作業と比較したら、物理的な手間暇は映像制作の方が遥かに大きく、経験の浅い者の中には、これらを考えただけでストレスを感じる者がいるかもしれない。

実際、大学で私の映像授業を受講する学生たちに映像コンテンツの設計課題を与え、個別指導をしていると、描写の手間を省き、可能な限り最小限度の情報量で仕上げようとする者が少なくない。

受講者の中には、「将来は映像を生業としたい」と述べる学生もいるが、そうした学生であっても、手間暇を省くための逃げ道を探そうとし、ストーリーボードの初稿では、大抵が「少女が西瓜の種を噛み破つてみた」のような設計が提出される。

本来、映像クリエイターは、この手間暇を求め、楽しむ思考を持つ者がめざすべき分野なのである。

他の芸術分野でも、例えば絵画や彫刻などで一つの作品を構想する際、多数のエスキスを嫌うようではプロの作家にはなれるはずも無く、そこに執着し打ち込める者こそがプロの作家をめざすことができるだろう。

〈映像制作のストレスを払しょくする切っ掛けとして〉

私は経験が浅く、手間暇を惜しむような者は映像コンテンツ制作に携わってはいけないと述べているわけではない。

映像コンテンツに関わろうとする者は、誰もが“映像が好き”という志向を起点としている。

だから、始めのうちは映像の描写に於いて発生する物理的な手間暇をストレスに感じたとしても、いずれその大切さを理解し、その手間暇を当然として受け入れるようになれば良いだけなのである。

それには、あらゆる学問分野に携わる者が根底に持つ“動機”を見つけられれば良いのである。

では、映像コンテンツのクリエイターにとって“動機”とは何なのか？

一つに、先人の残した優れた作品に触れることである。

先人の作品を観て、何故その作品が優れているのか？なぜ優れたクリエイターとして評価されているのか？を学び、彼らに近づくにはどうしたら良いか？を考え、必要な学びを実践していくことで、いずれストレスは解消され、それが却って欲求となるだろう。

プロクリエイターたちは、その欲求の塊である。

DVD や BD のソフトを購入すると、映像特典で未使用映像が付いてくることがあるし、劇場公開後にディレクターズカット版が改めてされる作品もある。

全てが同じ理由ではないと思われるが、プロのクリエイターたちは自らのポリシーに基づき、徹底的な描写に拘りぬく。

そして、時には行き過ぎて、途轍もない手間暇を掛けながら、視聴者にとって不必要な、商業的には無意味なショットを多数撮ってしまうことがある。

それが映像特典の未使用映像であり、ディレクターズカット版ではないだろうか。

私は、そうした制作工程の断片を観る度に、映像コンテンツのクリエイターのあるべき姿勢を感じさせられる。

テキストブック作成の今後の展開

～優れた先人の作品とは

優れた先人の残した作品をテキストブック化するのが本研究の目的であるが、伝えるべき主題は常に演出法であり描写法である。

前項で取り上げた「南京の基督」冒頭シーンの映像化などは、その学びの基本である。

芥川氏が作品の中に込めた様々な思いは、その文章を読み解き、それを視覚的なビジュアルに置き換えることによって、自ずとクリエイターは理解するようになるだろう。

そして、先人の手掛けた映像作品の多くは、シナリオや原作に記された文言を、如何にして視覚的に実現するか、行間に込められたメッセージを受け止め、それを如何にして表現するか真剣に取り組んだ成果であるから、後進が学ぶ優れたテキストブックになるのは間違いない。

よって、令和2年度に執筆した「演出と描写 序論」から始まって、本稿にてテキストブック作成の導入と至ったわけだが、次稿からは、先人、つまり映像史に大きな役割を果たし、テキストブックと成り得る個性的表現技法を持つ作家を個々に分析していく作業に取り組むことになる。

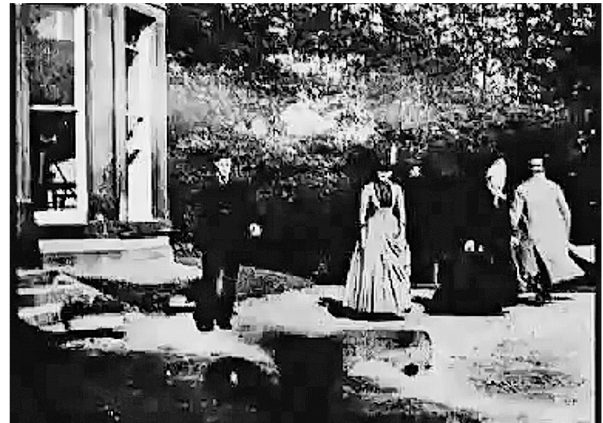
その前に、本稿に於いては「南京の基督」の冒頭のシーンを映像化について、多くある描写力を学ぶための結論の一つを挙げ纏めたいと思う。

〈記録として現存する映像史の始まりは 1888 年〉

トーマス・アルバ・エジソン (Thomas Alva Edison 1847-1931) や、オーギュスト (Auguste Marie Louis

Lumière 1862-1954) とルイ (Louis Jean Lumière 1864-1948) のリュミエール兄弟が活動を開始した 1889 年より 1 年前。

フランスの発明家 Louis Aimé Augustin Le Prince (1841-1890?) による、上映時間僅か 2.11 秒、12f/s で撮影された「Roundhay Garden Scene」の発表が近代映像史の始まりである。



それから数えて、映像史は 2023 年に至って 135 年を迎えることになるが、その年月の中では多くの優れた先人が生まれ、後進の導き手となっている。

本稿の最後では、次稿へつながる指針とすべく優れた先人の一人、ジョン・フォード (John Ford 1894-1973) を取り上げることとする。

ジョン・フォードはアメリカ合衆国の映画監督、脚本家、映画プロデューサーであり、1910 年代から 1960 年代にかけての 50 年以上のキャリアで 140 本を超える作品を監督し、アカデミー賞では監督賞を史上最多 4 回の受賞を達成している巨匠である。

だが、こうした商業的な成功を収めたジョン・フォードも、21 世紀の日本では一人の娯楽作家として“知る人ぞ知る映画監督”となってしまっている。

ジョン・フォードの再評価について、多くの研究書がアメリカでは発表されているが、近年の日本に於いては殆ど振り返られることない。

その要因は、おそらくジョン・フォードの作品が大衆的であり、職人的であり、他の巨匠たちと比較して芸術性や作家性に対する評価が、生前である 1960 年代以前に殆ど為されたなかったという点にあるだろう。

アメリカに於いては 20 世紀後半にジョン・フォードの再評価もおこなわれ、それも一旦落ち着き安定した様子だが、日本では 1960 年代以前に行われた彼の評価がそのまま定着してしまっているようで、彼の作品を手本として映像クリエイターとしての学びを歩んだという話

を聞くことはまずない。

ところで、ジョン・フォードは1960年代にどのように評価され、どのようにして否定されていたのか？

まずは、アメリカの映画専門誌“The Hollywood Reporter (1932)”に掲載されたジョン・フォード批評である

「一瞬たりとも遅滞すること無し、全編中、静的な個所は1フィートもなし。ショットはすべからく綿密に計算された構図を示し…」

批評というよりも興行的な煽り文句に思えるが、それが彼の作品に対する当時の批評家たちの価値観を想像させる代表的なコメントである。

次に、1951年に創刊されたフランスの映画批評紙“Les Cahiers du cinéma”に於いて、ジョン・フォードは明確に否定されているが、その理由は後年の研究書によると、初代編集長アンドレ・バザン（André Bazin 1918-1958）が提唱した、

「強力に構成された映像は、観客の自由を奪い、解釈を強制するが故、否定されるべきである」
が基になっていると言われる。

これらの批評になるほどと頷きながら、私は各時代における評価を肯定するつもりも、否定するつもりもない。

こうした批評家たちの言葉から得るものは、ジョン・フォードという先人が、映像表現のテキストブックとして取り上げるに、最も適しており、優れており、後進に有効な学びを与えてくれるクリエイターであることを確信するだけである。

後年、ジョン・フォードは「詩人」と敬称されることがある。

それは、彼がクリエイターであると同時に物語の語り部的な意識を持ち作品が生み出されていたからではないだろうか？

ジョン・フォードの作品は派手なアクションを伴う作品でも、文学作品のドラマ化であっても、牧歌的な雰囲気を漂わせていると言われる。

牧歌的 [形容動詞] = 牧歌のように素朴で抒情豊かなさま

なぜ、そう感じさせるのか？

それは、彼の作品のシナリオが、“それが実際に起こった出来事であり、それを見聞きした者が、伝承化しようとしている”かのように思えるからではないだろうか。

「ジョン・フォードの作品を観る者は、彼の語る昔話を聞き、それを楽しんでいる」

大袈裟に言うならば、彼のスタンスはギリシャの詩人ホメロスや、古事記の稗田阿礼であり、過去の出来事を口述で伝えようとする古老に似ているのかも知れない。

こうした前提に立ち、ジョン・フォード作品のシーンの一つ一つを散文詩として捉えていくと、その映像表現の手法が際立って見えてくる。

優れた詩文は、優れた描写力と表現力を必要とするし、それを発表する際には構成力と演技力が必須となる。

こうした点がジョン・フォード作品の個性であるのならば、アンドレ・バザンが否定するのは当然のことなのだろう。

さて、ここでジョン・フォードの散文詩的な描写について、個性的な表現技法が明確に表れている作品の一つ挙げてみる。

『搜索者 (The Searchers 1956)』

主演はジョン・ウェイン。

共演でナタリー・ウッドが出演している。

音楽はマックス・スタイナー。

撮影は1952年にジョン・フォード監督作品「静かなる男 (The Quiet Man)」でアカデミー賞撮影賞を受賞したウイントン・C・ホック (Winton C. Hoch 1905-1979)) である。

この作品も当時のジョン・フォード作品が批評家によって酷評されたと同様、後に再評価されるまでは失敗作とされていたが、そういった問題をここで取り上げるつもりはない。

あくまでもテキストブック作成の素材として、監督ジョン・フォードとカメラマンのウイントン・C・ホックが行った優れた表現技法について確認する教材として取り上げていくこととする。

『搜索者』は凄惨な物語である。

おそらく、アメリカ合衆国が成立する過程において西部開拓期には同様の出来事が起こったであろうと想像させられる内容であり、観客にそう感じさせるよう、語り部としてのジョン・フォードは映像を綴っている。

搜索者のあらすじ

南北戦争が終戦し、数年ぶりに帰郷した南軍の兵士イーサン・エドワーズ (ジョン・ウェイン) だが、テキサス警備隊からコマンチ族に盗まれた牛の奪還に協

力を要請され、滞在していた兄夫婦の牧場を一旦離れる。だが、それは警備隊を誘い出すためのコマンチ族の罠であり、イーサンが留守にしている間に、牧場はコマンチ族に襲われ兄夫婦は虐殺されてしまう。イーサンは兄一家の復讐のため、そしてコマンチ族に誘拐された幼い姪デビーを救出するために、搜索の旅に出る。

6年後、イーサンは白人の娘を何人もさらって妻としているコマンチ族の酋長に出会うが、そこで出会った成長したデビー（ナタリー・ウッド）はコマンチ語を話すコマンチ族の一員になってしまっていた。イーサンは逆上したイーサンは、救い出すはずだった姪に向けて銃を構える。

注目すべきはラストシーンだが、この物語はドアから始まりドアで終わる。

始まりは、“帰郷したイーサンを迎える兄夫婦”だが、終わりは、長い旅の途中、姪を救うためとはいえ常軌を逸した行動を採り、後に復讐鬼となり、荒んでいくイーサンに対し、同行者たちの心が離れていく過程を描いた後、“長い旅路を終え、姪を救い出して帰還したイーサンの前で閉じられる”ドアである。

余談だが、ここで用いられる“ドア越しの構図”は映画史上最高の構図の一つとして挙げられている。

だが、実のところジョンフォード作品では他の作品でカメラマンを務めているアーチャー・J・スタウト（Archibald Job Stout 1886-1973）なども度々用いているので、そういう点について特筆はしない。

アメリカ合衆国西部のロケーションを描写する際に、強い日差しを表現するには常套な手法と言えるだろう。

それよりも、まずはこのラストシーンでどのような情報が描写されているのかを記してみることにする。

- ・ 広大な平原と広がる青空、近づいて来るイーサンと一団。
- ・ イーサンの腕の中には姪のデビー。
- ・ 彼らの帰郷を喜び、ドアを開けて迎え入れようとする人々。



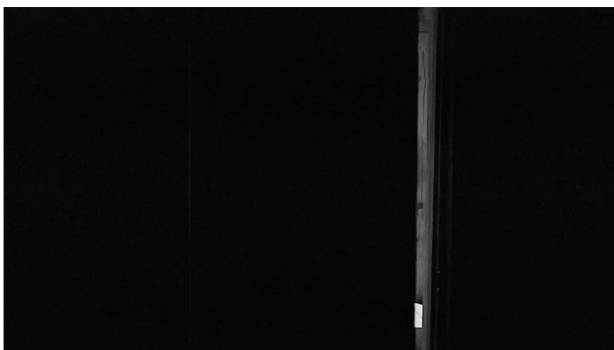
- ・ 一団の者たちが、次々にドアの迎え入れられる。



・イーサンは暫し佇んだ後、後ろを振り返り、砂塵巻く中一人去って行く。



・そんなイーサンを遠くに見ながらドアが静かに閉じられる。



そもそも、物語の冒頭で“かつての自分の恋人が兄と結婚していたこと”や“殆ど破綻していた兄弟関係”などを思わせる前提が描かれており、イーサンという複雑なキャラクターにとって、既に故郷は帰るべき場所ではなくなってしまっているのでは？と観客は感じている。

それでも冒頭のシーンで、イーサンの帰還に際してはドアを開けて迎え入れてくれた兄夫婦と姪たちだったが、彼らを失くし捜索と復讐の旅を過ごした6年という歳月が、イーサンと故郷との間に埋められない隔たりを作ってしまったのだということも観客は知っている。

それを前提として、このラストシーンを観る観客に対

しジョン・フォードはメッセージを送る。

もちろん、様々な事情を理解した上でも、観客は主人公であるイーサンを締め出したいと思ったりはしないし、彼を他の者たちと同様に迎え入れてやりたいと感じているわけで、観客たちの手がドアを閉めたりはしない。

その心理を、ジョン・フォードは逆手にとって描写を進める。

それは観客にイーサンへの思いを強く残すため、物語の余韻を残すための表現手法であり、そのためにドアは監督ジョン・フォードの手によって閉じられるのである。

『搜索者』のラストシーンが優れているのは“ドア越し

の構図”が優れているのではなく、このドアを閉じる描写を施したジョン・フォードの手であると私は考える。

この“閉じられるドア”を如何にして効果的に描写するか、ジョン・フォードやウイントン・C・ホックは試行錯誤を繰り返したに違いない。

前記した情報を描くために、ドアという小道具を用い、それを境にして内と外の二つの世界を隔てること、目に見えない越えられない壁を表現することに取り組んだのである。

そして、一切の台詞が無く、エンディングテーマが淡々と流れる中、静かに物語を語り終えるために、下記の描写は欠かせない。

“砂と石が転がる荒野と人の手で作られたログハウス”，そして“光に満たされた屋外と黒一色で染まった屋内”，ここで設定された構図と光量の設定は、おそらくイーサンの視点を観客に知らせるための効果である。

故郷の家には彼を温かく迎え入れる者は無く、もはや彼にとっては人の温もりを感じられる屋内を見ることは許されないのだという意味を象徴すべく描かれた画と考えられる。

さらに、ドアの遙か向こうに見える“広漠としたモニュメントバレー”は、この物語が終わった後に続くであろうイーサンのドラマが決して優しいものではなく、辛く厳しく果てしない旅路であることを想像させるための仕掛けに違いない。

一見して、ビジュアル的には美しく仕上がったラストシーンだが、これを観た観客の心には、ジョン・フォードが語ろうとして行間に残した様々なメッセージが伝わってくるよう、抜群の描写力と構成力を以って仕上がっているのである。

次稿へ繋ぐ学びとして

優れた先人の残した作品の演出法、描写法を学ぶにあたって、ジョン・フォードの作品などは、非常に良質な教材と言える。

“シナリオや原作に記された文言を、如何にして視覚的に実現するか？”

“行間に込められたメッセージを受け止め、それを如何にして表現するか？”

これについて、映像クリエイターはまず、何をどのようにして描写するか？ を真剣に悩むところから始めな

ければならない。

演出法や描写法などという文言を用いると技術論的な受け止めをされる者がいるかもしれないが、そうではない。

これらはあくまで表現技法であり、表現力を伸ばすための鍛錬である。

表現力を高めることで、映像クリエイターは初めて不特定多数に情報を届けることができ、共感を得ることができるわけで、そこを怠ってしまっただけでは“観る者の優しさ”に頼らざるを得ないコンテンツばかりが生み出されてしまう。

そうならないよう、上質なコンテンツを生み出す者たちが一人でも多くなるよう、21世紀以降の映像クリエイターをめざす者たちに基礎として学んで欲しいテキストブックを本研究では続けていく。

そして、次稿においては、先人たちの残した足跡を辿り、そこに学ぶべき個性的な表現技法を見付けていく作業を行っていくこととする。

[出典]：※引用順に記載

『人口推計 2022 年 9 月報』

総務省統計局

『情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査 2020 年』

総務省情報通信政策研究所

『モバイル社会白書 WEB 版 2021 年』

NTT ドコモモバイル研究所

『令和 3 年通信利用調査』

総務省 令和 4 年 5 月 27 日発表報道資料

『芥川龍之介全集 (第 6 版)』Kindle 版

著者：芥川龍之介 2014 年 芥川龍之介全集・出版委員会

『Roundhay Garden Scene』

掲載元：YouTube.com

『The Searchers 1956』Blu-ray

発売元：Warnerbros.

[参考文献]：※引用順に記載

『映像の演出』

著者：吉村公三郎 1979 年 岩波書店

『巨匠たちの映画術』

著者：西村雄一郎 1999 年 キネマ旬報社

『A About John Ford』

著者：Rindsay Anderson 1981 年 Film Art

Directing in movie production

Direction and Depiction

KITAJIMA Youichi

Abstract

Either artworks or commercial works, most videos, we see in a movie theater, on television, or the Internet, are created works in accordance with some kinds of a creative intention.

Out of crews involved in those production, a director is a person who has a leading role and should be in charges of a quality of the finished work, including designing and the mode of expression.

To manipulate an emotional reaction from appreciators, directors finish up their works showing their creativity and originality. In that sequence of process, a base would be the “ability to portray” which conveys the information to appreciates.

This paper discusses what the “ability to portray” directors have to learn is, touching on fine technics the past various creator had used.

実践報告

実践報告

大学女子バレーボール選手への VBT デバイスを活用した トレーニング効果の検討

天 野 雅 斗

要約

本研究は、従来のウェイトトレーニングが女子バレーボール選手の挙上速度にどのような影響を与えているのかをリニアエンコーダー式 VBT デバイス (VITRUBE) を使用して検討した。対象は大学女子バレーボール選手 8 名であった。9 種目のトレーニングを測定し、6 種目 (クリーン、プッシュプレス、スクワット、デッドリフト、ベンチプレス、ミリタリープレス) のみ 3 段階の異なる負荷全ての挙上速度に有意差が認められた。それ以外の 3 種目では、スナッチの軽一中負荷、ヒップスラストの軽一高負荷と中一高負荷、ベントオーバーロウの軽一中負荷に有意差が認められなかった。軽負荷になるほど推定挙上速度より低い値を示し、選手間の挙上速度にも差が表れるため、従来のウェイトトレーニングでは軽負荷での爆発的筋力向上に対して効果が低いことが示唆された。VBT デバイスを活用したトレーニングを導入し、より競技特性に近い軽負荷での爆発的筋力の獲得をすることがバレーボール競技動作の改善につながることを示唆された。

はじめに

バレーボール競技はネット型のスポーツであり最高到達点やジャンプ力が求められ、トレーニングにおいてもジャンプ力向上を目的としたトレーニングが数多く実施されている¹⁾。近年、ウェイトトレーニング中の挙上速度をモニタリングし、挙上速度を基準にトレーニング強度と量 (負荷) をコントロールする方法 (以下、Velocity Based Training : VBT という) の研究が進み、VBT は従来のウェイトトレーニングで起こるトレーニングの弊害 (過度な心理的疲労、代謝・神経系のストレス増大、Type 2 線維に発現するミオシン重鎖 IIx の減少、筋収縮速度および筋力の立ち上がり率 (以下、Rate of Force Development : RFD という) の低下) を抑え、ジャンプ力などの爆発的筋力発揮の向上により効果的であることが示唆されている^{2, 3)}。そこで本研究は、女子バレーボール部選手への VBT 導入前の実態把握として、従来のウェイトトレーニングが女子バレーボール選手の爆発的筋力発揮にどのような影響を与えているのかを VBT デバイス (VITRUBE[®], Spain) を活用して、ウェイトトレーニングの負荷と挙上速度の関係から検証することとした。

VITRUBE はウェイトトレーニングを評価するための非常に便利なツールである。VITRUBE は、回転運動を測定できる光学式エンコーダーと、それを直線化するコイルで構成されており、この方法であらゆる直線運動

の距離と速度を測定することができる。VITRUBE は VBT 研究でゴールドスタンダードとされる GymAware などとも比較され信頼性と妥当性が証明されている。サンプリング周波数は 100 Hz、速度検知閾値は 0.04-5.80 m/sec であり、ウェイトトレーニング時に起こるほぼ全ての動作速度を計測することが可能である。また、VITRUBE アプリでは平均速度 (m/sec)、ピーク速度 (m/sec)、平均パワー(w)、ROM : 動作範囲 (cm)、Fatigue : 速度低下率 (%) などを同時にリアルタイムフィードバックすることが可能である⁶⁾ VITRUBE を使用することで、その時点での 1RM や、セッション中のフィットネス状態の変化を知ることが出来る。高重量を用いて過度に疲労させたり怪我を引き起こしてしまったりする可能性のあるテスト (従来の実測 1RM 計測) を行う必要もなくなる。挙上速度からの 1RM 推定は非常に正確かつ簡便に行うことが可能である。これにより、ウェイトトレーニングセッション内での負荷をコントロールすることができ、より少ない時間で最大限の効果を得て、計画した目標を効率よく達成することができるようになる。また、アスリートの疲労の蓄積 (挙上速度の低下) を見つけてコントロールすることで、怪我を避けることもできる。VBT トレーニングはウェイトトレーニングを行うどの競技のアスリートにもメリットがあり、それぞれの競技力向上に必要な能力 (パワー、スピード) を向上させることができるとされている²⁾。

対象および方法

1. 対象

北海道大学女子1部バレーボールリーグに所属する大学バレーボール選手8名を対象とした。対象選手は日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーより指導を受け定期的（1週間に2回程度）にウェイトトレーニングを実施してきており、ウェイトトレーニングのフォームにおいては熟知しているといえる。対象選手の身体特性は年齢（歳） 20.1 ± 0.8 、身長（cm） 165.3 ± 6.6 、体重（kg） 58.5 ± 6.1 であった。

各被験者にはVBTトレーニングを実施する利点と注意点や危険性を説明し、身体に異常等を感じた場合には、いかなる場合においても自発的に中止できることを理解させたうえで実施した（Fig. 1）。また月経周期による筋力の変化についてはスポーツ選手で一定の影響が見られないことが多く明確ではないので^{4, 5)}、今回は月経周期を考慮せずに実施した。



Fig. 1. Measurement scenery.

2. 方法

ウェイトトレーニングを3段階の異なる負荷（軽負荷—中負荷—高負荷）で3回ずつ、合計9種目（①スナッチ、②クリーン、③プッシュプレス、④スクワット、⑤デッドリフト、⑥ヒップスラスト、⑦ベンチプレス、⑧ベントオーバーロウ、⑨ミリタリープレス）2日に分けて実施し、その挙上速度（①②③はピーク速度、④⑤⑥⑦⑧⑨は平均速度）と挙上動作範囲をVTRUVEを使用し測定した（Fig. 2）。

測定は選手権大会や皇后杯予選が終了した直後の7月末に実施した。負荷設定は通常練習の限られた時間の中で実施したため、選手毎の負荷変更が不要な同一の負荷を設定した。選手には全ての試技において最大速度での挙上を心掛けるよう指示した。各種目の測定値から負荷と挙上速度の関係を調べた。また、得られた測定値から負荷-速度プロフィール（以下、Load-Velocity Profile :

LVP という）を作成し、選手間の% 1RM に対する推定挙上速度の差も調べた。



Fig. 2. Strength training using a linear encoder (VTRUVE®, Spain)

統計処理

測定値はすべて平均値および標準偏差で表した。3段階の負荷で測定した挙上速度の関係については一元配置分散分析および Bonferroni 法による多重比較検定により平均値の差を検証した。なお、有意水準は5%未満とした。また、測定した負荷と挙上速度から直線回帰式を作成し、長谷川（2021）がまとめた各種目ごとの推奨1RM速度¹⁾から1RMを推定した（Fig. 3）。そして、各種目の推定1RMからLVPを作成し% 1RMと挙上速度の直線回帰式を算出した。

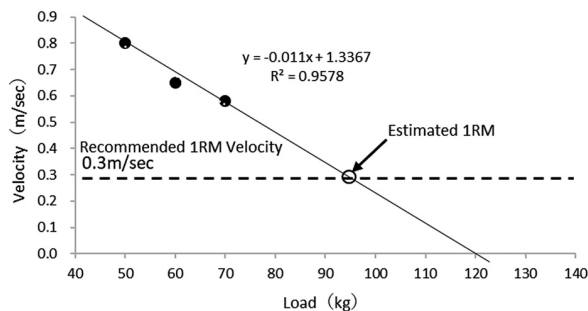


Fig. 3. Example of regression straight line of load-velocity relationship in squat

結果

1) スナッチ

1回目と2回目の挙上速度は3回目の挙上速度と比較して有意に高い挙上速度であった（ $p < 0.01$ ）。ROMは 141.18 ± 16.46 cmであり3条件間で有意な差はなかった。LVPにおいて、推定最大挙上速度は 4.21 ± 0.90 であり、傾きは -0.0236 であった（Fig. 4ab）。

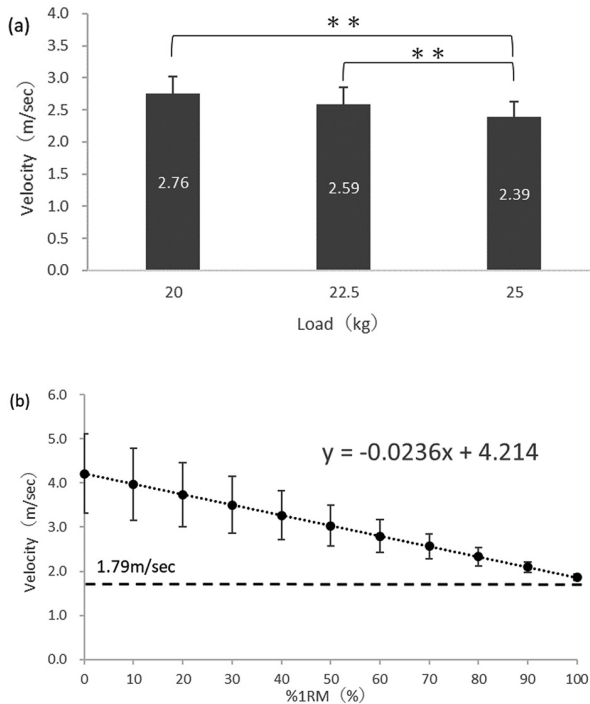


Fig. 4. The relationship between load and peak velocity in Snatch. (a) mean (b) LVP

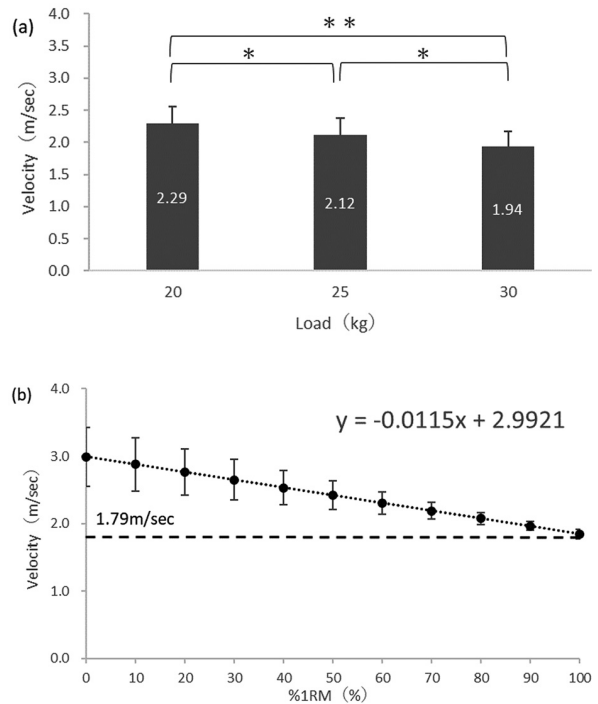


Fig. 6. The relationship between load and peak velocity in Push Press. (a) mean (b) LVP

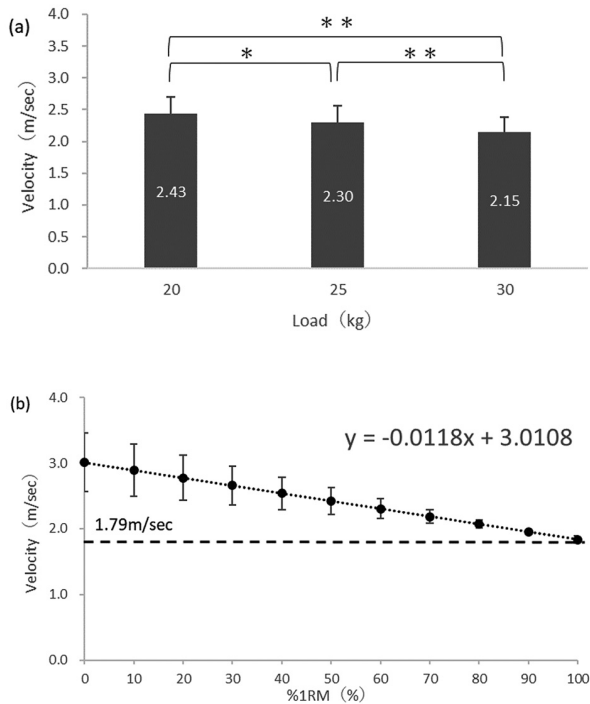


Fig. 5. The relationship between load and peak velocity in Clean. (a) mean (b) LVP

2) クリーン

1回目の挙上速度は2回目と3回目の挙上速度と比較して有意に高い挙上速度であった ($p < 0.05$) ($p < 0.01$)。2回目の挙上速度は3回目の挙上速度と比較して有意に高い挙上速度であった ($p < 0.01$)。ROM は $98.03 \pm$

15.09 cm であり3条件間で有意な差はなかった。LVPにおいて、推定最大挙上速度は 3.01 ± 0.44 であり、傾きは -0.0118 であった (Fig. 5ab)。

3) プッシュプレス

1回目の挙上速度は2回目と3回目の挙上速度と比較して有意に高い挙上速度であった ($p < 0.05$) ($p < 0.01$)。2回目の挙上速度は3回目の挙上速度と比較して有意に高い挙上速度であった ($p < 0.05$)。ROM は 80.90 ± 10.93 cm であり3条件間で有意な差はなかった。LVPにおいて、推定最大挙上速度は 2.99 ± 0.44 であり、傾きは -0.0115 であった (Fig. 6ab)。

4) スクワット

1回目の挙上速度は2回目と3回目の挙上速度と比較して有意に高い挙上速度であった ($p < 0.05$) ($p < 0.01$)。2回目の挙上速度は3回目の挙上速度と比較して有意に高い挙上速度であった ($p < 0.01$)。ROM は 46.91 ± 4.21 cm であり3条件間で有意な差はなかった。LVPにおいて、推定最大挙上速度は 1.18 ± 0.39 であり、傾きは -0.0083 であった (Fig. 7ab)。

5) デッドリフト

1回目と2回目の挙上速度は3回目の挙上速度と比較して有意に高い挙上速度であった ($p < 0.01$)。ROM は 40.46 ± 5.71 cm であったが、1回目のROM $42.11 \pm$

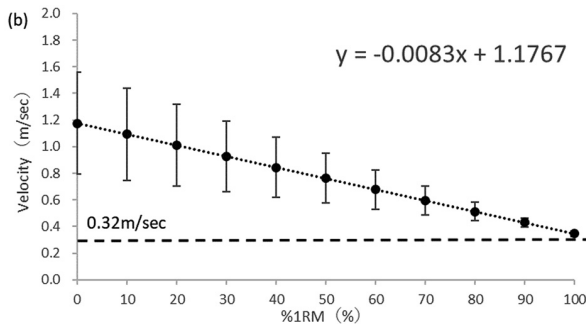
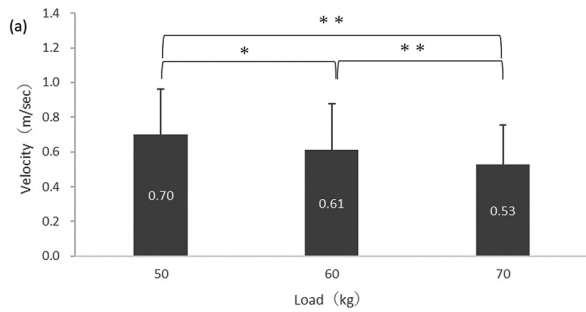


Fig. 7. The relationship between load and mean velocity in Squat. (a) mean (b) LVP

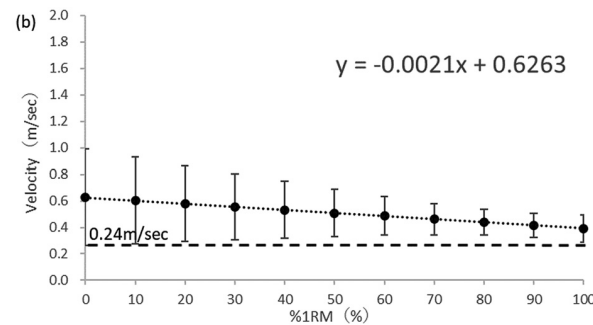
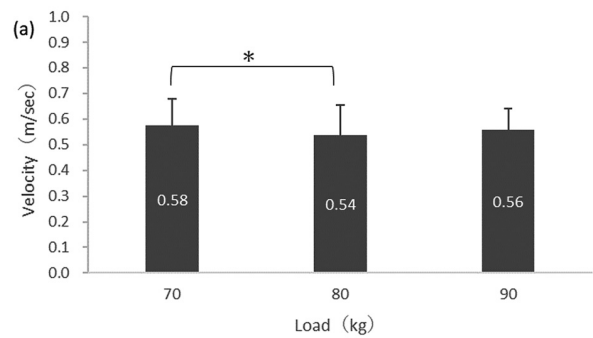


Fig. 9. The relationship between load and mean velocity in Hip thrusters. (a) mean (b) LVP

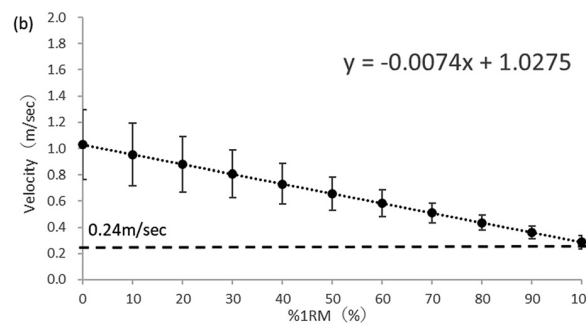
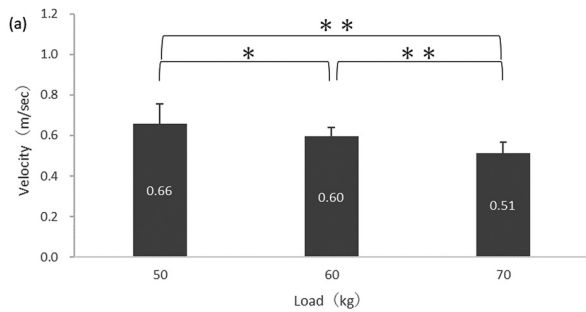


Fig. 8. The relationship between load and mean velocity in Deadlift. (a) mean (b) LVP

6.23 cm と 2 回目の ROM 41.81 ± 5.08 cm は 3 回目の ROM 37.46 ± 5.20 cm と比較して有意に高い値であった ($p < 0.05$)。LVP において、推定最大挙上速度は 1.03 ± 0.27 であり、傾きは -0.0074 であった (Fig. 8ab)。

6) ヒップスラスト

1 回目の挙上速度は 2 回目の挙上速度と比較して有意に高い挙上速度であった ($p < 0.05$)。ROM は 32.08 ± 4.89 cm であり 3 条件間で有意な差はなかった。LVP において、推定最大挙上速度は 0.63 ± 0.36 であり、傾きは -0.0021 であった (Fig. 9ab)。

7) ベンチプレス

1 回目の挙上速度は 2 回目と 3 回目の挙上速度と比較して有意に高い挙上速度であった ($p < 0.01$)。2 回目の挙上速度は 3 回目の挙上速度と比較して有意に高い挙上速度であった ($p < 0.01$)。ROM は 45.14 ± 5.84 cm であり 3 条件間で有意な差はなかった。LVP において、推定最大挙上速度は 1.47 ± 0.28 であり、傾きは -0.0128 であった (Fig. 10ab)。

8) ベントオーバーロウ

1 回目と 2 回目の挙上速度は 3 回目の挙上速度と比較して有意に高い挙上速度であった ($p < 0.05$)。ROM は 46.68 ± 8.46 cm であり 3 条件間で有意な差はなかった。LVP において、推定最大挙上速度は 1.29 ± 0.54 であり、傾きは -0.0057 であった (Fig. 11ab)。

9) ミリタリープレス

1 回目の挙上速度は 2 回目と 3 回目の挙上速度と比較して有意に高い挙上速度であった ($p < 0.01$)。2 回目の

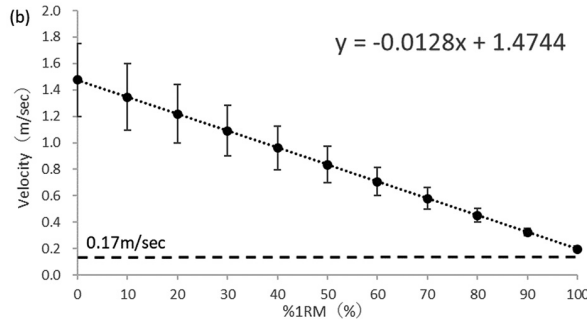
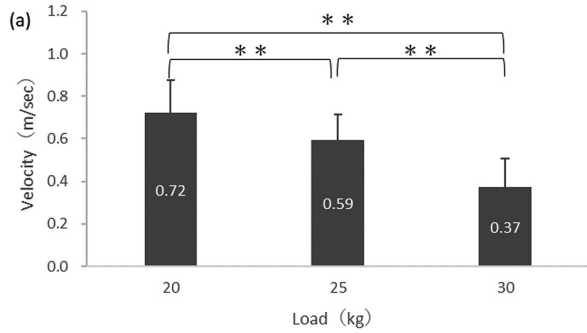


Fig. 10. The relationship between load and mean velocity in Bench press. (a) mean (b) LVP

挙上速度は3回目の挙上速度と比較して有意に高い挙上速度であった ($p < 0.01$)。ROMは 56.79 ± 12.64 cm であり3条件間で有意な差はなかった。LVPにおいて、推定最大挙上速度は 2.20 ± 0.26 であり、傾きは -0.0197 であった (Fig. 12ab)。

10) 種目別負荷—速度プロフィール

種目別に見た% 1RM と挙上速度の対応表を Table 1 に示した。

考察

1) 負荷と挙上速度の関係

VBT 理論²⁾に基づけば本来、負荷が軽くなれば挙上速度も増加するはずだが、本研究においては、6種目(クリーン、プッシュプレス、スクワット、デッドリフト、ベンチプレス、ミリタリープレス)のみ3段階全ての負荷に対する挙上速度の有意差が認められた。それ以外の3種目では、スナッチの軽—中負荷、ヒップスラストの軽—高負荷と中—高負荷、ベントオーバーロウの軽—中負荷に有意差が認められなかった。

クイックリフトと呼ばれるスナッチやクリーン、プッシュプレスのような全身パワー種目はバレーボールのような爆発的筋力を発揮する競技にとって重要なトレーニングであるが^{1, 7)}、軽負荷を高速で挙上させ身体を短時間で大きく移動させる能力(筋収縮速度およびRFD)が

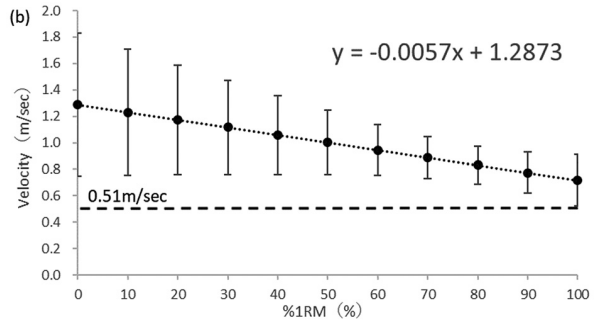
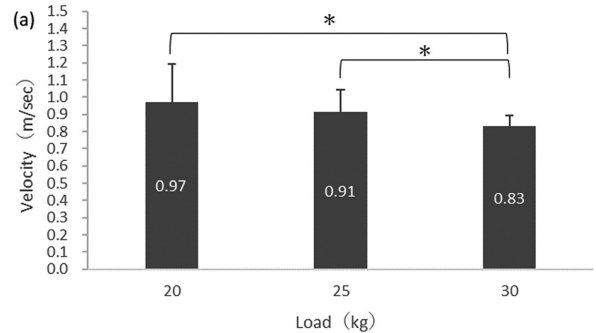


Fig. 11. The relationship between load and mean velocity in Bent-over row. (a) mean (b) LVP

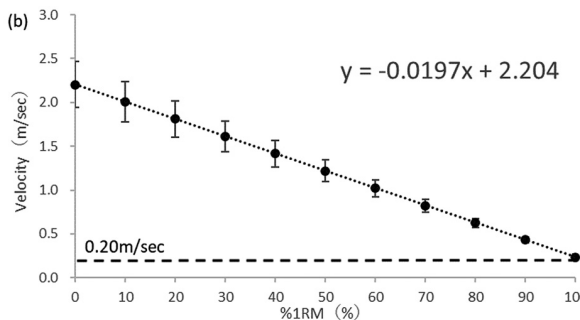
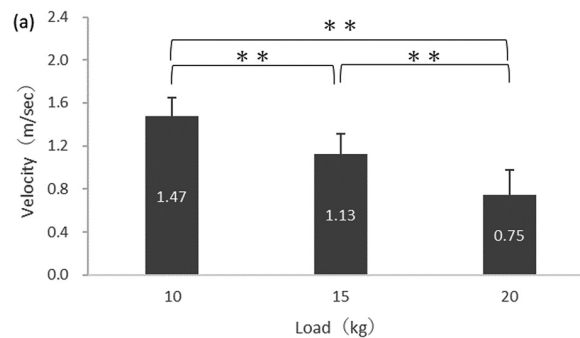


Fig. 12. The relationship between load and mean velocity in Military press. (a) mean (b) LVP

本研究の対象者のスナッチ種目では適切に刺激されていなかった可能性が考えられる。

下半身の筋群に主な刺激が入るスクワットやデッドリフト、ヒップスラストでは、ヒップスラストのみ軽負荷と高負荷の挙上速度に有意差が認められなかった。3条

Table 1. Load-Velocity Profile characteristics of exercise

%1RM (%)	① Snatch (m/sec)	② Clean (m/sec)	③ Push Press (m/sec)	④ Squat (m/sec)	⑤ Deadlift (m/sec)	⑥ Hip thrusters (m/sec)	⑦ Bench press (m/sec)	⑧ Bent-over row (m/sec)	⑨ Military press (m/sec)
100	1.86±0.07	1.83±0.05	1.85±0.07	0.35±0.02	0.29±0.05	0.39±0.10	0.20±0.02	0.72±0.19	0.23±0.04
90	2.09±0.12	1.95±0.03	1.96±0.07	0.43±0.03	0.36±0.05	0.42±0.09	0.32±0.03	0.77±0.16	0.43±0.04
80	2.33±0.20	2.07±0.06	2.08±0.09	0.51±0.07	0.44±0.06	0.44±0.10	0.45±0.05	0.83±0.14	0.63±0.05
70	2.56±0.29	2.19±0.10	2.19±0.12	0.60±0.11	0.51±0.08	0.46±0.12	0.58±0.08	0.89±0.16	0.82±0.07
60	2.80±0.37	2.30±0.15	2.30±0.17	0.68±0.15	0.58±0.10	0.49±0.15	0.71±0.11	0.95±0.19	1.02±0.10
50	3.04±0.46	2.42±0.20	2.42±0.21	0.76±0.19	0.66±0.13	0.51±0.18	0.84±0.14	1.00±0.24	1.22±0.12
40	3.27±0.55	2.54±0.25	2.53±0.25	0.85±0.23	0.73±0.15	0.53±0.21	0.96±0.16	1.06±0.30	1.42±0.15
30	3.51±0.64	2.66±0.30	2.65±0.30	0.93±0.27	0.81±0.18	0.56±0.25	1.09±0.19	1.12±0.36	1.61±0.18
20	3.74±0.73	2.78±0.35	2.76±0.35	1.01±0.31	0.88±0.21	0.58±0.29	1.22±0.22	1.17±0.42	1.81±0.20
10	3.98±0.82	2.89±0.40	2.88±0.39	1.09±0.35	0.95±0.24	0.60±0.33	1.35±0.25	1.23±0.48	2.01±0.23
0	4.21±0.90	3.01±0.44	2.99±0.44	1.18±0.39	1.03±0.27	0.63±0.36	1.47±0.28	1.29±0.54	2.20±0.26

件間でROMの有意差も認められなかったため、臀筋群や大腿後面筋群の軽負荷時の爆発的筋力発揮能力（運動単位の動員数や発火頻度）がこれまでのトレーニングで適切に刺激されていなかったかもしくは、高速で挙上させることへの意識レベルが低かったことが原因であると考えられる。長谷川（2021）は高速で挙上させることに対する選手自身の意識的な慣れも必要であることを報告しており²⁾、今回の測定に関しても軽負荷を高速で挙上させるという動作自体が選手たちにとって不慣れで難しい動作であった可能性がある。これらの結果からバレーボール競技中においても下肢後面筋群を爆発的に収縮させることが出来ておらず、ブロックの動き出しなどで素早く動作することが出来ていなかった可能性が考えられる。

上半身の筋群に主な刺激が入るベンチプレスやベントオーバーロウ、ミリタリープレスでは、ベントオーバーロウのみ軽負荷と中負荷の挙上速度の間に有意差が認められなかった。これは他の2種目と違い、上肢に加え背筋群の関与が増加したことによって起こった現象であると考えられる。ベンチプレスやミリタリープレスといった上肢を前面もしくは垂直方向へ動かす動作はバレーボール競技特有のトス動作やブロック動作、スパイク動作と類似している。また、コート練習時でも9mトスなどボールを最大努力・最大動作範囲で瞬間的に遠くへ飛ばす練習を継続的に行っているためそのトレーニング効果がこの2種目の低負荷高速挙上動作に良い影響を与えていた可能性が考えられる。しかしベントオーバーロウのような背筋群を引く動作を最大努力・最大動作範囲で実施している選手は一部のスパイクしか見られなかったためコート練習時のトレーニング効果は一様ではなく、チーム全体の結果としては低い値となり、選手間の差も大きくなったと考えられる。佐藤（2021）は肩甲骨

を寄せることは効率的なスパイク動作、肩や腰部の障害予防・再発予防に効果的であるとしており⁸⁾、NECレッドロケットの一関ら（2021）も広背筋は動きの起点となり推進力に直結するためスパイクやオーバーハンドパスの力強さや、空中でのボディバランスの保持、腰痛予防にも効果的であるとしている⁹⁾ため、今後のパフォーマンス向上のためにより強化していく必要があると考えられる。

デッドリフトのROMのみ軽一高負荷、中一高負荷で有意差が認められたが、これは高重量により挙上動作時の股関節と膝関節が最大伸展までいかず、それにより挙上動作範囲が狭まり筋収縮する距離も短くなり挙上速度の低下に影響したと考えられる。

従来のウェイトトレーニングでは挙上速度を意識していないため負荷にかかわらず一定の速度でトレーニングを実施している。そのため基本的な筋肥大や筋力向上はしても軽負荷での神経系の刺激が不足し軽い負荷での動作速度が効果的に向上していないことが報告されている²⁾。また、挙上速度が40%低下するまで継続させるウェイトトレーニングでは速筋であるType2線維に発現するミオシン重鎖IIxが減少することも報告されている¹⁰⁾ことから、これまで実施してきた従来のウェイトトレーニングが遅筋化を促進していた可能性も考えられる。これらの報告から、バレーボール競技でより短時間で大きな床反力を生み出し高く跳ぶ能力を向上させるためには従来のウェイトトレーニングだけではなく、VBTデバイスを活用した速度重視型トレーニングも実施し、運動単位の増加、発火頻度の増加、遅筋化の防止に取り組む必要があることが示唆された。しかし、各トレーニング種目によって挙上速度が違うのと個人間によっても大きな差があるため、既存の推奨1RM挙上速度やチームの平均LVPを元にトレーニングプログラムを立案し

でも最大の効果は出せないであろう。選手個々のトレーニング効果を最大に引き出すにはやはり 1RM を実測し、個別の LVP を作成する必要がある。

6. 結語

本研究は、従来のウェイトトレーニングが女子バレーボール選手の挙上速度にどのような影響を与えているのかを VBT デバイスの測定から検討した。ウェイトトレーニング負荷が軽負荷になるほど挙上速度の値は増加しなくなり、選手間の挙上速度にも差が表れるため、従来のウェイトトレーニングでは軽負荷での爆発的筋力向上に対して効果が低いことが示唆された。

謝辞

本稿を執筆するにあたり、ご配慮いただいた星槎道都大学図書紀要及び情報委員会の皆様に感謝申し上げます。そして本研究に協力して頂いた星槎道都大学女子バレーボール部の選手達に感謝申し上げます。

引用文献及び参考文献

- 1) Allen Hedrick (2007) バレーボールで高度なパフォーマンスを発揮するためのトレーニング. *Strength & Conditioning*. 14(1) : 38-52.
- 2) 長谷川裕 (2021) VBT トレーニングの効果は「速度」が決める. 草思社.
- 3) 永田聡典 (2022) 挙上速度を積極的に活用したレジスタンストレーニングの最適化. *トレーニング科学*. 34(3) : 187-193.
- 4) 国立科学スポーツセンター, スポーツ医科学最前線 第 16 回女性アスリートのコンディショニング—月経との関わり方—. 国立科学スポーツセンター. (オンライン) <<https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/study/history/tabid/1699/Default.aspx>> (参照 2023-1-6)
- 5) Vladimir M. Zatsiorsky, William J. Kraemer, 高松薫, 関子浩二 (2009) 筋力トレーニングの理論と実践. 大修館書店.
- 6) VITRUVÉ FAQ. エスアンドシー株式会社. <<https://system5-site-one.ssl-link.jp/sandcplanning/uploads/solution/62/61a0399bb3fa962.pdf>> (参照 2023-1-6)
- 7) NPO 法人日本トレーニング指導者協会 (2009) トレーニング指導者テキスト. 大修館書店.
- 8) 佐藤裕務 (2021) 競技力が上がる体づくり バレーボールのフィジカルトレーニング ベースボール・マガジン社.
- 9) NEC レッドロケッツ (監修) (2021) コツがわかる本 バレーボール 勝利につながる体づくり 競技力向上トレーニング 三松堂株式会社.
- 10) F. Pareja-Blanco, D. Rodríguez-Rosell, L. Sánchez-Medina, J. Sanchis-Moysi, C. Dorado, R. Mora-Custodio, J. M. Yáñez-García, D. Morales-Alamo, I. Pérez-Suárez, J. A. L. Calbet, J. J. González-Badillo (2017) Effects of velocity loss during resistance training on athletic performance, strength gains and muscle adaptations. *Scandinavian Journal of Medicine & Science in Sports*. 27(7): 724-735.

Verification of Training Effect Using VBT Devices for Collegiate Female Volleyball Players

AMANO Masato

Abstract

This study used a linear encoder VBT device (VITRUVÉ) to investigate how conventional weight training affects the lifting speed of female volleyball players. The subjects were eight university female volleyball players. Nine types of training were measured. Significant differences were observed in lifting speed for all three stages of load only in six exercises (Clean, Push press, Squat, Deadlift, Bench press, and Military press). In the other three exercises, no significant difference was observed between light-medium load Snatch, light-high load and medium-high load Hip thrusters, and light-medium load Bent-over row. The lifting speed of light loads was lower than the estimated value, and there was also a difference in lifting speed between athletes. Therefore, conventional weight training was suggested to be less effective in improving explosive muscle strength with light loads.

実践報告

保育者養成における保育実践力育成に関する研究—V

—運動遊びを通じた交流実践報告—

吉 江 幸 子

要約

2022年度に2回実施した保育交流体験はラグビー部員が企画、進行した。保育専攻学生は子どものサポート役として参加したが、このことが対面観察ではなく横並びの関係性で接し、進行方法をよく観察できることを学生レポートで確認した。運動発達に応じて経験したい36の基本動作を視覚的に整理することにつながることも確認した。

1. 研究の目的

本学の地域連携協定締結先である由仁町（北海道夕張郡由仁町）にある保育園児を対象とした交流事業の研究は、2017年度から継続して実施しており、今年度は6年目となる。当初は打ち合わせや振り返りも含め年間で13回の交流を続けてきたが、2020年度はコロナ禍の影響により訪問回数が激減した。それでもリモート型交流を試みたり、空間が広く間隔も取りやすい外遊びを企画、実践したりしながら2022年度は6月と11月の年2回、ラグビー部員と社会福祉学科の学生が合同で遊びを実践する機会を得ることができた。

このような機会を通して子どもと直接遊ぶ体験、しかも保育課程ではない学生たちが企画した案で実践活動を体験し、保育課程の学生や課程以外の学生との関わり方の違い及び運動発達に応じて経験しておきたい基本動作について検証する機会となった。以下、幼児期の運動遊びの意義について触れながら、実践報告とする。

1-1 幼児期の運動遊びの意義

幼児期に育つ運動能力についてはさまざまな研究がある。保育現場において、体力・運動能力向上のための活動として「運動遊び」が重視されているが文部科学省(2012)は「幼児期運動指針」における幼児期の運動発達に応じて経験しておきたい「36の基本動作」について取りまとめた。これは文部科学省が2007年度から3年間にわたり全国21か所の市町村で展開した各種調査の分析や効果的な実践事例等を掲載している実践事業報告がベースとなっている。

①身体のバランスを取る時の基本的な動き

立つ・組む・乗る・逆立ち・渡る・起きる・ぶら下が

る・浮く・回る

②体を移動する時の基本的な動き

走る・登る・歩く・跳ねる・泳ぐ・跳ぶ・くぐる・滑る・這う

③用具などを操作する基本的な動き

持つ・支える・運ぶ・押す・当てる・掘る・抑える・捕る・振る・こぐ・渡す・投げる・倒す・引く・打つ・つかむ・積む

以上の動きを図解し、運動推進のために保育教育者の関わりを説明している。

また、保育所保育指針(2017)及び保育指針解説(2018)においても、3歳以上の保育のねらいと内容の基本事項に、全身を巧みに使いながら様々な遊びに挑戦する時期であるため発達特性を踏まえた運動遊びにおける基本的動作の獲得と遊びの保障について述べている。

たとえば鬼遊びの種類の中に、保育現場でよく遊ぶ「むっくりくまさん」(原曲:スウェーデン童謡)がある。日本の伝承遊びの一つ「かごめかごめ」のような目隠し鬼遊びである。この遊びでは、中央に座って目隠しをするクマ役(鬼)の周囲を他の子どもたちが輪になって歌いながら回り、歌が終わると同時にクマが立ち上がって捕まえる遊びである。この遊びを36の基本動作で確認すると、目隠しをしている子どもにとっては、立つ・歩く・走る・跳ねる・つかむ等の動きが複合的に含まれていることがわかる。保育活動の中で多様な動きを獲得していく運動遊びの体験は、子どもの発達段階に即した活動の一つと言える。

2. 研究の方法

本学と地域連携協定を締結している由仁町（北海道夕

張郡由仁町)にある保育園児と学生との交流事業を対象とした。子どもとの運動遊びによる交流を通し、ラグビー部員が企画した活動実践において、保育専攻の学生が捉えた子どもの姿がどのようなものか学生アンケートから明らかにするとともに「36の基本動作」がどの程度含まれているか、実践記録を使って学生とディスカッションする。子どもの発達と運動遊びの運動性に関する学生の視点を考察する。

2-1 対象及び実践活動日

〈6月10日〉

- ・学校法人由仁学園三川保育園3～5歳児
- ・ラグビー部員(経営学科6人・社会福祉学科1人)
- ・社会福祉学科子ども保育専攻7人

〈11月25日〉

- ・学校法人由仁学園三川保育園5歳児
- ・ラグビー部員(経営学科7人・社会福祉学科1人)
- ・社会福祉学科子ども保育専攻4人

2-2 事前計画案の作成

ラグビー部員が考案した遊びは以下のとおりである(表-1)。

表-1. 運動遊び計画

<p>▶ 6月 運動遊び(園庭)</p> <p>①タイ・タコゲーム ②ラグビーボールリレー ③障害物ジャンプ ④ラインアウト(ボールキャッチ) ⑤ボール集め ⑥タックル</p> <p>▶ 11月 運動遊び(屋内)</p> <p>⑦器械運動(前転・後転) ⑧腕振り立ち幅跳び ⑨ジョギング ⑩カード集め競争 ⑪フラフープくぐり ⑫整理体操</p>
--

以上の運動遊びの指導計画として以下のような援助的配慮を話し合った。

〈6月 運動遊び(園庭)〉

- ①タイ・タコゲーム：タイかタコか、言葉を聞く前に子どもが動くとの衝突の可能性
- ②ラグビーボールリレー：ボールを落とした時の補助
- ③障害物ジャンプ：障害物を跳んで越える際の転倒に留意
- ④ラインアウト：大人の背丈を越える(地上2メートル以上)位置に子どもを抱えてボールを受け取るため、

子どもの臀部から大腿部にかけて支える

- ⑤ボール集め：コーナー(地面)にボールを置くため、視線が下にある。ボールを持って走ったときの衝突回避に対する留意
- ⑥タックル：タックルバッグを支える人数と地面への転倒防止

〈11月 運動遊び(屋内)〉

- ⑦器械体操：マットを使用、前転・後転の際の手と手首のつき方を説明し補助する
- ⑧腕振り立ち幅跳び：腕を振ることを意識する言葉がけ
- ⑨ジョギング：学生が先頭を走り、スピード調整する
- ⑩カード集め：他児と衝突しないよう、カードは広げて配置する
- ⑪フラフープくぐり：輪が115cmで大人用のため、補助が必要
- ⑫整理体操：筋・関節をゆっくり伸ばす説明が大切

3. 結果

6月は雨天時の代替案を用意したが交流当日の天候は晴れ、予定通りに園庭で実践した。気温が高く、30分置きに3回水分補給の時間を設定した。11月は保育園に隣接する会館ホールを借用し、室内で実践、休憩は1回設定した。どの活動も楽しく遊ぶことができた(写真1.2参照)。

まず初めに学生アンケートから「子どもの姿」の捉えについて表-2にまとめた。

次に、今年度2回実施した運動遊びの内容をもとに写真、動画を用いて保育士養成課程の1年生と一緒に36の基本動作について確認し、一覧表にした。

その結果は、表-3のとおりである。

4. 考察とまとめ

6月・11月ともに計画立案はラグビー部員が作成した。参加した保育士養成課程の学生がどのように観察・参加したか考察する。

〈6月 運動遊び〉

6つの遊びのうち、説明→実施→結果発表(勝ち負け)の遊びと、説明→実施の遊びがあった。表-2の学生A、Eのレポートにもあるように、「タイ・タコゲーム」は右へ逃げる・左へ逃げるという説明だったため、4.5歳児にとって左右の区別がつきにくい子どもがいること、説明時に絵表示等視覚的なものがあると良いことに気づいている。また、繰り返して遊ぶことで子どもが次第に



写真1. 6月③障害物ジャンプの様子



写真2. 11月⑩整理体操の様子

ルールを学習していることにも気づいていた。

学生Gのレポートでは、ラインアウト時の観察について述べている。

2m以上の高さ上げられることに不安や興奮の声があり泣き出す子どももいた。子ども自身が感情を言葉で表現できないために泣いたり地団駄踏んだりする姿と捉えるが、コミュニケーション時間が短い学生にはそこまでの理解と援助は難しい。泣いている子に「一緒にやってみよう」という言葉がけは不安を抱いている子どもにとって安心感につながるだろうか。第一に子どもの安全基地になるという共感的理解が必要であった。結局、対応を保育士に任せることで子どもが落ち着き、再び挑戦した姿を見た学生たちは、子どもの不安回避の方法を学ぶことができたと考える。

〈11月 運動遊び〉

6月同様に6つの運動遊びをラグビー部員が準備した。6月の反省を土台に1つずつ計画書を作成し、保育専攻の学生も対応しやすいように工夫がされていた。ラ

表-2. 保育専攻学生が捉えた「子どもの姿」

▶ 6月

A：ゲームなどのルールを口頭で説明するだけでは理解するのがまだ難しそうだったので、見本を示すと良いと思った。

B：実際に子どもたちがゲームをすることで徐々にルールを理解していきっているように感じた。

C：勝ちたいという気持ちが強いのかみんな本気でゲームに取り組んでいてとても可愛らしかった。

D：障害物ジャンプの時は、最初は上手くできるかという不安や落ちたら怖いという恐怖が見られた。実践するにつれて、次第に不安や恐怖が見られず、積極的になっていた。また、繰り返しているうちにどんどんスピードが速くなっていくのがわかった。

E：タイ・タコゲームでは、ルールを理解出来ていなかった子どもたちが多かったが、全力で走って逃げたり追いかけたりしていて、ルールが分からなくても自分たちですぐに行動にすることが出来ることに驚いた。

F：障害物ジャンプの際にバランスを崩した子にすぐ支えられるよう全員が注意深く見ていたため、怪我することなく楽しめた、観察は大切だ。

G：ラインアウトは、怖がっていて挑戦することが出来なかった子どもに対しての接し方がわからなかった。お友達と一緒にやってみようや、他の子どもから〇〇ちゃんも一緒にやろうとさそってみるなどしたが、やはり挑戦する直前に出来ない、やりたくないという不安があった。結局三川保育園の先生に、任せてしまうことになった。

▶ 11月

H：マット運動の後転を連続でできているのが凄かった。

I：カード集めでドラえもんや炭治郎を集めるゲームの時に、本物のキャラクターを集めつつも時間が1回目より2回目の方が早い事に気が付いた

J：子どもたちの受け答えもはっきりとしていて分からない事は、「分からない」「なぜ」などの質問があり、遊びに集中していることが伝わった。

K：どのようにすると楽しんでもらえるのか、どのようにすると子どもたちに分かりやすく伝わるのか、今回の訪問を通じて学ぶことが出来た。

L：自分達が当然のようにできることでも、年齢によっては難しい事や、説明が理解できないということ再認識することができた。

M：器械運動の前転方法や整理体操の後屈を説明する時、先輩が具体的に話していて参考になった。

ラグビー部4年生で教育実習を終えた学生の考案である。実習経験が生かされた取り組みであり、保育専攻の1年生にとっては非常に学ぶべき点の多かった企画運営であった。

全身運動を取り入れた遊び、しかも部活動で準備運動や整理運動として実践しているものを取り上げ、子どもにわかりやすい言葉で実演・絵表示を交えながら進化した。

以下、学生のレポートから振り返る。

表-2の学生K, L, Mの発言にもあるように、4年生の説明が具体性に富み、子どもにもイメージしやすい表現であることに学生も気づくことができた。それは保育

表-3. 運動遊びと基本動作の関連性

遊び内容		6月運動遊び						11月運動遊び					
		①タイ タコ	②ボール リレー	③障害 物	④ライン アウト	⑤ボール 集め	⑥タッ クル	⑦器械 運動	⑧腕振 り	⑨ジョ ギング	⑩カー ド集め	⑪フラ フープ	⑫整理 体操
36 基本動作	立つ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	組む		●		●		●					●	●
	乗る			●	●		●						
	逆立ち							●					
	渡る			●									
	起きる						●	●					●
	ぶら下がる				●								
	浮く												
	回る							●					
身体を移動する	走る	●	●	●	●	●	●		●	●	●		
	登る			●	●		●						
	歩く	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●
	跳ねる	●		●	●		●			●			
	泳ぐ												
	跳ぶ			●	●		●		●				●
	くぐる								●			●	
	滑る			●									
	這う			●					●		●		
用具などを操作する	持つ		●	●	●	●	●		●		●	●	
	支える			●	●	●	●	●	●		●	●	●
	運ぶ		●			●			●		●	●	
	押す						●	●					
	当てる												
	掘る												
	蹴る							●	●				
	押さえる			●	●		●	●	●		●	●	●
	捕る		●		●	●					●		
	振る									●			
	こぐ												
	渡す		●		●	●					●		
	投げる		●		●	●							
	倒す						●						
	引く												●
	打つ												
	つかむ	●	●	●	●	●	●		●		●	●	●
積む													

5 10 14 16 10 15 9 12 5 11 8 9

専攻学生にとっても初めての遊びであるが彼らが理解でき、横にいる子どもに言葉や動きで伝えることができるという全体的コミュニケーションがとれていたことによるものと考えられる。

具体的説明の例としては、

○器械運動（マット使用）の前転・後転説明の際、手のつき方を「紅葉の葉っぱ」みたいに指をひらくとどう

なるか、「4本の指がくっつく（動作で示す）」とどうなるか説明

○整理体操の上体反らしでは、「王様が偉そうに笑っている」時の姿勢で「わっはっは」と声を出すという説明で、子どもたちは上体反らしを実践している。このような姿を間近で見ても、子どもに対する親近感や愛おしさ、そして理解しやすい説明方法を学んだことが伝

わるレポート内容であった。

説明の際に子どもたちが前傾になり集中する様子を見た学生たちが、帰学後に刺激されたことは言うまでもない。子どもだけに特化した内容でなくても普段大人が実践している運動を利用し、発達段階を理解して組み込めば子どもも十分に楽しめることがわかった。

次に運動遊びの36基本動作を説明し、マトリクス表を作成した(表-3)。視覚的に捉えることでどのような動きが組み込まれているか、もっと多くの基本動作を含む遊びはないかという発展的学習へとつないでいくことができた。

例えば6月に実施した③障害物ジャンプでは、身体を移動する動作は多く含まれるが用具の操作的動きは少ないので発達段階により道具を追加する遊びができるのではないかと、あるいは11月の⑩カード集めでは、身体のバランス動作を取り入れた遊びを組み合わせると良いのではないかとといった発想が生まれる。また、④ラインアウトや⑥タックルの体験が多く基本動作を含むことがわかったが保育専攻の学生だけで取り組める遊びかどうか、どのように工夫すると良いかなど今後の目標発見にもつながった。

例年の地域交流では保育専攻の学生が企画運営するため、子どもを理解する時間よりも進行に神経を費やし、子どもとの直接的接触やゆっくり観察・参加するまでには至っていなかった。今年度のように子ども側について遊ぶ実践は、一緒にゲームに加わることで子どもの動きや声、表情、感情表現を対面的ではなく横並びの関係性で観察することができる。学生にとって子どもと遊ぶことが単純に楽しい、と思える体験は子どもと触れ合う機会が少ない学生にとって、保育士になりたいという職業選択へのつながりでもある。また、子どもにとっても園内で関わる大人だけでなく地域社会とのつながりと言う意味の交流体験になる。

最後に、学生アンケート(学生C)のレポートにあるように、携わった子どもを「可愛らしい」と表現する学生の育ちこそが、保育実践力向上の基本と考える。

謝辞

本研究は、地域連携協定締結先の由仁町にある学校法人由仁学園三川保育園及び保育職員の方々の協力による成果です。

コロナ禍にありながらも直接交流の機会を提供していただいた皆様に感謝申し上げます。

(参考文献)

- 文部科学省(2012). 幼児期運動指針. 幼児期運動指針策定委員会.
- 厚生労働省(2017). 保育所保育指針平成29年告示. フレーベル館.
- 厚生労働省(2018). 保育所保育指針解説. フレーベル館.
- 内閣府(2018). 幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説. フレーベル館.
- 文部科学省(2017). 幼稚園教育要領 平成29年告示. フレーベル館.
- 文部科学省(2018). 幼稚園教育要領解説. フレーベル館.
- 岸本美紀・権法珠・小野隆・水野恭子・宮腰宏美・矢藤誠慈郎(2020). 地域における世代間交流活動への参加が教師・保育者をめざす学生の認識に及ぼす影響—社会貢献の観点に着目して—. 日本保育者養成教育学会 第4回プログラム・抄録集 p.76.
- 吉江幸子(2021). 保育者養成における保育実践力育成に関する研究—Ⅲ. 星槎道大学研究紀要 第2号 pp 99-104.

Study on training practice ability of nursery care for nurturing teachers-V

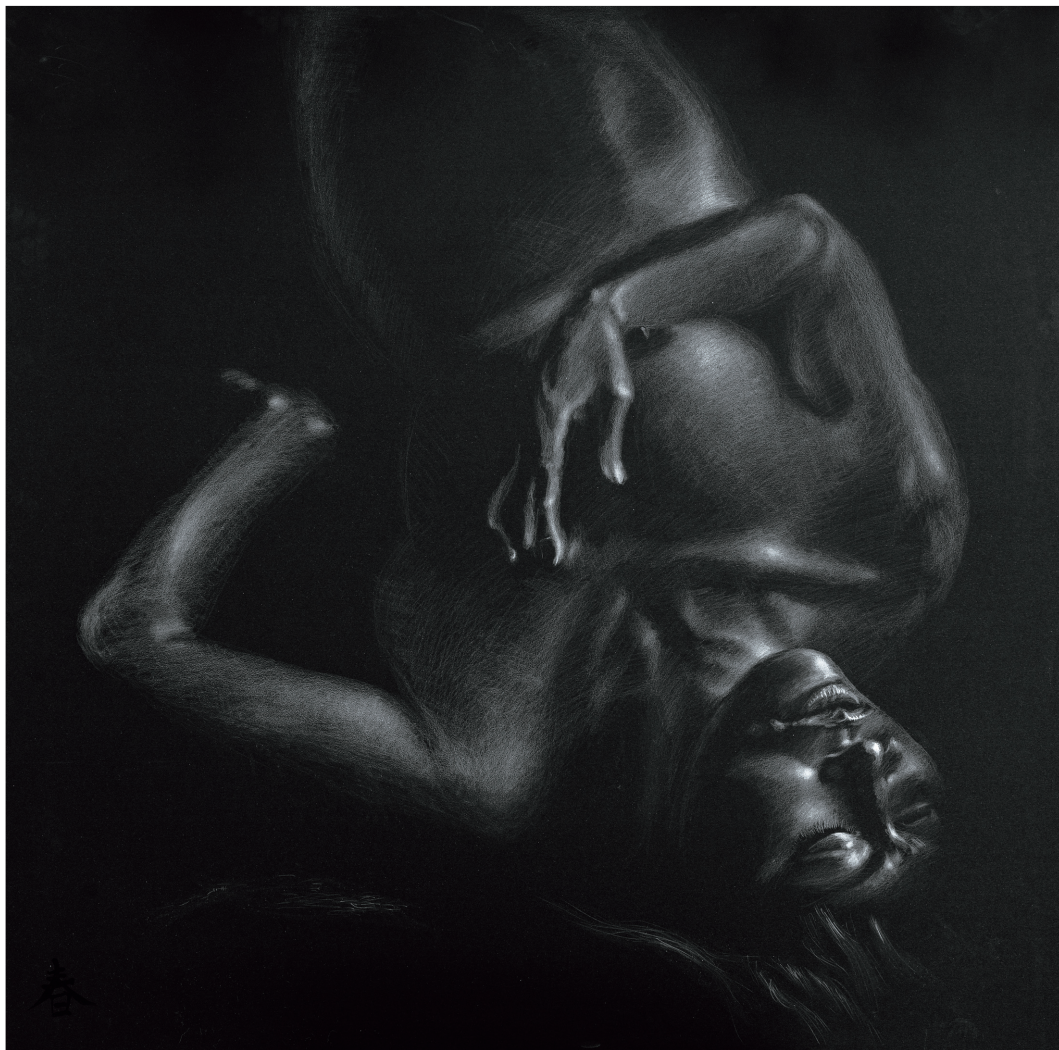
— practical report on exchange through athletic play —

YOSHIE Sachiko

Abstract

In 2022, I carried out two times of childcare interchange experiences. Rugby club ran it twice. The student who studied childcare participated as a support role of child. As a result, I was able to observe a progress method while spending time with a child happily. I confirmed it by a student report. I was able to arrange 36 basic movement that I wanted to experience depending on the exercise development visually.

作 品



「女神」 Goddess F100号 ガッシュ 板に紙貼り 札幌文化団体協議会展, 展示

林 春生 HAYASHI Haruo



「民族衣装」 F130号 194×162センチ 油彩・キャンバス 2022年作 第108回 光風会展

「National costume」 194 cm×162 cm Oilpainting on canvas Made in 2022 The 108th Kofukai Exhibition

西田陽二 NISHIDA Youji



「演奏の後」 F130号 194×162センチ 油彩・キャンバス 2022年作 第9回日展

「After playing the erhu」 194 cm×162 cm Oilpainting on canvas Made in 2022 The 9th Nitten

西田陽二 NISHIDA Youji



「相依性」 Interdependence 1800/600/800(mm) サイズ可変 木, 竹, 針金, 布に着彩

梅田 力 UMEDA Isao



“Passeggia per le strade di Bergamo” 観光ガイドのためのイラストレーション
アクリルガッシュ（水彩紙）による原画をClipStudioにて加筆・修正。サイズ：4335 pixels×6083 pixels

北嶋洋一 KITAJIMA Youichi



“Passeggia per le strade di Bergamo” 観光ガイドのためのイラストレーション

アクリルガッシュ（水彩紙）による原画をClipStudioにて加筆・修正。サイズ：4335 pixels×6083 pixels

北嶋洋一 KITAJIMA Youichi



「どこもかしこも」 Everywhere H2500×W900 mm 綿/スクリーンプリント/顔料

三上いずみ MIKAMI Izumi



“eyes” 縦 90 cm 横 45 cm 漆芸, ボールペン, 水彩

浩而魅諭 HIROJI Miyu



“SUBROSA” 縦 91 cm 横 162 cm ボールペン, 水彩

浩而魅諭 HIROJI Miyu

▷=筆 者 紹 介=◁

〈経営学部〉

由 水 伸 教 授 経営学部経営学科
高 見 啓 一 准 教 授 経営学部経営学科
天 野 雅 斗 専 任 講 師 経営学部経営学科
小 林 大 州 介 専 任 講 師 経営学部経営学科
近 澤 潤 専 任 講 師 経営学部経営学科
野 村 拓 也 助 教 経営学部経営学科

〈社会福祉学部〉

小早川 俊 哉 教 授 社会福祉学部社会福祉学科
大 島 康 雄 准 教 授 社会福祉学部社会福祉学科
櫻 井 美 帆 子 准 教 授 社会福祉学部社会福祉学科
杉 本 大 輔 准 教 授 社会福祉学部社会福祉学科
吉 江 幸 子 准 教 授 社会福祉学部社会福祉学科
吉 澤 英 里 准 教 授 社会福祉学部社会福祉学科
西 野 克 俊 専 任 講 師 社会福祉学部社会福祉学科
島 山 明 子 専 任 講 師 社会福祉学部社会福祉学科

〈美術学部〉

安 藤 淳 一 教 授 美術学部建築学科
林 春 生 教 授 美術学部デザイン学科
西 田 陽 二 特 任 教 授 美術学部デザイン学科
梅 田 力 准 教 授 美術学部デザイン学科
北 嶋 洋 一 准 教 授 美術学部デザイン学科
三 上 い ず み 専 任 講 師 美術学部デザイン学科
浩 而 魅 諭 兼 任 講 師 美術学部デザイン学科

〈学外研究者〉

杉 岡 直 人 北星学園大学名誉教授
大 原 昌 明 北星学園大学経済学部経営情報学科教授

星槎道都大学

図書紀要及び情報委員会

委 員 長 由 水 伸
副 委 員 長 佐 藤 善 太 郎
副 委 員 長 杉 本 大 輔
経営学科委員 小 林 大 州 介
社会福祉学科委員 島 山 明 子
デザイン学科委員 三 上 い ず み
建築学科委員 (佐 藤 善 太 郎)
学 長 飯 浜 浩 幸
副 学 長 小 早 川 俊 哉
図 書 情 報 館 長 (由 水 伸)
経 営 学 部 長 信 濃 吉 彦
社会福祉学部長 (小 早 川 俊 哉)
美 術 学 部 長 安 藤 淳 一
事 務 局 長 酒 井 純 一
事 務 部 長 塚 田 瑞 恵
図 書 情 報 セ ン タ ー 長 三 浦 和 子
主 幹 (三 浦 和 子)
副 主 幹 近 澤 潤

ISSN 2435-3469

星槎道都大学研究紀要 第4号

令和5年2月24日印刷

令和5年3月1日発行

編集兼発行者

星槎道都大学 研究紀要編集委員会

〒061-1196 北海道北広島市中の沢149番地

電話 (011) 372-8139

印刷会社 株式会社アイワード

〒060-0033 札幌市中央区北3条東5丁目5番地91

電話 (011) 241-9341

